目次

プロローグ 1

序章　3

第一節：問題の出発点　3

「国民である」から「国民になる」へ

第二節：「同一化空間」としての国民国家 5

「国民になる」ことと「呼びかけ」の対象　国民国家と「市民管理システム」の確立

第三節：イスラエルの国民規定：国家樹立宣言、帰還法と国籍法 8

国家樹立宣言での矛盾　アリヤー/オリムとクリター　「帰還」と帰還法オリムと移民の違い

第四節：イスラエル人とはだれか？13

平等なイスラエル「国民」　イスラエル-アラブ人　全体的な意味での国民にあたる語の不在

「部分的かつ全体的」なレオームלאום　アム・イェフディとレオーム　トシャブ=住民

第五節：誰がユダヤ人か？21

帰還法の 1970 年改正　1953 年のラビ法廷法 住民登録ガイドライン ダニエル神父事件

ドゥルーズも独自のレオームへ(1962 年) 帰還法改正でのユダヤ人定義 住民登録法との連携ユダヤ教正統派

ユダヤ教徒からイスラエル「国民」へ

第六節:　*エチオピ*ムという言説　30

アシュケナジーム vs ミズラヒーム論批判 イスラエルにおける位置づけ

イタリックで表す*エチオピム ルシム* 二項対立的視点の限界

第七節：調査法 35

第一章　イスラエル社会科学における脱シオニズム的試み　39

第一節：クリター=アシュケナジー化　39

国家樹立当時アラビア語的発音の否定 ミズラヒームの登場 スファラディームとの違い

アシュケナジー化 クール・ヒトゥーフ[メルティング・ポット] アシュケナジー化とイスラエル社会科学

第二節:「50 年代の間違い」43

アシュケナジー化政策に対する批判と反省 社会科学における「50 年代の間違い」

ブラックパンサー事件と 1977 年の政治的大転換 「離散民の融合」後　「離散民の融合」後のエチオピア出身オリム

第三節:90 年代の大規模アリヤー　51

短期間での人口急変 直接受け入れ[クリター・イェシラー] 対エチオピア出身オリム優遇政策

メルカズ・クリター：エリート層を受け入れる機関からの変化 メルカズ・クリターとユダヤ機関

アリヤー、ユニークな現象の見直し　社会科学におけるディアスポラ論　エスニシティからディアスポラへ

エスニシティ論批判としてのディアスポラ論　ディアスポラ論でエチオピア出身オリムを描く

第二章　*エチオピ*ム、イスラエルにおける近代性の物差し　63

ベタ・イスラエルとファラシュムラ

第一節：エチオピアとイスラエルの歴史的同一性　64

『Kebra Nagast(王たちの栄光)』　ベタ・イスラエルの宗教法規ハラハーとの同一性　二つの大規模移送作戦

ベタ・イスラエルに求められた改宗

第二節:ファラシュムラのユダヤ教信仰同一性を巡る議論　69

国会におけるファラシュムラの手続きに関する議論　赤と黒エチオピアでの肌の色の優越関係　ベタ・イスラエルからファラシュムラへの批判的視線

第三節：感覚的周縁と地理的周縁　72

エチオピア=タイ=日本?あるタクシー運転手との会話　メルカズ・クリターの位置

ベエルシェバ市のメルカズ・クリター、ヌリット、カリシャール　キリヤット・ヤム市のサピール

第四節：「*エチオピ*ムは近代社会出身ではないから」78

80年代に初めて経験した困難　新プログラム：「アムハラ語教師」の登場　「記憶」を伝える「アムハラ語教師」

「伝統的社会エチオピアと近代的社会イスラエル」

第五節：求められる保護者としての自覚 85

年長者への尊敬と子どもへの愛情欠如　季節感の認識　ワークショップでの試み

メルカズ・クリター・サピールの初日でも

第六節:*エチオピ*ムにとってのエチオピア 89

ビデオとカセットを売りに来る男　もっと近代的なエチオピア　新聞と電気

*エチオピ*ムと呼びかけるユダヤ人国家イスラエル

第三章:だれがレオームを必要とするか？95

第一節：日本語圏でのレオームを巡る議論 95

民族、ネイション頼み　民族と国民の両方

第二節：「市民管理システム」としてのレオーム 97

住民登録上の区分へ　ユダヤ人の外的規定　シャリット裁判：住民登録法と帰還法改正のはざま

同一性の断絶　タムリン裁判:レオームが「存在証明」　戸籍に求める「存在証明」

第三節:人口統計とレオーム　103

第四節:レオームを巡る昨今の政治的議論　104

宗教勢力と非宗教勢力の政治的争い　非宗教政党のレオーム見解　レオーム:空欄「認証中」「※※※※※※※」

第五節：「存在証明」に求められる歴史や意義　106

レオームに求める共通の歴史　国家の意義

第六節：身分証明書：ポケットに入るイデオロギー　108

単なるカードから意味ある対象物へ　喜びの証し、身分証明書

第七節:メルカズ・クリター・サピールまでの道のり　110

第四章　メルカズ・クリターでの生活：過程と課程　114

第一節：初めての家　114

オリムとスタッフ　スタッフの構成　エチオピアからイスラエルへ　メルカズ・クリターの初日

メルカズ・クリターの一日

第二節：「公的な家」118

母のようなスタッフ　公の空間にある個人の家　何でも屋のガイド　警備員

第三節：新たに書き込まれる記憶　122

1)過ぎ越し祭

ユダヤ教信仰の教員　ユダヤ教信仰の教員　ミムナ

2)ヨム・ショアー[ホロコースト記念日]

サピールでのホロコースト式典「ろっぴゃくまん」　ホロコーストはイスラエルの一部

3)戦没者記念日から国家樹立記念:宗教派小学校での式典参加

2006年戦没者記念日の朝　国立宗教小学校と改宗の課程　"非イスラエル的"空間：初の宗教小学校へ

兵役としての教師　追悼から祝福へ　学校での記念式典

第四節：全てにおいてユダヤ人になる：改宗の課程　140

1)明言しないが義務

2)「改宗のためにいるようなもの」

謙虚で誠実なエチオピムと横柄なイスラエル人

3)ユダヤ教信仰学習合宿とラビ庁の目

整備された課程　ラビ庁の目　食事規定

4)ラビ法廷

5)改宗課程修了後

第五節：定住アパートへの自発的な引越し151

住宅購入支援金のランク　住宅購入にかかわる複数の機関　定住アパートの探し方　一人立ち:自立した生活へ

第六節:イスラエルでの「一人立ち」157

メルカズ・クリター：同一化空間　イスラエル社会での同一化　改宗の課程「一人立ち」への許可証

結論　　同一化空間で生きる162

エピローグ 165

参考文献　ｉ－ｖｉｉｉ

あとがき

プロローグ

2006年4月9日18時30分過ぎ。三年ぶりのキブツ・カブリ。かつてのホストファミリーの戸をノックすると、すっかり大人っぽくなったナベが迎えてくれる。兵役中[1]の長男ナベがすでに帰宅中で、慣れない手つきで紅茶を準備してくれると、高校三年生になった長女のノガも自室から出て「あらッ」と小さな歓迎をしてくれる。

今回の滞在がエチオピム(エチオピア出身移住者の俗称。詳しくは第二章)の調査研究であることを告げると、「へえ、そんなことで一ヶ月も。ところでエチオピムってイスラエルの国籍あるの？」とノガがいきなり本題をついた質問を私になげかける。エチオピアからイスラエルに集団移送という形でアリヤー(イスラエルへのユダヤ人の移住の意。詳しくは序章)したのが1984年。それからもアリヤーを継続しながら22年が経過し、現在約10万人(イスラエルの総人口は2006年4月時点で約700万人)がイスラエルに住んでいながら、国籍があるかないかそんなこともノガには素朴な疑問だ。日本ではもっぱら研究書に目を通していただけのため、イスラエル人であればエチオピムに国籍があることくらい誰でも当然のこととして知っている、と疑いなく信じていたのでノガの質問は驚きと共に新鮮だった。

続けて「キリヤット・ヤムにメルカズ・クリター(移住者受け入れセンター)があって、そこに毎日通って調査する予定なんだよ」と私が調査地や調査対象を述べたところで、それがアリヤー直後の一時的に生活する場所で、ヘブライ語を学習したり、国家樹立を祝う式典や過ぎ越し祭など様々な記念日に参加したり、それに今では改宗が行われている、なんてナベもノガも想像さえできない。彼らにしてみれば、エチオピムは日々接することはない人たち、でしかない。ナベとノガにとっては、そんな日々あまり接することのないエチオピムを、日々接するわけではないが小さい頃から時々遊びに来る一人のヤパニ(日本人)が調査する、という二重の意味での異質な感覚だったはずだ。

しばらくして、ナベとノガの母ローニーがヨガのレッスンから帰宅しそのまま会話に参加してきた。「でも、彼らはファラシャムラでしょ。あんた達ファラシャムラって知ってる？」とナベとノガに顔を向けると、「なに？知らない」とノガがはにかみながら笑っ

[1]イスラエルでは18歳になると男女共兵役の義務がある。男性三年間、女性二年間。徴兵期間中の任務は様々で、また社会化としても重要な機能を果たす。ナベもハイファの基地に毎日通いながら夜間週末はOpen University(日本の放送大学に類似)で学んでいる

て、「ヨシヒコ、知っているでしょ説明してあげて」と私に説明役が回ってきた。

「ファラシャムラというのは、もともとはユダヤ人なんだけど、数世代前にやむを得ずキリスト教に改宗したとされる人たち。それでも、イスラエルに移住する権利があると認められてイスラエルに来ている。1990年代後半からアリヤーしているのは、*エチオピ*ムと言っても実際のところファラシュムラなんだよ」

「へえ、じゃあ彼らユダヤ人じゃないの？」

「宗教的には認められてないからね[2]、改宗しないと、今は」

「ああ、オーソドックス(ユダヤ教正統派)ね」

宗教的規定を気にしないキブツにおいて、ノガに発せられる「オーソドックス」は一瞬異質な音として場違いのようにあらわれてはすっと消えた。

「彼らはいろいろな問題を引き起こすからね」

*エチオピ*ムも、オーソドックスも、ナベ、ノガ、ローニー達には「かれら」であって、同じイスラエルという空間に住み、同じ国民規定のもとで同じ権利と義務があっても[3]、「わたしたち」には入らない。また、ローニー、ナベ、ノガ達にとっての「かれら」*エチオピ*ムは、メルカズ・クリターでヘブライ語を学びながら、ユダヤ教正統派に基づくユダヤ教信仰(ヤハドゥートゥ)を学びながら、イスラエル生活に向けて準備をしている。その過程でエチオピムはどれだけイスラエル社会に近づくのか、ナベやノガにとっての「わたしたち」イスラエル人に近づくのか、いや近づけるのか、環境も価値観も異なる地イスラエルでどう自分の家庭を、そして新しい家を築いていくのか、また祖国エチオピアとの関係はどうなっていくのか?それらの問いを再びじっくりとどっぷりと観察してみたい、と改めて調査の可能性を期待しながら私の三年ぶりのイスラエルでの生活は始まった。

---

[2] 本稿でチーフラビのアマール「彼らはユダヤ人である」という一文を引用しているように、ユダヤ人と認められていないわけではない。その当時は改宗の必要性のために認められていないと誤解していたためにそのような発言となった。

[3] ファラシュムラは例外的に改宗課程の修了まで一時的住民であって"準国民"である。

序章

第一節：問題の出発点

「国民である」から「国民になる」へ

国民であることが自己のアイデンティティになるのか？イスラエルに国籍を持ち日本に留学していた友人が日本語で「私はユダヤ人なんかじゃない、イスラエルで生まれただけに過ぎないからイスラエル人なんだ」と発した言葉に大きな衝撃を受けた時の私自身への問いである。ユダヤ人国家に生きるのであれば、誰がなんと言おうとユダヤ人ではないのか？それを否定することは自己の本質的なあり方を否定することにならないのか？ユダヤ人ではなくイスラエル人と言うことはできるのか？この人はアイデンティティの崩壊をもたらしているのではないのか？私が「日本人なんかじゃない」といったところでナニジンになれというのか？「私は日本人である」で書き出す卒業論文『柳田國男と日本人のアイデンティティ』を書いている最中に聞いたその友人の言葉は、その後私自身とは何かを国民とアイデンティティというキーワードで深く考えるきっかけとなった。

それから10年以上が経過して、人文社会科学でアイデンティティという言葉は批判的に議論されるようになり私も大いに影響を受け、なぜ自分がナニジンという狭い型に押し込まれなければいけないのか、という問いへと徐々に傾いていった。中でも、アイデンティティを「賞味期限切れの用語」と評し「人間はアイデンティティなしでは生きられないのか？」と『脱アイデンティティ』(2005)で大胆な表現を用いた上野千鶴子の挑発的な問いは、「人間は国民でなければ生きられないのか」という私の新たな問いを招いた。また、心理学者エリクソンの想定した「総合的で、起源にあり、統一されたアイデンティティという概念」(1996(邦訳は2001:7)に対して「(アイデンティティは)たえず変化・変形のプロセスの中にある」(1996:2)(2001:15)と指摘したスチュアート・ホールは、私の中の完成された、見えないがどこかにあるであろう普遍的なアイデンティティのイメージを、未完成で流動的なイメージへと変えた。そして、起源(roots)に向かう直線的なアイデンティティより経路(routes)の中で構築される過程を重視したポール・ギルロイは[1]、私の中の自発的なアイデンティティというイメージから、様々な外的な要因との往復関係で構築されるアイデ

---

1 『ブラックアトランティック:近代性と二重構造』(上野俊哉他訳)は2006年月曜社から日本語翻訳本が出版された

ンティティというイメージへと変えた。彼ら/彼女らの指摘は「国民であるということが個人のアイデンティティになるのか？」という 10 年以上前の私の疑問を、"国民になる"ことと流動的で過程の中で構築されるものへ視点を変え、アイデンティティはアイデンティフケーションとの関係性、すなわち「同一化」(アイデンティフケーション)と「同一性」(アイデンティティ)との間で繰り返される構築関係へとキーワードも変えた。

このような変化や変形のプロセスを重視した同一性を巡る視点への萌芽を、私はイスラエルで文化人類学を学んだ 2000 年から 2002 年の期間に自覚している。私の当時の最大の関心はエチオピアからアリヤー(イデオロギー的にユダヤ人の「帰還」の意)する、外見も、言葉も、食生活から習慣まで全く異なる移住者をどのように同じ「私たち」だと認識して、どのように違う「かれら」と認識しているのか、それがユダヤ人国家イスラエルとしてどう関係するのかという漠然としたものだった。そこには漠然であっても、共通すべきものがどこかに、おそらく過去にあるという思考が基本にあった。そのままネゲブ・ベングリオン大学(Ben-Gurion University of the Negev)文化人類学修士課程に入学した。

「アイデンティティ、エスニシティ、ディアスポラ(Identity, Ethnicity, Diaspora)」[2]や「Memory, Myth and History: The presence and the past」と題する授業では、アリヤーを 2000 年来の離散を終えたイスラエルへの「帰還」とみなし、イスラエルがホームであると断定した視点から出発することはシオニスト的なイデオロギーに依存した視点に過ぎないことを指摘された。そして、その視点から開放された、とにかく現場で何がどう行われているのか、詳細にその事実をとらわれずに凝視する視点の重要性を叩き込まれた。それから、過去に視点を向けるあまり見えていなかった現在進行形へと視点は変わった。イスラエルへ移住した後もエチオピアは忘れ去られるのではなく、手紙や電話といった通信手段や日々口にするアムハラ語やインジャラ[3]、また娯楽の一つでもあるエチオピアのダンスのビデオ鑑賞など、エチオピアは常に日常生活にあることにも気がつきはじめた。そして、エチオピアからの移住者は現在生活するイスラエルで何を求め、何を受け入れ、何を拒否するのか。またそれを受け入れる国家はエチオピアからやってきた彼らに何を求め、何を受け入れ、何を拒否するのか。そのような往復関係の中でどのような安定した位置を

2　この授業を担当していたLevy Andre氏とWeingrod Alex教授はこの授業も一つの基礎として『Homelands and Diasporas: Holy Lands and Other Places』を2005年出版した

3　テフという薄茶色の小麦粉で作ったエチオピアの主食、イスラエルで日常的に食べられるピタに置き換えて「エチオピアのピタ」とも呼ばれる

エチオピア出身の移住者は見出そうとしていくのか、そのような過程と変化の中で構築されていくものへと関心は移った。

西川長夫氏が『国民国家論の射程：あるいは〈国民〉という怪物について』(1998年)の中で「人はいかにして国民になるのか。このテーマはもう少し関心をもたれてもよい」(44)と指摘をするが、本稿はそのような学びを通して得た視点からエチオピア出身の移住者がいかにしてイスラエル国民になるのか、イスラエルを舞台としてその現在進行形の過程を論じていくことを目標としている。

第二節：「同一化空間」としての国民国家

「国民になる」ことと「呼びかけ」の対象

さて、「国民になる」という過程は、アルチュセールが『国家とイデオロギー』で表現するところの国家から国民に対する「呼びかけ」があることを前提とする(75)。ホールのいう縫合も「呼びかけ」に対する主体の位置への投資という双方性であり、アルチュセールの「呼びかけ」が前提にある(2001:16-20)。たとえば、日本国籍を持つ私にイスラエル国家から「イスラエル人になれ」という呼びかけはかからず、「イスラエル人になる」過程と私との関係は成立しない。日本人("日本人"も行政的に定義づけられた表現であることは言うまでもない)の両親のもとに生まれた私は戸籍に入籍することによって、つまりは国家が法制化している「市民管理システム」(渡辺,2003)に組み込まれることによって、厳密な言い方をすれば、暫定的に日本人になっているだけのことである。イスラエル人になるという過程は常に双方向的な呼応関係に基づくために、イスラエル人になれという呼びかけがない限りはその過程を歩むことはない。すなわち、どの国民国家も国籍法など国家の成員である国民規定を成文化して正式な構成員とそうでない人々とを明確に線引きし、線の内側の人々にのみ「呼びかけ」を行うのである。

アルチュセールはイデオロギー装置と支配・抑圧装置とを明確に区別するが、国民国家はイデオロギー装置と支配・抑圧装置の形成と国民統合の装置を併せ持つ。なぜならば、国家が目指すイデオロギーに従って国民規定の線引きが行われ、線引きの内側に入る国民は戸籍、身分証明書、住民登録など支配・抑圧装置によって管理されるからである[4]。支配・抑圧装置はイデオロギー装置に即して機能する。戸籍、身分証明書、住民登録など、国民

---

4 日本では運転免許証や保険証でも有効であるが統一した身分証明書がない

としての身分を証明する証明書は「お前は何者だ」という当局による身分照会[Identify:同一化]に対して、「このような者です」と差出して同一性[Identity]を証明する機能を果たす。そして、その身分証明書は発行された国家の境界を越えてしまうと全く機能を果たさなくなる。そこにはまた別のイデオロギーに基づいた、支配・抑圧装置があるからである。例えば、日本語でしか表記されていない運転免許証はイスラエルではそれが何の証明書なのか、そもそも証明書なのかも認めてもらえず身分証明書にならないばかりか、それで運転すれば「無免許」運転で捕まってしまう。イスラエル警察は日本の運転免許証だけで運転する私に「お前は何者だ」と呼びかけることができても身分照会する「市民管理システム」と身分証明書に同一性が見出せないため、「無免許」運転による違法と処罰できる。

このように、イデオロギー装置と支配・抑圧装置はコインの表と裏の関係であり区別することはできない。こうした「市民管理システム」というイデオロギー装置と個体の支配・抑圧装置をあわせもった「同定装置」が 19 世紀にフランスで確立したことは渡辺公三『司法的同一性の誕生』(2003 年)によって詳しい事例と共に「〈歴史人類学〉の手法で」(同書の帯)報告されている。国民国家とこれらイデオロギー装置と支配・抑圧装置、そして「同定装置」としての「市民管理システム」確立の過程を確認するためにも、同書の報告から簡単にまとめたい。渡辺の報告は、「司法的同一性」が植民地支配において国民と植民者を人種的に区別する際の装置として機能し、人種論的人類学が形成された過程における「司法的同一性」の意味合いへと刺激的に展開するが、本稿の課題からは飛躍してしまうのでこれ以上は踏み込まない。

国民国家と「市民管理システム」の確立

国家が国民を管理する「市民管理システム」は、19 世紀後半パリで大量の軽犯罪者が発生し、累犯者を効率的に正確に確かめる方法の確立を求めたフランスの警察機構が、身体計測に基づく個体識別の管理技術ベルティヨン方式を導入したことに起因する。

パリ人類学会を 1859 年に設立したルイ・アドルフ・ベルティヨンの息子として生まれたアルフォンス・ベルティヨンは、大学で人類学を学び研究者を志しながら、1878 年パリ警視庁の事務官として就職した[5]。就職した当時、フランス警察機構は氾濫する累犯者

5　しかし、19 世紀末のフランス社会を揺るがせたドレフェス事件の唯一の物的証拠とされた「明細書」の筆跡鑑定にあたって、最後までその筆者がドレフェスであるとい

をデータベースの情報と照合してその特定の個人であると同定できる効率的かつ合理的な方法の確立を必要としていた。ベルティヨン方式は、名前や顔(表情)といった個性を抹消して「法の対象者としての個体を、何よりもまず沈黙する身体として、可能な限り誤りを除去した分類と検索の体系に組み込み、その体系内部の唯一の位置に固定すること」(42)に特徴があった。名前で管理することは偽名を名乗られれば役に立たず、表情は時間の経過と共に変わってしまうため、当時のフランス警察機構は確実な身元の同定装置を必要としていた。その要求に対してベルティヨンは「名前にも顔にも頼ることなく個体を個体として同定できる」(299)方法を提示した。

累犯者の同定を行う管理システムは、その後写真技術[6]、指紋方式[7]へ、時代が経過するにしたがって効率化、合理化はさらに進んだ。

パリ警察は社会の安全の手段として「全ての市民に合法的に要求された場合には同一性を証明することが法によって義務付け」ることを理想としていた。(1882年の警察内部の報告書(渡辺39に引用)より[8])

パリ警察で始まった管理者の基準から不変的なデータに基づき個体を分類して同一性を求める「市民管理システム」は、その後日本の戸籍・旅券法をはじめ、あらゆる国民国家での管理システムとして現在に引き継がれている。パリ警察が夢を見た国民全員に対する身分証明書の発行と携帯の義務は1940年、占領軍ナチスドイツの権威の下で樹立されたヴィシー政権下で実現した(39)。同一性に関わるこれら一連の装置が、19 世紀末までの、ひいては今日に至るまでの国民国家の重要な一つの基礎構造をなし、イスラエルも例に漏れず16歳以上になると全住民[9]の身分証明書の携帯と提示が1982年より義務付けられ

う主張を固執して信用を失墜した。(同書より)

6　ベルティヨン前にも技術そのものはあったが累犯者を特定する検索機能としてはおいつかなかった

7　イギリス王立協会のフランシス・ゴルトンが身体計測のベルティヨン方式の統計学的な不備と誤差の危険の大きさを指摘し、これに変わる確実な個体識別法として「指紋」の存在に注意を喚起したことにはじまる(300)

8　全文「全ての市民に合法的に要求された場合には同一性を証明することが法によって義務付けられていないことは残念である、こうした法は一見市民的自由の原理に反するように見えるかもしれないが、少し考えてみればそれが社会の安全の手段であることは認められよう。誠実な市民は、いかなる状況においても自分が何者であるかを明らかにすることを恐れることはない。自分の同一性を隠すことで利益をえるのは、ただ犯罪者のみである」(渡辺,2003:39)

9　国民だけではなく、国籍はないが永住権を持ったものなども身分証明書の携帯

ている(身分証明書携帯提示法(1982 年)(巻末資料「身分証明書携帯提示法」参照)。

以上の点で国民国家を定義すれば、国民国家とはイデオロギーに即した国民規定を行い、国民規定に個体が順じていることを証明する住民登録や身分証明書など「市民管理システム」を持ち、その同定装置に即した同一性を求める「同一化空間」といえる(西川,2001:424、西川,1995:7、渡辺,2003)。「国民になる」その過程を論じるにあたり、「国民になれ」と呼びかけの対象を決定するイデオロギーに基づいたイスラエルの国民規定を確認したい。

第三節：イスラエルの国民規定：国家樹立宣言、帰還法と国籍法

イスラエルはディアスポラのユダヤ人による「帰還」を前提に 1948 年建国という極めて明確な国家としての始まりが歴史的に確定されており、フランス革命以降ヨーロッパを中心に吹き荒れたナショナリズム、そしてユダヤ人のための国民国家[10]建国を目指したシオニスト的なユダヤ人国家イスラエルの国家樹立宣言は、ユダヤ人に向かって強く呼びかけながら、また同時に信条や人種の違いを超えた全ての人々にも拡大されており、曖昧で矛盾を含んだ呼びかけとなっている(Handelman,1994:441)。

国家樹立宣言での矛盾

> (ユダヤ人国家イスラエルの建国)は他の民族[11]が独自の主権国家を有するようにユダヤ民族の当然の権利である
>
> זוהי זכותו הטבעית של העם היהודי להיות ככל עם ועם עומד ברשות
>
> עצמו במדינתו הריבונית

イスラエル国家は信条、人種、性別にかかわらず全ての「国民」[12]のために社会的、政治的

が義務付けられる

[10] イスラエルは建国の契機にシオニズム運動があったことを踏まえれば民族国家とも言えるが、同一化空間として見た時には新たに国民化する装置を持つので国民国家に含まれる。そのため、本稿では国民国家で統一する

[11] アムが使われている。後ほど説明するように、国境と国籍を有する以前の歴史や文化を共有する集合体

[12] 後述するようにイスラエルには全体的な意味での国民が存在しない。ここでは権

な平等がある(国の発展を目指し熱心に努力する)

מדינת ישראל...תקיים שוויון זכויות חברתי ומדיני גמור לכל אזרחיה בלי הבדל דת, גזע ומין
תבטיח חופש דת, מצפון, לשון, חינוך ותרבות

国家樹立宣言で呼びかけるユダヤ人が、ヨーロッパの近代的なアシュケナジー系ユダヤ人を想定していたことはすでに多くの研究者によって指摘されている(本稿第一章第三節参照)。国家樹立宣言は裁判での引用ができず法的拘束性は持たないが、国家の成員がユダヤ人だけであってほしいといいつつ、僅かながらも「単一民族国家」ではない民主国家となる猶予を残していることにイスラエル国家樹立宣言の特徴がある。

アリヤー/オリムとクリター

ディアスポラのユダヤ人の「帰還」行為はヘブライ語で「上ること」を意味するアリヤーと呼び、シオニズムの実践行為と解釈されイスラエル建国前から現在に至るまで継続している(Encycropedia Judaica "Aliyah")。アリヤーする者をアリヤー(עלייה)と同じ語根(עלה)から派生する語オレー(עולה))複数形でオリム(עולים)男性単数をオレー、女性単数はオラー)と呼ぶが、一方、例えば日本人のアメリカへの移住のような、ユダヤ人のイスラエルへの移住以外の移住行為をハギラー、そのような移民をメハグリムと呼びアリヤーやオリムと明らかに区別される。

アリヤーのイデオロギー性は、反対にイスラエルから他国への移住を日本語で"下ること"を意味するイェリダーと呼ぶことを確認すればさらに明らかとなる[13]。都へ上がる、さながら上京のような意味を含むアリヤーと、それに対して"都落ち"のイェリダーがイスラエルの移住行為を巡る用語として定着し日常的に使用されるが、どちらも対象をユダヤ人に想定しアリヤーは積極的に、イェリダーは消極的にとらえられる。

アリヤーはシオニズムの実践行為で、その実行者が単数だと男性ならオレー、女性ならオラー、複数だとオリムであるが、アリヤーしてくるオリムを受け入れる行為はク

利と義務を伴った形式的権利を意味するため、カッコつき「国民」ヘブライ語ではエズラッハとCitizen

[13] 2006年レバノン戦争の時にも、自らのホームを離れ南部に非難する北部住人は、北部から南部に移動するという動きのみならず、戦時状態のために自らの家を逃れてくるというニュアンスを含めてヨレディムと言われた

リターと呼ばれる。本稿を進めるための調査地であるアリヤー直後に滞在するメルカズ・クリターは、オリムを受け入れるセンターということになる。アリヤーとクリターはセットで捕らえられることが多く、アリヤーを受け入れることを担当する政府機関アリヤー受け入れ省は Misrad le-Klitaht Aliyah(Ministry of Immigtants Absorption)、実際にアリヤーとクリターを実践するユダヤ機関の中心は「アリヤー・クリター部門」である。

オリムを受け入れることをクリタット・オリムと言うが、アルカライ辞典(REUBEN Alcalay,1996)では Absorption of immigrants と英訳され、メルカズ・クリターが英語では Absorption Center と定着しているように、世界中のユダヤ人をイスラエルに集めて同化、吸収するといったシオニズム的思想をクリターは含んでいる。クリターは、タハリッヒ・クリターと過程を意味するタハリッヒを伴って使用されることが多い。事実、オリムはイスラエル到着直後すぐに他の国民と同等の権利と義務を伴った国籍を取得するが、ヘブライ語学習や様々な祝日、記念式典への参加、国内の旅行など実際に一人立ちするまでの過程を含めてクリターと解釈するからである。本稿ではクリターを受け入れ、または受け入れ過程と訳すことにする。

「帰還」と帰還法

アリヤーがポジティブな意味で使用されるのは、ディアスポラ状態に終止符を打ち 2000 年前にユダヤ人が住んでいた「約束の地」へ戻ってくる行為と理解されるからである。それをシュブートゥと辞書的には「帰ってくること」の意で日本語では一般的に帰還と訳される。アリヤーと帰還はイスラエルへ上ること、帰還すること、とどちらも積極的なベクトルを意味する言葉である。アリヤーがイェリダーと対に使用されることからイデオロギー性が含まれることが明らかなことはすでに述べた通りであるが、シュブートゥもそのイデオロギーを大いに含んでいる。

現在と 2000 年前というタイムラグのある行為を連続性のある同一者の行為として「帰還」と呼ぶことは、2000 年前に生きていた見たことも会ったこともない人物と現在生きている他でもない私に同一性があることが前提となる。帰還とは「スペースシャトル無事帰還」など一般的には同じ人物、本稿的に言えばおなじ身分証明番号を持った他でもない「同一性が認められる個体」(渡辺公三,2003)が、A 点から B 点(多くは国境を越えた向こう側、または宇宙)へ行きその後再び A 点に戻ってくることを示す。帰還は生還とも置換可能であるが、地上に生れ落ちたある同一人物が生きている間に行って帰ってくる行為であ

る。すなわち、帰還は2000年前のユダヤ人と21世紀に生きるユダヤ人に同一性があることを前提とするイデオロギー的な用語であり、シオニズム的思想なしには成立し得ない用語である。そのため、本稿でシュブートゥの訳語として帰還を用いる時には「帰還」と括弧をつける。

シオニズム実践行為であるアリヤーは建国から2年後の1950年に「全てのユダヤ人はアレツ[イスラエルの地]へアリヤーする権利を有する」[14]ではじまる帰還法[ホック・シュブートゥ]が成立したことによって合法化された(Shachar,2000:388)。

帰還法はその二年後に制定された国籍法(1952)と共にイスラエルの国民規定の役割を果たしている。イスラエルの国籍法は英語ではNationalityが使用されているが、ヘブライ語では、「ホック・エズラフート」とCitizenshipに該当するエズラフートが使われている[15]。だれにエズラフートを与え、それによってだれを国家の構成員である国民とするかを規定する法であって、その法律を文字通り訳せば「市民権法」となる。ただし、市民権法では馴染みがないので本稿では国籍法で統一する。ちなみに、帰還法では「全てのユダヤ人はアレツへアリヤーする権利を有する」の後に、

(a)アリヤーはオレーの査証に従うこと

א) העליה תהיה על פי אשרת עולה

(b)オレーの査証はイスラエルに定住する意志を持つ全てのユダヤ人に与えられる[16]

ב) אשרת עולה תינתן לכל יהודי שהביע את רצונו להשתקע בישראל

と続くが、そこに国籍の文字は見えない。

帰還法は国籍法と相互補完的に機能することで、アリヤーと同時にオリムに国籍が与えられることが規定されている。オリムは入国と同時に投票権、パスポート発行の権利などイスラエル生まれの国民となんら変わらない完全な国籍を取得できる

---

14 כל יהודי זכאי לעלות ארצה

英語では、Every Jew has the right to come to this country as an olehと"come as an oleh"[オレーとしてくる]という表現を使う。ヘブライ語ではアリヤーする権利。

15 Shachar,2000と奥山がすでにNationalityではなくエズラフートであることは指摘していても、なぜなのかは深く分析していない。奥山は『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』の中で「国籍法」を使っている。

16 その後で、以下のものを除くと注意書きがあるが省略する。

(Shachar,2000:390)。国籍法によればイスラエル国籍を獲得するには 1)アリヤーによる取得、からはじまり、2)居住による取得、3)出生による取得、4)帰化による取得、と四通りある。2)居住による取得は、1980 年に追加された事項で、英国委任統治時代の住民(市民を示すエズラッハとは区別されたトシャブ)で 1948 年から市民権法成立の 1952 年までにイスラエルに居住した人を対象とする。3)は、a)イスラエルで生まれたイスラエル国民の父又は母の子ども、b)国外で生まれた、イスラエル国籍を所有する父または母の子ども、c)両親のどちらかが死亡後に生まれた子どもで、その死亡した母が死亡の時点にイスラエル国民である場合、d)いままで他の市民権を所有したことがない、イスラエル生まれの子どもで、18 歳から 25 歳の誕生日の間に申請し、申請時から過去連続して 5 年以上イスラエルに居住していることが確認できた場合、となっている(以上、奥山,2002:56-7)。最後の 4)帰化には過去 5 年の内三年(1950 年当時は 2 年)イスラエルに居住し、申請当時イスラエルに在住し、基本的なヘブライ語能力を持ち(ただし語学試験はなし)、イスラエル国籍取得と同時にそれ以前の国籍を放棄する意志があることを表明し、以上の条件が内務省によって認められた後で「I declare that I will be a loyal (citizen) of the State of Israel」と宣言する。

このように、帰還法と国籍法が示すように、「帰還」/アリヤーをするユダヤ人がイスラエル国民として歓迎されるのがイスラエルの国民規定である。帰還法は 1950 年、国籍法は 1952 年と帰還法のほうが先に成立していることはそれを顕著に表している。

オリムと移民の違い

国民の多くが国外生まれという点ではイスラエルは移民国家であるが、アリヤーするオリムは他の移民国家の移民と同義ではない。世界最大の移民国家と言われるカナダ、アメリカ、オーストラリアの移民は永住権と市民権という参政権の有無で明確な線引きがされているため国民と明確に区別される。それらの国の移民は国政選挙投票権を有しないので言わば「準国民」でしかない。現にその場合の移民は出身国の国籍をそのまま維持しているので、出身国の国民であっても実際に居住している(移住先の)国の国民ではない。一方、イスラエルで帰還法に基づきアリヤーをするオリムは空港に降り立ったその時点で即国籍を取得できる権利があるので、準「国民」ではなく全ての権利を満たした国民となる(Shachar,2000)。アリヤーをして住民登録をすると自動的にイスラエル国籍が与えられ同時に出身国の国籍が剥奪されてしまうので、イスラエル国籍を希望しない場合にはその旨宣言をして国政選挙には参加できないが地方選挙には投票できる永住権を取得して「市民管

理システム」上は定住者(トシャブ・ケバ)と呼ばれる。

イスラエル中央統計局が発表した数値によれば、2005 年の統計でも一年間に 21,180 人がアリヤーしており、現在イスラエルに在住するユダヤ人の約 32%(2005 年現在)が国外で出生してイスラエルで国籍を獲得したオリムということになる。初代首相ベングリオンも建国前に英国委任領パレスチナにアリヤーした第二アリヤーの一人であったように、建国初期の統治者はオリムで構成されていた。つまり、イスラエルの準国民や二級市民的な位置づけではなく国家を担う国民を構成する点に、他の移民国家とは異なるオリムの特徴がある。

第四節：イスラエル人とはだれか？

平等なイスラエル「国民」

さて、本稿のテーマの片方を担っているイスラエル人とは誰を示すのか？前節で確認したようにイスラエル人とは、帰還法と国籍法により国民と認められる個人であり、その線引きは非常に明確でその中にはユダヤ人もアラブ人もその他キリスト教徒なども内側に含む。イスラエル統計局が 2006 年独立 58 年前夜に発表した最新のイスラエルの人口を確認すると次のようにイスラエル国民が数えられていることが分かる(巻末資料「2006 年国家樹立記念日前夜人口統計」参照)：

58 年目独立記念を前にイスラエルでは人口 7,026,000 人を数えるようになった。建国時 806,000 人(内半数が現在イスラエル在住)に比べて 8.7 倍となる。

5,639,000 人が総人口の 80%「**ユダヤ人とそれ以外**」ママで、総人口の 76%にあたる 5,333,000 人が**ユダヤ人**、さらに総人口の 4%にあたる**オリムとその一定範囲内の家族**で内務省にはユダヤ人と登録されない「**その他**」が 306,000 人。そして「**アラブ人口**」がイスラエル総人口 20%にあたる 1,387,000 人となる。

イスラエル国民として人口に加えられた各個人は、ユダヤ人、アラブ人の如何にかかわらずに国政選挙への参政権のほか、失業保険などを賄う国民保険に入る権利が与えられている。マーシャルが言う「市民的シチズンシップ」「政治的シチズンシップ」「社会的シチズンシップ」など一連の国民国家の成員権に付随する権利・義務としての市民権、

同じ色と同じフォーマットによるパスポートや住民登録[17]に象徴されるBrubakerが言う「ファイルシステム」としての市民権を有しており[18]、これらの点においてイスラエルでは全ての国民は平等となる。

しかし、モーリス･鈴木による「(どの国家も)共通の法律、権利、義務、経済・政治制度などだけではなく、象徴資源-国民の言語や歴史に関する知識、国民体の儀式に馴染み、それと同一化すること、など-で組成されたたえず進化する身体によって構造化される」(2000:201)といった言語や歴史に関する知識を求める「象徴資源」の価値に耳を傾けた途端、形式的な平等な権利の裏側にピッタリと張り付き姿を隠していた、ユダヤ人国家イスラエルとしての姿が露骨に表れ、同時にアラブ人はきれいにイスラエルの国民の舞台からフェイドアウトしていってしまうのである。

イスラエル-アラブ人

イスラエル全人口の約 20%を占めるアラブ人にはイスラエル国会選挙での投票が許され、サッカー代表チーム[19]でもプレーすることができ[20]、失業保険など社会福祉を受ける権利を有しながら、「イスラエルの言語」「イスラエルの歴史」と国家が求めるイスラエルの「象徴資源」の共同所有者には含まれない。なお、イスラエルでは男女問わず兵役につくことが義務とされているが、イスラエル-アラブ人の場合は免除となり、希望者のみが兵役につく[21]。

「公用語」にはアラビア語とヘブライ語と二つの言語[22]が並列され、イスラエル-アラブ人の男性はほぼ全員がヘブライ語とアラビア語とのバイリンガルでありながら、ユダヤ人でヘブライ語とアラビア語とのバイリンガルは少数に過ぎないというイスラエルの

---

17 パレスチナ人自治区のアラブ人は違う色、違うフォーマットの身分証明書により明確に区別されている

18 From a global perspective, to be sure, citizenship is virtually universal. In this perspective, citizenship is an international filing system, a mechanism for allocating persons to states.(Brubaker,1992:31)また、My argument is therefore that "the citizen" should be understood in the first instance not as a type of person but as a position in the set of formal relations defined by democratic sovereignty.(James 1996:174))

19 ヘブライ語では「選抜」を意味するニブヘレットが使用されナショナルにあたる語は使用されない

20 Jリーグでプレーする「在日」のサッカー選手安選手は 2004 年のアジア選手権で日本代表選手ではなく北朝鮮代表でプレーした

21 ユダヤ教超正統派のユダヤ人も免除されるが、イスラエルでは国民としての義務が特例として免除されているため批判の対象となる

22 アラビア語は特定の国家の言語ではなく「二ヶ国語」との表現は不適切

現実がある。イスラエルの言語は(旧約)[23]聖書の言葉で、建国前にエリエゼル・ベンイェフダの貢献によって復活したユダヤ人の言語ヘブライ語であり、支配的な言語であることは大統領演説、首相演説等が全てヘブライ語で行なわれることで確認できる。かくいう私もイスラエルで生活し、本稿のために調査する際に使用したのはヘブライ語であり、アラビア語ではない。

またイスラエルの歴史とはすなわち「ユダヤ民族史」であり、それは古代イスラエル、神殿崩壊、離散、ホロコースト、国家樹立(ユダヤ民族史では再建とも)まで全て「ユダヤ人」主役の歴史でそこにアラブ人が主役となる歴史はない。イスラエルの国旗、イスラエルの国歌はそれぞれユダヤ人の歴史に登場するダビデを思い起こさせ、エルサレムへ「帰還」することの希望を歌った歌詞(国歌はヘブライ語で希望を意味するハ・ティクバ)である。つまり、形容詞「イスラエルの」で始まる名詞は即「ユダヤの」に置き換わり、アラブ人が付け入る隙間さえ与えないのだ。

以上のことから一つのことが明らかとなる。「市民的シチズンシップ」「政治的シチズンシップ」「社会的シチズンシップ」など一連の国民国家の成員権に付随する権利・義務としての市民権、「ファイルシステム」としての市民権を所有するイスラエルの成員としての個人同士はユダヤ、アラブの区別なく平等である。しかし、国旗や国歌といった国民国家の象徴を求め、言語、歴史といった「象徴資源」の共同所有者はユダヤ人のみでありそこにアラブ人は含まれない。言い換えれば、イスラエル人と発した場合、成員としてのイスラエル人個人を想定する場合と、集合的要素としてのイスラエル人を想定する場合にそれぞれのイスラエル人が示す対象が前者はユダヤ人、アラブ人、その他を全て含み、後者はユダヤ人しか示さないという大きな不一致が生じるのである。そのため、イスラエル人という時にはほとんどの場合それはユダヤ人を想定し、アラブ人を指す場合にはイスラエル-アラブ人とわざわざハイフンを付けてイスラエルの従属的なマイノリティであることを表現する方法しかない (Foner,1997:355)。この不一致をイスラエル国民という日本語に置き換えた場合の不具合で検証したい。

23　ユダヤ人にとって聖書は一つであり新旧の区別がないため

全体的な意味での国民にあたる語の不在

『司法的同一性の誕生』(2003)で渡辺公三氏は「ベルティヨン方式と指紋法の技術的な展開の過程に、近代国家の個人登録と照合の体系に「国民」を「全体的かつ個別的」に捕捉しようとするどのような不可視の力学が確かめられるのか」(364)と研究の方向性を表現しているように、日本語の国民とは国籍を所有する成員という個人としての意味合いと、それら政治的に規定された成員の全体的な意味合いの両方を含む用語である。それでは、全体と個別が一致しないイスラエル人という表現を、イスラエル国民という表現に置き換えることはできるのだろうか。結論から言うと、少なくともその支配的な言語であるヘブライ語には「全体的かつ個別的」な意味を含む国民にあたる単語が見当たらないのだ。奥山氏も「「国籍」に相当する項目が「エズラフート」(国籍)という概念で記載されるということなどを考えると、現段階でいえることは、イスラエルには、(少なくともヘブライ語には)一般的な意味での「国民」(=その国籍を有している人)という概念が不在なのではないかという疑問」(2002:82)があると指摘している。しかし、国籍という平等な権利を所有するものという個別的な意味での国民は英語の citizen にあたるエズラッハが存在する。むしろ問題とすべきは、全体的な意味でイスラエル人と発したときに全てイスラエルがユダヤに置き換わり、アラブ人はイスラエル-アラブとハイフン付きでしか表現し得ないイデオロギー的な「不可視の力学」(渡辺)であろう。

「部分的かつ全体的」なレオームלאום

その力学に迫る上でレオームという用語は大きなヒントとなる。レオームの辞書的な意味はアルカライヘブライ語-英語/英語-ヘブライ語辞典によれば「nation, people, folk」とあるが、レオームは「市民管理システム」の中でユダヤ人を集合的に規定する項目として機能し、また言語や歴史など「象徴資源」を含もうとする用語である。

上記で紹介したイスラエル全人口のうちユダヤ人、アラブ人と区分する際のカテゴリーはレオームでの区分に基づいており、レオームの項目は身分証明書や住民登録に存在する(巻末資料「住民登録情報変更願い」参照)。レオーム項目は隣に記載される宗教項目とセットで扱われ、レオームがユダヤであれば宗教もユダヤの組み合わせとなる。その他、ドゥルーズ、チェルケス、ベドウィンなどイスラエル国内のマイノリティはそれぞれ所属先を記入できるが、レオームにイスラエル人にあたるイスラエリと記入することはできな

い。レオームとセットとなるイスラエル人に該当するイスラエル教なるものが存在しないだけではなく、1972年に自分はユダヤ人ではないからレオームにイスラエル人と記入したい、と内務大臣に求めたタムリン氏に対して、最高裁はレオーム・イスラエリというものは存在しないと要求を退けた経緯があり、現在もこのタムリン裁判が度々引用されている。すなわち、レオームは「市民管理システム」では全人口の構成区分を決める部分カテゴリーであって全体的な意味合いでは使用されない。

しかし、レオームはNation-State[国民国家]のヘブライ語訳メディナット・レオームでNationに該当し、レオームの形容詞形レウミלאומיは、デゲル・レウミ[国旗](ヘブライ語では文法的に名詞＋形容詞の順)、ヒムノン・レウミ[国歌]とユダヤ人国家イスラエルの象徴を表す言葉として使われる。日本語の国民意識、国民の歴史、国民の言語にあたるヘブライ語も全てレオームの派生語が使われ、それぞれユダヤ人の意識、ユダヤ人の歴史、ユダヤ人の言語に置き換わる。日本語で国民は「個別的かつ全体的」な意味を持つ用語であるが、ヘブライ語でレオームは国民の「部分的かつ全体的」な意味を持つ用語ということになる。

レオームはイスラエル建国以前から住民登録(ユダヤ人のみではない全ての住民)にて官僚的な管理システムの法制化された用語として使用されていたが(Handelman,1994:449)、現在宗教とセットで扱われるまでの過程は、レオームにユダヤ人と記載する基準がシオニズム的イデオロギーを優先させるべきなのか、それとも正統派ユダヤ教の宗教法規ハラハーに基づくべきなのか、いわゆる「誰がユダヤ人か」問題と常に連動しながら議論されてきた。まずは、国家樹立宣言の中でのレオームの扱いを確認したい。

חזון הוגה שלה קריאתו לקול הציוני הקונגרס נתכנס 1897 ז"תרנ בשנת
לתקומה היהודי העם זכות על והכריז, הרצל תאודור היהודית המדינה
לאומית בארצו

1897年テオドールヘルツェルの提唱によりユダヤ人国家を熱望したシオニズム会議が開かれ、ユダヤ民族(アム・イェフディ)によるレオームの復活の権利が宣言された

国家樹立宣言内におけるシオニズム運動との延長線上に建国を位置づける箇所であるが、ここにアム・イェフディという一般的にユダヤ民族と訳される語があることに注

目したい。「部分的かつ全体的」な意味を持つレオームも民族と訳されることがあるので、ここでアムとレオームの違いを明確にしたい。

アム・イェフディとレオーム

レオーム・イェフディもアム・イェフディもいずれもユダヤ民族と訳されるのであるが、レオームとアムの基本的な違いは、レオームは「部分的かつ全体的」にイスラエルという国家の領土内にいるユダヤ人を対象とするのに対して、アムはイスラエルという国家に依存しないスピルバーグやサイモン&ガーファンクルなどのユダヤ人を対象とすることにある。また、ユダヤ人は日本語だとユダヤ教徒、ユダヤ民族と二つの表現に分かれるが、アム・イェフディは国家樹立宣言にあるように宗教的概念を否定した民族のつながりを強調しているのでユダヤ民族が近い表現となる。

先ほど紹介した、国民意識、国民の歴史、国民の言語にあたるヘブライ語には全てレオームの派生語が使われ全て「ユダヤ人の」に変化するという解説に対して、それぞれ、"イスラエルの"ユダヤ人の意識、"イスラエルの"ユダヤ人の歴史、"イスラエルの"ユダヤ人の言語と「イスラエルの」を付けなければ正確ではないとすればより説得的であろう。世界中のユダヤ人の言語というものは成立しない。アメリカにいるユダヤ人の全員がヘブライ語を話すことはなく、ヘブライ語はあくまでイスラエルのユダヤ人の言葉として理解される。

さらに言い換えれば、「イスラエル人になれ」という呼びかけの対象で住民登録に登録しなければならない対象か、そうでないかの違いである。アム・イェフディがアリヤーしレオームを復活させる地がすなわちユダヤ人国家である、とその権利を訴えるヘルツェルの提唱と国家樹立宣言は、レオームがイスラエルという国家の領土内においてのみ意味を成すことを端的に表している。また、シオニズムが目指したナショナル・ホームの建設も、原文ではバイト・レウミと「レオーム的なホーム」という言い方をしておりやはりイスラエルという国家の領土とレオームの関係を明確に表している。

הלאומי ביתו את מחדש להקים היהודי העם ולזכות במנדט

ユダヤ民族(アム・イェフディ)によるレオーム的ホーム(ナショナルホームと訳される)の新たな建設の権利

アム・イェフディはイスラエルへアリヤーすることが期待される離散中のユダヤ人を想定し、その流れは国家樹立宣言の中で一貫されている。宗教の概念を否定し、世俗的な連帯を求めた民族的な動きであったシオニズムが呼びかけるアム・イェフディとはユダヤ教徒ではなく、神を信じる信じないにかかわらずにあるユダヤ性に基づく連帯を想定していた(そのユダヤ性が何かは建国後問題となる)。そして、その新しい何かをユダヤ人国家で復活させるもの、ナショナル・ホームの建設へとシオニズムは動いたが、その目標がレオーム的なものであって、レオームはシオニズム的な建国の目標となってきた。さらに、国家樹立宣言で繰り返される権利とは国民国家の成員権に付随する権利・義務を伴う形式的な権利というよりも、共通の言語や歴史といった「象徴資源」を作り出す(シオニズム的には復活させる)権利であり、それはすなわちユダヤ人の言語ヘブライ語、離散を終えてイスラエルを建国するユダヤ人の歴史を共有する国民からなる国家建設の権利であった。レオームがそうした「象徴資源」を含んでいることは、レオームの形容詞形レウミが、デゲル・レウミ[国旗]、ヒムノン・レウミ[国歌]と国民国家の象徴を表す言葉として定着していることで再度確認しよう。そして、そのような「象徴資源」を孕んだレオームがNation-State[国民国家]のヘブライ語訳メディナット・レオームで Nation に該当しているところに、レオームが持つ「部分的かつ全体的」な意味合いがあるのである。

トシャブ=住民

国家樹立宣言には、トシャブ・イスラエルというイスラエルの住人といった意味合いの用語も使われている。トシャブは権利の有無に関係なく一定領域内に居住するものという意味合いがある。例えば、イスラエルのキブツはハベルと呼ばれる権利と義務を持ち実際に運営に参加するメンバーの他に、キブツ内に居住しているが権利と義務のないトシャブが多数居住する。キブツで生まれた子どもは、その両親がメンバーであっても本人がメンバーになると宣言して直接投票で承認を得ない限りはハベルにならず、それまではトシャブであって運営する権利を持たない。現在はキブツからの若者の流出が多くハベルになるキブツ生まれ、キブツ育ちの子どもは少ない。

2006年8月のレバノンとの戦争の際、シェルターでの避難生活を送っていた北部住民に対してオルメルト首相は「トシャベイ・ツァフォン(トシャベイはトシャブの複数形の接辞語、ツァフォンは北)」とメッセージを寄せているが、イスラエル北部という特定の領域に居住するものを語るとき、権利と義務の所有が前提の国民エズラヒムでは北部の住

民の皆様という表現に不適切のためトシャブを使った。

その領域に居住しながら権利を持たないようなトシャブという用語が国家樹立宣言で使用されている前後関係を確認すると、トシャブには建国前から居住するユダヤ人を含んだイスラエルの領土内に居住する住人が想定されていることが分かる。特に次の文はその次のエズラッハと比較することでより明確となる。

מדינת ישראל תהא פתוחה לעלייה היהודית ולקיבוץ גלויות;
תשקוד על פיתוח הארץ לטובת כל תושביה; תקיים
שוויון זכויות חברתי ומדיני גמור לכל אזרחיה בלי הבדל דת, גזע ומין; תבטיח חופש
דת, מצפון, לשון, חינוך ותרבות

イスラエル国家は、全ての住人のために国の発展を目指し熱心に努力する
イスラエル国家は信条、人種、性別の差異にかかわらず全てのエズラヒムに社会的権利、政治的権利の平等を有する

トシャブとは権利と義務に関係なく居住するものであるが1965年に成立した住民登録法では全てのトシャブに住民登録を義務付けている。そこで「トシャブ(住人)-イスラエル「国民」(エズラッハ・イスラエリ)、オレー査証、オレー証明書または定住者［トシャブ・ケバ］として居住する者」と定義し、同時に住民登録法に該当しない住民に含まれない「外交パスポート所有者」「一時訪問者」「一時通過者」も規定される。留学生やキブツ滞在者は一時訪問者に入り住民登録の対象とはならない。

オレー査証、オレー証明書とはアリヤー後にまだ身分証明書が発行されていないもので、定住者とは国籍は所有せず国政選挙の参政権がないが、労働の権利他の権利があり永住権所有者とも言い換えられる。イスラエル「国民」に限らず登録を義務付けることは、住民登録が近代国民国家の中で成立した「市民管理システム」としての管理機能を考えれば納得がいく。例えば、日本に国籍を残しながら永住権を所有することができるが、その場合は個別的にも全体的にもイスラエル人に含まれない。

以上、イスラエル人と発する際、権利と義務を伴う成員個人「国民」と「象徴資源」を求める全体的な対象が一致しないことを、ヘブライ語で「全体的かつ個別的」な意

味での国民に該当する単語がないことから確認してきた。「国民」になるという過程は身分証明書取得、パスポート取得によって目標を達成し、身分証明書、パスポートの形式やフォーマットが一定であるように例外が存在せずに平等に「国民である」ことが証明される。「イスラエル人になる」というその過程を重視する本稿は、「国民である」ことが証明可能な権利や義務を所有する個人としてのイスラエル人と同時に、全体的な、すなわちシオニズム的なアラブ人を含まない集合体としてのイスラエル人になる過程に視線を向けている。しかし、その全体的な集合体に入るためには権利や義務を含んだ個人としての「国民」になる必要があり、その「国民」になるためにはユダヤ人であること and/or ユダヤ人になることが最優先であることを常に確認する往復作業が必要となる。そもそも、イスラエル人になる最優先権を持っているユダヤ人とはどのように定義されるのか、それを次節で確認したい。

第五節：誰がユダヤ人か？

イスラエル人とは誰かという言説的な問いはあまり耳にしないが、「ミ・フ・イェフディ[誰がユダヤ人か]？」という問いはイスラエル国会、新聞などで度々取り上げられるように未だに決着がつかない議論であり、本稿で決着をつけようとするものではない。どのように定義されるのか、それを巡ってどのような議論がされているのかを簡単に整理したい。

「誰がユダヤ人か？」問題とは一言で言えば、ユダヤ人とはユダヤ教徒であるべきかそれとも非宗教的なユダヤ民族であるべきかを定義する議論である。言い換えれば、帰還法(1950 年)で呼びかけるユダヤ人とは、ユダヤ教法規ハラハーに従ってユダヤ人を母とする子または改宗を基準とする外的[external]に規定されるべきなのか、それともシオニズム的な宗教を否定した共通の歴史や伝統を所有する、言わば個人の内的な[internal]意志に基づくべきなのかの二点に集約される(Shahar,2000:399)。

帰還法の 1970 年改正

そうした議論の最中で帰還法を 1970 年に改正し「ユダヤ人とは母がユダヤ人である者、ユダヤ教徒に改宗した者、他の宗教の成員ではないこと」(4b)と法的に定義したが、宗教法規ハラハーに基づく血統主義的な規定及び信仰を重視する規定となったため、返っ

て議論の熱は高まった[24]。「誰がユダヤ人か？」議論の問題の所在を確認すると、この議論がイスラエル建国や帰還法成立がきっかけなのではなく、その帰還法の該当者がだれであるのか、そこで帰還法が呼びかける「帰還」すべきユダヤ人はだれなのかという議論に宗教的な規定が持ち込まれたことに起因していることは明らかである[25]。

まず1950年に帰還法が成立したときにはユダヤ人とは誰かを定義していない。それは、イスラエルにおける法制度の仕組みにも関係している。イスラエルでは、オスマントルコ朝時代のミレット制のなごりと、英国委任統治時代から存在するキリスト教徒、イスラム教徒とユダヤ人(教徒)と平等な権利を有する「国民」と数える必要性から、慣習的に婚姻、離婚、埋葬など私的身分を決めるのは各宗教行政に任されている。イスラエルでは、安息日も守らず日常的に全くユダヤ教法規ハラハーを守らない非宗教的なユダヤ人も、婚姻や離婚といった住民登録上の私的身分の変更には全ての宗教行政を監督するチーフラビ庁に出向いて手続きをおこない、儀式を行い、そこで得た証明書を内務省に届け出て登録することではじめて住民登録上で既婚と決定され重婚を防ぐ制度がとられている[26]。

1953年のラビ法廷法

このようなチーフラビ庁への権限はラビ法廷法(1953 年)によって「その「国民」であろうと、住人であろうと、イスラエルにおけるユダヤ人の婚姻及び離婚に関する全ての問題はラビ法廷の排他的裁判権の下にある。イスラエルにおけるユダヤ人の婚姻及び離婚はトーラー(律法)にしたがってとり行われる」と世俗的な法で確保されるようになった[27]。

24　「他の宗教の成員ではないこと」はハラハーには含まれない。後で詳しく述べるように、1962年にカトリックに改宗した"ユダヤ人"ダニエル神父がイスラエルにアリヤーした際に国籍はイスラエル、宗教はカトリック、レオームはユダヤ人と主張したところレオームと宗教が一致するべきとの判断が最高裁で下されたことから追加された文言

25　市川氏は「まさにこの法律が1950年に制定されてから今日まで何度かの改正を行なっているのは、ユダヤ人の定義の問題の複雑さと難しさを表している」(1994:180)とBin-Nun,A.,The Law of the State of Israelを引用しながら、1950年に帰還法が成立したことによってユダヤ人の定義に該当するか否かの問題が始まったとする。臼杵氏は「イスラエルは建国以来、何度も繰り返されてきた「だれがユダヤ人か」問題をハラハーの名のもとで一挙に解決しようとする動きであった」とイスラエル建国が「だれがユダヤ人問題」の契機とする(1999:96)

26　最近では、そのような宗教婚を避けて、キプロス島で婚姻をする市民婚を済ませ、その証明書を持って内務省に出向いて人口登録で婚姻とされる若者のケースが多い

27　ダニエル神父事件を裁いた一人シルベルグ判事はその判決の見解を述べた中で「ラビ法定法はラビの権限を書き題するために役立ち、そしてこれは誰でも知っている秘密であるが、このラビ法廷は非宗教的ユダヤ人の上にユダヤ教の戒律の効力を広める目的

そのラビ法廷によって決定される婚姻、離婚といった私的身分の変更を登録する住民登録法は1965年に成立するのであるが、人口統計をとる住民登録そのものは建国以前から行なわれており、1949年には住民登録令(Order for the Registration of Residents (P'kudat Mirsham Ha-Toshavim)として制度化されている。

建国以前の住民登録からレオームと宗教の項目は存在したが、レオームにはどんな基準で記入すべきなのかが大きな問題となった。住民登録令では空欄でもよい選択肢が存在したのであるが、帰還法(1950年)が成立しユダヤ人の「帰還」を呼びかけたときに住民登録上カテゴリーとしてのユダヤ人の規定が必要となり、レオームがその機能を果たすことになった(Dandleman,1994:445)。

繰り返すが1950年当時帰還法にユダヤ人の定義はない。住民登録令を住民登録法として法制度化に向けた議論の中で、そこにあるレオームという項目に記載するユダヤ人を誰が、どのようにして定義づけするのかが常に問題となった。法制度化に向けて内務大臣の見解を示した「住民登録ガイドライン」が議論の基準となり、その都度大きな議論となった。その議論の過程は、イスラエルという人工的な国家樹立によりユダヤ人の定義が国家に委ねられ、ユダヤ人と非ユダヤ人が法的に裁かれるようになったことを嘆いたアキバ・オール氏が、イスラエル国家樹立とユダヤ人定義の変遷の過程を「ヘブライ語の国会討議資料などを駆使し、論証」(『誰がユダヤ人か』の帯)したThe UnJewish State(邦題は『誰がユダヤ人か』)で詳細に報告されているので、以下それを参照にまとめる。

住民登録ガイドライン

1958年3月10日シオニスト運動マパム党のメンバーである内務大臣バール・ユフダ氏は、もし両親がその子どもがユダヤ人であると申し立てさえしたら子どもはユダヤ人として登録されるという内容の住民登録ガイドラインを発表し、同時に「誠意を持って自分をユダヤ人であると申し立てるものがユダヤ人として登録されるのであってそれ以上の証拠は要求されないものとする」(アキバ,1984:61)と述べている。このガイドラインに法的効力はないが、ユダヤ人とは母から生まれた子、または改宗した者とユダヤ教法規ハラハーに従うことを主張する宗教勢力はこのガイドラインに猛反発をした。

シオニスト派のマパム党はユダヤ人ではない女性とアリヤーをしたユダヤ人男性との間に生まれた子どもを「国民」として登録することは住民登録という性格上宗教的規

で要求されて許可されたものである」と告白している(アキバ,1984:107)

定を必要としない、との見解からレオームと宗教との区別が可能であると主張した。このガイドラインを巡る争いは国家宗教党ママNRP［National Religsiou Party］の指導者の二人の大臣の辞任(1958年6月25日)につながったように政治論争であったが、世俗的な法によってユダヤ教とユダヤ民族をそれぞれ切り離すことができるのか、だれがどのようにしてユダヤ人の定義ができるのかという議論へと発展した。そして「誰がユダヤ人か」という論争がユダヤ教と、シオニズム的な非宗教主義との間に横たわる問題として認識される最初のできごととなった(アキバ,1984:96)。

ダニエル神父事件

その議論の最中で大きな衝撃を与えたのがダニエル神父事件であった。ダニエル神父、本名オズワルド・ルフェイセンは1922年ポーランドで両親をユダヤ人とする家庭に生まれたが、1942年にカトリックに改宗した。1958年にアリヤーしたダニエル氏は、宗教はカトリックであるが、レオームはユダヤ人であると主張し、内務大臣はイスラエルでの滞在は許可したがキリスト教徒であるという理由によりユダヤ人とはみなさなかった。ダニエル神父は最高裁に申し立てて内務大臣にその決定の法的正当性を提示するか、またはユダヤ人と認めるように要求した。

9ヶ月に渡る審議の末、1962年最高裁判所は多数決でダニエル神父をユダヤ人とは認めない判決を下した。ダニエル神父は改宗しながらも、内面はユダヤ人であることを放棄しなかったと陳情しているが、次のような判断によって否定された。多少長いが誰がユダヤ人問題かの論点を表しているので引用する。

1)裁判所は「ユダヤ人」という言葉の法的定義に言及することができなかった。なぜならイスラエル国会は首尾一貫してこの定義をしていなかったからである。非宗教的ユダヤ国家という最も基本的な法的辞句は、故意に定義されないままだったのである。

2)ユダヤ教戒律によれば、たとえ改宗していようともユダヤ人の母を持ったユダヤ人はユダヤ人であるから、ルフェイセン(ダニエル神父の本名)はユダヤ人である。しかし裁判所は非宗教的であるから、宗教の戒律に基づく評決をすることを拒んだのである。

3)政治的シオニズムは非宗教的ユダヤ人の運動であり、彼らはユダヤ教を正面から無視してかかり、自分たちの非宗教的民族主義の表現として、非宗教的国家を創設した。イスラエル創設者たちは無神論を意識したものたちであり、人はユダヤ教に従わないでユダヤ・ナショナリティ(邦訳でレオームをナショナリティと訳している-筆者)を持ち得るという強い確信を持っていた。ほとんどのシオニストは宗教を信じず、またほとんどの宗教的ユダヤ人はシオニストではなかった。
ルフェイセンはカトリック教徒であるからユダヤ・ナショナリティはない、という裁定はユダヤ・ナショナリティというものが宗教に基づくものであることを意味し、非宗教的な多数のシオニスト間の立場が危うくなるということをも意味するものである。

4)イスラエルは国外の多くのユダヤ人のための文化的アイデンティティの源となるものである。もしルフェイセンがカトリックの信仰にもかかわらずユダヤ人民の一員として宣告されたら、彼らのうちの多くの者は憂慮したり、また一部の者は激怒するであろう。またこのような判決は改宗を促進し、自分たちの思っているユダヤ的特質の絶滅とみなしたりする者もあるであろう。

だから、どのような判決であったとしても、どの道相当の数のユダヤ人を怒らせることとなるのである。もし裁判所が(すなわちイスラエルが)ルフェイセンをユダヤ人として認めたら、特に国外の高齢者世代の多くの者たちは激怒するであろう。そして、もし彼がユダヤ人として否認されたら、特に国内の若い世代のほとんどの者たちが激怒するであろう。この問題で困惑するのは宗教を信じないユダヤ人である。なぜなら宗教的見地からは、ルフェイセンはユダヤ人の母から生まれたから、カトリックに信心していてもユダヤ人には変わりはない、ということなのであり、何の問題もないのである。

以上(アキバ,1984:97-98)

ダニエル神父事件のこの裁定は、ユダヤ人の宗教的意義を拒否することから始まったシオニズムが、近代以降の他の国家がそうであったように「市民管理システム」でユダヤ人を定義しなければならない場合に、宗教に依存してしまうイデオロギーとの矛盾を露呈した。政治問題的意味合いを含んだ「誰がユダヤ人か」問題は、非宗教的なシオニズ

ム運動とその目標であったユダヤ人国家のユダヤ人定義そのものが矛盾しかねない問題へと発展した。

ドゥルーズも独自のレオームへ(1962年)

宗教的定義がレオームの記入事項を拘束するようになったのは、ユダヤ人の定義に限らなかった。それまでレオームではアラビ[アラブ人]と記入されていたドゥルーズが独自の宗教行政を認められることで、レオーム欄にドゥルーズィ[ドゥルーズ人]が記入できるようになったのである。

イスラエルのドゥルーズは、歴史的、文化的な側面からユダヤ人社会からも、アラブ人社会からも離れた独自の社会集団を保っている。その宗教はイスラエル建国以前から独自の内容を持ち、他のアラブ人とは別の密教的宗教内容を持っている。宗教省は1957年にドゥルーズを宗教コミュニティと認定し、続いて1961年にはドゥルーズの宗教指導体制が宗教評議会として認定を受け、1962年クネセットでドゥルーズ宗教裁判法が承認されたことで宗教的自治を確立した。

ドゥルーズのイスラエルにおける宗教的自治の確立を受けて、1962年頃より身分証明書と出生証明書のレオーム欄がそれまでのアラビ[アラブ人]からドゥルーズィ[ドゥルーズ人]へと変更になった(以上Al-Haj,1985:123;Oppenheimer,1985:268)。この変更がダニエル神父事件の判決が出た時期と同じであることは、ユダヤ人定義に留まらず宗教的規定が住民登録に入り込んできた時期として確認しておく必要がある。

さて、ユダヤ人個人の同一性が宗教に求められるのか、それともレオームに求められるべきなのかが住民登録法によって問われていた1960年、元ナチス親衛隊の中佐でホロコーストの責任者アドルフ・アイヒマンが逮捕され、裁判の後に1962年エルサレムで処刑された。この事実が「誰がユダヤ人か」問題が引き起こした分裂的な状況というコンテクストに当てはめると、この裁判と処刑が「宗教的にユダヤ人と非ユダヤ人が二分された」イスラエルのユダヤ人意識を強化するための共通の敵を演出する場となった、というハンナ・アーレントの指摘は的を得ている(Arent,1994(1963):11)。

帰還法改正でのユダヤ人定義、住民登録法との連携

住民登録法が成立する以前は法的拘束力のないガイドラインが何度も改訂されたが、1960年1月1日には「人口登録の目的で次の項目に該当する者のみユダヤ人と認められるものとする 1)ユダヤ人の母から生まれ、他宗教に属していない場合、そして 2)ユダヤ教に正規の改宗をしたもの」(アキバ,1984:123)というユダヤ教正統派の要求に基づいたガイドラインが宗教シオニスト政党のマフダル[28]所属の内務大臣から提出された。政治的な議論ではユダヤ人をどのように定義するのか、内務大臣の権限によって随分と見解が異なることは現在まで続いている。

そのような議論を経て1965年住民登録法が成立し、レオーム、宗教欄はそのまま維持され、ユダヤ人を「国民」として「市民管理システム」に登録する法的制度が成立した。そして、1970年3月10日に「ユダヤ人とは母がユダヤ人である者、ユダヤ教徒に改宗した者、他の宗教の成員ではないこと」(4b)と帰還法が改正されユダヤ人の定義が追加され、ユダヤ人が宗教的規定に従って定義されることが法的に確立された。また同法改訂では、「3)住民登録法(1965年)第三条の後に以下の項目を追加すること:」と支持する項目も追加された。その内容は次のとおり：

> 3A(a)この法律による通知、またはこの登録票の記入、公的な証明書においてユダヤ人ではないと表示され、それらの通知、登録票、公的な証明書が登録局の主任の見解に矛盾しない限り、また法的資格のある裁判所またはラビ法廷における判決で別の決定がされない限りにおいて、レオームまたダット[宗教]にイェフディ[ユダヤ人]と記入することはできない。
> (b)この法の目的、また他の登録、書類において"イェフディ"とは帰還法(1950)の4B項と同じ意味を示す
> (c)この節は施行以前に実施された登録を干渉しない

上記項目は改正以降、帰還法にも住民登録法にもそれぞれ明記されている。帰還法と住民登録法が相互に干渉するようになり、住民登録におけるユダヤ人の定義が帰還法、すなわちユダヤ教法規ハラハー的な定義に従うことになった。イスラエルの「市民管理シ

---

28 マフダルは、ミフラガー・ダットゥ・レオームの頭文字を取ったもの。英訳はNational Religous Party日本語では民族宗教党などと訳されるが、これまで議論してきた通りそのような日本語に置き換えるほど単純ではない

ステム」上のユダヤ人はその本人が律法を遵守する、キッパ着用や安息日遵守などの生活を送る、または送らないに関係なく全てがハラハーに基づいて定義され「国民」として登録されるようになった。住民登録、身分証明におけるレオームの項目におけるユダヤ人の記入も、ハラハーに基づき、言い換えればユダヤ教徒であることが基準とされるようになった。

ユダヤ教正統派

住民登録法(1965 年)によれば改革派も保守派もいずれも住民登録の宗教及びレオーム項目にユダヤ人と記入することができるので、いずれのユダヤ教の宗派で改宗しようとも国籍は得ることができる。しかし、イスラエルにおける宗教規定が一筋縄ではいかないのは、イスラエル国内の宗教諸機関がその監督機関のチーフラビ庁をはじめ、宗教省、最高ラビ法廷、ラビ法廷、地方宗教評議会など正統派のラビが独占しており、私的身分に関しては正統派による改宗のみしか認められていないことにある。現在でも、正統派以外の改革派、保守派で改宗した場合は、アリヤーは認められても(すなわち国籍取得が認められても)私的身分、ユダヤ人としての婚姻、離婚、埋葬ができない。1984 年エチオピアからアリヤーしたオリム(当時はファラシャと呼ばれた)が集団としてはユダヤ人としてアリヤーが認められながら、婚姻、離婚、埋葬といった私的身分に際して改宗が求められたのは、エチオピアユダヤ人社会の伝統的な宗教的指導者ケスをイスラエルのチーフラビ庁は宗教的指導者と認めずに婚姻、離婚など個人の身分に関する一切の権限を与えなかったことを意味する。

ユダヤ教徒からイスラエル「国民」へ

「誰がユダヤ人か」問題が住民登録法またその一項目レオームの記入基準を巡る議論であったことは、住民登録法が単なる人口統計という乾いた数字の収集を目的としていただけではなく、渡辺公三氏の報告が示唆するように近代国民国家成立の過程でイデオロギーに基づきながら法的に個体を同一化する同定装置として「市民管理システム」は機能していることを見事に表している。しかし、かつて宗教共同体だったユダヤ教徒から世俗的な政治共同体であるユダヤ民族を目指したシオニズムというイデオロギーに基づき、念願だったユダヤ人の領土を手に入れて国家を樹立させながら、住民登録という国民国家が求めるもう一つの同一化の過程で、シオニズムに反する宗教的規定に基づいたユダヤ人

定義に委ねなければならなかったことは何とも皮肉な展開である。ユダヤ人とは、個人の内的な決定に従うのではなく、外的な決定によって「お前はユダヤ人だ」と半ば上からユダヤ人であることが求められるようになったことは国家が持つ国民統制の力でもあり自らを束縛したことになる。

「誰がユダヤ人か」問題は 1965 年住民登録法成立と 1970 年帰還法改正で決着がついたわけではない。帰還法改正では、ユダヤ人を狭義に定義した第 4 条 b の他に、次のような寛容な項目も追加されたことで、どのように同じユダヤ人として、同じイスラエル人として受け入れるのかという別の問題が発生している。

第 4 条 a

この法律に従うユダヤ人の権利、国籍法(1952 年)に従うオレーの権利、すなわち全ての法制に従うオレーの権利は、かつてユダヤ人であったものが本人の意思により宗教を改宗した者を除く、ユダヤ人の子、孫、ユダヤ人の配偶者、ユダヤ人の子そして孫の配偶者にも与えられる

א. (א) הזכויות של יהודי לפי חוק זה והזכויות של עולה לפי חוק האזרחות, תשי"ב - 1952, וכן הזכויות של עולה לפי כל חיקוק אחר, מוקנות גם לילד ולנכד של יהודי,לבן זוג של יהודי ולבן זוג של ילד ושל נכד של יהודי; להוציא אדם שהיה יהודי והמיר דתו מרצון.

この条項は当時ソ連からのオリムの多くが非ユダヤ人との婚姻関係にあった現状に即したものであるが(Horowitz,1996:514)、80 年代にはソ連(当時)からアリヤーしたオリムの内約 15%がユダヤ人ではないとされ、さらにソ連崩壊により 90 年から 10 年間で約 100 万人の大量のオリムがイスラエルへ押し寄せたときにも、40%以上はユダヤ人ではないと言われている。ユダヤ人国家であるはずのイスラエルがその帰還法により非ユダヤ人を多く含むという矛盾に直面することになった。

また、帰還法改正で追加された「ユダヤ教へ改宗した者」の解釈を巡ってイスラエルの全ての宗教行政を独占している正統派がイスラエル国外のユダヤ人の多数を占める改革派、保守派の改宗を認めるか否かは常に問題となっている。現在のところ改革派、保

守派で改宗しても帰還法は該当するが、2006 年 11 月には正統派が改革派や保守派による改宗者のアリヤーを阻止するための切り札として帰還法のユダヤ人定義から改宗した者という条項を削除する法改正案が検討されていることが報告された(ハ・アレツ 2006 年 11 月 30 日)。これに対して改革派や保守派のユダヤ人が多数を占めるアメリカのユダヤ人社会は大きな反発を起こしている。改宗の解釈を巡り「誰がユダヤ人か?」問題はイスラエル国内だけには留まらない。日本にあるユダヤ教への改宗施設で渋谷区広尾にある Jewish Community Center(JCC)も正統派ではないので、万一改宗の条項が帰還法から削除されると現在改宗手続き中の人が帰還法に該当せず、再び正統派の改宗手続きを行なわなければアリヤーも国籍取得もできないというシオニズム的イデオロギーに反した宗教規定がアリヤーを束縛するという矛盾に直面する。世界中のユダヤ民族[アム・イェフディ]のアリヤーとユダヤ人国家イスラエル樹立をシオニズム的思想の下で国家樹立宣言で呼びかけているが、ユダヤ教正統派の解釈はその一つのユダヤ人という概念を分断している。それも、シオニズムの実践行為アリヤーを法制化した帰還法での規定に従ってのことである。

このように昨今の帰還法や住民登録法を巡る議論は、旧ソ連からのアリヤーのような非ユダヤ人も含めて「どのように」受け入れるのかという議論と、改宗を巡る議論のように「だれを」受け入れるのかの議論に集約されよう。

その中で、1980 年代以降エチオピアからアリヤーしたエチオピア出身オリムは外見、ユダヤ性、食習慣など、彼らはユダヤ人なのだろうか？彼らをどのように受け入れればいいのか？と「だれ」と「どのように」という二つの大きな問いを投げかけることになった。

第六節: *エチオピ*ムという言説

アシュケナジーム vs ミズラヒーム論批判

国家樹立後のイスラエルの歴史はアリヤーとそれを受け入れるオリムの受け入れ過程の歴史とも言い換えることができるが、日本語圏におけるオリムの受け入れ過程に関する議論では、支配的なアシュケナジーム(ヨーロッパ出身のユダヤ人)と被支配的なミズラヒーム(北アフリカ、アジアのイスラム諸国出身のユダヤ人)という二項対立的な視点が臼杵陽『みえざるユダヤ人』(1998)などで積極的に提示されてきた。確かに、今でもミズラヒーだから就職ができない、という声は聞かれなくはない。また、現在イスラエルでは「50 年

代の間違い」という言説が成立し、またエチオピア出身オリムの受け入れが「50 年代の間違いの繰り返し」と、「50 年代の間違い」が使われることがかなり多い[29]。

ミズラヒームとは 1950 年代から 60 年代にかけて北アフリカやアジアのイスラム諸国からアリヤーしたオリムで、イスラエルへ到着した後ヨーロッパ出身のアシュケナジームによって持ち込んだ文化や習慣を否定され、アシュケナジー化を強要された。その反省の意味を込めて「50 年代の間違い」という言説が今も残っている。しかし、アシュケナジームとミズラヒーム間での婚姻は全く不思議ではなく、現在外見上の見分けが以前ほどはつかなくなり、「かつては差別があったけど、今はどの分野でもミズラヒームを目にするしうまく受け入れられた」という証言もまたよく耳にする。つまり、支配的なアシュケナジームと被支配的なミズラヒームという枠組みは現状理解にほとんど役に立たない。

そうした時代遅れの「アシュケナジーム vs ミズラヒーム」という枠組みをいつまでも使い続けるよりも、ロシア語しかできない店員が(ユダヤ教の食事規定コシェルに反した)ベーコンを売る大型スーパーがどんどんと拡大し、そこにはロシア出身オリムに限らず様々なイスラエル人が買い物に出かけてはベーコンを買うような状況や、そのスーパーの入り口の警備員や清掃係の多くがエチオピア出身オリムで占められている、しかも現在アリヤーするファラシュムラと呼ばれる人たちは正統派ユダヤ教法規ハラハーに従った改宗の課程があるので、そんな店には入ることもできない。そんな 90 年代以降のオリムがもたらしたイスラエルの現在の姿をどのように描き出せばいいのか、というもっと現状に即した理解の努力をすべきである。

イスラエルにおける位置づけ

ユダヤ教の食事規定コシェルに反した食事を売る店で働くロシア語しかできない店員と、その同じ空間に一年間ユダヤ教信仰(ヤハドゥートゥ:Judaism)を勉強して改宗に合格しなければ国籍が取得できない床掃除をするエチオピア出身オリムの間に、どんな共通した同一性があると言うのだろうか？それは、ユダヤ人でもユダヤ教徒でもなく、同じ国籍を持った(持つ予定)イスラエル「国民」でしかない。

その時、そこで働く店員に向かって発せられる*ルシム*(文字通りはロシア人)、エチ

---

29 Dr.アルノン・アドルシュタインがアリヤーしたばかりのエチオピア出身オリムに犯罪が多く見られることに対して「彼らに行なっていることは、50 年代にエドット・ミズラッハ(北アフリカ・アジア出身者) に行なった間違いと全く同様である」との記事をYnetに寄せている(2006 年 5 月 12 日))

オピム(文字通りはエチオピア人)という言説がどのような前後関係を持って発せられるのか耳を傾けることがその現実を描く第一歩になる、と私は新しい視点に希望を抱いている。

ルシム(旧ソ連出身者)[30]、*エチオピム*といった出身国/地域ごとの呼称には「いつまでたってもヘブライ語がうまくならない固まっている*ルシム*」「近代的ではない社会から来た人達*エチオピム*」「別の世界(オーラム・アヘル)から来たような人達*エチオピム*」といった言説が伴う。これらイスラエルにおける出身国/地域毎の呼称とそれに付随する言説は、2006年ベストセラーになった『世界の日本人ジョーク集』(早坂隆,2006:中央公論新社)での「日本人像」(出版社PR)の描かれ方とは異なる。『世界の-』での「日本人像」は世界からどう見られているのか、であり多くの国で「たしかにね～」と受け入れられるものが並べてある。それでなければベストセラーにはならない。一方、イスラエルで聞かれる言説はイスラエル社会との関係性の中で構築されたものであり、イスラエルでの位置づけを言い表しているために多くの国で「たしかに、たしかに」と受け入れられることは想定していない。*エチオピム*がエチオピアにいた時には「近代的ではない」などと言われないし、ましてや「別の世界」などとは思われない、そこは「私の世界」なのである。これらの言説がイスラエル社会との関係性で構築されていることは、「ヤパニム(日本人の複数系)」に辞書的な日本人以上の意味がないことで確認できる。イスラエルに在住する日本人は在留届を提出している人でも500人前後で中でも一時滞在者が多く、イスラエル社会との関係性を見出すまでにはいかない。ましてや国籍を得るオリムではない。ヤパニムという辞書的な意味で語は存在しても、それに伴う「日本人像」と言えば「日本人は空手やってる」「日本人ならブルースリー知っているか？」「日本人ってソニー？」であり世界のどこに行っても「たしかにたしかに」と納得される「像」であってもイスラエルとの関係性を表す言説ではない。

イタリックで表す*エチオピム*、*ルシム*

本稿で*エチオピム*をイタリックで表記しているのも、そのようなイスラエル社会との関係性の中で構築された位置づけを描くことを目的としていることに基づいている。これらの言説は*エチオピム*"自身"が作り上げたものではなく、*エチオピム*にとってはありがたくない不本意な位置づけでもある。それらの言説の裏側に「近代的なイスラエル」「(西欧的という意味合いで)この世界にすでに入っているイスラエル」があることを読み取れば、

30　ウクライナでもロシア語を母語とした旧ソ連だと自動的に*ルシム*と呼ばれる。

イスラエルは近代的であるべき、イスラエルは科学技術力や経済力など進化論的に他の西欧の国々と同じ地点にあることを言い表しており、"まだ"*エチオピム*が到達していないことを表しているからである。

二項対立的視点の限界

しかし、繰り返すように多様な出身国/地域で織り成すオリムで構成されるイスラエル社会とは一つであるはずはなく、また*エチオピム*もエチオピア国内での出身地域、アリヤーの時期、正統派から見たユダヤ教法規との同一性の差異と多様である。さらに、*エチオピム*を受け入れるメルカズ・クリター(オリム受け入れセンター)では、受け入れるスタッフに*エチオピム*を含むため、受け入れる*エチオピム*と受け入れられる*エチオピム*という構造が成立しない。また、本稿の調査対象であるファラシュムラと呼ばれる*エチオピム*はキリスト教徒に改宗しているため、チーフラビ庁の判断によりユダヤ教信仰を忘却していると判断され、アリヤー後に完全な改宗の作業が義務付けられ、改宗しないと国籍が得られないという建国以来例を見ない特殊な受け入れの手続きがとられている。つまり、改宗をしてユダヤ人(教徒)にならなければ、イスラエル人になれない過程を現在エチオピアからアリヤーをしているファラシュムラは経験している。このような手続きは80年代、90年代のエチオピア出身オリムにも課されたことがない。

*エチオピム*という言説は*エチオピム*とイスラエル社会という二項対立的な関係だけで成立するものではない。そこで、本稿では*エチオピム*という言説がどのように構築されたのか*エチオピム*のアリヤーの歴史を振り返りながら確認し(第二章)、*エチオピム*を受け入れる機関メルカズ・クリターでどのようなイスラエル人となることが求められているのかを調査に基づき報告する(第四章)。調査で明らかなのは、帰還法と国籍法が示すようにユダヤ人->イスラエル人というベクトルはオリムが国籍をとる手続きとして不動であるが、メルカズ・クリターでは国籍取得という権利と義務を伴う成員となることよりも、言語や共通の歴史や記憶といった「象徴資源」を身につけたイスラエル人となることがより求められていることである。

2006年にアリヤー受け入れ省で発表された業務目標もユダヤ人になることよりも、イスラエル人になることを強調するよう示唆している。業務目標の順番は上からヘブライ語教育の強化、イスラエル人としての同一性、その次にユダヤ人としての同一性であり、

内容からもオリムがイスラエル人としての同一性を見出せるようスタッフが取り組むよう求められている。それに比べると、ユダヤ人としての同一性はあっさりと箇条書きで終わっている。以下引用する：

4. ヘブライ語の強化

ヘブライ語はオレーにとって、教育を受けるため、職に就くため、所属意識を感じるため、そしてイスラエル社会へ参加する上で最も基本的な手段である。

かつてのウルパン(ヘブライ語学習施設)学習を改善する新しいテクノロジーやアリヤー受け入れ省によるプロジェクトなど様々な方法を取り入れて言語力が上達するよう指導すること。

5.イスラエル人への同一性

オリムのイスラエル人同一性強化はオリムをイスラエルへ受け入れる礎である。

(業務)計画はイスラエルへの所属の意味、またイスラエル人、イスラエル生まれの子ども、新しくアリヤーしたオリムと共通する分野について強調する必要がある。

・効果的な計画

a) イスラエルの地、光景を知る旅行

b) イスラエル文化との出会い

c) レクチャーやセミナー

d) シオニズム歴史博物館への訪問

・計画上強調すべき基礎

a) 国家樹立の展望、ヘルツェルやシオニスト運動

b) 初期のアリヤー

c) イシューブ時代[31]

d) 英国政府との対立

e) ヨーロッパでのユダヤ人崩壊

f) ナチドイツとの戦争そして勝利

g) 国家樹立

h) イスラエルを巡る戦争

---

31 イスラエル国家樹立前、英国委任統治時代のユダヤ人集落

i) イスラエル国家独立の達成

j) 離散民の集合体(キブーツ・ガルヨット)

6.ユダヤ人への同一性

・ユダヤの祝日の実施と日程

・イスラエルの民[32]の遺産と歴史、イスラエルの民の歴史に関する知識の強化、ユダヤの同一性に関する活動

・改宗に関する情報提供と広報活動

・同伴家族の改宗

第七節：調査法

本稿はベングリオン大学の留学期間 1999 年 7 月から 2003 年間に行ったメルカズ・クリター・カリシャールとヌリットでの聞き取り調査、参与観察、そして 2006 年 4 月に行ったメルカズ・クリター・サピールでの補充調査を基本としている。ここでの調査とは滞在中にペン、ノートそしてデジカメをカバンに入れ「調査に行こう」と自分に言い聞かせて向かったメルカズ・クリターでのインタビューや参与観察だけではない。イスラエル滞在そのもの、授業、議論、友人達との何気ない会話は何に焦点を当てるのか、という調査の視点をも変えた。

また、かつて 1992 年から 1993 年にボランティアとして滞在したキブツ・カブリでの経験や、ホストファミリー、友人たちとの会話、毎年 3 月から 4 月にかけて渡航した 96 年から 98 年での滞在経験も、調査の基礎となるヘブライ語習得やロシアからアリヤーしたばかりの家族[33]とのタドタドしいヘブライ語での会話や旅行といったあらゆる経験の蓄積が本稿を思い描き、書きだすまでの大きな下地となっている。

調査資料

本稿ではなるべく多くの声を反映するために、新聞記事や国会での議論といった

---

32 アム・イスラエル。国家樹立宣言では使われていない、宗教的要素を含む表現。

33 キブツの人々も彼らをルシムと呼び、本人たちも否定しなかったが、2006 年 4 月に私がウズベキスタン航空でイスラエルへ渡航したことを告げた際、ウズベキスタン出身であることが判明した

活字、統計局の発表による統計資料の数値も採用している。人口統計の数値や世論調査といった数値による量的分析は住民登録法の成立までの議論が示すように国家のイデオロギーを考えた時に大きなヒントを与えてくれることがある。人口統計が単なる頭数の確認ではなく、国勢調査によって収集されるようにまさに国の勢いを計る数値は間接的であれ国家のイデオロギーも表しているからである。イスラエルでは「だれがユダヤ人か」その議論が象徴するように、だれをユダヤ人として数えるのか、という数え方の議論が存在する[34]。そのため、住民登録や人口統計の資料はそうした議論を確認するためにも重要となる。

しかし、現場を描く際にやはり量的分析は質的な分析には到底かなわない(谷川,2001『記憶の場場』の序章6))。質的な分析には、詳細な記述と記録が不可欠であり、ボイスレコーダーやメモ帳は必須ツールとなった。例えば、次のような会話は、ほんの昼下がりの会話に過ぎず聞き流せばだれも記憶せずにシャボン玉のようにはじけて消えてしまう生活の一場面でしかない。しかし、*エチオピム*、イスラエル人、ユダヤ人といった言葉に常にセンサーをはっている私にとっては、絶対に聞き落としてはいけない貴重な資料となる：

ボアズの父(とずっと呼んでいる50代後半の男性)と三年ぶりに再会し、互いの近況報告をしあう、と言っても「俺はいつもここにいるだけだ、何も変わらない」というので、私は*エチオピム*についての調査をしていると告げて、ダイレクトに聞いてみた。「*エチオピム*どう思う？」イスラエルでは意見を問えば待ってましたとばかりに喜んで主張をしてくれる人がいるので意見を収集するということはたやすい。それは政治的な内容でも、個人的なことでもあまり変わらない。

「たとえばな、*ルシム*は(彼自身が1歳の時に1946年にロシアからイスラエルにアリヤーしたので、両親の姿を見て言っているかもしれない)朝晩関係なく働いてすごく努力をする、だからイスラエルの中でもちゃんと成功しているじゃないか。でも、見てみろ、*エチオピム*は怠けもんだな。働かない」続けて「60年代にイエメンからも大量に移住してきたけど彼らは大して嫌われたりしなかった、だけど*エチオピム*は嫌われるんだよな」と一気にまくし立てた。

その後、私は明日からキリヤット・ヤムのメルカズクリターで調査をすると告げると、

34　日本でも在日を「日本人」にカウントしないのは政治的なイデオロギーによる

「キリヤット・ヤムにメルカズ・クリタがあるのか？彼らがイスラエルに来てから 30 年以上経っているのにまだそこにいるのか？」と言うので、「いや、メルカズにいるのは来たばかりの人たちであって一年くらいしかいないんだよ」と説明すると、知らなかったという様子で「パン食べるか？」と話題を変えた。

ボアーズの父と話をしている途中、隣のアラブ村のモニが車でゲートを通過するところを見つけ久しぶりに再開する。キブツの人とはチョコチョコと会っているけど、アラブ村クファル・ブルムの人たちとは会うことがないので 13 年ぶりだ。さすがに年取った感じだったけど、元気そうで、そういえば車も同じスバルのまま、に一瞬見えた。ボアズの父も「俺達の友達だ」と言っていたけど、キブツの人間がモティとドゥビ、ヤイルくらいしか働いていない今、キブツの農園を支える労働者としてもクファル・ブルムの人たちは貴重な「友人」(キブツのメンバーと友人とがヘブライ語では同じ単語)だ。
(2006 年 4 月 9 日のフィールドノートより：一部活字にするために読みやすく訂正、補充)

全てのフィールドノートを本文にそのまま引用することはできないが、本文との必要性に応じて、また最大限にフィールドノートに記録された現場の声を描くことには注意した。

現地調査に基づき「異文化」を研究する、また異なる社会へアプローチをすることは今や人類学の専売特許ではない。しかし、イスラエルの人類学での学びで影響を受けたように、本質的なものなどなく、客観的なものなどありえない。それを承知で、そもそも「異文化」とは存在しえるのか、存在するとしたら「異文化」の裏側にあるであろう「同じ文化」がどこになるのか、どこに見出そうとするのか、そうした自覚をしながら、対象との距離感や様々なものの見方に注意しながらその社会を描こうとする姿勢が文化人類学が他の学問と一線を画す領域ではないだろうか。

例えば、イスラエルが即私にとっての「異文化」にはなりえない。それはエチオピア出身オリムを調査しようとした時、ヘブライ語という言語で見た場合、私とヘブライ語を母語とするイスラエル人の距離と、ヘブライ語がまだままならないアリヤー直後のエチオピア出身オリムとヘブライ語を母語とするイスラエル人との距離を比較した場合、私の方がイスラエル人に近いという経験を何度もしている。そうした場合に、彼/女らからみ

たとき私はイスラエル側であり、日本から来たことは無視される。

では、エチオピア出身オリムに対してどのような視点で見つめればいいのか？本稿がエチオピア出身オリムに視線を向けて、*エチオピム*という用語にこだわって、エチオピア出身がイスラエルで安定した場所を見出そうとするその過程を描く姿勢は、これまでのオリム受け入れへの実績や反省の上に成り立つ現在のイスラエル文化人類学の視点に基づいている。建国以来、国家樹立のために政策と平行しながら進められたイスラエルの社会科学、特にオリム研究の変遷を確認しながら、本稿が 2006 年という現在に書かれることの位置づけから確認したい。

第一章　イスラエル社会科学における脱シオニズム的試み

エチオピア出身オリム研究の一人者で自身はフランスからアリヤーしたAnteby-Yemini[1]は「From Ethiopian Villagers to Global Villagers: Ethiopian Jews in Israel」(2005)の中で「我々はユダヤ移民研究をトランスナショナルな、グローバルな視点を入れたより広いフレームワークで位置づけなおす必要がある[2]」(Anteby,2005:242)とアリヤー研究の視点の変更を訴え、アリヤーを約束の地への「帰還」で、アリヤー後はメルティングポットであるイスラエル社会で同化されるといった「特異性の神話」(Shuval and Leshem,1998)はすでに現状理解のためには不適切と主張する。

アリヤーを約束の地への移住行為と理解し、イスラエルだけの特異な現象とする理解はシオニズム的イデオロギーに支配された視点である、とする批判は現在多くの社会科学者によって指摘されるようになった。しかし、国家樹立当初はそのイデオロギーに基づく国家建設の一旦を担う学問としてイスラエルの社会科学は成立した。

第一節：クリター＝アシュケナジー化

国家樹立当時アラビア語的発音の否定

2006年5月3日。1992年からお世話になっているキブツ・カブリの「祖母」マザールとお茶をしながら会話をしているときのこと、ふとしたことから日本語とヘブライ語にそれぞれない特徴的な音について話すことになった。マザールとはかれこれ14年くらいの付き合いになるが、時に「サラダは日本で食べるのか」「日本では旦那がうちの旦那みたいに皿洗ったりするのか」「日本はスイカは高いんでしょ、本で読んだことあるよ、イスラエルは捨てるほど安いけど」と私に日本代表としての証言を求める。その時も、日本語のラ行がヘブライ語のラメッド「ל」(L)とレーシュ「ר」(R)の中間みたいな音のために日本語を母語とする者がヘブライ語を話すときには苦労する、というもう何度目だろうかとい

---

[1] Anteby-Yeminiに限らず文化人類学者にはアリヤーを経験している人は少なくない。かつては、文化人類学が植民地を研究対象としたようにイスラエルの文化人類学はアシュケナジームがミズラヒームを研究対象とし、ミズラヒーは自らを語るのではなく語られる対象でしかなかったという指摘がある。しかし、現在イスラエル文化人類学会の座長のAndre Levy氏はモロッコ出身であることを筆頭に今やミズラヒームを研究対象とする学問ではない。

[2] we need to resituate the study of Jewish immigrants into a broader theoretical framework that takes into account transnational practices and global identity constructs

う話しをした後に、マザールが「ヘブライ語のアインעの音は今やアレフאとなんら変わらなくなってしまったけど、(アラビア語の特徴でもある)喉から出す特徴的な音で、若いころはちゃんと発音できた。だけど、国ができるときに美しくないからと先生に変えるように言われてから、喉から出すような音はしなくなって、今ではすっかり言えなくなってしまったけど、今から考えるともったいないことをしたと思う」と興味深い話へと展開した。実はその時同年代のマザールの友人もそこに座っていたのだが、彼女も「私も全く同感」と強く相槌を打った。マザールは英国委任統治時代のパレスチナで生まれ育ち、地域的な特徴からアラビア語の影響を強く受けたヘブライ語を話していた。ただ、国家樹立当時はこれらアラブ的なものが否定され「アインの音を発音できないのは残念」と反抗し、それに同感するなどと相槌の打てる時代ではなかった。

ミズラヒームの登場

イスラエルでは国家樹立直後の 40 年代後半から 60 年代初期にかけて、北アフリカ、アジアのイスラム諸国からのオリムを大量に受け入れることになった。1948 年から 51 年までにアリヤーをしたオリムを出身地域別に見ると、ヨーロッパ出身 332,802 人、アジア出身 237,704 人、アフリカ出身 93,282 人とアジア・アフリカ地域出身者がヨーロッパ出身者とほぼ同数であった。ヨーロッパ出身者にはポーランド 106,414 人、ルーマニア 117,950 人、ブルガリア 37,260 人などが上位を占め、一方、アジア出身の大半はイラク 123,371 人、イェメン 48,315 人、イラン 21,910 人などイスラム諸国が占めた。アフリカ出身者はリビア 30,972 人、モロッコ 28,263 人、エジプト・スーダン 16,024 人が上位に名を連ねる。ちなみに、エチオピアは三年間で 10 人という記録が残っている(Central Bureau of Statistic 2006b:232)。

ミズラヒームはヘブライ語で東を意味するミズラッハと語根を同じくし、文字通り読めば東方から来た人々ということになる。ミズラヒームは 19 世紀の英国委任統治時代のパレスチナで主流だったスファラディ系ユダヤ人がイスラム諸国出身者に対して「エドット・ハ・ミズラハ」[ミズラハ系諸コミュニティ]と呼んだ事に始まる(臼杵,1999c:60)。しかし、イスラエルよりも東側を意味するのではないことは、北アフリカ出身者が含まれることからも明らかである。すなわち、ミズラヒームとは西洋から東洋に向けられた視点オリエンタルと同じく、ヨーロッパ化していない、近代化していない、遅れた、イスラム諸

国から来た修正を求められる人々であり、アシュケナジー化をすすめるイスラエルとの関係性の中で定着した用語である(Eisenstadt,1967:50)[3]。ちなみに、日本、中国、韓国などはミズラッハ・ラホークという英語のFar Eastがそのまま当てられて使われるが、テルアビブ大学の日本語課程はミズラッハ・アシア[東アジア]学科とアジアの中の東と地理的な位置づけでミズラッハが使用されている。

スファラディームとの違い

ミズラヒームはしばしばスファラディーム(単数男性はスファラディ、女性はスファラディットゥ)とその使用に際して混乱を招く。スファラディ系ユダヤ人とはスファラディ、つまりスペイン出身を意味し、厳密にはイベリア半島におけるレコンキスタに伴うユダヤ人追放令によって離散したユダヤ人を示す。アシュケナジーとスファラディの対立関係は、ユダヤ教の宗教行政がアシュケナジー系チーフラビ、スファラディ系チーフラビと二つあり、婚姻、離婚、埋葬などの住民登録上の私的身分の手続きに際していずれかのチーフラビ庁に出向かなければならないことに起因している。イスラエルでは婚姻、離婚、埋葬などに国家が干渉せず各宗教行政が執り行うが(ラビ法定法 1953 年)、その制度はオスマントルコ時代のミレット制にまで遡る。オスマントルコ朝に公認されたユダヤ教ミレットはスファラディ系チーフラビのみで、英国委任統治下に入りヨーロッパからのアリヤーによってアシュケナジムの人口が増えたことでアシュケナジ系チーフラビは初めて設置された[4]。

このように、アシュケナジーとスファラディーの関係は宗教行政上の分類から対立的な概念として理解されることもあるが、スファラディをアシュケナジーとの文化的違いを表す用語として使用する場面もある。私が留学時代に下宿していた大家は 50 年代にモロッコからアリヤーした現在 70 歳近い年金生活者だが、「俺たちスファラディはアシュケ

---

[3] "the common denominator" oriental Jews" was not only geographical but also had a specific sociological meaning. Despite their differences, they formed a more or less unified sociological bloc as compared with the rest of the Jewish community in Israel." また日本語圏では臼杵陽氏の『見えざるユダヤ人』第二章「見えざるユダヤ人：ミズラヒームとは誰か」などがイスラエルにおけるミズラヒームの位置づけについて詳しく論じている

[4]スファラディ、アシュケナジの関係については臼杵陽「アシュケナジーム」1999a沼野充義編『ユダヤ学のすべて』、同氏『見えざるユダヤ人』などが詳しい

ナジと違って安息日もちゃんと守るし、家族のつながりも大事にする」とよく言っていた。

アシュケナジー化

国家樹立直後から押し寄せたアジア・アフリカ出身のミズラヒームを受け入れたのは、国家樹立以前にシオニズムに基づきアリヤーしてキブツやモシャブの創設、国防軍の前身となるハガナの組織など国家の基盤を築いていたヨーロッパ出身のアシュケナジームであった。そして、アシュケナジーム同様にミズラヒームが西欧化、近代化してイスラエル人になることがオリム受け入れの政策であるとしてアシュケナジー化が奨励された(Halper,1985:115,Eisenstadt,1967:47;1983:23-24)。

アシュケナジー化によってミズラヒー的なもの、アラブ的なものが否定されるなかで、マザールが懐かしながら振り返るアラビア語に特徴的なアインの音も近代的なアシュケナジー主導のイスラエル社会にはふさわしくないために訂正が計られたのである。

クール・ヒトゥーフ[メルティング・ポット]

ベングリオン初代首相はこのようなアシュケナジー化の受け入れ政策を、アメリカの Melting Pot と同義のクール・ヒトゥーフ、さらに Absorption of Immigrants(アリヤー受け入れ:クリタット・ハアリヤー)と Ingathering of Exiles(離散民の融合:ミズーグ・ハ・ガルヨット)といったスローガンを掲げて推し進めた。様々な背景を持ったユダヤ人をイスラエルへ集めて同一化し、イスラエルの地でレオームの復活を目的としたが、Melting すべきものはミズラヒームが持ち込んだもので、Pot がアシュケナジー系社会であることはベングリオン自らが自覚していた。すなわち一度溶かしてアシュケナジー的なものにすることがクール・ヒトゥーフの目的であり国家樹立当初オリムの受け入れ政策の基本であった(Tzahor,1995:63-64;Gorni,2001)。クール・ヒトゥーフを達成するためにベングリオンは兵役と農業訓練の機能を重視したが(Gorni,2001:65)、2006 年国家樹立記念日に基地開放でハイファ北部空軍基地を訪問した際に、同基地に勤める幹部が「ここ軍隊はベングリオンがクール・ヒトゥーフと言ったように、エチオピア出身オリムでも、アラビム[アラブ人]でも平等になれる場所」と紹介してくれたように、軍隊はクール・ヒトゥーフの場として今でも継承されている。その直後、私と一緒に基地に来ていたアリヤーして一年の 16 歳ダムラッシュ(今では本名を名乗ることが多い)はあと二年で徴兵へ行くことになるが、実際に目の前

で軍用機や働く兵士を見てどう思うのか聞いてみると「軍には人種差別[ギザヌートゥ]がないからいい。早く来たい」と、クール・ヒトゥーフという表現ではないが差別のない平等な社会を兵役に求めていることがうかがえた。

“アリヤー受け入れ”(Absorption of Immigrants)も”離散民の融合”も、どちらも世界中のユダヤ人がイスラエルの地へ「帰還」して新たに国家を築こうとするシオニズムの思想に基づいていたため(Cohen,1983:111)、向かうべき方向性は近代的なアシュケナジー化であり、ミズラヒームはそれまでの言語や慣習などが否定される対象となった。

アシュケナジー化とイスラエル社会科学

イスラエル社会学を築いたEisenstadt, S.Nはその著書『Absorption of Immigrants』(1954)の中で、そのタイトルが示すとおり政府の掲げたスローガンをそのまま引き継ぎ、いかにして背景の異なるミズラヒームをアシュケナジー的社会であるイスラエルに同化できるかを論じている。同著の中でミズラヒームをOriental Jewとオリエンタル系ユダヤ人という表現を用いている。アイゼンシュタットが政府の方針に追随したアシュケナジー化を社会学的に追求した姿勢はその後徐々にイスラエル社会科学では批判の対象として取り上げられるようになった(Weingrod 1985:xiv;Cohen,1983:111)[5]

第二節:「50年代の間違い」

アシュケナジー化政策に対する批判と反省

「50年代の間違い」とは北アフリカ、アジア出身のミズラヒームを受け入れる受け入れ姿勢がアシュケナジー中心社会への同化であり、ミズラヒームがイスラエルへ持ち込んだものの理解や尊重ではなく、否定され差別されたことを後になって振り返って反省を込めて発せられる表現である。私が「エチオピアを調査している」と言うとかなり高い確率で「エチオピアの受け入れは50年代の間違いを繰り返している」という発言が返ってくるように、2006年でも「50年代の間違い」の反省はその言説の定着と共に続いている。

「50年代の間違い」といった言説は、60年代から70年代にアリヤーのペースが落ちた頃に50年代の再検討と反省で生まれたとされる(Horowitz 1996:527)。それはまた、

[5] The pioneering-socialist establishment employed these principles so as to achieve a de facto "symbolic domination" over the mass of immigrants streaming into the country in the late 1940s and early 1950s from Eastern Europe, the ME and NA.(Cohen,1983:111)

ベングリオン初代首相のクール・ヒトゥーフ[メルティングポット]、アリヤー受け入れ、離散民の融合といったオリムの受け入れ政策が夢物語であったことを認め、見直しを意味する言説でもあった[6]。

「50年代の間違い」による反省から、裕福な地域(ヨーロッパ、北米、オセアニア)と経済的に厳しい地域(東欧、南米、南ア)をそれぞれカテゴリー化して生活補助金の金額を別々に設定し、出身地域毎の経済的格差を解消する"平等"政策が1960年代には行なわれた(ibid,1996:520-521)。オリムにはサル・クリターと呼ばれる生活補助金が最初の数ヶ月支払われる他、かつては自動車購入時の免税(イスラエルは全て輸入車のためかなり高額な税金がかかる)などの優遇が数多くあった。しかし、このカテゴリー化によって経済的に厳しい地域に含まれたソ連(当時)からは大量のオリムがアリヤーしており、50 年代に経済的に厳しい地域からアリヤーしながら優遇されなかったミズラヒームからその"不平等"政策に対して強い反発があった(ibid,1996:521)。

オリムは出身地域の別に関係なく様々な点で他の「国民」よりも優遇される。例えば、1968年に発行されたユダヤ機関アリヤーとクリター部作成のオリムに与えられる権利一覧が記されたリーフレットには、出身地域の区別なく三年以内であれば私物(Personal Belongings)を非課税で輸入する権利、またミシン、カーペット、自転車、冷蔵庫、洗濯機、オーブンなどの家電、家財は輸入の代わりにアリヤー後に免罪でイスラエルで購入できる権利も明記される(The Jewish Agency for Israel,1968)。

1986年にイスラエル人と結婚してアリヤーをしたある日本人女性の報告によれば、当時日本はアジア・アフリカのカテゴリーに入っていたために最大の援助を受けられたそうである(山森,2002:59)。ちなみに現在は西欧諸国のカテゴリーに入っているため援助の等級は下がっている。東と西はここでも概念的に扱われている。

文化的な視点では、アシュケナジームによる価値観への同化政策に代わり、出身地域から持ち込んだオリムの独自の言語(アクセント)、文化、価値観を表現また維持することの必要性が理解されるようになり、60年代から70年代にかけて、エスニックグループを表すエダーという用語が定着するようになった。しかし、それはアシュケナジー的な文化とミズラヒー的な文化が同等であるという視点ではなく、アシュケナジーには含まれない

[6] "towards the end of the 1950s or the early 1960s, there was a shift in awareness. It began with the recognition that the Israeli state and society were in practice very different from the ideal model about which Ben-Gurion had dreamed" Yechiam Witz, 1995 Political Dimensions of Holocaust memory in Israel During the 1950s:143)

がイスラエルにあるものとしての承認に過ぎなかった。実際、その当時ラジオ番組で聖書の中でユダヤの祭りプリムの物語を書いた箇所メギラット・エステルのアシュケナジー形式でを読んだ後に、「では、今から エドット[エダーの複数形:]のメギラットエステルを紹介します」と言ったように、エダーはアシュケナジーの対立概念だった (Toledano,1973:342)。あくまでも受け入れる土台と枠組みはアシュケナジームで、その内側に存在する多様なエスニックグループをエダーという表現で認識した。これは現在も変わっていない。

社会科学における「50年代の間違い」

「50 年代の間違い」に対する反省という視点は社会科学の中でも活発に議論されてきた(いる)[7]。特に、ブラックパンサーによって明らかとなった同化主義的な視点への見直しを、Toledano("Time to Stir the Melting Pot"1973)やSmooha("Black Panthers: 1972)などは議論した。

トレダノはオリム受け入れを「スファラディーム(ミズラヒームと同義:筆者注)のアシュケナジーム化(Ashkenization)」と表現し、スムーハは「"アシュケナジー"中級階級の生活スタイルは今日イスラエルの社会において支配的である...社会一般を覆う考え方は完全にアシュケナジー、都市生活をする小規模の中級家族、キブツメンバー、そしてサブラ[8]、社会主義的社会。ミズラヒーム(The Oriental Jew)はこのようなイスラエルのイメージを自分に当てはめて見ることができない」(1972:32,35)とアシュケナジー的価値観や生活スタイルがイスラエルの支配的な地位を築いた一方で、ミズラヒームがそのようなイスラエル社会のイメージに同一性を見出せないことを批判的に指摘した。トレダノもスムーハもその中でエダーのモデルはアシュケナジーに入らずに残ったもの表現している。

かつて同化主義の立場をとり1970年代以降批判の対象となったアイゼンシュタットは、1983 年"Some Comments on the "Ethnic" problem in Israel"でクリターの初期以後、受け入れ側イスラエル社会が、持ち込まれる文化を否定する傾向があったことを認めるが、これはイスラエルだけではなく、メルティングポット思想が支配的だった時代の流れであ

---

[7] 具体的に 50 年代を論文タイトルに用いたものには、Wits,"Immigration policy in the 1950s"(1995); Halper, Jeff"The Absorption of Ethiopian Immigrants: A return to the fifties"(1985)等がある

[8] かつて純粋なイスラエル人の象徴とされた表現。外はとげだらけだが中身は甘いというサボテンの実の名前からつけられた。現在はエチオピア出身オリムがイスラエル生まれイスラエル人に対して使用する場合があるが、アシュケナジー的な視点でつけられたサボテンの実を想定する国民性を表す用語としてはほぼ死語に近い

って、メルティングポット思想はエスニックリバイバルが起こることで失敗するものだと分析する。そのような移民国家における一般的な傾向を考えれば、イスラエルは比較的早めにエスニックリバイバルが問題として発生したと肯定的にまとめている(Eisenstadt, S.N., 1983:23-24)。

ブラックパンサー事件と 1977 年の政治的大転換

エスニシティ概念は 70 年代に移民現象への注目が高まるなか、共通の文化と歴史に関する信仰から成り立つ社会文化共同体を表す概念として米国を中心に普及した(轡田,2002:180)。後にアイゼンシュタットが指摘しているように、メルティングポット的イデオロギーに反発してエスニック概念が普及するのと同様、イスラエルでも同時期に同化政策の反発としてエスニックリバイバル的な運動が起こった。

中でも 1971 年にミズラヒームの第二世代がそれまでの社会的、経済的、文化的なアシュケナジー化に反発した抵抗運動「ブラックパンサー」はアメリカの黒人運動組織と名を同じくして、エルサレムのスラムで育ったミズラヒーム(臼杵はモロッコ系と特定)の若者たちが該当に出てデモ活動を繰り返した(立山,1999:92;臼杵,1998:33)。また、当時アリヤーしてきたソ連(当時)から押し寄せてきたオリムに多く非ユダヤ人が含まれていたにもかかわらず、ミズラヒームが経験し得なかった経済的支援が行なわれたこともミズラヒームの反発の要因となった。1970 年に帰還法が改正されたことによって「ユダヤ人とはユダヤ教徒である」ことが定義されたと同時に、ユダヤ人の家族であれば非ユダヤ人であってもアリヤーできることが法的に決まったことが合法的な非ユダヤ人の大量アリヤーをソ連から招いたことになった。また、「50 年代の間違い」に対する反省から生まれた経済的に困難な地域出身者に対する経済支援政策がヨーロッパとアジアでカテゴリー化され、旧ソ連が困難な地に含まれるようになったという「不平等」政策もミズラヒームの反発を生んだ。

ミズラヒームによる抵抗運動はアシュケナジームとミズラヒームの格差、対立を自覚させイスラエル社会を巻き込んだ議論へと発展した。抵抗運動は当時の与党労働党に聞き入れられなかったが、逆にその抗議の声を吸収したのが野党だったリクード党で 1977 年には労働党から政権を奪い政権交代へとつながった。国家樹立以来与党の座についていたシオニズムを基礎とした労働党に代わり、大イスラエル主義を前面にナショナリズムを

押し出したリクードに政権が変わった1977年はイスラエル現代史で大きな政治的転換点として認識されている。

労働党はベングリオン初代首相に象徴されるように労働シオニズムを推し進め、同時にアシュケナジー化、近代化を目指したためにミズラヒームをアシュケナジー化、近代化することが優先され、経済的、社会的不平等を生み出したことが大きな要因となった。

「離散民の融合」後

1950年代のアシュケナジー化に対する反省は政策のみならず社会科学の研究動向の中でも見られるようになり、離散民の融合 [Mizug ha'galuyoth:Ingathering of the exiles]に代わる、より複合的(Prularistic)(Weingrod,1985)な視点、言い換えればエスニシティを重視する学問的枠組みの転化が 70 年代以降行われた[9]。このような 1970 年代から 80 年代にかけたイスラエルの社会科学の動きは、ベングリオン大学のAlex Weingrod教授(アメリカからアリヤー)が編集した『Studies in Israeli Ethnicity:*After the Ingathering*』(1985)でまとまった形として出版される。その書き出しは次のように始まる：

This book offers a retrospective view, as well as fresh anthropological and sociological perspectives, of one of the most fascinating developments in contemporary Israel: the emergence of ethnicity to social prominence. This was by no means an anticipated development (ix)

同著ではイスラエルの多様なユダヤ人社会に止まらず、ドゥルーズやアラブ人などイスラエルのマイノリティを含んだ多様性を取り上げた点が最も注目すべき大きな変化であった。ちなみに、アイゼンシュタットが 1967 年に発表した『Israeli Society』では全 425 頁の内マイノリティについて触れた箇所は「第 11 章 Non-Jewish Minority Groups in Israel」17 頁に留まっている。

また、『Studies in Israeli Ethnicity: *After the Ingathering*』に「*After the Ingathering*」と融合の「後」とその終焉を強調している点は、国家樹立から 50 年代にか

[9] Handelman氏は 1994 年に過去二十年はエスニック・プルーラリズム(エスニック複合主義)のイデオロギーが登場したと述べている。Handelman,1994:451

けての同化政策を振り返りながら、エスニシティを議論できるようになった 70 年代から 80 年代にかけてのイスラエル社会の変化を見事に表している：

Quite to the contrary, the expectations of the 1940's and 1950's were that Jews then immigrating to Israel from many European and Middle Eastern countries would rapidly shed their different cultures and re-emerge as "Israelis." This expectation was expressed by the ideology of "Ingathering of the Exiles," or, in Hebrew, *mizug ha'galuyoth.* According to the government-sponsored programs and slogans of the 1950's, the immigrants flocking to Israel from such diverse places as Morocco, Yemen, Poland, Hungary, Rumania, Bulgaria, Iraq, Iran would soon become assimilated within the new society and adapt a common culture. (ix)

同著には以下のような多様なテーマによる 16 の論文が収められている：

(1)"Intergenerational Social Mobility and Ethnic Organization in the Jewish population of Israel" by Matras Judah

(2) "The Changing Ethnic Geography of Israeli cities" by Gonen Amiram

(3)"Horizontal Integration and Vertical Differentiation among Jewish Ethnicities in Israel" by Peres Yochanan

(4) "Social Mobility and Ethnic Awareness: The Israeli Case" by Ben-Rafael, Eliezer

(5) "Ethnicity and the Family: A Q-study of Israeli Children" by Shalva Weil

(6)" Ethnic Relations in an Arab town in Israel", by al-Haj, Majid

(7)"Phantom Ethnicity: "Oriental Jews" in Israeli Society by Lewis, Arnold

(8) "Ethnicity as a Negotiated Issue in the Israeli Political Order: The "Ethnic Lists" to the delegates' assembly and the Knesset (1920-1977) by Herzog Hanna

(9) "Historical and Cultural Dimensions of Ethnic phenomena in israel" by Goldberg, Harvey E

(10) "Folk models of Habbani Ethnic Identity" by Loeb, Laurence D

(11) "Ethnicity, culture and adaptation among Yemenites in a Heterogeneous

community" by Lewis, Herbert S

(12) "Iranian Ethnicity in Israel: The Performance of Identity" by Goldstein, Judith L

(13) "The Druze in Israel as Arabs and non-Arabs: Manipulation of categories of identity in a non-civil state" by Oppenheimer, Jonathan

(14) "Aggression and Social relationships among Moroccan Immigrants" by Shokeid Moshe

(15) "The benefits of attenuation: continuity and change in Jewish Moroccan ethno-psychiatry in Israel" by Bilu, Yoram

(16) "Dynamics of change in Jewish oriental ethnic music in Israel" by Cohen, Elic and Shiloah, Amnon

「離散民の融合」後のエチオピア出身オリム

社会科学がエスニシティ概念を用いた複合主義的な視点を追求していた頃、エチオピアからスーダンへ密入国をしたファラシャ(ベタ・イスラエル)と呼ばれるエチオピア系ユダヤ人がスーダン政府によって弾圧をされていることを知ったイスラエル政府が、関係国との協力のもと「人道的救出」として 1984 年 11 月 21 日から 1985 年 1 月 5 日にかけて約 7400 名を集団空輸するモーセ作戦を実施した(Weinroub,1992:62)。前述の Weingrod Alex も同僚の Prof. Michael Ashkenazi と共著でモーセ作戦直後に実地調査を行い『Ethiopian Immigrants in Beer Sheva』(1984)を出版して、エチオピア出身オリムのイスラエルでの生活の様子を報告している。肌の色や衣服といった外見、さらにケスと呼ばれる宗教指導者の存在などユダヤ性も全く異なるエチオピア出身オリムは、当時のイスラエル文化人類学者の恰好の調査対象となった。その調査に出かけたあまりの文化人類学者の多さに「文化人類学やってるならエチオピア出身オリムの家族構成知っているか？」「エチオピアから来たオリムとソーシャルワーカー、そして人類学者さ」と言ったジョークが生まれたほどだった。

エチオピア出身オリムに関する研究の成果は翌 1985 年『ペアミーム』の第 22 号特集「エチオピアユダヤ人の文化と歴史」(The central topic of this issue is the history and

culture of the Jews of Ethiopia)にその一部を見ることができる。『ペアミーム』はイスラエルのミズラヒーム研究センターベン・ツヴィ研究所[10]から年二回発行されているヘブライ語で書かれた学術論文集である。ベン・ツヴィ氏は 1952 年から 63 年まで在任したイスラエル二代目大統領である。同誌が 1979 年に創刊されているのは、1977 年のそれまでのシオニスト派の労働党が下野して、リクードが政権についた政治的大転換を振り返った時に興味深い。それまでイスラエル社会では「みえざる」(臼杵陽,1998)存在であったミズラヒームの文化や歴史などに着目するようになった研究所であり、研究分野である。そして、その『ペアミーム』に「エチオピアユダヤ人の文化と歴史」と題する特集が組まれてエチオピア出身オリムの文化や歴史が明らかにされた。

1. On the Ethiopian Judeo-Christian Context of the History of the Beta Israel by Dr. Steven Kaplan
2. The Holy places of Ethiopian Jewry by Shoshana Ben-Dor
3. Falasha, Kayla, Beta Israel? Ethnographic Observations on the Names of for the Jews of Ethiopia by Dr. Chaim Rosen
4. Taamrat Emmanuel Forerunner of the Revival of Ethiopian Jewry by Itzhak Greenfeld
5. Izhak Ben Zvi on the Jews of Ethiopia-from His letters by Rabbi Menahem Waldman
6. The Schools of the Beta Israel in Ethiopia

イスラエルのオリム受け入れ政策は、アリヤーの対象とその時代に応じて変化させていると言っていい。国家樹立の直後、ユダヤ人国家イスラエルをアシュケナジー化、近代化に推し進めた時にミズラヒームがアリヤーしてきた際に、彼ら/彼女らをアシュケナジー化、近代化に向けて受け入れたことは、メルティングポット的な思考が当時受け入れられたことも時代的背景として充分関係している。その後、その反発を受けた反省から経済力に応じた出身地域別の"平等"政策を実施し、エスニシティ論の高まりの中でミズラヒームの持ち込んだ文化が理解されるようになり、その頃にモーセ作戦で数ヶ月の内に大人数

[10] 正式にはMakhon Ben-Zvi le-heker qehilot Yisrael ba-Mizrah: The Ben-Zvi Institute for the Study of the Jewish communities in the East

のそれまで見たこともないようなエチオピアからのオリムがやってきた。「イエメン、インドからのオリムをやっと受け入れたのに、まさかもっと黒いユダヤ人がいたのか」[11]と衝撃を与え、彼らはユダヤ人なのか？どのように受け入れればいいのか？というかつて経験したことのない困難に直面することになった(Deleve-Gandelman,1989 等)

第三節:90 年代の大規模アリヤー

短期間での人口構造の急変

1990 年代になるとソ連崩壊を機に大人数のロシア語を母語とする旧ソ連出身オリム[12]が押し寄せ 10 年で約 100 万人、と人口の五人の一人を占めるようになり人口構成を大きく変えた。また、1991 年 5 月 24 日、25 日には二日間で 14310 人(Weinroub,1993:62)がエチオピアから空輸されてエチオピア出身オリムの人口がさらに急増した(ソロモン作戦)。

これらの大規模アリヤーは様々な新しい課題をつきつけることになった。一つは 1997 年の時点で旧ソ連出身オリムの内ハラハーに準拠したユダヤ人は 56.4%に過ぎないという数値[13]が示すように、アリヤーと共に多くの非ユダヤ人を含んでいたこと。大量の非ユダヤ人のアリヤーは帰還法がアリヤーの資格取得手段に代わったことを意味し、もはやユダヤ人統合の保護的な役割を果たさなくなり「あなたも私も同じ帰還法でアリヤーした仲間」という意識を生み出す機能を果たさなくなった(Horowitz,1996:527)。二つ目は、モーセ作戦以降課題に直面していたエチオピア出身オリムの受け入れを、さらにソロモン作戦以降で増加した現在どのように取り組むべきかといった課題が受け入れの現場から聞こえるようになった。三つ目には、かつてユダヤ人であったがキリスト教徒に改宗したファラシュムラと呼ばれる集団がエチオピアにいることが明らかとなり、そのユダヤ性を巡って新たな「誰がユダヤ人か」議論が沸き起こったことであった。1950 年代から 60 年代にか

---

[11] 1983 年にエチオピアからアリヤーし、現在ユダヤ機関のエチオピア系ユダヤ人クリター部門の部長を努めるシュロモ・ムラ氏とのインタビュー2006 年 4 月 26 日シュロモ氏の自宅。以下、シュロモ氏とのインタビューは全て同じ時。

[12] 主にロシア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ及びバルト共和国(Ministry of Finance, Absorption Data,1991:8)。一般的にはロシア語を母語とするオリムをまとめてロシア出身と呼ぶ傾向がある。

[13] Somech, Alex "Decline in Proportion of Jews among Soviet Immigrants", Ha'aretz(イスラエルの日刊紙),12.June.1998 による報告

けて沸き起こった「だれがユダヤ人か」問題は、ダニエル神父事件に象徴されるように個人の資格問題であったが、ファラシュムラに関する議論は集団の身分とユダヤ人としての同一性が論点となった点で50年代とは異なる(Horowitz, 1996:514)。

このような短期間による人口構成の変化に伴い、中央統計局は「1995年以降内務省でユダヤ人と登録されない多数の非ユダヤ人のアリヤーに伴い、統計上の個体数推定(ウムダン・ウフルシン）一覧での宗教と人口グループの定義を変更」(Central Bureau of Statistic,2000:2-1)すると発表し、それまで宗教グループ毎のユダヤ、イスラム、キリスト教、ドゥルーズ(仏教などそれ以外も含む)といった分類だけだったものが、1)宗教[Religion: ダット]、2)人口グループ[Population group: クブツァット・ウフルシヤー]の二通りの区分へと人口統計の発表方法が変わった(巻末資料「1995年人口統計の区分変化」参照)。

90年代の大規模アリヤーがもたらしたもう一つの大きな影響は、「ルシムがマフィアを持ち込んだ」「売春婦が増えた」など社会犯罪への影響に対する嫌悪感に近いネガティブな姿勢をイスラエル社会に与えたことであった(Leshem, 1994:180)。ネガティブな姿勢は、エチオピア出身オリムから採取した献血をHIV感染防止、衛生上の理由から全て破棄していたことがマゲンダビッド・アドム(ダビデの赤盾：日本の赤十字に相当)によって報告された時に露骨に表れた。エチオピア出身オリムは「人種差別」「人権侵害」として政府に激しく抗議した。国民国家論、民族論、ナショナリズム論にとって、まさに血液の破棄という事件はそのルーツや連続性の断絶を表し関心を呼ぶ事件となった[14]。

直接受け入れ[クリター・イェシラー]

90年代の大規模アリヤーは、政府のオリム受け入れ政策の転換も引き起こした。旧ソ連出身のオリムは国家に代わって地方自治体、地域(メホーズ)やキブツなどが直接オリムを受け入れる「直接受け入れ[クリター・イェシラー]」の方針がとられた。これにより、クリターの責任と予算配分は各自治体に任せられるようになった。私が92年にキブツに滞在した際にも、キブツ内にプレハブが10棟設置され、旧ソ連からアリヤーしたばかりの家族10世帯ほど生活していた。彼らはキブツだけでではなく地域のオリム受け入れ部署のサポートを受けて、当時アリヤーした周辺地域に住む他の旧ソ連出身オリムを対象としたキブツの外にあるウルパン(オリムのための短期ヘブライ語集中学習施設)へ通ってヘブライ

[14] 血液破棄に関する論述は、Seeman Don, "One People, One blood"(1997)が詳しい

語を学び、時にキブツ内で労働をした。約半年のウルパンが終了し、アパートを購入、またはキブツ外にアパートを見つけるとキブツを離れ、仕事を見つけ生活を開始した。中にはキブツにそのまま留まり、直接投票により承認を受けてメンバーとなった者もいる。

対エチオピア出身オリム優遇政策

また、エチオピア出身オリムに対する政策は1992年7月にリクード党から労働党へ政権が変わると大きく転換。中心部にも住めるように格安価格でアパートを購入し好条件でローンを借りられる制度が整備されるなど、それまでのオリムにはなかった待遇政策が用意された。1970年代当時ソ連出身オリムへの補助金が上げられたことにはミズラヒームから強い反発があったが、エチオピア出身オリムに対する優遇措置に対してはエチオピアとの経済的格差が社会的に認知されていたので一切反対がなかった(Horowitz, 1996:521)。エチオピア出身オリムに対しては住宅購入補助をはじめとした経済的支援の他、エチオピア出身オリムだけのメルカズ・クリター[受け入れセンター]を設置し[15]、ウルパンでの教育内容や期間、メルカズ・クリターでの滞在期間等全て他のオリムと異なる受け入れ過程が整備された。エチオピア出身オリムは空港に降り立った瞬間からイスラエル国内のメルカズ・クリターへ、時にはユダヤ機関が貸し切った空室の多いホテルへ直接移送され、そこでアパートを購入してひとり立ちするまでの約一年をユダヤ機関が計画するプログラムに基づき生活することが求められた。

メルカズ・クリター：エリート層を受け入れる機関からの変化

メルカズ・クリターは1960年代設立当初、アカデマイムと呼ばれる欧米出身の研究者および特殊技術を持つ学識経験のあるオリムを受け入れた。住居及び職業が見つかるまでの最高6ヶ月間、日常生活に必要なヘブライ語(時にその分野に沿った専門的な内容を含む)を集中的に勉強しながら滞在できる施設として機能した(Horowitz,1977:288)。メルカズ・クリターを運営するユダヤ機関が1968年に発行したリーフレット「The rights of the Oleh」によると、メルカズ入居の権利があるのは出身国で技術職、専門職としての経歴のあるもの、またすでに商用としてアリヤーしてきた者など、イスラエルで職に就く約束の

15　91年ソロモン作戦によるエチオピム急増の際には、バンガローによる臨時の一大居住区がイスラエル北部アッコー近郊にできた。そこで働いていたスタッフの多くが現在メルカズ・クリターで働いている。

ある者か、可能性が高い者と明記されている(The Jewish Agency for Israel,1968)。

1977年のHorowitzの報告で取り上げられたあるメルカズの例を見ると、入居者はアメリカ、南アメリカ、ソ連(当時)、及びフランス出身の研究者や技術者であって、そのほとんどがエチオピア出身オリムかルシムで埋まっている現在のメルカズ・クリターとは随分顔ぶれが異なる。また、大方が大卒以上でその出身国ではエリートとして活躍し、メルカズ・クリターのスタッフよりも彼/女らオリムの方が専門的知識に長けていることが珍しくなかった。1970年代にはそのような専門的知識をもった有能な人材に少しでも早くイスラエル社会で活躍してもらうため、労務省の職員が積極的にメルカズ・クリターへ足を運んで直接オリムと面会を行い職場を提供した。

そのようなエリート層のために設立されたメルカズ・クリターは、入居者減少に伴い徐々にアカデマイムという入居資格の制限を廃止し、イエメン、グルジアなど経済的に困難な国から来たオリムを多く受け入れる施設へと様子を変えた。70年代から80年代は、それらの国から来たオリムがイスラエルでの生活に慣れるための数ヶ月間、ヘブライ語を勉強しながら入居する中心的な機関として機能するようになった(Leshem 1994:164)。その後90年代になると直接受け入れ[クリター・イェシラー]が推奨された一方で、旧ソ連からアリヤーした若者や科学者、アーティストなどを受け入れる場としてメルカズ・クリターが一時機能し、エチオピア出身オリムに関しては全員が必ず通過する場所となり現在に至る(Horowitz 1996:528)。

メルカズ・クリターとユダヤ機関

2006年現在、イスラエルにあるメルカズ・クリターはアリヤー受け入れ省、教育省、建設省などが複雑に関与するが直接の運営はユダヤ機関[Jewish Agency for Israel]に全て任されている(メルカズ・クリターの位置については巻末資料「メルカズ・クリターの位置」参照)。ユダヤ機関は建国以前の英国統治時代にパレスチナにあったシオニストユダヤ人による自治的な準政府的機関として機能していた。メルカズ・クリターで働くスタッフはウルパン(オリムのための短期ヘブライ語集中学習施設)の教員と改宗の課程のためのユダヤ教信仰の教員(改宗の課程に含まれる宗教儀礼などを教える教員、詳しくは第四章)を除いて全てユダヤ機関の職員であり、給与もユダヤ機関から支払われる。2006年4月に訪れたイスラエル北部キリヤット・ヤム市にあるメルカズ・クリター・サピールの館長ルティによれば「運営は全てユダヤ機関に任されている。建国前ユダヤ機関は政府のような役割を果た

していて、現在もアリヤー受け入れ省との連携で進めているが給料、スタッフの編成、クリターの過程など全てユダヤ機関が決める。受け入れ省は給料、交通費などの予算を拠出して、ユダヤ機関がそれを活用して政府の方針に従った受け入れを実施する"back to back"の関係」である。

イスラエルでオリムの受け入れに携わる機関は他にも JOINT、NACOEJ(North American Conference on Ethiopian Jewry)などあげられるが、いずれも寄付金で運営される民間団体だ。NACOEJ は指定して支払われる寄付を資金としながら初等教育から高等教育まで学校教育におけるエチオピア出身オリムへの奨学金制度や放課後のプログラムなどを支援している。JOINT はオリム受け入れのために支払われる寄付のうちユダヤ機関が受け取る 7 割の残り 3 割を資金としているが、活動の対象は授業についていけない子ども達などを支援しておりエチオピア出身オリムに限らない。メルカズ・クリターでは身分証明書の発行から、ヘブライ語習得、定住アパートの購入などイスラエルで生活を始めるための準備をかなり集中して行なうのに対して、これらの団体はメルカズ・クリターを出て実際にイスラエル社会で生活するようになった過程で生じる困難や問題を、課題毎にサポートしている点で目的も業務内容も異なる。また JOINT で働くあるスタッフによれば業務ペースもかなりのんびりとしており、メルカズ・クリターと異なる。

ユダヤ機関は建国前からシオニズムの実践行為であるアリヤーとそれを受け入れる受け入れを実際に担当し、公的機関と同等の役割と位置づけがされてきた。現在も、エチオピアに限らずに世界中からのアリヤーとその受け入れを実践する運営母体はユダヤ機関であり、政府が決定するオリムの受け入れ政策をメルカズ・クリターで実践している。

メルカズ・クリターは現在イスラエル全体で 34 箇所あり、そのうちエチオピア出身オリムのみを受け入れるメルカズは 19 箇所となっている(2006 年 4 月時点)。エチオピア出身オリムは「近代的ではない社会から来たために」イスラエル社会での社会的、文化的変化、また他のオリムとも共に生活ができないために、滞在期間はじめ、受け入れの行程が他のオリムとは区別されエチオピア出身オリムだけを受け入れるメルカズ・クリターが設置されている。

アリヤー、ユニークな現象の見直し

イスラエルの社会科学は 90 年代以降アリヤーを特異な現象と理解してきた姿勢を

批判するようになった。アリヤーを「約束の地への帰還」といった従来の視点で理解しようとしても、90 年代以降実際に起こっているアリヤーを理解できないと指摘する社会科学者が表れるようになった。また、アリヤーをすれば出身国との関係が全て断絶するのではなく、「母国」訪問などは継続するのでありそのつながりを考慮することの必要性も問われるようになった(Shuval and Leshem,1998:14 など)。

このようなイスラエル社会科学の流れは、それまで描かれる立場でしかなかった植民地出身者や移民達が、自らの声で描くようになったポストコロニアリズム、ディアスポラといった社会科学の新たな潮流を連想させる。

ディアスポラはユダヤ人の離散を示す大文字の Diaspora から「生まれた場所、あるいは"ルーツ"としての期限の場所から切り離され、にもかかわらずその場所との距離、隔たりの中にあって尚、その起源との文化的、倫理的、宗教的、、、結びつきを強く持った連帯のあり方、"ルート"(経路)を通した共同性のネットワークを作り出していること」(上野,1999:7)というユダヤ人に限らない diaspora という一般的な概念でとらえられるようになった。

社会科学におけるディアスポラ論

William Safran が雑誌『Diaspora』創刊号で発表した"Diasporas in Modern Societies: Myths of Homeland and Return"(1991)で 1948 年にイスラエルが再(ママ)国家樹立したことで、ユダヤ人にとって実際に「帰還」すべき場所は存在するか否か、ユダヤ人にとってイスラエルのみが祖国となるのか、または国家樹立によってディアスポラ状態にピリオドを打つことができるのか？と鋭く問いかける(1991:84)。この論文は現在もイスラエルの社会科学でディアスポラ概念を論じる際に見落とせない基礎文献の一つに挙げられる。

Safranは同論文の冒頭で、ディアスポラ的状況にある社会を六つの項目で定義づけるが[16]、そこには、悲劇的な離散というイメージが伴う。日本のカルチュラルスタディー

[16] (1)一つのオリジナルな「中心」から少なくとも二つの「周縁的」場所へ離散した(2)その原初的な祖国についての記憶や思い、あるいは神話を維持している(3)ホスト国によって完全には受け入れられないーそして受け入れられることができないーと信じている(4)時が満ちたならば最終的に帰り着く場所として祖国を認識している(5)この祖国の維持や回復に関わっている(6)その集団の意識や結束が祖国との継続する関係によって「決定的に定義され

ズと呼ばれる分野では積極的にディアスポラ概念について議論されるが、そこにも悲劇的な離散というネガティブなイメージがついてまわる。

それに対して、ロビン・コーヘンによるディアスポラの肯定的な取り上げ方は、エスニシティ論に変わってマイノリティ、また国家間を移動する人々の分析概念としてディアスポラの概念をとらえている(Levy,1997:282)。Soysalもディアスポラは新しいコンセプトではないが、昨今グローバルな規模で拡散する移民に関する膨大な移民研究の領域では「分析カテゴリー」としてよく使用されているとディアスポラの概念を捉えている(Soysal, 2000:2)[17]。

このように、ディアスポラには悲劇的でネガティブなイメージとその現状を肯定的に捕らえる分析概念という二つのイメージがある。また、アプローチの方法から見るとSafran のようなアプローチはマイノリティ社会をディアスポラ状態と捕らえ、Robin CohenやSoysalはマイノリティ社会とその複雑で流動的な同一性を理解するための枠組みとしてディアスポラの有効性を提案する(Weingrod and Levy,2005:7)。ロビン・コーヘンの次の箇所は、その分析概念としてのディアスポラの有効性を端的に表している。

マイノリティや移民が彼らの祖国に対してのみ忠誠心を示すという仮定は、今では通用しなくなってきている。ナショナリズムや国際移民、エスニック関係の研究者は、国家を超えるこうした複雑なアイデンティティを理解するためには新たな概念のもとに地図を書き直し、ケーススタディをやり直さなくてはならない。このとき、「ディアスポラ」という古くから使われてきた概念がその枠組みを提供してくれるだろう。この言葉にはしばしば悲劇的な離散というイメージが伴うが、解釈を広げて公益、帝国、労働、文化といった修飾語句を付け加えれば、移民の祖国と彼らの現在の仕事の場であり定住の場である社会との間に、しばしば肯定的な関係があることについて、より具体的に理解できるであろう。(1997:3)(邦訳は 2001)

る」(1991:83-84)

[17]「Diaspora is not a new concept. Lately, it has found much usage as an analytical category in the vast immigration literature on the global dispersion of migrant populations」

エスニシティからディアスポラへ

1985年「離散民の融合」からエスニシティ論へとイスラエル社会科学が移行したことを告げた『Studies in Israeli Ethnicity:*After the Ingathering*』の編者Weingrodは、2005年同僚のLevyと共に『Homeland and Diaspora』(2005年)を編集している。ちなみに、Weingrodはアメリカ、Levyはモロッコからアリヤーし、それぞれイスラエル文化人類学会の座長を経験している。その序章の中で「This book can be seen as a logical continuation of "ethnicity" theme」(xi)と、同著にエスニシティ論との論理上の継続性があることを最初に述べている。

ホームを離れ、離散の地でマイノリティ社会を形成し、いずれはホームに帰還したいと願うディアスポラ。ユダヤ人のディアスポラ、アルメニア人のディアスポラに代表されるそのような分断されたルーツへの繋がりを求めるディアスポラ社会を古典的に扱うことに批判し、Weingrod and Levyはそれと全く異なる「Today's "new" diasporas」を提唱する(ibid,4)。すなわち、"Home and away", "here and there", "homeland and diaspora"といったハイブリッド、バイナリティ、二つまたはそれ以上の空間との関係性に移住行為、移民、そしてアリヤー、オリムを位置づける姿勢である(ibid,4)。このような新しい分析概念としてのディアスポラ論は批判も含めて現在のイスラエル社会科学の大きな潮流となっている。その流れは同著に収められた論文のタイトルからも読み取れよう。この章の始めに紹介したAnteby-Yeminiの「From Ethiopian Villagers to Global Villagers: Ethiopian Jews in Israel」も同著に収められている(分かる範囲内で所収論文の初出年も併記する):

1. The place Which is Diaspora: Citizenship, Religion, and Gender in the Making of Chaordic Transnationalism by Pnina Werbner (2002)
2. New Homeland for an Old Diaspora by Susan Pattie
3. A Community That is Both a Center and a Diaspora: Jews in Late Twentieth Century Morocco by Andre Levy (2001)
4. Rethinking the Palestinians Abroad as a Diaspora: The Relationships Between the Diaspora and the Palestinian territories by Sari Hanafi (2003)
5. Transmission and Transformation: The Palestinian Second Generation and the Commemoration of the Homeland by Efrat ben-zeev

6. Diasporization, Globalization, and Cosmopolitan Discourse by Jonathan Friedman
7. Commemoration and National Identity: Memorial Ceremonies in Israeli Schools by Avner Ben-Amos and Ilana Bet-El (1999)
8. Shifting Boundaries: Palestinian Woman Citizens of Israel in Peace Organizations by Hanna Herzog
9. From Ethiopian Villagers to Global Villagers: Ethiopian Jews in Israel by Lisa Anteby-Yemini
10. Ethnicity and Diaspora: The case of the Cambodians by Ida Simon-Barouh
11. Defrancophonisme in Israel: Bizertine Jews, Tunisian Jews by Efrat Rosen-Lapidot
12. Visit, Separation, and Deconstructing Nostalgia: Russian Students Travel to Their Old Home by Edna Lomsky-Feder and Tamar Rapoport (2000)
13. Claiming the Pain, Making a change: The African Hebrew Israelite Community's Alternative to the Black Diaspora by Fran Markowitz

また、同著には収められていないが10代でアリヤーした自らの経験に基づいて論じた Lomsky-Feder and Rapoport は「Homecoming, Immigration and the National Ethos: Russian-Jewish Homecomers reading zionism」(2001)で、イスラエルへの「帰郷」(Homecoming)でディアスポラ状態が終焉するのではなく、出身地であるロシアとのつながりは維持され、ロシアから持ち込んだ世界観、ライフスタイル、社会経済に対する関心故に、ホームであるはずのイスラエルでアウトサイダーとして見られると主張する(Lomsky-Feder and Rapoport,2001:2)。そして、Clifford(1997)が主張するような一箇所で普遍的なホームという捕らえ方は不適切であり、そもそもホームは不安定であり、二つまたはそれ以上の空間との往復関係にあることを指摘している。

エスニシティ論批判としてのディアスポラ論

二つのホームの間で揺れ動くオリムの経験は2000年に始まったわけではない。アリヤーをしてイスラエルで新たな生活をすることで、母国を懐かしく振り返ったり、イスラエルが「帰還」すべきホームとは感じられないことはアリヤーの歴史の中に常にあった。

かつてのホームへの「帰還」とナショナルホームの建設というシオニズムのイデオロギーは理想であっても、実際には二つまたはそれ以上のホームを行ったり来たりしながら時にはイスラエル、国家樹立直後であればアシュケナジー化が求められた中で居場所を見出せない経験はすでにあった。

それはミズラヒームが起こした抗議行動「ブラックパンサー」や社会科学におけるエスニシティ論へとつながっている。エスニシティ論の潮流を象徴する『Studies in Israeli Ethnicity:*After the Ingathering*』(1985)に収められたGoldstein「Iranian Ethnicity in Israel: The Performance of Identity」では、イスラエルとイランとの間で揺れ動くイスラエルで育ったイラン出身の少女の言葉が生々しく表現されている[18]：

"I'm between two worlds, and it gets worse, not better. I've disappointed my family by not marring and continuing my education. They linked me better ten years ago. On the other hand, I like a household in which the father is "king" and there is respect for the parents. And outside I am affected by discrimination and by the negative traits associated with Persians. I do not want to marry a Persian and I do not want to marry an Ashkenazi." (Goldstein,1985:253)

Goldsteinは、イランのエスニシティとは過去(我々のイランでの位置づけはどうであったのか?)と現在(シオニズムのなかで我々はどこに位置づけられるのか)の一致点(Identity)にあると二つのホームの往復関係を示唆している。そして最後に、「イスラエルのエスニシティ論者が「復興された」特別(アシュケナジー的ではない-筆者注)な慣習にみられる継続性にのみエスニシティの存在を求めているが、ディアスポラでユダヤ人、イスラエルでイスラエル人である(英語でbe)手段を模索するところにエスニシティはある。その意味で、非エスニックもエスニシティの基本的な作業に含まれるべきである」(Goldstein,1985:253)[19]と当時のエスニシティ論が中心的から周辺に視線を向けた矛先に見出したものをエスニックと規定するアシュケナジー中心の一方的なアプローチであったこ

[18] フィールドワークは1975年から1980年にかけてイスラエルのイラン出身コミュニティで実施された

[19] Analysts of Israeli ethnicity have been looking for continuity in the wrong places: continuity is not located in particular customs which are "revived", but in the search for what is means to be a Jew in the Diaspora and an Israeli in Israel. In this sense, non-ethnics too are involved in the basic business of ethnicity

とを鋭く批判している。

『Homeland and Diaspora』(2005)がその一ページで「a logical continuation of "ethnicity" theme」(Weingrod and Levy,xi)と、エスニシティ論の延長線上に位置づけているのは、エスニシティ論が結局はアシュケナジー中心的な一方向的、オリエンタリズム的な視線であったことの批判の上にあることを意味している。"Home and away", "here and there", "homeland and diaspora"と揺れ動く、往復作業の中で構築されていく複合的なホームを模索する視点は、イスラエルが「帰還」すべき唯一のホームであるとしたシオニズム的な視点への批判でもある。

現在のイスラエル社会科学、とりわけ文化人類学はこの新しいディアスポラ論を主要なテーマに抱えている。2006年6月に開催されたイスラエル文化人類学会年会の主要テーマは『あちらに所属すること/いること：関係構築と断絶の民族誌批判』であり、人類学の方法論にまで迫っている。植民地時代に植民者を植民者と規定し一方的に民族誌を描いた古典的な人類学の批判は今に始まったことではないが、民族誌を書くという行為に人類学者自身の調査地での立ちどころ、また調査地にはいないという立ちどころを考慮にすべき指摘は本稿を書き進める上でも充分に影響を与えている。

ディアスポラ論でエチオピア出身オリムを描く

本稿もこのようなイスラエルの社会科学の流れの中に位置づける。国家樹立直後でもなく、80年代でもなく、2006年に書くという行為は、アシュケナジー中心的同化主義、その批判としてのエスニシティ、またその批判としてのディアスポラ論と変化してきた視点の影響を多く受けている。オリムが過去と現在、ユダヤ人とイスラエル人の間を往復しているという視点は確かに社会科学がシオニズムというイデオロギーから脱するためにも重要であろう。では、オリムを受け入れるイスラエル社会は、そうした揺れにどこまで寛容でいられるのだろうか。国民国家であることの同一化の力はその揺れをどう理解し、どう対処していくのか。その問いを追求するために、*ルシム*、*エチオピム*といった言説を見直すことが大きなヒントとなる。*ルシム*と発する時も、*エチオピム*と発する時も、どちらもイスラエル社会で何かしらの非同一性を表わすことに違いがないのだが、何を基準とし

て同一化されていないのかは*ルシム*と発した時と、*エチオピム*と発した時にははっきりと異なるのだ。

わたしが初めてイスラエル人に会うと決まって「短期間でよくヘブライ語を身につけた。そう考えるとロシアから来た連中はもう10年くらいたっているのに全くうまくならない」と*ルシム*と比較をされる。こうした表現を多く聞くようになり、わたしのヘブライ語よりも、ロシアから来た連中が全くヘブライ語を身につけないことを私に言いたいのではないかと察するようになった。「短期間でよく」ではじまったら、その後はもう聞かなくても私が先に言えるようになったほどだ。そして、*ルシム*はイスラエルの中で同一性を認められていないのだな、と経験的に理解していた。

ところが、である。この度補充調査にでかけ、その訪問が明確に調査であったためにイスラエルにいる理由が*エチオピム*の調査であることを告げると「彼らは大変だよな、こういう近代的な生活をしてないから職も見つからないし。そう考えるとルシムの連中は近代的な社会から来たからな、職を見つけて随分と貢献して、うまくいっているよ」、と*ルシム*に同一性を見出している発言を聞くようになりそれまでの理解が覆されたのだ。

このような*ルシム*と*エチオピム*の言説の違いから学べることは、同一性は複数あり、それぞれ同一性の基準には同一しようとする同一化の力があり、それぞれの同一化の力や内容によって同一性の度合いは測られる、ということである。*ルシム*は言語という国家(国民)が共有したい「象徴資源」への到達度からすると同一性が認められないが、近代的なイスラエルへの同一化ということでは充分同一性が認められているのである。一方、*エチオピム*は、近代的なイスラエルへの同一性が認められずその意味で「かわいそう」であったり、「別の世界からやってきた」と認識される。そのように考えると、イスラエルは国家樹立当時そうであったように、現在も近代的、西欧的であることに国家としての同一性を見出したいことは変わっていない。次節では、*エチオピム*という言説を解きほぐすことによって、近代的、西欧的であろうとするイスラエルの同一化の力を見出していきたい。

第二章　*エチオピム*、イスラエルにおける近代性の物差し

ベタ・イスラエルとファラシュムラ

*エチオピム*とはエチオピア出身オリムを受け入れたイスラエル社会が命名したエチオピアから来たオリムの総称であって、*エチオピム*"自身"がそう呼んだわけではない。論文や新聞記事などで使われるのはエチオピア・ユダヤ人(イェフデイ・エチオピア)、エチオピア出身オリム(オリム・ミ・エチオピア)、エチオピア・コミュニティ(ケヒラー・エチオピット)である。アリヤーの時期によって分類すると 80 年代であればファラシャ(土地なしを意味する蔑称なので現在は使われない)、ベタ・イスラエル(ファラシャが蔑称のため彼ら自身が好んで使用する呼称)、また最近はファラシュムラとなる。しかし、カフェや友人との会話、ジョークなどで定着している表現は*エチオピム*が一般的であり、プロローグでも紹介したように、その辺を歩いている若者に「ベタ・イスラエル」と言ったところで「イスラエルの家」？と文字通りの意味は分かってもらえてもそれが*エチオピム*を指しているとは到底思えず、「ファラシュムラ」と「ファラシャ」を区別してどちらがどのような意味か説明できる人はあまりいない。

*エチオピム*と一枚岩のように語られるが、それほど単純ではない。イスラエルでの受け入れ過程だけで見ても、80 年代から 90 年代初期にかけてアリヤーしたベタ・イスラエルと 90 年代以降のファラシュムラでは全く内容が異なる。最大の違いは、現在アリヤーしてくるファラシュムラは、チーフラビ庁からユダヤ性に関する疑いを払拭するために完全な改宗の課程が義務付けられていることであり、改宗の課程を終えないと国籍が取得できないことである。そのことはイスラエルで一般的にはあまり知られていない。

では、そもそもエチオピアとイスラエルとの繋がり、すなわちユダヤ的な同一性はどこに見出されているのか。1973 年にスファラディ系チーフラビがファラシャ(当時はそう呼ばれていた)がユダヤ人であると承認したとき、ユダヤ的な同一性は歴史的に求められているので、ここで簡単にエチオピアの歴史に見られるユダヤ的な同一性を振り返るとする。

第一節：エチオピアとイスラエルの歴史的同一性

『Kebra Nagast(王たちの栄光)』

エチオピアの聖書に見られるアラム語の単語、エチオピアに残るエルサレムの神殿から移された契約の箱アークが安置してある信仰、そうしたユダヤ的要素は今でも多くエチオピアに見られるが起源は未だ明らかにされていない。しかし、エチオピアで広く親しまれている叙事詩『Kebra Nagast(王たちの栄光)』には、ユダヤ教とエチオピアの強いつながりを読み取ることができる。1270 年に王朝を築いたセム語族の王 Yekunno Amlak は、自らの血統をアクスム王朝、さらにはソロモン王の一系であると主張。その時代に編纂された『Kebra Nagast』(14 世紀頃に現在の形に編集)には、シバの女王とソロモン王の間に生まれたメネリクがソロモンからエチオピアの王に正式に命ぜられたという伝説が記載されている。その真偽は別にしても『Kebra Nagast』はエチオピア社会にとって大きな影響を持ち、1931 年 7 月にエチオピアで制定された成文憲法にもエチオピアの国王系譜がモーセにまで遡ることができ、当時のハイレ・セレシェ一世はメネリクから数えて 237 代目であると明記された(岡倉,1999:30)。そのほか、エチオピアのキリスト教会は日曜日の他に土曜日も安息日とする慣習や、食事規定、ユダヤ教的な祭祀階級という旧約聖書的、ユダヤ的な生活様式を確認すれば、『Kebra Nagast』の内容はエチオピアとイスラエルの歴史的同一性を求める上で重要な起点となる(村岡,1982:291)。

エチオピアのユダヤ人はエチオピアでファラシャ[Falasha]と呼ばれたが、その語源は 16 世紀キリスト教に改宗せずに、エチオピアの相続制度 bala-gult に基づく rist という土地の相続権が与えられない「土地無し」を意味する Falasi に見ることができる(Kaplan,1992:67-8)。文化的にユダヤ的要素を示す言葉としてファラシャは定着し、1528 年にエルサレムの Abraham Ben Eliezer Halevi によって書かれたヘブライ語の手紙でも「Falasa is a strong kingdom of Jews」との記録がある。ファラシャはその後もキリスト教エチオピア社会で定住の地を持たず、手工業、鍛冶などに従事しながら主にゴンダール地方で生活を送った。19 世紀に入り、イギリスの伝道師がエチオピアに足を踏み入れて以降ファラシャがエチオピア国外のユダヤ人社会から注目を浴びるようになった。

1830 年に Samuel Gobat と Kugler が伝道師としてエチオピアに到着し、非キリスト教者への伝道活動を大々的に行ったが、頑なに改宗に応じない "Falasha Christians" の存在が大きな課題となった。聖書の配布、買収などの方法で改宗を促したものの受け入

れられず、『The London society for promoting Christianity among the Jews』の報告書にも、ユダヤ教に基づく信仰ゆえ改宗が困難であったことが記録されている。ファラシャの中には改宗から逃れるためにエチオピア北部から紅海を経由してエルサレムへ向けて三回の脱出を試みたグループがあったとの記録も残っている(Kaplan 1992:135)。また、わずかに残る統計資料によれば、改宗に応じたのは約 0.1%という数字も当時の伝道の難しさを物語っている。

キリスト教徒への改宗運動の中で登場してきたエチオピアのユダヤ人への関心は、そのユダヤ人性の真偽を問う議論と共にヨーロッパのユダヤ人の間で高まった。1864 年にはハンガリーのユダヤ人コミュニティの精神的指導者 Azriel Hildeshimer が中世の Radpaz、Luzzato の資料、及び伝道者たちの記録を引用してそのユダヤ性を認めると、ファラシャに対する積極的な動きはさらに活発になった。特に、トルコ出身の教師 Joseph Halevy は Alliance Israelite Universelle の派遣で 1867 年後期にエチオピアに足を運び、直接その社会に入り込みながら詳細な調査を実施し、Alliance に彼らをユダヤ人として認めることができるとの報告を送っている(Kaplan,1992:141)。その後、Halevy の弟子の Jacques Faitlovitch が 1904 年にエチオピアに到着。ヨーロッパのユダヤ人社会にはすでに見られなくなったユダヤ人の起源を持ち続ける人々として捉え、それをユダヤ人社会との文脈で位置づけるため、イスラエルへ移住させる試みをしたが実現には至らなかった(Kaplan,1992:155)。イスラエルへの「帰還」が実現するのはイスラエル建国後、本格的には 1980 年代以降まで待たなければいけない。

ベタ・イスラエルの宗教法規ハラハーとの同一性

ファラシャの存在は 19 世紀末には欧州でも知られていたが、彼らがハラハーに適応したユダヤ人であり、帰還法に基づいてアリヤーできることが認められたのは 1973 年であった。それ以前は建国から 20 年で 300 名ほどの小規模なアリヤーは記録されているが帰還法は該当されなかった。1960 年代にはユダヤ機関をはじめイスラエル政府、ヨーロッパ各国の政府がエチオピアにオフィスを開き、ヘブライ語、ユダヤ教などの教育プログラムや保健サービスが提供されていた。

イスラエルはユダヤ教正統派によって全ての宗教行政が独占され、チーフラビ庁がそれを監督している。 ファラシャは 1973 年にスファラディ系チーフラビ Ovadia

Yoseph(イラク出身)が 1864 年ハンガリーのユダヤ人コミュニティの精神的指導者 Azriel Hildeshimer と同様に中世の Radpaz の資料、及び伝道者たちの記録を引用してユダヤ教法規ハラハーも基づくユダヤ人として認めた。翌74年にアシュケナジー系チーフラビ Shlomo Goren もハラハーに基づくユダヤ人として認めている。その中で Ovadia Yoseph は「我々は彼らを一刻も早くイスラエルへアリヤーさせ、トーラーの精神を教育し、我々の聖なる地を再建する一員に含めなければならない」と強く勧めるように、ハラハーに基づくユダヤ人の承認はアリヤーを合法化することであった。その背景には、エチオピアとその周辺諸国における政治状況の悪化によりファラシャが危険にさらされたことと大きく関係している。

二つの大規模移送作戦

特に、1970 年代はデルグ独裁政権の下でエチオピアの政治経済状況が悪化していたため、ベギンイスラエル首相(当時)は自らデルグ首相にファラシャのイスラエルへの出国を促した。そして 1977 年、武器などの軍需製品をイスラエルから運び、その帰路にファラシャをアジスアベバからテルアビブへ移送するという合意のもとで 121 人のファラシャがイスラエルに到着した。軍需製品との取引は内外の批判を浴びその後のアリヤーはしばらく凍結状態になったが、1979 年にスーダンがティグリ方面から逃れてくる難民に国境を開き、スーダンからヨーロッパの国を経由してイスラエルへ抜ける行路が開けたことで、再びアリヤーが行われるようになった。

1980 年には 3000 人のファラシャを含む 100 万人近いエチオピア人がスーダンの難民キャンプに押しかけた。これに対してデルグ政権は暴力、投獄とその権力によってスーダンへの難民流出を抑えようとしたが、1983 年にはファラシャの難民キャンプへの流出が加速。急激な人口増加に伴う衛生面の問題から、伝染病が広がり 84 年にかけて 3000～5000 人が死亡したとも報告されている(Teshome G.,1993:60-62)。

事体を重く見たイスラエル政府は、アメリカ、スイス、ベルギーなどの仲介と協力を経て 1984 年 11 月 21 日モーセ作戦と呼ばれる史上最大規模の移送作戦を実施した。1985 年 1 月 6 日までの一ヵ月半でボーイング 707 型機がスーダンの首都ハルツームとテルアビブを欧州経由で 35 回に渡って往復した。そして、その三ヵ月後には米軍とCIAによって新たに 800 人から 900 人が移送されたヨシュア作戦が実施された。ベングリオン大学の二人の人類学者Prof. Alex Weingrod とProf. Michael Ashkenazi の報告書『Ethiopian

Immigrants in Beer Sheva』(1984)でも、ベエルシェバに初めてエチオピアのオリムを迎えたのは1980年代との報告があるように、モーセ作戦は「イエメン、インドからのオリムをやっと受け入れたのに、まさかもっと黒いユダヤ人がいたのか」[1]という衝撃をイスラエル社会に与えた。

1980年代エチオピアから到着して以降、それまでのオリムでは経験し得なかった、社会背景が異なる故の数多くの困難にイスラエル社会は遭遇した。メルカズ・クリターにある家具の使い方、トイレの使い方、市場での買い物の仕方、銀行の使い方、ヘブライ語を学ぶ前には机に座って勉強する方法、鉛筆の握り方、とそれまでのオリムの受け入れでは経験し得ない困難に直面した。また、外見の全く異なる彼らが果たして同じユダヤ人なのか、同じ生活習慣を守っているのか、といった関心が文化人類学者をはじめとした研究者のみならず、イスラエル社会で高まった (Ashkenazi and Weinglod 1984:3-4)。(第一章第二節)。

ベタ・イスラエルに求められた改宗

ベタ・イスラエル[ファラシャ][2]はスファラディ、アシュケナジ双方のチーフラビによって「ユダヤ人である」というお墨付きがあったにもかかわらず、イスラエルで初めて改宗が求められたオリムとしても知られている。ユダヤ人だからアリヤーした、それなのにユダヤ教徒へ改宗が求められた最大の理由は、ファラシャ(チーフラビの発言そのまま)という集団としてのユダヤ性は認められたものの、宗教行政が全て正統派独占のチーフラビ庁に委ねられているイスラエルにおいては、婚姻、離婚、埋葬といった私的身分の変更の際には宗教法規ハラハーの見解に従わなければならないという宗教法制度の問題があった(Kaplan,1988:363)[3]。ベタ・イスラエルの改宗問題を事例として、ユダヤ人概念が宗教法上と市民法上の二通りの方法があり、前者が後者を強く拘束していることは「移民の私的身分とイスラエルの宗教法体系」(1994)で市川裕氏が丁寧な説明している。

1　1983年にエチオピアからスーダンへ徒歩で脱出し、その後アリヤーしたシュロモ・ムラ氏とのインタビュー2006年4月26日。シュロモ氏は現在ユダヤ機関のエチオピア出身オリム受け入れ担当局長

2　アリヤー後にファラシャは蔑称であると、彼ら自身がベタ・イスラエルを使い始めた。

3　この点で、臼杵氏による「ファラシャを管轄するはずであったスファラディ系首席ラビが、ファラシャをユダヤ教徒とは認めなかった」(2002:251)のは正しくない。正しくは、ユダヤ教徒とは認めた、しかし宗教行政上、婚姻、離婚、埋葬といった私的身分の変更については正統派に従うことを求めた。

アリヤー以前、エチオピアで正当な結婚か否か判断を求める場合には、ケス[qess]と呼ばれるエチオピアにおけるユダヤ教司祭とシュマギロッチ[Shmagiloch]と呼ばれる長老に依頼するのが慣例だった。結婚する者はケス及びシュマギロッチに個人的に出向いて証明を受けるもので、住民登録上の変更の必要性がなかった。そもそも住民登録がなかった。それが、アリヤーして住民登録されるようになると、名前が記載されるだけではなく、私的身分の変更を公的に管理されるようになり、その監督がチーフラビ庁の管轄下に置かれた。正統派が宗教行政を牛耳っているイスラエルでは改革派、保守派に排他的であるのと同様、ケスの宗教的権限は認められなかった。正統派で牛耳られる（近代的な)住民登録の私的身分の管理によって、ケスやシュマギロッチの承認はイスラエルで意味をなさなくなった。

チーフラビ庁はすでに1970年から80年代にアリヤーをしたベタ・イスラエルの婚姻に際し、沐浴とユダヤ教法規ハラハーを受け入れる宣誓、(男性に対しては)象徴的な割礼による改宗を要求した。それまで、他のオリムには課されなかったこのような改宗が課されたことでベタ・イスラエルは強く反発し1985年9月には政府に対する大規模なデモへとつながった。3週間に及ぶ交渉の結果、イスラエルで婚姻を希望する場合は、ケス及びシュマギロッチによる身分照会書を持って、最寄の内務省に申し出ることで合意して結婚のための改宗要求は取り消されたが、住民登録で私的身分が管理されることには変わりなかった。

1980 年後半エチオピアからイスラエルへの移送経路は一旦閉ざされるが、1991年のソロモン作戦では、二日間で約15,000人がアジス・アベバからイスラエルへ移送された。これらの作戦でエチオピアに残ったベタ・イスラエルすべてがアリヤーした、とも言われた。しかし、ユダヤ人と認識されない(また、本人たちが認識しなかった)約3万人とも言われるファラシュムラの存在が発見された。

ファラシュムラ(Falash　Mura)とはエチオピアにおける土地なしを意味するユダヤ人への呼称(蔑称)ファラシャと、変更を意味するムラ[4]からなるが、本来はユダヤ人であるが数世代前にキリスト教にやむを得ず改宗した、と主張する者の総称である。1880年代後半に彼らが自発的にそう呼び始めたとされているが、証拠となる文書などは残っていな

4　ヘブライ語はハアマラー：convertで宗教や権利を変更、転換するので、あるものをAからBに変更すること、両替することを意味する動詞とは区別される

い。また、歴史的に同じ時期に実施されたロンドン伝道師による改宗作業で改宗したのかどうかも定かではない(Friedman,1999:71)。

第二節:ファラシュムラのユダヤ教信仰同一性を巡る議論

1997年から現在に至るまでエチオピアからアリヤーするのはファラシュムラであり、私が調査の対象としたのもファラシュムラである(巻末資料「査証別エチオピア出身オリム人口統計」58参照)。

ベタ・イスラエルとファラシュムラに対するチーフラビ庁のユダヤ教宗教法規ハラハーへの同一性に関する見解はいずれも「エチオピア・ユダヤ人をまぎれもないユダヤ人として認め」(市川 1994:173)、「ファラシュムラは完全なるユダヤ人」[5]と認めている点では同じである。しかし、ファラシュムラは「歴史的にユダヤ教信仰(ヤハドゥートゥ)を忘れてしまった人たち」と懐疑的な視線を含んでいるために、「ユダヤ教信仰を取り戻すために」完全改宗を義務付ける必要性を説き、そのために帰還法ではなく入国法による「アリヤー」が実施が政府決定されている点で大きく異なる(2003年2月26日)。ファラシュムラの存在はベタ・イスラエルの間では「改宗者」と呼ばれてその存在が認識されており(Horowitz, 1996:514)、イスラエル政府も1991年のシュロモ作戦においてファラシュムラの存在は確認されていたものの、チーフラビ庁はユダヤ教法規ハラハー上の同一性を確認できないとの判断から帰還法が該当せず同作戦での移送は実施されなかった。

国会におけるファラシュムラの手続きに関する議論

ファラシュムラのアリヤーの手段を巡ってはイスラエルの国会で1991年6月13日に初めて首相府で議論されて以降、ユダヤ教法規ハラハーによる同一性、帰還法による同一性などと照らしあわしながら長期にわたり議論された。1992年9月ヤイール・ツェバンアリヤー受け入れ相関連閣僚委員会はアジスアベバに残された一部のファラシュムラに関しては、家族の連帯を優先して人道的理由によりイスラエルへ移住することを許可した。ベタ・イスラエルと広義の意味で親族関係に含まれるファラシュムラがいたのでその解決策となった。

---

[5] アマールチーフラビの発言。2003年6月19日での国会委員会で信書より(クネセットプロトコル)

1993年ファラシュムラに関する閣僚委員会がファラシュムラのアリヤーの権利を個人ではなく集団として扱うことを決め、入国法(1952年)[6]で手続きを進める基準を設定した。

その後しばらく議論が続き、2003年2月16日に現在のアリヤーにつながる政府合意がなされた。合意内容は入国法(1952年)により5ℵのカテゴリーで「帰還」をし、アリヤー後に正式にユダヤ教信仰を取り戻すことが求められた(Mi-Ami:2005)。そこに改宗という文字は存在しない。第四章で明らかにするように、実質国籍を取得し「国民」となるには改宗が義務でありながらユダヤ教信仰への回帰という表現以外どこにもない。最終的には入国法でイスラエルへアリヤーするというこれまでのアリヤーでは見られなかった法的な妥協が見出された。

この決定を受けて、はっきりと明文化されないものの実際にはファラシュムラの受け入れ過程に改宗が組み込まれ、移住後一年間のユダヤ教信仰の学習と改宗の課程が義務付けられるようになった。ファラシュムラは帰還法でのアリヤーではないので入国と同時に国籍が与えられず、改宗の課程を修了しない限りイスラエル国籍を取得できず参政権も与えられない。ファラシュムラは改宗の課程が修了する約一年間はイスラエルの正式な「国民」にはなりきれないトシャブ・アルイという一次滞在者の身分である。1980年代当初求められた改宗は婚姻のための、つまり私的身分を決定するための要求であり国籍取得とは関係がなかった。しかし、現在ファラシュムラに求められる改宗の課程は国籍取得と直結しており、ベタ・イスラエルが経験した象徴的な割礼、集団ミクベなどの短期的な改宗要求とは大きく異なり受験勉強合宿のような厳しい過程/課程が求められている。

以上のように、受け入れ政策、ユダヤ教法規ハラハーに基づく同一性、改宗の課程のいずれを見てもベタ・イスラエルとファラシュムラの間には大きな差異が存在する。ファラシュムラが『Kebra Nagast』などベタ・イスラエルの歴史をどれだけ共有しているのかは確認がされていない。ベタ・イスラエルとファラシュムラという区別の仕方はイスラエ

---

6 同法第一章第一節「イスラエル国民ではない者は、オレー査証またはこの法に従った査証に基づき入国する」と明記するように、帰還法に該当しない者の入国を規定する法律で1952年成立；1974、2003,2004,2005年にそれぞれ改正。入国法では(1)一時滞在5日以内、(2)訪問三ヶ月以内(旅行者はこれに含まれる)、(3)三年以内の一時滞在[アルイ]、(4)永住、(5)一時訪問があるが、いわゆるビザのカテゴリーの基準とされるもので、外国人労働者、留学生、観光客などの入国を規定する法律。ファラシュムラは(3)アルイが適応された。

ルの受け入れ過程における一方的な区別に過ぎないからだ。*エチオピム*"自身"の関係はより複雑である。

赤と黒エチオピアでの肌の色の優越関係

エルサレムのエチオピア系キリスト教徒[7]を調査してより多角的にイスラエルにおけるエチオピア出身オリムの位置づけを論じているHagar Solomon氏(ヘブライ大学)は、「Repeating of Racial recognition」(1999a)で「(*エチオピム*が)"黒い人[クシム]"と呼ばれることはイスラエルに来てはじめてであった」(128)ことを、エチオピアでの赤と黒という肌の色の優越的な関係から指摘している。Salamon氏によれば、エチオピアでは支配的な赤と従属的な黒と明確に肌の色が区別され、1980 年代から 1990 年にかけてアリヤーしたベタ・イスラエルはエチオピアではChewa(赤い人)と呼ばれており、奴隷であるBarya(黒人)の雇用人であった。そうした識別を配慮せずにイスラエルでは「*エチオピム*は黒」と一色でしか肌の色が認識されないのは人種論的視点であり、*エチオピム*という呼称と同様にイスラエル社会が与えた"ありがたくない"一方的な視点として批判的に論じている。

ベタ・イスラエルからファラシュムラへの批判的視線

ベタ・イスラエルとファラシュムラの差異は*エチオピム*"同士"でも非常に明確に線引きがあり、2006 年 4 月に実施したメルカズ・クリター・サピールでの補充調査の初日、1980 年代にアリヤーをして現在メルカズ・サピールで働く女性アビバは私が自己紹介をした直後に「あのね、」と語ってくれた：

> (過ぎ越し祭の晩餐のテーブル表をハサミで切りながら)子ども達はすぐに馴染んじゃうし問題ないよ、だけど問題は大人。国から国へ移動するわけだから、言葉が一番の問題。それにさ、今のオリム[8]はかつてと違う。私達の頃はエチオピアでは何でもあった、ただ競争という概念がなかった。競争、住む場所とか仕事とか、全て自分で勝ち取っていくことが大変だった。それを初めてイスラエルで経験した私達の頃には大変だった。だから、与えられることに感謝したものよ。ただ、今は来る前から要求すること

---

[7] Salamon,1999b"The Hyena People: Ethiopian Jews in Christian Ethiopian"

[8] 第四章で確認するように、メルカズ・クリター内ではスタッフにもエチオピア出身者がいるため、エチオピアからアリヤーしたばかりのメルカズ・クリターの住人をオリムと呼んでいる

ばかりが頭にあって、私達の頃とは違う。今はもらうのが当然となっている、私達とは違う。私たちのころは、エルサレム、エルサレムただそれだけを目指してきた、それだけで十分だった。なのに、今のオリムたちは、別にどこだっていいのよ。

と、あからさまに今のオリム、すなわちファラシュムラに対して批判的なつぶやきを漏らした。「別にどこだっていいのよ」とはアリヤーの根本を否定するような発言だ。このような 80 年代にアリヤーしたベタ・イスラエルから新参者のファラシュムラに向けられる批判的な声は調査中に何度も遭遇する。またメルカズのスタッフが「ベタ・イスラエルは"ファラシュムラとは結婚しないほうがいい"とファラシュムラに対して批判的な態度で接していると私たちは聞いたことがある」と話すように、目には見えないが明確な一線が区切られている(そうである)。

このように、*エチオピ*ムと一言でカテゴリー化される集団も、肌の色、アリヤーの時期、イスラエルという国への思いと様々な見えない差異がある。いや、肌の色による違いは目には見えているはずであるが、その差異が認識されていない、認識せずに一つのカテゴリーに押し込んでおけばそれ以上受け入れる側にとっては必要ないのである。

第三節：感覚的周縁と地理的周縁

エチオピア=タイ=日本?あるタクシー運転手との会話

私がある日イスラエルでタクシーに乗ったときのこと。

イスラエルではタクシーに乗ると運転手からあれこれと話しかけられる。これもサービス、とばかりに運転手は楽しく話しかけてくるのだ。乗客はこのサービスを受けるべく後部座席ではなく助手席に座るのが常である。日本の習慣で後部座席に座ろうとしても、「何で前に座らない？」と運転手から半分寂しげに要求されるので、必然的に助手席に座ることになる。すなわちイスラエルでは運転手の"助手"になることがタクシーに乗る際の務めである。助手席に腰を下ろし 5 分もすると、奥さんの仕事が何か、息子が兵役に行っていて、長女が海外を旅行中で年中心配だ、といった運転手の人間ドラマの登場人物がそれぞれの個性も含めてほぼ把握できるようになる。その最中に家族から携帯に電話がかかってきて「ほら、家内だ」と登場人物自ら出演すると、助手になることはそれほどの苦痛でもなく、時に本当にいいサービスを受けたような気分になることもある。そして、運転

手の人間ドラマに"助手"の登場が求められることもしばしばある。

その時もまずは基本的なところから「どこの出身だ？」と私に聞いてきた。私はその手の質問には聞き飽きていたし、会話を楽しむためにも「どこだと思う？」といつも反射的に聞き返していた。「日本から」といったところで、「日本人も中国人も俺たちには見分けがつかない。見分けがつくとしたら、中国人のほうが目が釣りあがっていて、日本人はつりあがってないということくらいだ。ところでお前はどっちだ？」などと切り替えされ、その後フォローするように「でも日本か、ソニーも日本だろ、ブルースリーも(この手の混乱はあまりに多いのでいちいち修正はしてられない)。この車も日本製でいいぞ、頑丈で。あなた達の国はすごいな」と技術を賞賛されるのが落ちだ。「あんた達」と言われても私にウォークマンや車を作る能力もなければ、そんな趣味もなく、知人や親戚にそんな企業で働くものさえいなくて、私自身と「あなた達」のギャップに一瞬ためらう。返ってそんなふうに押し付けられる日本のイメージに馴染めない居心地の悪さを感じることのほうが多いので「どこだと思う？」と質問を返したほうが会話の幅を広げてくれる楽しみがあるのだ。

そのときもこの作戦がうまくいった。「どこだと思う？」という私の質問に対して、「そうだな、タイとか、エチオピアとか、あっちのほうか？」「エチオピア？」思わず目が覚めた。その運転手にとっては「エチオピアもタイも、ほらあっちはみんな同じようなもんだ」というのだ。「だって」と言い始めたところで終わらない、「まあ、そういうあっちの方なんだろ？」私は自分の肌の色を見直して「日本だけど」と自信なく言った。

エチオピアもタイも、「あっち」の場所としてその運転手には同じだった。地理的に離れたタイと同一視するのはさすがに極端だとしても、エチオピアが「あちら」の一つと認識されていることに関しては、イスラエル国内での*エチオピム*を巡る言説を拾っていく限り決して間違っていない。ちなみに、私はイスラエルにいると随分きれいに日に焼けているのでタイや中国から来た労働者と間違われたり、実際に中国人に話しかけられたりすることもしばしばあった。タイ人も中国人も建築現場や道路工事現場、またキブツやモシャブでの労働者として90年代以降やってきたイスラエルの基盤整備を支える重要な人材である。経済と生活基盤をささえると言っても過言ではない外国人労働者と、エチオピア出身オリムが同じ「あっち」に含まれたことは、*エチオピム*のイスラエルにおける位置づけを端的に言い表しているようでタクシーを降りた後も頭の中にこびりついて離れなかった。

イスラエルでは、空港に降り立てば空港内を巡回する警備員、携帯電話取り扱いの店に座る女性、空港から乗る電車の中での兵役帰りの男性と*エチオピム*を目にしないことはない。街を歩けば、白い布を肩からあおり、色鮮やかなワンピースに身を包み袋一杯の買い物袋を重そうに歩く年配の女性や、額に十字の刺青を入れて髪の毛を覆う女性、真夏の暑い日に毛糸の帽子をかぶり、スーツやジャケットで市場を歩く年配の男性、スーパーやショッピングセンターの入り口に常駐する肌の色が「黒い」警備員、ダボダボの T シャツにダボダボのズボン、足元はナイキの運動靴とヒップホップ系のファッションに身を包む 10 代中頃の少年が街を歩く。*エチオピム*の彼ら/彼女らは、イスラエルを時々訪れる者には目に飛び込んでくる。*エチオピム*はそこにいるのだ。

本稿はエチオピア出身オリムのイスラエルでの受け入れの過程に着目し、エチオピアからアリヤーするとすぐに送られるメルカズ・クリターでの調査に多く基づいているが、そのメルカズ・クリターがどこにあったのか、どこに送られるのかを確認したい。

メルカズ・クリターの位置

メルカズ・クリターはエチオピア出身オリムを専用とするものとロシアを中心としたそれ以外の国や地域出身のオリムが入居するものと大きく二種類ある。

ベエルシェバ市のメルカズ・クリター

留学先のベングリオン大学はイスラエル南部のベエルシェバ市にある。テルアビブやキブツ・カブリに住むイスラエル人の友人からは「せいぜい予備役[9]でたまに行く場所」「野蛮人の住む場所」「(イスラエル最南端の常夏のリゾート地)エーラットへ行く時に通過する場所」「貧しい人々が住む治安の悪い地区[10]があることを知っている」などと形容され、テルアビブから 1 時間ほどひたすら両脇に砂漠を見ながら車を走らせてようやく見えてく

9　男性は 18 歳から三年間の兵役を終えた後も、年 35 日ほどの予備役へ 45 歳までいかなければならない

10　ベエルシェバのダレット地区は低所得者層が多く、また犯罪も多いことで知られている。ベングリオン大学ではダレット地区のアパートに無料で居住し、その代わりに地域の子どもたちとスポーツや音楽など自分の得意分野を使って放課後の課外活動をサポートするプログラムがある

る人口約 16 万人の市。ネゲブ法という高い住宅補助融資や特別減税など優遇政策(ネゲブ法は 2003 年夏に廃止)で新しい住民誘致を行なった結果、エチオピア出身オリムをはじめ、インド出身オリムや経済的にあまり裕福ではないオリムが多く集まる街並みとなっている。

そんなベエルシェバに二箇所エチオピア出身オリム専用のメルカズ・クリターがあったが(2006 年に確認したところ位置が変わっている)、いずれも大学から自転車で 5 分ほどの距離に位置しながら、その場所は日常生活を忘れるほどの感覚的な遠さをいつも感じていた。

ヌリット

最初に向かったメルカズ・クリタ・ヌリットゥ(以下、ヌリットゥ)は街の北部に位置し、周りは木々や植物が生えない薄い黄色の土がそのまま肌を露出している砂漠に面していた。柵に囲まれた敷地内には、キャンプ場のバンガローのような赤茶けた屋根の簡素な平屋の建物がいくつも並び、右手の奥には洗濯物が干されたプレハブとその周りを駆け回る子ども達がいつも目に入った。そしてエチオピア出身オリムのメルカズ・クリターは、ヌリットゥに限らずに全てのメルカズ・クリターでそうだったのだが、独特のニオイがある。生活空間と事務空間が同じ空間に混在している違和感とそのニオイによって、別世界の空間に入り込んだような、自分の立ちどころを見失うような感覚がいつもあった。

カリシャール

もう一箇所のメルカズ・クリタ・カリシャール(以下、カリシャール)はギメル地区と呼ばれる低所得者層が多い地区に位置していた。カリシャールというのはそこにある通りの名前。道路には埃が舞い上がり、所々に見えるごみ箱にはノラ猫が頭を突っ込んでは物色し、辺りは残飯がちらかり雑然としているのが目に付き、低い塀から伺えるコンクリートで囲まれた家の中では、半そでと短パンの子どもが、あまり大切にされているとは思えない犬と遊び、絞りきれていない多くの洗濯物が、水をポタポタとさせながら干されている、ギメル地区を歩く時の光景はそんなだった。そこにカリシャールはあった。

カリシャールは 2000 年 12 月のファラシュムラのアリヤーに伴って開設した新しいメルカズ・クリターで、8 階建てのエレベーター付マンションに住宅兼オフィス、ウルパン(オリムのための短期ヘブライ語集中学習施設)になっている部屋が 70 ほどあり、当時 200

人ほどが入居していた。本来この建物はベングリオン大学の学生寮として建設されたが、その立地条件からなのか(距離は申し分ないのに)希望する学生が少なく、結局ユダヤ機関が借り上げてメルカズ・クリターにしてしまった。私がはじめてカリシャールに訪れたのは、開設して二ヵ月後だった。

ちょうどその頃、久しぶりに会った大学の友だちと話をした時、その友人(ロシア出身で当時まだ3年くらい)が「え、あのカリシャールに行ったの？私最近アパートを探していて、めぼしいのがあったからタクシーで見に行ったの。そうしたら、いきなり真っ白の布に身を包んだエチオピムのばあちゃんたちが一杯いるところに行って、え？ここに住むの、え？って面食らっちゃって、そしたらタクシーの運ちゃんが、あここじゃないって言うから安心したんだけど、一瞬別世界に行っちゃったかと思ったわよ」と間違ってカリシャールに迷い込んだ時のエピソードを話してくれた。大学のキャンパスからほんの5分くらいの場所にあるにもかかわらず、カリシャールはそんな別世界を感じさせる場所にあった。

キリヤット・ヤム市のサピール

2006年4月に実施した補充調査はハイファの北部キリヤット・ヤム市のメルカズ・クリター・サピール(以下、サピール)でおこなった。キリヤット・ヤムは隣りにキリヤット・モツキン、キリヤット・アタなどキリヤットで始まる町が集まり、キリヤットの複数形で「カラヨット」と呼ばれる地域に入る。カラヨットも経済的にはあまり裕福な人々が住む地域ではなく、ある朝サピールに出かけようとする私を見かけた友人が途中まで送ってあげるけどどこまで行くんだ？と車を止めた時に「キリヤット・ヤムに」と言うと、「わざわざキリヤット・ヤムまで何しに行くんだ？」と苦い顔をされたことでキリヤット・ヤムの位置づけを感じ取ったことがあった。

ベエルシェバの二箇所のメルカズ・クリターは大学のすぐ近くだったので、探さなくともそこにあったのであるが、サピールは友人に紹介してもらった。補充調査の実施を決断した2006年2月に数名のイスラエル人の友人に「エチオピムの人類学調査のため調査できるメルカズ・クリターを探している。もし友人、知人になにかツテがあったら紹介して欲しい」という内容のメールを送信した。イスラエルではこの人と人のネットワークに入ると情報交換や物々交換(オークション的な売買関係も含む)が効率的になり、さらにMixiではないが友だちの友だちはすなわち友だちという暗黙の了解があるのかないのか、携帯

電話番号も本人の了承なく教えてもらえる。そのため、まずは一人で悩まずは聞いてみる、見つかればラッキー、見つからなければそれはその時という風潮があるので、メルカズ・クリターを探す時にも知り合いがいないかメールで聞いてみた。

すると、テルアビブ郊外に住む友人の一人から「私が思うに、*エチオピム*のメルカズ・クリターは(国内の)中心部にはないはず」という意外な、また興味深い一言を含む返信が届いた。*エチオピム*が中心部にいない、と私の関心事項にヒットするコメントに根拠のない期待と希望の光を感じつつ、「いやいや、ロッドとエルサレムにもあるし、イスラエルは小さいから調査できるなら基本的にどこでもいいよ」と返信していい知らせをひたすら待った。すると、「私の妹が建築家なんだけど、数年前キリヤット・ヤムにあるメルカズ・クリター・サピールの修復プロジェクトにかかわったことを思い出したよ、そこならあてがあるから何とかなるかも」と期待以上のメールが届いた。私は調査ができればどこでも行く覚悟だったので、そこで何とかならないかつめてもらった。その日からキリヤット・ヤムにあるサピールでの調査の許可申請に至るまでその友人に全て進めてもらった。

メルカズ・クリターはユダヤ機関が運営する準政府機関である。そのため、日本から、しかも*エチオピム*を調査したいという極めて稀な依頼、すなわち私の依頼、に許可が降りるまでの手続きはまさに官僚的でもあり多くの時間を要した。まずは友人に修復プロジェクトの担当者からあたりをつけてもらい、すでにその担当から外れたということで北部のメルカズ・クリターを取り仕切るプニナに連絡し、そこからサピールの館長ルティへと順番にクリアー、というところまでその友人に全て進めてもらい、アリヤー受け入れ省の調査担当者に直接電話で話をして何をしたいのか、自分は何者なのかを説明すれば終了、という段取りまでついて初めて私に連絡があった。私はイスラエル人ではないので、私が何者なのか同一性を証明する書類を持ち得ないので直接電話をして話をするという手段しかなかった。

アリヤー受け入れ省で外部調査者を担当する職員に電話すると、「*エチオピム*のどんなことを調べたいのか」「どこにどう発表または出版するのか」「メディアには出すのか」等と聞かれ「以前 99 年から 2002 年にかけてもベエルシェバで調査をした経験があって、その補充がしたい。だから全く初めてというわけではない。(エチオピア出身オリムを対象とする文化人類学者でユダヤ機関のスタッフに研修や指導をしている)マルカ・シャブタイ先生も知っているし、今回も会う予定がある」ととにかく怪しくないこととを分かってもらうために初めてではないこと、そしてちゃんとした先生も知っていることを強調し、「初

めてではないなら、エチオピムがどんな社会かというのは分かっているわね。いろいろと微妙なこともあるし、とにかく特別な社会だから、がんばって」とアドバイスを受けたのち「あとはサピールの担当者と直接連絡を取りなさいね」と調査をすることが許された。

以上、私が足を運んだ三箇所のメルカズ・クリターは、地理的にも感覚的にも中心から離れた、日常からは離れた別世界とまで言われる場所に位置していた。このような位置づけはエチオピムを巡る言説にも反映されている。エチオピムという言説には「近代的ではない」という上からの一方的な視線が込められているが、実際にエチオピア出身オリム向けのウルパン(ヘブライ語の短期集中学習施設)で 1999 年導入された新しいプログラムの内容や、メルカズ・クリターでスタッフから修正が求められるエチオピムの「問題」から見てみたい。

第四節：「エチオピムは近代社会出身ではないから」

80 年代に初めて経験した困難

通常ウルパンにはロシア語、英語、スペイン語などを母語とするオリムが一つの教室で机を並べるので、全ての授業がヘブライ語だけの直説法で行なわれる。私がヘブライ語を習った時にも大半はロシア語を母語とする旧ソ連出身者であったが、その他にブラジル、アメリカ、フランス、コロンビアと出身国は様々であり唯一の共通語はヘブライ語だった。しかし、そこにエチオピア出身者は一人もいなかった。エチオピア出身オリムはエチオピア出身オリムだけのウルパンで学習しているのでそのような「コスモポリタンな空間」(当時の先生の表現)には入ってこなかった。

80 年代にエチオピアからのオリムをイスラエルが初めて受け入れた時、はじめは他のオリムと同様に同じ教室で、同じ内容で授業を行なった。しかし、エチオピア出身オリムの 93%がアンアルファベティム[文字の読みor/and書きができない人][11]で、近代社会での生活経験もなく、世界観、行動規範、考え方も大きく異なり、そうした社会的、文化的背景の違いがヘブライ語教育の障害となっていると教育省成人教育局長は判断してエチオピア出身オリムだけの特別なプログラムを作った(Deleve-Gandelman,1989:125)。そして、

11　文字の読み書きができない人の意。インタビューでも、日常の会話でもウルパン内、またメルカズでエチオピムの識字率の話題になる際には、文字の読み書きができない人をアンアルファベティムとの表現が一般的に使われている

通常 5 ヶ月の授業期間も、8 ヶ月、さらには 10 ヶ月へと延長された。2006 年 4 月の調査時点では毎日 5 時間を五日間、一週間で計 25 時間を 10 ヶ月学ぶコースがエチオピア出身オリムのウルパン期間となっている。一方、エチオピア出身オリム以外のウルパン期間は現在も 5 ヶ月で、その後すぐに仕事を見つけてメルカズクリターを出て「一人立ち」をする。

低い識字率が示すように、エチオピア出身オリムの多くはエチオピアで教育経験のないことが多く、そのためまずは椅子に座って机で鉛筆を握って勉強するという行為から教えなければならない。それまでのオリムへの教育では経験しえなかったそのような問題に直面する教師達の中には、カルチャーショックを受けて教壇に立てなくなるものがいたほどである(ibid:125)。現在は経験を積んだ教師たちがエチオピア出身オリムのために効果的なヘブライ語教育を工夫し、絵を使ったり、写真を使った工夫がされている。ベッドという単語一つを教える際も、ベッドで寝た経験のないエチオピア出身オリムに対して言語的説明だけでは不十分であるが、ベッドの絵を使えばうまく伝わると教師たちは口をそろえる。また、時間の概念がないとよく言われるエチオピア出身オリムに対しては、まずヘブライ語での数字を教える前に数字の書き方、カレンダーの見方、読み方の授業も行なわれる。

エチオピア出身オリム以外のオリムを対象にしたウルパンで採用した学習方法を、エチオピア出身オリムのクラスで取り入れる試みも行われた。しかし、Dolverg Lilachは「エチオピア出身オリム向けウルパンでのリスニングセンター開設」(1990)で、ウルパン・エツィオンで1987年に導入したリスニングセンターをエチオピア出身オリム向けのウルパンでも導入したところ、「多くのエチオピア出身オリムは、アンアルファベティムであり、彼らの「世界観」[イェダ・オーラム:英語に直訳するとWorld Knowledge][12]が狭く、テープレコーダーのような近代技術[テクロノギヤ・モデルニット:Modern Technology]を用いた機械製品を使用した経験もない」ために、「巻き戻して繰り返し聞くという操作そのものが分からなかった。機械の操作の説明が理解できず、機器の説明のために多くの時間を費やした」(Dolverg,1990:69)と、未経験な“近代技術”が授業の妨げになったと報告している。

エチオピア出身オリムに対する授業運営は慣れたものの、「イスラエルで生活する

12　この語はエチオピム向けヘブライ語教育の一つのキーワードでよく使われるが、一般的な用法ではなくこの単語を日常的に使っても理解されない

上で最低限の基本ツールを与える」[13]という目標は達成されないでいた。そうした効果的な教育方法を模索する中で大掛かりな教育システムの改革が求められ、1999年教育省成人教育局によってエチオピア出身オリムのための新しいヘブライ語教育プログラムが発表された(Chatzarot Josef,1999)。私がベエル・シェバのカリシャールを訪れたのが2001年1月で、前年12月に同館が開館した時にこの新しいプログラムを導入したばかりだった。

新プログラム：「アムハラ語教師」の登場

新しいプログラム内容を詳細に記した教員のためのガイドブックは、

「これまで長年にわたり多様な国や地域から来た人々へのヘブライ語教育を成功裏に進めてきたが、一転、エチオピア出身オリムへの教育については困難と直面してきた」(Chatzarot Josef,1999:4)

という文章で始まる。続けて立ちはだかる困難の要因として

1)ウルパン教員たちのエチオピア文化に対する無理解
2)エチオピア出身オリムがイスラエル社会で体験するカルチャーショック
3)大半のエチオピア出身オリムが抱える教育経験の欠如

の三点をあげた。そして、これらの困難を軽減し効果的なヘブライ語教育を実現するため、アリヤーしてすでに数年が経ちヘブライ語を習得した「そのエスニックグループ出身者」(すなわちエチオピア出身オリム。ヘブライ語ではエダーが使われる)をヘブライ語教師として招き、アムハラ語を通してヘブライ語、イスラエルという国、その文化、そして「世界観」[World Knowledge]を身につけることが目標とされた。教室に座るエチオピア出身オリムと同じエスニックグループから来たエチオピア出身者からエチオピアの文化、文化的特徴、世界観を教えてもらえばヘブライ語授業の改善につながると大きく期待された。文化と言語を介すれば他者が理解できるという思考そのものが近代的な産物であるが、本稿では踏み込まないこととする。

---

13 ベエルシェバ市のエチオピム向けウルパン担当長ミリアムが職員会議や日常の教員との会話で常に口にしていた表現

「アムハラ語ネイティブ教師」[14]と呼ばれるエチオピア出身のベテランの教師は、「ヘブライ語ネイティブ教師」[15]が受け持つクラスを週1日担当するようになった。例えば、カリシャールで教えていた「アムハラ語教師」シバンは、日曜日は初級クラス、月曜日は中級クラス、火曜日は60歳以上の人達からなるアンアルファベティムのクラス、水曜日はエチオピアでの学校教育を受けたことのある生徒で構成される最上級クラス、木曜日はベエルシェバでもうひとつのウルパン・ヌリィットの中級クラス、と毎日違う教室で教えていた。シバンの主な目的は、「ベテラン教師」ノガが説明しきれなかった単語をアムハラ語で説明すること、また一週間で習った単語や文法を使って練習問題とロールプレイをすることの二点であった。つまり、「アムハラ語教師」は「ベテラン教師」の補佐的な役割を果たした。

「記憶」を伝える「アムハラ語教師」

それまで教室でのコミュニケーションが困難だった「ベテラン教師」たちにとって、「アムハラ語教師」たちのサポートは効果的だった。ベッドの使い方を絵だけではなく、アムハラ語でエチオピアでの寝る様子と比較して説明できるようになったり、うまく伝わらない単語をアムハラ語で説明することができるようになったからだ。

例えば、私が2001年の戦没者記念日に授業を観察した日のこと。20年以上にわたって多くのオリムにヘブライ語を教えている「ベテラン教師」のタリ(彼女は旧ソ連出身)は、記念日(ヨム・ジカロン)という単語から、リズコール(記憶する、記念する、思い出す)という新しい単語を教えようとした。

実は、このリズコールは「記憶する:commit to memory」と「思い出す:to recall」の両方を意味するので私もこの単語を覚えるのはかなり戸惑った経験がある。さらに、記念日ヨム・ジカロンのジカロンは英語ではcommemorationに該当するのでより集合的な記憶となるので、初めて耳にした時には何とも収まりきらないムズムズ感が残った。そのム

14　ベエルシェバのエチオピア出身オリム専用ウルパンの担当長ミリアムの表現でガイドブックには「そのエスニックグループ出身の教員」とある。エチオピア出身オリムのなかでも1970年代後半からモーセ作戦前にアリヤーしたのはティグリ語を母語とし、モーセ作戦前後ゴンダール地方周辺からスーダンへ越境してイスラエルへアリヤーしたのがアムハラ語を母語としている。人口比ではエチオピア出身オリム間ではアムハラ語が主流。以下、「アムハラ語教師」

15　同じくミリアムの表現だが、ガイドブックには「ベテラン教師」と表記されている。ベテランといっても、実際には30代の経験の浅い教師

ズムズ感は、「記憶する」ことと「思い出す」ことが記憶へ入れ込む、記憶から引き出すという方向性が違う行為にもかかわらずに一つの単語に収まっていることと、さらにその個人的かつ内面的な行為が集合的に扱われて記念日へつながる、という論理的な繋がりが見えなかったからだ。しかし、イスラエルの記念日を観察し、記念日とはそこに参列する者が個人的に思い出す事件や歴史を共に記念するのではなく、個人的に思い出す事件や歴史ではなくても新たに記憶するという場であることを理解するにつれて、「記憶する、思い出す、記念日」という三つがつながりスッキリするようになった。例えば、毎年行なわれるホロコースト記念日は、実際にホロコーストを個人的に経験したサバイバーが参列し、また犠牲者やサバイバーの第二第三世代がその親族を思い出すのであるが、そこにはモロッコ出身者やエチオピア出身者といったホロコーストの歴史とは直接関係のないイスラエル人がその同じ時間、空間に参列する。そうした思い出す必要のない参列者たちは、毎年同じ記念日と式典を反復することで、新たに記憶する。デジタル用語はより明解だ「メモリに書き込む」。ピエール・ノラの言葉を借りればホロコースト記念日は「記憶の場」としてイスラエルで機能し、世界中から集まってくる様々な歴史や社会的な背景を持ったオリムが共通の歴史、記憶を新たに「記憶する場」、「記憶に書き込む」場となっている。つまり、「記憶する」「思い出す」といった行為は決して個人的な、内面的な行為なのではなく、「記憶の場」を繰り返し経験することによって限りなく集合的に取り込まれていく行為なのである。デジタル用語はまた明解だ「人のものをコピーして自分のメモリに書き込む」。リズコールとヨム・ジカロンの間にはそんな興味深い関係があるのだが詳しくは第四章に委ねるとして、再びエチオピア出身オリムの教室に戻る。

ヨム・ハジカロンという単語を生徒はすでに知っていても、リズコールがうまく伝わらなかった。教師のタリは人差し指を頭に向けたり、「昨日」「今日」などの単語を交えても、依然教室の中ではポカンとした表情の顔ばかり。たまりかねたタリは、隣の教室で教えていた「アムハラ語教師」にリズコールをアムハラ語でなんと言うのか聞きに行った。教室に戻りそのアムハラ語を伝えると、生徒達が「あ～」と何かがストンと落ちたようなすっきりした表情に一瞬で変わった。果たしてその時のアムハラ語が「思い出す」であったのか「記憶する」であったのかは分からないが、アムハラ語での単語一つがそうした教室内の雰囲気を一気に積極的なものに変えるということをその時だけではなく、教室で一緒に机を並べた中でその後何度も経験することになった。

ある日、エチオピア出身オリムへの効果的なヘブライ語の教育方法を議論する職

員会議に出席した時、「エチオピムは結婚の際に7世代遡ってお互いがユダヤ人であることを証明しなければいけない。記憶力がいいのだ。だから文字が書けたり読めなくてもエチオピアでは生活ができた」という興味深い発言に遭遇したことがある。その理解がどれだけエチオピア出身オリムへのヘブライ語教育に役に立ったのかは検証ができていないが、ヘブライ語教育のためにはエチオピアの文化を理解しなければならない、と招かれた「アムハラ語教師」が理解するべきエチオピアの文化として記憶をキーワードにしたことは試行錯誤で始まった新しいプログラムの一こまとして紹介しておきたい。

「伝統的社会エチオピアと近代的社会イスラエル」

1999年に発表された新しいプログラムでは、架け橋としての「アムハラ語教師」に象徴されるようにエチオピアの文化を理解することで、ヘブライ語教育を成功させることを目標とした。プログラム内容を記載したガイドブックには、ヘブライ語の横にアムハラ語での発音記号が併記されたり、アムハラ語の特徴と比較して分かりにくい点が特記されたりしている。例えば、ヘブライ語には「エツェル」という「○○のところ」にあたる単語があるが、「アムハラ語には相当する単語がないので、生徒(文字通り生徒という単語が使用されている)に単語エツェルを使った練習をさせるように」とある。ただ、例文がなぜか「その赤ちゃんはおばあさんのところにいる」とある。バブシカ(祖母)が全ての権限を握っていると言われるロシア出身オリム社会では適切であろうが、10代の若い母親たちも背中に赤ちゃんを背負っているエチオピア出身オリム社会では不適切、に私には見える。

授業ではイスラエルでの生活について、how toから価値観まで、自らの経験を交えて「アムハラ語教師」がアムハラ語を通して教えることも求められた。

1985年にアリヤーした男性アムハラ語教師のウリのある日の授業では、買い物の場面で使う「いくらですか？」「○○がほしい」といったヘブライ語の表現を教えた後で、イスラエルでの買い物の方法についてアムハラ語で説明をした：

ベエルシェバには市場と大型スーパーがあるが、市場のほうが比較的安いので、エチオピムだけではなく、アリヤーしたばかりのオリムや、最近増えている中国やタイからの外国人労働者が多く利用している。市場は値段が安いだけではなく、おまけがついたり、交渉をすれば少し値段が下がったりする。だけど、スーパーの値段は固定されている

ので、そこでは多くの場合交渉のしようがない

(授業後にウリからその内容を改めて教えてもらって)

エチオピア出身オリムの多くは値段が安いために市場に行くが、イスラエルには市場だけではなくてスーパーもあるということをウリは伝えたかったと私に話してくれた。

こうした、イスラエルでの生活や価値観について学ぶことはエチオピア出身オリム向けに限らずにウルパンの役割として求められている。「アムハラ語教師」を初めて招いてアムハラ語を通して、エチオピア出身オリム「同士」でイスラエルについて学ぶ際にはどうすればいいのか。ガイドブックではそうしたウルパンの社会化としての役割からイスラエル社会とはどんな社会であるのかエチオピア社会との比較で学べるようにと指導しており、そこに比較表がある(巻末資料「伝統的社会エチオピアと近代的社会イスラエル」参照)。

この比較表の下には「※この表は話し合いのためのごく基本的なたたき台であり、教師が広く活用することを歓迎する」と注意書きがある。

近代的と訳した箇所はヘブライ語でマアラビであり文字通りは「西側」であるが、文字通り「東側」を意味するミズラヒーが地理的な東ではないことと同様、マアラブも地理的な西ではなく近代や西欧といった意味合いで使われているので近代的と訳した。また、西欧的であると地理的な意味合いが強く、マアラビと発言した直後に「まあ近代的ということね」と訂正されたり、実際に近代的と西欧的という表現が一つの会話の中で同義に入れ替わって使われるので、用語上近代的で統一しても支障がない。

イスラエルが近代的でエチオピアが伝統的(時にダイレクトに原始的)という対比は単に、そういう違いがあってもいい、という対比ではない。イスラエルにアリヤーしたのであるからイスラエルと同じように近代的であるべきだという「修正」が求められることを意味する。実際にエチオピアで宗教的な権威があったケスはその権威が全く認められずに組織が機能しなくなった。中でも、エチオピムがイスラエルで修正すべき「問題」として今でも課題に挙がるのが、子どもへの接し方、親の子に対する保護者の自覚である。この表に従えば、エチオピアでは親戚が同じ村に居住し大家族であった、しかしイスラエルでは核家族が独立して生活をしているので親が見なければならない、ということになる。また、エチオピアでは年長者に対して尊敬の念を表すが、イスラエルでは平等、すなわち

子どもも年長者と同じくらい大事にしなければならないということになる。メルカズ・クリターの秘書をしていた女性は、「エチオピムの両親は子どもに対する関心が低くて困る、ほら、服を見ても分かるでしょ、子どもは汚いままで、年配の人たちがスーツなんか着ている、イスラエルとは逆なのよ」と 3 歳の一児の母親である彼女はエチオピムの両親が子どもへの関心が低いことをことあるごとに私にボヤいた。振り返ってみると、キブツや街中でよく目にする学校帰りや旅行帰りの子どもをぎゅーっと抱きしめる光景も、子どもが親のもとに駆け寄る光景もエチオピア出身オリムが居住するメルカズ・クリターでは目にしたことがない。

第五節：求められる保護者としての自覚

年長者への尊敬と子どもへの愛情欠如

2001 年 2 月に「アムハラ語教師」シバンとインタビューをした席で、ウルパンの授業では(ヘブライ語だけではなく)イスラエルの教育では全て子ども中心に家族の生活が展開していること、エチオピアではまず年長者だけどここでは子どもの教育を真剣に考えなければいけないことも教えていると語ってくれた。彼女は続けて自分が 16 歳でアリヤーをし、すぐにプニミヤー[16]で生活を始めた時の体験を話してくれた：

> 私はいつもエチオピアでそうだったように、目上の人を直視することができなくて、教員と話をする時にはいつもこう手を目の上にかざしながらうつむき加減で話をしていた。そしたらある日、私が精神的に病んでいると思って精神科医が部屋に送られてきてショックだったことを覚えている。私は誤解があると説明をしたけど理解されずにつらい思いをした。そういう経験をしたのは私だけじゃないし、そういう身についていることってすぐには変えられない。だから、今教室で教える時には、そういう自分の体験があったことを思い出しながら、それでもイスラエルで生活していくためには意識を変えないとだめだということを伝えている。

シバンが語るように、子どもへの関心が低いことの「問題」はエチオピアでは年

16　青少年のオリムが両親の居住するメルカズ・クリターから離れ、エチオピアだけではなく、ロシアやその他いろいろな国からアリヤーしたオリムたちとヘブライ語、ユダヤの伝統を中心に学ぶ寄宿舎で、オリム受け入れ施設の一つ。

長者を敬うことにつながり、近代社会イスラエルの「平等主義」に合わせて子どもを平等、それ以上に注意を払うためには年長者へ敬う気持ちが否定されかねないので単に子どもに愛情を注げばいいだけの単純な話ではない。また、これはきちんと検証できてないが、エチオピアでは女性よりも男性が社会的権威、家庭的権威を持つと言われており、若い女性が教壇に立ち、年長者に向かって何かを教えるという教室内の「平等主義」事態が年長者に受け入れられないのではないかという疑問が社会学や教育学の研究者からは指摘がある。子どもへの愛情の欠如は、このように様々な場面や他の「問題」と関連して表れてくる。

季節感の認識

2001年10月雨季に入った後にカリシャールを訪問した時のこと。玄関をくぐり、一階のホールの壁を見ると「冬がきた」と書かれたポスターを目にした(巻末資料「冬が来た」参照)。

私にはどう見ても梅雨の 6 月しかイメージできないこの絵も、雨が降るのは冬から春先にかけた雨季に限られているイスラエルでは正真正銘の冬を表す。エチオピア出身オリムにイスラエルでは季節があることを自覚してもらうというものだが、そこには季節に適した衣服を身につけることの必要性、またそのように教育することの必要性を親たちに自覚してもらうこともメッセージとして含まれている(ソーシャルワーカーや文化担当談)。エチオピムは夏でもセーターを着たり、冬なのにTシャツを着たり季節の概念がない、とは調査をしていると必ず耳にするエチオピムの「問題」であり、季節感の欠如という「問題」は、ここでも親の子どもに対する関心の低さという「問題」につながっている。

汚れた服を着たまま遊ぶ子どもの横で、襟を正したシャツにジャケットを羽織り、帽子をかぶった老人が何をするのでもなくそこに立ちすくんでいたり、その背後を背中に赤ちゃんを背負ったどうみても10代にしか見えない若い母親が忙しそうに洗濯物を運びながら通り過ぎたりする光景をメルカズ・クリター・カリシャールではよく目にした。

ワークショップでの試み

子どもへの関心を高く持ってもらおうとする試みはウルパンだけではなく、メルカズ・クリターで働くソーシャルワーカーによっても積極的に取り上げられる。メルカズ・クリター・カリシャールでは、子どもへの意識を少しでも高くしようと、まず母親たちを集めてワークショップを開いた。例えばある日のワークショップでは、女性の体の仕組み

を取り上げ、排卵周期や出産で影響する体の変化など、妊娠、出産に関する生理的な視点での説明がされた。ワークショップを担当したソーシャルワーカーのエイナットは「エチオピムは生んだかと思えばすぐに妊娠するし、どうも自覚がない。それに産んでも産みっぱなしみたいなところがあって。まずは、どのようにして妊娠するのか、どんな周期なのかそうした体のしくみの基礎的なことを教えることで、子どもに対する考え方を少しでも変えて欲しいと期待している」と語った。また「これは私の考えだけれども」と前置きをした上で、「エチオピアでは子どもは労働力で、多ければ多いほどいいと見なされているらしい。原始的な社会だったらそれでもいいけど、イスラエルでは他の近代社会と同じように子ども一人一人を人間としてきちんと愛情かけて育てるし、教育にはお金をかける」必要があるので子育てということにもっと意識的に取り組んで欲しいと語った。メルカズ・クリターで働くソーシャルワーカー達は「エチオピムが少しでもイスラエルの社会で一人立ちできるようにケアすること」(後で登場するメルカズ・クリター・サピールで盛んに聞いた言葉)を仕事にしているが、子どもに対する保護者の意識はその中でも最も大きな課題になっていると言ってもいい。

メルカズ・クリター・サピールの初日でも

補充調査のために2006年4月にメルカズ・クリターサピールへ初めて訪問したとき、ソーシャルワーカーを務めるニツィは、簡単な挨拶と私の調査の目的を聞いた後に「具体的な例から話しましょう、そこから特徴が見えてくるから。まずエチオピムにはサカナー[危険]という考え方が全く違うのよ、と始めた：

> 子ども達が遊んでいるところに、大人がいないことが多く、怪我したり、危ない状況にあってもほとんど関心がないのよね。(ジャングルジムのようなところ)高いところに小さい子が上っていても、だれも注意しないし、大人は家でブナ[17]、インジャラ[18]を作っていて、まったく心配しない。子どもの世話をしなかったために怪我をするということが、親にとって恥だということがないのよ。

17　エチオピアに見られるコーヒーを飲む集まりでエチオピア出身オリムの間でよく見られる慣習

18　テフという小麦のようなもので作った主食の薄いパンのようなもの

と話をしていた時、

ほらほら外見てごらん、女の子があそこに上っているでしょ、でもだれも大人がいない。ああいうのが信じられないのよ

と外を指差す。外の庭にある木でできた大きなジャングルジムのような遊具に 4 歳くらいだろうか、女の子が一人で上っていた。ソーシャルワーカーが語るメルカズで取り組む第一の具体例がエチオピア出身オリムの子どもへの無関心であることは調査をする経験上驚くことではない。しかし、その直後に開かれた集会でこの「問題」がちょうどある具体的な事件としてスタッフの間で話題となっていたことが分かった。

その前の週末に、夜の 10 時頃サピールの外にある大きなゴミ箱(大人が 3 人くらい入れる大きなもので、定期的に直接トラックに運ばれて廃棄場に破棄される)に 4 歳くらいの女の子が遊んでいるうちに落ちてしまい、だれも気がつかなかった。偶然ごみを捨てに行った人が見つけたからよかったものの、見つけていなかったら大変なことになっていたという事件が起こったからだ。その件について、集会に集まった父親、母親達に対して最初にニツィが「ここメルカズ・クリターを出たらだれも面倒見てくれないんだから、スタッフはメルカズ・クリターにしかいないんだから、両親が子どもの面倒を見なければダメなのよ」と小学校の学校の先生のように迫力満点で話をした。

その後サピール館長のルティが通訳を挟みながら、先週子どもが怪我をして三日ほど入院をしたことも引き合いに出し、両親が子どもの保護をすることの重要性を強調した。そして「新しい家では今のようにスタッフがいるわけではないから、ちゃんと親が子どもの面倒を見ないといけない。自分の子どもじゃなくても、高いところに上っていて危険だと思ったらちゃんと注意しなければいけない、分かった？」と両親達に向かって問いかけた。「分かった？こういう風にメルカズ・クリターでも、新しい家でも母親、父親がちゃんと子どもの面倒を見ないといけないんだよ」と繰り返した。「新しい家」とは、具体的には各自が購入して引っ越す先のアパートだけではなく、メルカズ・クリターを出た後に直面するイスラエル社会そのものであることを意味していた(とその後ルティは話してくれた)。

エチオピア出身オリムは、実際「新しい家」のイスラエル社会に直面する前にメ

ルカズ・クリターでエチオピアでよしとされていたことがイスラエルでは否定され、修正することが求められていることを充分実感する。そうした、修正すべき点について具体的にどう思っているか直接聞けたことがない。私がヘブライ語で質問すれば「両親は子どもを保護するべき」という回答が返ってくるであろう。実際問題、イスラエルでは両親が見なかったら誰が見るのか、ということを考えればその答えはあまりにはっきりしている。それに、「両親は子どもを保護するべき」という表現はヘブライ語で成立しているのであって、ヘブライ語で質問をした時点でもう答えが決まっているのだ。そうした得られた回答が表面的でしかないのは、「両親は子どもを保護する」だけの話ではなく、年長者への尊敬の念、季節感の認識などそれまで「問題」とされなかったことが「問題」とされ修正が求められることに複雑に絡まっている。その複雑さは、彼らにとってイスラエルでの習得が強く求められているヘブライ語では聞き出せない、言語が持ってしまう力を私は現場で経験している。

しかし、ウルパンの教員やメルカズのスタッフは、こうした複雑な問題を「近代的ではないから」という一言で片付けようとしてしまう。それはイスラエルが近代的であろうとするがために持ち出す物差しであって、エチオピア出身オリムが絶対的に近代的でないわけではない。ただ、「マイノリティの位置にある-あらざるをえない-人々にとってアイデンティティ(同一性-筆者注)をめぐる問題はまた、マジョリティ側の土俵、圧倒的に「他者」の支配している舞台でなされるほかない、という側面が抜きがたく存在している」(細見,1999:10)ように、*エチオピム*"自身"もまた近代性を計る物差しが抜きがたく存在している。

第六節:*エチオピム*にとってのエチオピア

エチオピア出身オリムがイスラエルからエチオピアを懐かしさを込めて振り返る視点へ行く前に、まずは、メルカズ・クリターにおいて日々エチオピアを感じるものについて触れてみたい。

ビデオとカセットを売りに来る男

どのメルカズ・クリターの入り口にも、エチオピアの音楽とダンスを収録したビデオ、DVD、エチオピアの音楽が録音されたカセットを売る男(女性は見たことがない)は出没する。売っているのはすでに何年も前にアリヤーをしている男でヘブライ語で話しかけ

るとすんなりと応えてくれる。「お前、エチオピアの音楽聞くのか？」「これすごいぞ」とDVDを差し出される。

エチオピア出身オリムに「エチオピアの文化って何?」と聞くと大抵音楽と肩で踊るダンスという答えが返ってくる[19]。エチオピアの音楽はイスラエルのラジオ、テレビで耳にするそれとはリズムもテンポも、使っている楽器も大きく異なる。さらに、その音楽に合わせて全身をまっすぐにし、手を腰にあて、肩だけを前後に巧みに動かすその特殊な踊りは、イスラエルではエチオピア出身オリムの結婚式をはじめ、パーティーでは欠かせない。ウルパンが主催したプリムパーティーでは、イスラエルのラジオや街中でよく耳にしたいわゆるポップミュージックが大音量で流れてもだれも反応せず、壁伝いに並べられた椅子に座ったまま、踊り場に設けられたスペースに誰一人として近づかなかった。それが、エチオピアの音楽に変わったとたん、19歳くらいの若い女性が立ち上がり肩を揺らしながら中央部に歩み寄ると、そのほかにも女性が数名、また男性数名が肩を揺らしながら中央部に集まりだし、躍らずに座っている人たちも、中央に視線を向けて甲高い声と舌を使った掛け声と拍手とで踊りに集中しその場が一気に盛り上がり、高揚した雰囲気に包まれた。それまで威勢のよかったイベント企画会社から派遣されてきたイスラエル人の司会者は隅に座って静かにそれを眺め、すっかり主役が入れ替わってしまった。その数日後ボーイフレンドがエチオピア出身のクラスメートにその時目にした光景を伝えると「エチオピムの結婚式でも同じで、MTV音楽には全く反応がないんだけど、エチオピアの音楽が始まると一気に皆が参加できるようになるんだ」と話してくれた。

ディスコで踊ると言えばステップ、つい足に集中するのだがエチオピア出身オリムのダンスは肩がポイントになる。それがなぜなのか、その分析はまた別の機会においておいて、ここではメルカズ・クリターでそのダンスを鑑賞するという娯楽について触れたい。

エチオピアのダンスのビデオをメルカズ・クリターでその住人達と一緒に見る機会が何度かあった。その部屋の住人である25歳の女性ティクラと彼女の父、そして彼女の友人の計3名が集まって、ビデオが始まると「これ、エチオピアの音楽」「これ、エチオピアの文化」と片言の英語で私に説明してくれた。テレビ画面に見えるのは、そろいの衣装に身を包み、洗練された肩の踊りを複数の男女が公民館の舞台のような場所で披露してい

[19] 2002年滞在時にベストヒットでラジオで一日に何度も耳にしたほどの音楽はエチオピアの音楽をモチーフにしたもので、今やイスラエルでもメジャーの地位を確立しつつある

る踊りだった。ビデオの中にいる参加者は舌を鳴らしたり、拍手をしたりしている。確かにその動きは以前私が見たものよりも巧みかつ複雑で思わず歓声を上げたくなるほどだった。速いテンポにも全員が揃って肩を小刻みに揺らす場面があると、その部屋全体にも「お～」という感嘆の声が漏れ、私も思わず後に続いた。公民館が終わると今度は屋外劇場と見られる別の場所で、また別のグループによる踊りがはじまった。そうしていくつかのパーティーが収まったビデオを1時間ほど一緒に鑑賞した。

もっと近代的なエチオピア

メルカズ・クリターに出かけて、オリムと話をする時、決まった質問としてエチオピアのどこから来たのか聞くと、首都のアジスアベバか北部の都市ゴンダールの二つの大きな都市に分かれる。いずれも「テルアビブよりも大きいよ」「全然比べ物にならないくらい」「あっちのほうがもっと都会だよ」とイスラエルよりも大きいことが強調される。ベエルシェバは夏は40℃を越えるほど非常に暑いのだが一歩歩けば汗が沸く東京と違って湿度が低く過ごしやすい、、、というのは私の感覚であって、エチオピア出身オリムにしてみれば「エチオピアはもっとカラッとしているから暑く感じない、ここは不快だよ、ベタベタする」そうである。

ある時一緒にスーパーに買い物に行ったときなど、少なくとも私が知っているさいたま市のスーパーよりも大きなメガ級のスーパーに入るや否や「エチオピアではもっとスーパーが大きいよ、それに野菜もこんなもんじゃない、野菜はもっと種類があるし、もっと新鮮なんだよ」とアジスアベバでのスーパーのほうがもっと大きいことを私に訴えてきた。新鮮な(と少なくとも私には見える)トマトやジャガイモが山積みになり、袋にドンドン入れて1kg入れても50円、60円位で買えるあそこの買い物は、袋に小分けされてしまい一個で50円、60円だとトマトソースも作ってられない今の生活からは憧れでもあるのだが、彼にとってはアジスアベバのスーパーには負けるというのである。

こうした発言は全て別の場所、別の人物から聞いた言葉である[20]。私はテルアビブは行ったことがあるが残念ながらアジスアベバもゴンダールも行ったことがない。しかし、

---

[20] 2006年4月。メルカズ・クリター・サピールのソーシャルワーカープニナは「来たばかりのオリムにエチオピアでのことについて話をして、というと、だいたい村の話をする。イスラエルに来る前は長年キャンプ生活だったからアジスとかゴンダールとか思い出したくないのかもね」というソーシャルワーカーとしての経験を語ってくれたが今後の参考にしたい

こっちがでかいぞ合戦は私がエチオピアへ行けば決着がつくものでもないであろう。だれにとっても、過去を振り返った時に「ふるさと」というものは懐かしいものであって、美化されていく。しかし、上記の発言をした彼らは(男性のみ)実はアジスアベバやゴンダールの出身と言いながらアリヤーのために数年待機していたのであって、その前には「電気もない、車もなく、農業だけに従事していた」とイスラエルで想像されるエチオピアの農村に住んでいた。そこからイスラエルへアリヤーするためにアジスアベバやゴンダールまで出て行き、そこでユダヤ機関と内務省の資格審査を受けてアリヤーできる日を待つのである。一時滞在場所でしかなかったアジスアベバやゴンダールがアリヤーをした後に出身地になり、しかもイスラエルよりも都市で快適であることを強調しながら、エチオピアの都会出身と自らを位置づけるのは、近代的なイスラエルと近代的ではないエチオピアという物差しによって、出身の村とアジスアベバを見比べて、さらにアジスアベバとテルアビブを見比べて、「実はアジスアベバのほうがでっかい」という近代的ではないと位置づけられることの反発的な表現と言えよう(Appadurai,1996:「The Production of Locality」)。

新聞と電気

補充調査ではディアスポラ論を意識していたので、ホームというテーマを掲げダイレクトに「何が恋しいのか」という質問を高校生が集まる場所で聞いてみる機会があった。すると、第一の答えが「新聞」だというのには私も、それを後で私から聞いた文化担当のスタッフも驚いた。*エチオピ*ムは識字率が低いというメルカズ・クリターのスタッフの間での常識を大きく覆す発言だった。すぐに「なぜ」と聞かないわけにはいかなかった。「情報よ、情報が一杯載っている」「ヘブライ語の新聞にも随分情報があるじゃない?」[21]「全然ダメ、そんなんじゃないの、こう何ていうか、そうストーリーがあるのよ、物語が」「へェ〜、でもさ、それインターネットでは見れないの?」「見れるのかもしれないけど、やっぱり紙で見たいわ、ちゃんとこう読みたいの」私の中の*エチオピ*ム像が目の前の女の子が話す一言一言で崩れ落ちていった。

そして、そこに集まっている他の高校生達にも聞いてみると「ナイトライフ、ここには何にもない、だけどエチオピアでは踊りに行くんだ、夜遅くまで、それがいいんだよ」と少年が行った。それにはそこにいた周りの高校生も大きく納得した。なつかしのエチオピアムードは一気に高まった。「エチオピアはいい、エチオピアはいい」という言葉が

21 ヘブライ語新聞の特に週末版などどう考えたって読みきれない程分厚い

何度も繰り返された。そして「イスラエルは停電もあるし、まるでロシアだ」とまで言い出す者までいた。それにも周りからは同意の声が聞こえた。その彼は「日本には警察に調書が残されるのか？」とまで聞いてくる「ああ、だって記録だからそういうのは」「イスラエルにも調書がある、よくない、エチオピアにはなかった、エチオピアには調書なんかないからその後分からないのに」と言うのだ。どうやらその直前に警察に連れて行かれて悔しい思いをしたのだろう、深くは追求できなかった。ただ、私の勝手な深読みなのだが、現在の身分証明書がパリ警察での再犯防止のために完成された同定装置の延長線上にあることを振り返ると、彼がイスラエルとエチオピアのよさを見比べていく中で、調書があるかないかを持ち出したのは、かなり深読みだと分かっていてもやはりここで書きとめておきたい[22]。

エチオピムと呼びかけるユダヤ人国家イスラエル

このように、近代性という物差しはエチオピム"自身"も与えられたものであるが抜きがたく存在し、中央から一番遠いところへ追いやられていることをその近代性の物差しで計ろうとする。

エチオピムはイスラエルが近代的であろうとする故に差し出す物差しで一方的に突きつけたものであっても、ヘブライ語を学び、究極的には「アシュケナジーと結婚してどんどん世代を超えて肌の色が混ざって」[23]入り混じり、国家が求めている近代的で、黒よりも少しでも白のイスラエル人になることを期待する「呼びかけ」でもある。そのため、「アムハラ語教師」はヘブライ語教育の効率化のために"招かれ"、補佐的な役割を担う。同じ「アムハラ語」を通した橋渡し的存在となり、近代的なイスラエルへ招きいれる補佐的な役割を担わされる。そして「アムハラ語教師」はその「呼びかけ」を好意的に受け入れ、イスラエルで生きていくための近代性をいかに身につけるのかを教えようと努力する。

つまり、エチオピムという呼称は一方的ではあるが突き放した呼称ではない。それはイスラエル人になるには「近代的になれ」という招きの声であり、近代的なイスラエル人に同一化する内包的な力をすでに含んでいる。

もしも、近代性の物差しをイスラエル-アラブ人に与えた場合、テープレコーダー

---

[22] 近代性がエチオピアを見る視線にも繋がっているという論点は、Anteby-Yemini(2005)にもあるがそれは調査の後で分かったことである

[23] ユダヤ機関エチオピア出身オリム受け入れ担当局長シュロモ・ムラ氏とのインタビューで2006年4月26日。シュロモ氏は1983年に16歳でエチオピアからアリヤー

は使いこなせるし、ヘブライ語とのバイリンガルは多いし、季節感の認識もあるし、充分にイスラエル人に取り込まれるはずである。しかし、イスラエル-アラブ人をアラビムと呼んだ時点でイスラエル人には取り込まれなくなってしまう。全体的な意味でのイスラエル人と呼んだときにイスラエル-アラブ人はすっと消えてしまうように、全体的な意味でのイスラエル人に同一化する内包的な力には含まれないからだ。「近代的になれ」という呼びかけには含まれるが、「ユダヤ人になれ」というユダヤ人国家イスラエルが呼びかけるもう一つの声はイスラエル-アラブ人には向けられないからである。

では「ユダヤ人になれ」というはっきりした呼びかけと共に全体的なイスラエル人に同一化しようとする内包的な力はどこにあるのか。ここで、ユダヤ人とイスラエル人を交互に置換可能な「部分的かつ全体的」なレオームという用語がどのように定着したのか、部分的を全体的にする「不可視の力」(渡辺,2003)はどこにあるのか一度確認する必要があるであろう。

第三章　だれがレオームを必要とするか？

アイデンティティという無批判に一人歩きする用語をアイデンティフケーションという同一化の視点から見直すことを主張したスチュアート・ホール「だれがアイデンティティを必要とするか」(Who needs identity?:1996 邦訳は 2001)。本章では、従来日本語圏で民族や国民などと訳されてきた、Nation-State[国民国家]のヘブライ語訳メディナット・レオームで Nation に該当するレオームを見直すことを目的としている。レオームは住民登録という「市民管理システム」で定着したカテゴリーであるが、ユダヤ人を取り込みながら「部分的かつ全体的」な用語として定着するまでの過程を確認したい。

ネイションとは何か、国民とは何かが未だその議論の結論を見出せない中において、レオームをネイションまた国民と置き換えるだけではレオームを議論したことにはならないからである[1]。

第一節：日本語圏でのレオームを巡る議論

民族、ネイション頼み

レオームは従来日本語圏では国民、民族、またネイションなどの訳語があてられてきたが、そのいずれもレオームという項目の住民登録上の役割や機能については踏み込んでいない。臼杵陽氏はユダヤ民族をヘブライ語でどのように表現するか、との問いから、レオーム、また nation の定義を『アルカライ編ヘブライ語/英語辞典』(本論でも参照した辞典 REUBEN Alcalay,1996)を使って分析した。そして、レオームとは「より新しい単語である「ネーション」に相当する語として使用されることが多く」(2004:236)「近代的な民族集団」(ibid：243)であると説明する。

しかし、そもそも民族とは何か、ネイションとは何かといった問いは今でも決着はつかず、レオームとは何かを議論する際に民族や、ネイションの訳語頼みではレオームとは何かを議論したことにはならない[2]。レオームを日本語に置き換えることの限界につい

1　臼杵陽氏は『みえざるユダヤ人』(1998)や「現代ディアスポラの諸問題：ユダヤ人とイスラエル人の相克 」(2004)でレオームが孕む複雑性について民族やネイションの用語を駆使して議論している

2　「「ネイション」と呼べるような、ある国家の中で政治･文化的に優越した支配的地位を占めており、人口的にも 1000 万人のオーダーを超えるような大集団と、人口数千人から数万人の、政治･文化的にも国家の中で周辺化された小集団の両方を、「民族」と総称してよいのかという問題である。ネイション(国民、民族)、民族集団、エトニ、部族といった用語をめぐる問題はまことにやっかいであり、混乱している」(栗本英世,2004:259)、「たとえば、国民、民族、主権、人権、文明、文化、伝統、アイデンティティなどが今では疑わしいものとして疑惑の目で眺められるようになった。たとえば「民族」ひとつをとってみても、民族を同一の血統=出自、共通の言語、宗教、伝統、文化など、文化的な諸特性によって規定するいわゆる客観的な定義が成り立たないことは誰の目にも明らかだろう(中略)民族と言う概念をよりどころにして国民や国民国家を論じることは困難になる」(西川・松宮,1995:□)

ては、臼杵氏も別の箇所で「(レオームを巡る)このような英訳のやり方では論争(イェホシュア・シャマース論争のこと)の争点が決して見えてこないのも事実なのである(むろん、日本語に移しかえる場合も言わずもがなである)」(1998:179)と指摘しているが、では何なのか？という直球勝負は避けている。

民族と国民の両方

臼杵氏の他に日本語圏でレオームを取り上げた論文を探ってみると、市川氏が「各自の民族的出自(レオーム)」(1994:159)と言ったり、奥山氏は「ある人は英語での nationality であると言い、ある人は people に近い概念だと言い、ある人は英語には翻訳できないといい」他の言語には翻訳し得ない単語と言いながら(2002:82)、注釈の中で「これは翻訳が難しいヘブライ語だが、「民族性」という概念に近いといえる」(ibid:91)と暫定的な訳語をあてている。また、民族、国民の術縛に締め付けられながらも、1998 年 10 月に都立大学(当時)で行われた『シンポジウム：「国民国家論」・「国民の物語」を考える』(司会:小谷汪之、源川真希)ではこのレオームの「扱いにくさ」(上点)をうまく表現した議論が交わされている。このシンポジウムでは、長沼宗昭氏が「ユダヤ人という存在と国民国家」と題する発表を行った後に質疑応答が交わされ、その中で板垣雄三氏がレオームについて発言している。レオームに至るまでの小谷氏の質問から以下引用する：

司会(小谷)：長沼さんにうかがいたいことは、要するに現在のイスラエルという国家は、国民を語りたくないわけですね。日本みたいに国家が民衆を国民として統治する、なんてことは本当はしたくない。それは国民の中に含めたくない存在がたくさんいるからなわけです。したがって日本の研究状況のような、国家がいかに国民を統合するか、といったたぐいの枠では語れない社会・国家のあり方をしている。だいたい現代のイスラエル国家には「国民」という概念なりタームが存在しているのですか？

長沼：難しいんですが、、、「イスラエル国の住民」(トシャベイ・イスラエル:筆者追加(ヘブ挿入))という言い方はしています。独立宣言は「住民」という言葉を使っています。何語で考えるか、ということも厄介なんですが、なかなか明確に我々が意識するような「国民」と言えるかどうか、怪しいと思っています。

小谷：板垣さん、そのへんどうでしょう。

板垣雄三:「レオーム」という単語は確かにそうだと思います。同時にそれは「民族」という言葉・・・日本語と対照させるといろいろ厄介なことになるが、民族と国民と両方を含みうる、そういうイメージの広がりがあると思う。一般的な次元では
(以上、東京都立大学人文学会 1999:75-76)。

国家が民衆を国民として統治しないのであれば、イスラエルではどのようにして国民を統治しようとしているのか小谷氏には逆に質問をしてみたいところである。それはさておき、「そもそもイスラエルに国民という概念なりタームが存在しているのか」という問い、そして「イスラエル国の住民」が「我々が意識するような「国民」と言えるかどうか、怪しい」[3]と長沼氏が一息おいた後で、板垣氏がレオームを取り上げて「民族とも国民とも言えるようなイメージ」と回答する流れは、臼杵氏、奥山氏が指摘するレオームの曖昧さ、Nation-StateのNationにレオームが該当し、そもそもNationの訳語が民族なのか国民なのかという曖昧さと同じくして、「部分的かつ全体的」な意味を持つレオームを言い表しているといえよう。

第二節：「市民管理システム」としてのレオーム

住民登録上の区分

日本語で対応した単語を探すと曖昧な厄介者という顔とは裏腹に、序章で確認したようにレオームは身分証明書や住民登録の一項目という事務的で例外のない回答を求める項目という顔を持つ。氏名や生年月日と並んでレオームと書かれた四角の枠がそこにある。「お前のレオームは何だ？」との呼びかけに対して身分証明書や住民登録のレオームと照らし合わせて「はい、私のレオームはooです」とはっきりと応えられる文字が記入されている。その時に、「国民のような、民族のような」などと曖昧なことを言っていたら「市民管理システム」としては失格である。「市民管理システム」はデジタル的な効率性を求める。

その四角の枠にイェフディ[ユダヤ人]と書くべきか、アラビ[アラブ人]と書くべきか、またはそれ以外を書くべきか、その枠を埋めるデータは内務省が作成したレオームに記入可能な約130項目の一覧に記載されている[4]。レオームは、目の前にいる個人をその一覧のデータに照らし合わせながら同一性を見出すための項目である。「お前は何者だ」という呼びかけの回答として求めるのはユダヤ人かアラブ人か、またはそれ以外かを見分ける部分カテゴリーである。つまり、同一性は「お前は何者だ」と呼びかけるものにとって必

3　現在のところの仮定でしかないが、国家樹立宣言での住民はユダヤ人のみならず、アラブ人その他多様な住人に向けられている。権利と義務を伴った市民の語エズラッハも使われており、これはトシャブ(住民)が身につけていくという前後関係がある。

4　ベドウィンやドゥルーズはイスラエル中央統計局による人口統計上は「アラブ」に含まれても、宗教的、文化的、生活習慣的に他のイスラムとは異なるためにレオームでは「ベドウィ」「ドゥルーズィ」と明確に区別されている。大学に通っていたベドウィンの友人にダイレクトにベドウィンとは何なのかと何度聞いても、オレヘ・ハイム[生活習慣]、タルブートゥ[文化]等といった記号的な単語が返ってくるだけで、納得できるような回答は今だ得られていない、のだが、納得したいというその願望は同一性を見出す住民登録上のレオームに求められる機能「お前はだれか」という呼びかけを真似ているだけなのかもしれない。

要であり、呼びかけられるものにとっては必要ではない。エチオピア出身オリムはユダヤ人に含まれるが、イスラエル-アラブ人はユダヤ人に含まれず、アラブ人に含まれる。その時点で、イスラエル-アラブ人はユダヤ人の外側に追いやられる「不可視の力」(渡辺,2003)があるのは容易に察しがつく。

ユダヤ人の外的規定

序章でまとめたレオームが住民登録の一項目として定着した流れを確認しておくと、住民登録は建国前から住民(と当時のヘブライ語を見ると表記されている)のデータを収集する目的で存在しており、その項目の一つにレオームは当時からあった。国家樹立後 1949 年には住民登録令として制度化したが、そこではレオームには空欄も認められており、はっきりした定義づけはなかった。ところが 1950 年帰還法が成立しユダヤ人の「帰還」が合法化されたことで、「帰還」するユダヤ人を住民登録に記録する必要性が生じた。「帰還」する資格のあるユダヤ人を法的に同一化する必要性が生じた。そこで、住民登録のレオームと書かれた四角の枠には有資格者が記入されるようになった[5]。しかし、その有資格者、だれが帰還法に該当するのかが問題となった。1950 年に帰還法が成立した時には、全てのユダヤ人、とは言っているが、その定義付けがされていない。そこで、ユダヤ人とはユダヤ人の母から生まれたもの、またはユダヤ教に改宗した者であると主張する宗教勢力と、ユダヤ人とは宗教的規定に束縛されない言語や歴史や伝統を共有する集団であるとするシオニスト勢力との間で意見が分かれ、どのようにユダヤ人を定義するのか、すなわちどのようにしてイスラエルではユダヤ人を同一化するのか、どのような基準で住民登録にユダヤ人と記入するのかが大問題となった。

住民登録法として完全に法制化されるのは 1965 年であるが、法制化されるまでの間その住民登録のレオームの記入基準、ユダヤ人の同一化の仕方を巡って法的拘束力のないガイドラインが内務大臣によって何度も提出され、それをたたき台に議論が繰り返された。ガイドラインの内容は内務大臣が宗教勢力なのか非宗教的なシオニストなのかによって大きく二つに分かれた。ユダヤ人を宗教的に同一化すべきか、非宗教的に同一化すべきかが、住民登録のレオームの記入基準を巡って議論された。

1958 年 3 月 10 日シオニスト運動マパム党のメンバーである内務大臣バール・ユフダ氏が提出したガイドラインでは、もし両親がその子どもがユダヤ人であると申し立てさえしたら子どもはユダヤ人として登録されるとの見解を示し、同時に「誠意を持って自分をユダヤ人であると申し立てるものがユダヤ人として登録されるのであってそれ以上の証拠は要求されないものとする」(アキバ,1984:61)と述べ、ユダヤ人を非宗教的に同一化する方針が示された。

5　この段階については、前後関係からほぼ確信があるが最終的な確認は第一資料での確認が求められる。いずれにしても、レオームが帰還法と住民登録に連動したのは確かである。

その後、1960年1月1日には宗教シオニスト政党のマフダル[6]のメンバーである内務大臣が「住民登録の目的で次の項目に該当する者のみユダヤ人と認められるものとする」とユダヤ人と記入できるガイドラインを提出し、その中で1)ユダヤ人の母から生まれ、他宗教に属していない場合、そして 2)ユダヤ教に正規の改宗をしたもの(アキバ,1984:123)というユダヤ教法規ハラハーの定義 に基づいてユダヤ人を同一化する方針を示した。1958年にはユダヤ人の家庭に生まれながらカトリックに改宗したダニエル神父のレオームをどうするのかという議論がすでにされている最中でのことである。このガイドラインは母親がユダヤ人ではないイスラエル生まれ、イスラエル育ちの子どもはレオームでユダヤ人とは記入されないことを意味した。

レオームは住民登録にある四角の枠(巻末資料「住民登録情報変更願い」参照)でデジタル的な効率性を求め、ユダヤ人と記入する基準を明確にすることは不可欠であった。すなわち、ユダヤ人を同一化するのは「市民管理システム」の性質上必要不可欠であり、ユダヤ人を定義しなければならなかった。このとき、ユダヤ人とは誰か、そもそもそのような書かれた定義付けなどなかったため、定義付けは法的に求められなければなかった。

シャリット裁判：住民登録法と帰還法改正のはざま

ユダヤ人のシャリットと非ユダヤ人の妻との間に生まれた子ども達は、「モーゼに対する誓いをしたわけではなかったものの、ユダヤ人とイスラエルへの愛情をもち、この精神の中で育てられたのである」(告訴文,アキバ,1984:147記載)から、レオームにユダヤ人と記入できるよう申請した。ところが、シャリットが子ども達の住民登録のために内務省の窓口に提出したところ、窓口の担当係員は1960年1月1日付けのガイドライン、すなわちユダヤ人の母から生まれたものとする基準に含まれないとしてレオームにユダヤ人と記入することを拒否した。後ほどこの担当係官は、父親ユダヤ人、母親ユダヤ人と書くしかないとの注記メモを送っている。

自身も海軍司令官としてユダヤ人とイスラエルに愛着を持ってきたシャリットは内務省に申し立てたが内務省では受理されず(内務大臣がハラハー重視のマフダルであれば無理もないであろう)、その後最高裁判所に議論の場が持ち込まれた。

1970年1月23日に行なわれた裁判では5対4という僅差でありながら、担当係官は父親シャリットの申し出どおりに従うべきであり、レオームにユダヤ人と記入することを許可する判決が下された。裁判官の一人ズスマン氏は「住民登録法の成立は個人の自己規定を決める権利を侵害することを意図としていない」「個人のレオームの同一性は限定

---

6 マフダルは、ミフラガー・ダットゥ・レオームの頭文字を取ったもの。英訳はNational Religous Party日本語では民族宗教党、国民宗教党などと訳されるが、これまで議論してきた通りレオームの一定の適切な訳語は見つからないので、通称マフダルで統一する

された自己規定に対して与えられており、客観的な要因のみによって依存」(シャリット58/68)しないため、レオームに関する決定事項は各個人の誠意ある(Bona fide)判断のみが基準となる見解を支持したことになった。誠意ある判断を基準とする見解は、当時のユダヤ教法規ハラハーに基づくレオームのガイドラインが現状には即していないとの最高裁の判断を表したものとなった。

しかし、申請者の自己申告だけに任されることになると、レオームの収集がつかず「市民管理システム」の便宜上定義が必要という判断から、法制化した定義付けが求められ直後の 1970 年 3 月 10 日に帰還法が改正された。「4.b　この法でいうユダヤ人とは、ユダヤ人の母親から産まれたもの、ユダヤ教に改宗したもの、他の宗教成員ではないこと」とする条項が加えられたことで最高裁判断は覆され、シャリットの子ども達は法的に内包しようとするユダヤ人の定義から外れ、法的にレオームにユダヤ人と記載されなくなった。

同一性の断絶

帰還法の1970年改正によってそれまでの住民登録と帰還法におけるレオームを巡るユダヤ人定義「だれがユダヤ人か」問題は、一まず法的に決着がついた。それは、「お前は何者だ」とユダヤ人に問いかける際に、何を基準としてその目の前の個体をユダヤ人として同一化するのかクリアーになったことを意味する。それにより担当係官がどこのだれであれ、一定の基準に従ってユダヤ人かユダヤ人ではないか合理的に振り分けすることができるようになった。住民登録法が同定装置として完成したのである。担当係官はその目の前の個体の個性や内面までは問わない、ただ基準に従って「同一化した個体」(渡辺,2003:395)へと振り分ければいいのである。

その四角い枠におさまらないと判断され、内面的な愛着が満たされなかったとき、別の表現を用いれば、内的な同一性との不一致を感じたとしてもそれを修正する場所はどこにもない。その意味でシャリット氏にとっては悲劇だった。帰還法が成立する前シャリット裁判を担当した裁判官の一人ズスマン氏は「住民登録法の成立は個人の自己規定を決める権利を侵害することを意図としていない」「個人のレオームの同一性は限定された自己規定に対して与えられており、客観的な要因のみによって依存しない」(シャリット 58/68)と自己規定(同一性)は個人の自由な判断、すなわち誠意ある判断に従えばよいということになっているが、一方で法的には規定できないことを同時に述べている。シャリット裁判とその後の帰還法改定から明らかとなるレオームに含まれている「不可視の力」とは、定義付けすることでどこでもだれでも効率的にユダヤ人を同一化するシステムである。またシャリット氏の裁判のように同一化が断絶された場合にはすでに法的に固定されているため修正を望んでもその場所を与えないという力である。そこに取り込むか排出するかいずれかしか選択肢がなくなってしまうのである。

タムリン裁判:レオームが「存在証明」

ラファエル・タムリンは1949年にユーゴスラビアからアリヤーをした際、住民登録でレオームはユダヤ人で、宗教は「宗教なし」と記録された。これらの記録は、タムリン本人がレオームを「エスニックグループ[7]への所属意識と同一性に基づく感情」と理解してユダヤ人と回答し、宗教は「実際の信仰、精神的創造物」を有するのが最低条件であり「神格も、神性もその他精神的な悪魔」も信じないなら宗教がないとの判断を告げたところ、それに基づき窓口の担当官が記載した。タムリンがレオームに感情を求めていることは覚えておきたい。レオームは住民登録に一項目として存在していたが、その記入基準に関する議論がされる以前の、「宗教なし」のユダヤ人でも許された時代である(タムリン判決630/70)。

ところが、1970年3月20日の帰還法改正でユダヤ人が定義づけられ、住民登録のユダヤ人登録も帰還法に従うようになり、レオームに宗教的な意味づけが入り込むようになった。帰還法改正では帰還法と住民登録法が互いに干渉しあうことも追加されている(巻末資料「帰還法」ヘブライ語及び英語)。

3)住民登録法(1965年)第三条の後に以下の項目を追加すること:

3A(a)この法律による通知、またはこの登録票の記入、公的な証明書においてユダヤ人ではないと表示され、それらの通知、登録票、公的な証明書が登録局の主任の見解に矛盾しない限り、また法的資格のある裁判所またはラビ法廷における判決で別の決定がされない限りにおいて、レオームまたダット[宗教]にイェフディ[ユダヤ人]と記入することはできない

(b)この法の目的、また他の登録、書類においてユダヤ人とは帰還法(1950)の 4ב項と同じ意味を示す

(c)この節は施行以前に実施された登録を干渉しない

この追加項目はそのまま住民登録法にも追加され(巻末資料「住民登録法」参照)、帰還法と住民登録法の同期がとられるようになった。この追加項3A(c)によれば事前の登録は干渉しないので、タムリンの記載はそのままでもよいことになる。しかし、タムリンはその時海外にいた。この1970年の「人種的、宗教的」(タムリンの表現)なレオームのユダヤ人定義は知らなかったのだ。そして、イスラエルへ帰国して法によって「人種的、宗教的」にユダヤ人への所属[ヒシュタヤフート:belonging]が決定付けられてしまったことを聞

---

7 この用語をタムリンがどのように使用したのか、国家樹立直後の文献資料を調べもう少し深い洞察が必要であるが、イスラエルで50年代、60年代に使われていたエスニックグループと訳されるエダー、すなわちアシュケナジー以外のミズラヒームの出身国、地域ごとの集団に対する呼称とは異なる。エダーはユダヤ人社会の、さらにミズラヒームの内部の分類であるが、タムリンは主観的感情に基づく所属先という捕らえ方をしている

き、レオームも、宗教も新しく規定されてしまい、もはや自分が所属する先ではないと判断した。

シャリットの子どもたちは外的に同一性が断絶させられたが、タムリンは取り込もうとする同一化の中に入りたくないと拒否した。そして、その入りたくない感情を表す場としてレオームに求めた。

タムリンは、同年4月18日に住民登録局へ請願書を提出し、住民登録票と身分証明においてレオームをユダヤ人からイスラエル人へ変更し、宗教をそのまま「宗教なし」にするよう請求したがレオームを変更する基準がないとして請求は却下された。その後、同年9月22日テルアビブ地方裁判所に同じく「レオーム・イスラエルへの帰属」[belonging to Israeli Leom]を認めるよう訴えたが、退けられたために舞台は1972年1月20日最高裁判所に移された。

最高裁判決では、「レオーム・イスラエルへの帰属」とは「主観的感情」(Subjective feeling)であり、彼自身をイスラエル人と規定する権利は彼自身にあり、結局は「誠意ある判断」に従うべき、とシャリット裁判の判例を引用して判断された。

裁判官は、ある特定の人物の主観的感情は、「自己規定」(ハグダラーアツミット：Self definition)の意味を成さない名もなきレオームによって決定されることが無意味であるとする単純で明快な見解を示した。

(以上、タムリン裁判最高裁判決文より：民事上告630/70)

さらに重要なのは、タムリン裁判は、それが単に彼一人の「主観的感情」ではないことである。この最高裁判決の前文に高等裁判所での判決の要点を引用している；

彼のようにレオームの存在をそのように(イスラエル人という自己規定の場として)理解している人が他にも大勢いるため、ある個人がイスラエル人と(主観的に)思っていることを法に求めている問題とは理解しないこと

(以上、タムリン裁判最高裁判決文より：民事上告630/70)

タムリンにとってレオームは「主観的感情」(Subjective feeling)を証明してもらう「存在証明」(石川准:1992)となった。

レオームは国家樹立宣言に述べられているように、レオームの復活、レオームの家を作ることが目的であった。いわば国家のためのものであった。そして、住民登録の一項目であることが表しているように、それは「市民管理システム」上の都合に過ぎなかった。それがその国家の手元を離れて個人の「存在証明」となるところにレオームの力がある。

これは、レオームだけではない。「市民管理システム」上の一項目に個人の存在を証明するよう求めたり、感情が沸いたりするのは日本の戸籍においても見ることができる。

戸籍に求める「存在証明」

2006年12月24日『毎日新聞』の社会面に『戸籍なく2歳に：父親「娘は自分の子」』との見出しで父親が「わが子は自分の戸籍に」と訴える内容の記事がある(2006年12月24日毎日新聞掲載、記者工藤哲)。戸籍に登録されないことが保育園や学校へ行けない、また保険が適用されないなど権利としての市民権が与えられないということも確かに深刻だ。ここで注目しなければならないのは、「自分の娘を一時的にでも他人の戸籍に入れることは納得がいかないし、前夫とはかかわりを持ちたくない」と父親が証言するように、戸籍は単に国家の都合による「市民管理システム」の域を超えて、そこに名前が記載されているだけで他人とのかかわりと思わせる「不可視の力」があることである。そして、そこに記載されているという事実だけで感情の領域にまで入り込み、もはや紙一枚のことではない不快や怒りという感情を生み出す。

そして、偶然にも同じ日の『毎日新聞』オピニオン欄「発言席」に寄せられた記事で「国は、「日本人の証し」を求める彼らの願いに、早急に応える必要がある」とフィリピン残留2世の国籍取得を日本財団会長・笹川陽平氏が訴えている(『比残留2世に日本国籍を』)。「深いしわが刻まれた顔は日本人そのものだった」という「残留2世」に「日本人の証し」として戸籍取得が認められるよう訴えている。「日本人の証し」は「日本人そのもの」の顔よりも戸籍、その延長線上にある国籍に求められるのである。このとき、国籍が「在日」を国民から排除するイデオロギー性を孕んでいることは無視され、「日本国籍」が人道的な意味へとすりと変わっている。ここで「在日」が国籍から外されるイデオロギーを確認しておかなければならないであろう。

かたや個人の「存在証明」としてレオームが一人立ちしながら、国家においては行政上の都合や政治的議論の課題であることは変わりなかった。

第三節:人口統計とレオーム

90年以降旧ソ連から押し寄せたオリムに多数の非ユダヤ人を含み、レオームにユダヤ人と記入できないオリムが急増したことで、中央統計局発表の人口統計では、「1995年以降内務省でユダヤ人と登録されない多数の非ユダヤ人のアリヤーに伴い、統計上の個体数推定(ウムダン・ウフルシン) 一覧での宗教と人口グループの定義を変更」(Central Bureau of Statistic,2000:2-1)し、それまで宗教グループ毎のユダヤ、イスラム、キリスト教、ドゥルーズ(仏教、ヒンズー教などもドゥルーズに含まれた)といった分類だけだったものが、1)宗教[ダット:Religion]、2)人口グループ[クブツァット・ウフルシヤー:Population group]の二通りの区分方法を始めるようになった。宗教は、ユダヤ、イスラムの他、キリスト教はアラブ人のキリスト教徒、それ以外のキリスト教徒、キリスト教徒合計、ドゥルーズ、それ以外と細かく区分されるようになった。一方、人口グループ[クブツァット・ウフ

ルシヤー:Population group]とは「ユダヤ人とそれ以外」[イェフディム・ベアヘリム](ユダヤ人、アリヤーした非ユダヤ人家族、アラブ人でないキリスト教徒、宗教区分のないもの,,,ということは日本人でも宗教欄を空欄にしておくとユダヤ人にカウントされる!)と「アラブ人口」[ウフルシヤー・アラビット:Arab Population]に区分されている(巻末資料「「1995年人口統計の区分変化」参照」。

ユダヤ人国家であるのにこのままの上昇傾向ではユダヤ人がアラブ人より少なくなりマイノリティに陥る危機を議論する際のいわゆるイスラエルの人口問題とは、後者の「人口グループ」の数値に基づいている。『Statistical Abstract of Israel [年間統計]』発表の人口統計では、「人口グループ」は「ユダヤ人とそれ以外」「アラブ人口」の二区分だけだが、定期的に発行されるプレスリリースなどでは、その内ユダヤ人が何人かが明記される。例えば、2006年の独立記念日前夜に発表された人口統計のプレスリリースの内容は次のようであった(巻末資料「2006年国家樹立前夜人口統計」参照):

58回目独立記念を前にイスラエルでは人口7,026,000人を数えるようになった。建国時806,000人(内半数が現在イスラエル在住)に比べて8.7倍となる。

5,639,000人が総人口の80%「ユダヤ人とそれ以外」(太字:ママ)で、総人口の76%にあたる5,333,000人がユダヤ人(太字:ママ)、さらに総人口の4%にあたる(太字ここから)オリムとその一定範囲内の家族で内務省にはユダヤ人と登録されない「その他」(太字:ママ)が306,000人。そして「アラブ人口」(太字:ママ)がイスラエル総人口20%にあたる1,387,000人となる。

中央統計局発表の人口統計は「内務省ではユダヤ人と記入されない」と内務省の数え方とは違うことを明記している。これまで確認してきたようにユダヤ人であるかどうかは帰還法で定義され、それに基づき住民登録に管理されるのであるが住民登録の提出先は統計局ではなく内務省である。住民登録を運営管理するのは内務省であり、どのようにカテゴリー毎に振り分けられるのか、それは統計局ではなく内務省に委ねられる。統計局は、(おそらく)内務省から提出される数字をまとめて報告するだけであり、統計局にはどう数えるのかの権限はない。しかし、その数字をどう報告するのか、例えば、建国時の8.7倍であるとか、ユダヤ人とそれ以外が総人口の80%であるとか、そうしたまさに乾いた数字を「国勢」にするのは内務省ではなく、イスラエルでは統計局となっている。

第四節:レオームを巡る昨今の政治的議論

宗教勢力と非宗教勢力の政治的争い

90年代以降の大規模アリヤーにともない非ユダヤ人の増加という人口構成の変化

にあって、レオームを巡る宗教勢力と非宗教勢力の議論はその時の政権を構成する政党や内務大臣の出身政党によって左右される政治性を帯びた議論に陥っている。イスラエルの宗教行政は国家の干渉を受けないことと、ユダヤ教の宗教行政は全て正統派で独占されているという特徴を持つが、1998年1月その既成事実であるユダヤ教正統派による宗教行政の独占が法制化されそうな動きの中で、ネタニヤフ首相(当時)はネエマン法務大臣(当時)を委員長とする「再改宗」問題を検討するための委員会を設置した[8]。

帰還法70年改正でユダヤ教に改宗することでユダヤ人になれることが法制化されたが、どの宗派に従うべきかは名言がない。しかし、イスラエルにおいてチーフラビ、チーフラビ庁、ラビ法廷など全ての宗教行政が正統派によって独占されているという事実から、アリヤーは認めても改革派、保守派によって改宗したユダヤ人を宗教行政ではユダヤ人とは認めないという議論は後を絶たない(最も最近では2006年11月)。ネエマン委員会の目的は、その正統派独占の既成事実が法制化されることで排他的な宗教行政に偏り、それがアメリカをはじめとしたイスラエル国外のユダヤ人の多数を占める改革派や保守派が「法的に正統なユダヤ人とは認められ」なくなる事態を防ぐためであった。

ネエマン委員会は、改宗準備のために受ける研修コースを提供するための、正統派、改革派、そして保守派ラビから構成される共同研修機関を設立すること、そして、正統派ラビ法廷によって再改宗のための儀式を実施すること、の二点を勧告した。1998年2月クネセットはチーフラビ庁の猛反発を押し切ってネエマン委員会勧告を賛成多数で可決、勧告に基づく実施作業委員会を設置した。しかし、実施されていない。

非宗教政党のレオーム見解

1999年には最高裁で改革派、保守派で改宗した場合に住民登録上の宗教欄もレオームもユダヤ人と記入する判決が出されたが、当時シャス党の国会議員はその判決に従うことを拒否。2000年1月には左派系メレツ党のアムノン・ルビンシュタイン国会議員から、レオームにイスラエリ［イスラエル人］というタムリンと同様の要求を追加する法案が提出されてさらに議論は複雑化を増した。同法案では、イスラエル「国民」であることを最初に明記し、続けてハイフンでユダヤ人であれば「イスラエリ-イェフディ」、アラブ人であれば「イスラエリ-アラビ」と記入する方法が提案された。しかし、国会では過半数に達せずに法案は破棄された。

レオームの記載を巡る議論の中で妥協案として出されたのが、住民登録など他の公的証明書ではレオームを残すが、身分証明書のレオームは削除する法案でハイム・ラモン内務大臣(反宗教のシヌイ党)によって受理され、国会でもほぼ多数可決との見通しで議論されていた。しかし、2000年9月24日シャス党(ミズラヒームが結集した非シオニスト宗教政党)の猛烈な反対、また情勢の悪化、内閣の分裂に伴い議論中止が余儀なくされ現在に至

8　ネエマン委員会に関する報告は多くを臼杵陽「イスラエルにおける宗教、国家、そして政治」(1999b)を参考にした

る[9]。

レオーム欄削除法案に関して、2002 年 2 月 20 日に高等裁判所が内務省に対して改革派、保守派の改宗者も住民登録、身分証明書でユダヤ人と認めるよう判断を示す動きもあったが、いずれにしても 2006 年現在身分証明書のレオームは残っている。2006 年 1 月にエチオピアからアリヤーしたばかりのファラシュムラが受け取った身分証明書はレオーム欄はあるものの、そこは空欄となっていた[10]。

レオーム:空欄、「認証中」「※※※※※※※」

身分証明書からのレオーム削除法案に関する議論は凍結したままであるが、一時的に空欄となったり、「認証中: [ベ・ブディカ]」とあったり、中には「※※※※※※※」というものまである。レオームは正統派の宗教行政独占を阻止する政治的な議論になり、正統派独占に対して国外の改革派ユダヤ人の多くを抱えるアメリカとの外交問題に発展したり[11]、すっかり政治的な舞台だけで議論された。

しかし、レオームを受け取る個人にとっては「存在証明」の場であったために、「存在証明」が「認証中」だったり、空欄だったり、「※※※※※※※」だったりしたら同一性が見出されずに問題を起こすことになった。

第五節：「存在証明」に求められる歴史や意義

2004 年 9 月 27 日。ユダヤ人と記入されていたリオラ・ゴールドマン氏の身分証明書[12]のレオームが、身分証明書を再発行したところ「※※※※※※※」となったことにショックを受け、内務大臣に申し立てをしても拒否されたために最高裁に提訴した裁判が行なわれた(6539/03)。

ゴールドマン氏の訴えは次の通りである：

世界最古の宗教の一つユダヤ教、長年の歴史を持つアム・イェフディ[13]、反ユダヤ主義、虐殺を乗り越えて復活と建国といったユダヤ人国家イスラエルの特徴を考えれば、

9　この削除法案に対してアラブ系国会議員の意見はレオームをめぐる議論を反映している。イスラエルのアラブ人でクネセット議員Azmi Beshara氏はFasl Al-Maqalのコラムの中で、イスラエル・ユダヤ人間(Jewish-Israeli)の議論であってアラブ人には関係なく、個人の同一性の問題は民主国家の議論の枠で定められるものではないと発言している。一方、Muhammad BarakeはAl-Sinnaraで根本解決にはならないと前置きをしながら、出自や宗教に関係なく市民権の平等化につながれば、と期待を寄せた

10　エチオピムは改宗を義務付けられているので改宗すればおそらくレオーム欄にイェフディと記載されるであろうがまだ確認できていない

11　臼杵氏(1999b)はネエマン委員会をむしろこの文脈に持ち込もうとしている。

12　身分証明書は住民登録に従って記載されレオームがある。携帯は 1982 年から義務

13　国家に依存しない連帯としてのユダヤ人

「内務大臣及び憲法司法委員会の承認による変更(レオーム欄削除-筆者注)は間違っており、好ましくなく、適正ではないことは明らかであり、イスラエルの基本的な意義に矛盾しているとの結論に到達している。従って、政治的関心との矛盾によりイスラエルにおけるレオーム・イェフディの立場(地位)と身分証明書からレオームを削除することは不適切であり非合法な決定である。

また

身分証明書は単に国家による公的な書類としての意味だけではなく、所有者の情報を含むものである。結局のところ、この書類を通して全てのユダヤ人は(または、この国の国民(エズラッハ)となる他のレオーム)「結束したユダヤ人」を声高らかに宣言できるのである

それゆえに

身分証明書からのレオーム項目削除を指導した内務大臣はユダヤ人国家のユダヤ人の同一性(ゼフート)を傷つけることになる

とレオーム項目削除撤回を訴えた。

それに対して法廷の判断は、住民登録は法制化される以前の住民登録令(1949 年)の頃から、住民に関する人口情報収集が目的であり、レオーム、宗教などの項目の役割は統計資料を収集するためであるとしたプンク・シュルズィンガル判決を現在も有効との判断を示した(10)。また、身分証明書は、身分を照会(ズィフーイ)するために発行されているものでレオームもその一項目に過ぎないことを強調した。身分証明書は同一性(ゼフートゥ)を証明する目的ではないことを繰り返し述べながら、裁判官がこの国の宗教、レオーム、また「だれがユダヤ人か」を巡る困難を解決する機関ではないことを最後に述べて訴えを退けた。

レオームの記入基準を巡っては、「誰がユダヤ人か」問題でも触れたように政治的争いの部分が多いのでこの訴えの内容についてはゴールドマン氏が政治的に、また宗教的にどのような立場に立つのかをきちんと検証しなければならないであろう。しかし、その内容の正確さはさておいても、「結束したユダヤ人」という全体的な集合性は歴史や宗教に求められていることは注意したい。「存在証明」で証明したいのは目に見えない「結束したユダヤ人」であり、共有しているであろう歴史、宗教である。

これは国家樹立宣言で望んでいたレオームの復活ではないか。国家のための「市

民管理システム」のための一項目が、共有する歴史や宗教に基づいて個人の「存在証明」となった。レオームが個人にとっての「存在証明」として必要になったことは、レオームが記載された身分証明書が、正式にはテウダット・ズィフーイ(身分照会)Identification card でありながらテウダット・ゼフートゥ((自己)同一性証明書)Identity card と何の違和感もなく呼ばれていることにも表れていよう。

第六節：身分証明書：ポケットに入るイデオロギー

1982 年になるとイスラエルでは 16 歳以上の住民全員に身分証明書を発行し、携帯が義務付けられるようになった(巻末資料「身分証明書携帯提示法」参照)。携帯することと提示されたことが法制化されたことで、「お前は何者か」という呼びかけに対して「はいこういうものです」とすぐに提示する効率的なシステムが完成した。記入項目は住民登録を基準としたため、そのままイデオロギー性が事務所から各個人のポケットへと移行したことを意味する。そこにレオームの項目もあった。

単なるカードから意味ある対象物へ

補充調査のためにメルカズ・クリターサピールへ初めて足を運んだ 2006 年 4 月 9 日、調査は象徴的にも「イスラエルへの第一歩である身分証明書」(館長ルティ)がオリムに渡される小規模な式典[テケス:Ceremony]にはじまった。館長であるルティに挨拶することくらいしか考えていなかった私は、今から身分証明書を渡す式典がある、と思いがけない調査の機会が与えられたことで、それを聞いた瞬間抑えられないほどの興奮を覚えた。

身分証明書とレオームとの関係はすでにその時大きな関心の一つであった。一つにはベングリオン大学修士二年目に受講した「力(権力)[14]、社会、人類学」の一回目の授業で、担当講師タニヤが参加者 15 名ほど一人一人に「あなたはどこにパワーを見るか、どんなパワーを気にするのか」と問いかけた後、最後に「誰も答えなかったけれども、みんなが常に携帯しているもの、テウダット・ゼフート(身分証明書)にも大きなパワーがあるのよ」と言った時点から、あんなカード一枚にどんなパワーがあるというのかという身分証明書を携帯したことのない故の単純な疑問が頭に残った。そして、身分証明書を携帯することが義務であることの意味、記入されている項目、そしてその項目が持つ意味などに関心を持つようになった。

二度目の機会は、ヘブライ大学教授でトルーマン研究所所長エヤル・ベンアリと市谷のカフェで会い、身分証明書の力について深く考えたいと相談をした時[15]、身分証明書は一般的にテウダット・ゼフート(同一性カード：アイデンティティ・カード)と呼ばれているが、正式名称はテウダット・ズィフーイ((身分)同一化カード:アイデンティフィケーション・

14　ヘブライ語でも英語同様powerの一言

15　その時、二週間前にその関心を与えてくれたタニヤは病気のため急死したことを告げられた(巻末資料)

カード)であって、本来は自己の同一性を証明するためのカードではないということを聞いたことだった。いわば、身分証明書は「おまえは何者か」という支配権力の「呼びかけ」、すなわちズィフーイ(同一化・身分照会)に対して、「はい、私はそのものです」と応じるために持たされているのだということに初めて気づかされた。その時に身分証明書を携帯することが義務であるということの意味と、身分証明書に権力やイデオロギーが含まれている、といったタニヤの言葉が初めて納得できた。身分証明書は市民管理システムの都合で携帯が義務付けられてはいるが、私自身のために手渡されているのではない、そのことに初めて気づかされた。渡辺氏の主張を引用すれば、国家が求めた合理化と効率化が生んだ管理システムに過ぎないものが、なぜ"アイデンティティ"というポジティブな感情を掻き立てるのか、その不思議なメカニズムが身分証明書をアイデンティティカード［同一性カード］と呼んでしまうことに表れる、と気がづくと小さなカードにしか見えなかった身分証明書がみるみる魅力的な対象物へと変わっていった[16]。

こうした二度の経験から、身分証明書は単なるポケットに入っているカードではなく、知的興奮を刺激する意味のあるものに変わっていた。身分証明書授与の式典はルティにとっては事務的なつまらないことで、わざわざ日本からエチオピムのことを知りたいとやってきた人に見せても、役に立たない、というある種の申し訳なさ覚悟の提案であったようだが、私にとってはまたとない偶然であり逃してはならない機会であった。

喜びの証し、身分証明書

ルティは集会の最初に「今日集まってもらった理由は、小さな式典[テケス]です。この間アリヤーした人たちにテウダット・ゼフート(俗称の自己同一性を証明するカードとルティは呼び、テウダット・ズィウーイとは呼ばなかった)が届きましたので、それを後で配ります」と単なる集会ではなく式典や儀式といった意味のある集まりとして位置づけていた。実際のテケスでは配布するなどとその動作を表すだけの表現では不適切な、むしろ"授与"と呼ぶに相応しいスタッフと喜びを分かち合う時間であったことは次の写真を見ての通りである。(巻末資料「身分証明書授与の式典」参照)

身分証明書を配布する前、ルーティは「今は過ぎ越し祭のまえですが、その前にプレゼントです。この身分証明書はイスラエルへの第一歩です。例えば路上で"誰ですか"

16　そう考えると日本には運転免許証やパスポートくらいしか存在しないにもかかわらず、身分証明書という日本語はかなり的を得た言葉として定着している。日本ではアイデンティティという単語がある種かっこよく使われる反面、国民背番号制導入に関しては、国家の都合による個人の管理でプライバシーや人権に反するという真っ当な議論が存在する。しかし、もし戦後直後に全ての国民に対して身分証明書が発行され現在も身分証明書の携帯が義務付けられていれば、そのような真っ当な議論は存在しないかもしれない。ではその時、身分証明書ではなく自己証明書と呼ばれていたであろうか。

と聞かれたときにこれを見せればここに全て記入されています」「この身分証明書を待っていたので大変うれしいです」と述べた後に一人一人に手渡された。寮母のイラナには「ほら、カメラあるでしょ、写真とって」「手に掲げるからそれを撮って」と言ってくれるので写真に収めることにしたが、スタッフからは「おめでとう、がんばって」と言われた後握手をして嬉しそうに受け取っていた（巻末資料「身分証明書授与の式典」参照)。最後は身分証明書を手にして、掲げて写真を撮った。全て配布が終わった後、ゴンダールから16,000人イスラエルへ送り込み、一年前に本人もアリヤーしたと言うラッタが挨拶し、その挨拶が終わった後で解散した。ミーティングがあった部屋を出ると、男性数名が身分証明書を互いに見せ合っている。その横を通りがかったガイドのオーラに身分証明書をもらうのってどんな気分？感激？と聞く。彼女は1983年に11歳で家族とアリヤーしている。「もちろんよ、もし外国にいたと思えば大切だと思うでしょ、実際に国籍を手にするまで一、二ヶ月かかるし。そりゃ～興奮するわよ」と経験を含めて私の知らない身分証明書を手にすることの喜びを教えてくれた。

その日にもらった人も皆喜んでいる。しかし、身分証明書授与の式典の際にルティは表現の仕方こそ柔らかかったものの、「お前は誰だ」「はい私はこういうものです」という同定装置であることをはっきり言っていた。「これであなた達を同一化しますよ」とちゃんと宣言しているのだが、「イスラエル社会への第一歩」として喜ばしき授与としての意味合いのほうが勝っているようである。

そんな身分証明を受け取ることの喜びの様子はエチオピア出身オリムだけではない。アリヤーを実践しているユダヤ機関のホームページのトップページにも喜びいっぱいの顔は掲載されていた。(巻末資料「身分証明書を受け取り喜ぶ少女達」)

私のメルカズ・クリター・サピールでの補充調査は「イスラエル社会への第一歩」を手渡す儀式という象徴的な一日で始まった。彼らがまさに同一化空間イスラエルへ入ろうとするその瞬間に立ち会ったことになる。では、そのメルカズ・クリターではどんなことが行われているのか、どのようにユダヤ人として、イスラエル人として同一化しようとするのかそれをいよいよ見てみたい。

第七節:メルカズ・クリター・サピールまでの道のり

メルカズ・クリターの内部に入る前に、メルカズ・クリター・サピールのより広範囲な地域的位置づけを、補充調査期間中に滞在したキブツ・カブリからの道のりで案内したい。同一化空間であっても、日常生活は全てが同一化されているわけではない。その乱雑な、整備されていない空間こそが日常であるので、その同一化が見えない乱雑さを味わいながら、メルカズ・クリター・サピールへと向かっていきたい。本稿で論じてきたイスラエルの多様性、イスラエル-アラブ人の位置づけなども少はし感じ取っていただけると思う：

4月12日

キブツ・カブリの入り口近くを過ぎるとざわめきが聞こえた。92年最初にボランティアでカブリに来たときに与えられた部屋があった、当時は"ゲットー"と呼ばれていたプレハブが並ぶ区域だ。キブツボランティアがいなくなった今は、タイからやってきた労働者が住んでいる。そのタイ人たちがセパタクローをしていた歓声がちょうど聞こえたのだ。競技場もネットもしっかり整備されていて、タイ人たちにとってお決まりの楽しみのようだ。かつてアレックス[17]やイラン[18]と汗を流した空間バナナフィールドはタイ人の労働者なしには成り立たなくなっている。一緒に苗を植えたニルも、くわを担ぐ仕草とともに「一緒にバナナで働いたっけな」と懐かしむが今は近くの工場で働く。

かつて集団農場と言われたキブツの農場の労働の中核を担っているタイ人、しかしキブツの生活からはこうして離れた場所で、食事も自分たちで調理をしながらまったく別の生活空間を作って生活している。そんな彼らを横に見ながらキブツのゲートを通過する。ゲートの門番部屋には、ボアズの父と近くのアラブ村に住むアラブ人の老人が座っている。過ぎ越しの晩餐に入る前でもあるので一言「ハグ・サメヤハ(祝日の際に言う、おめでとう)」をつげに行く。座っていたアラブ人らしき男性は、その訛からアラブ人とわかる。それともドゥルーズか。その彼が「イスラエル人か?」と私に聞いてくる(エズラッハと「国民」の意味で)。見かけと言語とのギャップを確認したかったのだろうか、「いや、日本から」と種明かしをすると、納得してくれる。「暗くならないうちに早めに車捕まえた方がいいぞ。祝日に入ったら車の量が減るから」というアドバイスとともにゲートを出て、カブリ交差点に向かう。

そこからヒッチハイクか乗り合いタクシーで5km先のナハリヤまで向かうのだが、過ぎ越しの晩餐に向けて家族で埋まった車が何台も通り過ぎる。アラブ人村からの車も一目見ては通り過ぎていく、タクシーも通過せずカブリ交差点で10分くらい希望を抱きながら待ち続けた。しばらく長期戦か、と思ったときに赤い車が止まる。若者三人が乗っている車で「どこまで?」「ナハリヤ」「乗りな」ドアを開けて乗り込み、バックミラー越しに見えた運転手の顔を見て「おお、久しぶり、でかくなったな」「時は過ぎてるから」と感激しながら言葉を交わす。92年にいたころ最初に部屋に遊びに来た子ども達の一人だったと思うけど、カブリに来るたびに人懐っこく近寄ってきた男の子が、兵役を終えて今はカブリで金稼ぎのために働いているという。「どこ行くんだ?」「キリヤット・ヤム」苦虫をつぶしたような顔で「そこに何があるんだ?」「メルカズ・クリター」「ふ〜ん」(キリヤットヤムってそんな感じなのか) 久しぶりに再開したナダブにナハリヤまで送ってもらい、その後いつも通りのタクシーを待つ。休日なので待つのは覚悟したが、大して待たずに一台バンがやってくる。

17　アメリカにいるユダヤ人で92年19歳だった彼は国防軍に入隊するためにキブツに滞在していた

18　両親がイスラエル人でオーストラリアで教育を受けた同じ年齢の友人で、アレックスと同じく92年に国防軍に入隊するためにキブツに滞在していた

車が 9 人いっぱいになるまで待っている時、左にもう一台の車が横につけて運転手とアラビア語で何か話をしている。ハイファ以北の乗り合いタクシー運転手はかなりアラブ人が多い。二言三言言葉を交わし、最後は笑いあって横につけた車は後ろに下がる。この車が出発したら同じように客を待つ、それまでの一休みをするのだろう。ちょろちょろと乗り込んできたけどしばらく時間がかかりそうなので、アリエルに電話をする。アリエルは父親の両親家族と過ぎ越しの晩餐を過ごすらしい。アリエルは、99 年にウルパンで一緒にヘブライ語を勉強した仲間で、イスラエルで見られる男丸出しの男性と違って、ちょっと筋が細く音楽の趣味もあって、つたないヘブライ語でもよく話をしていた近い友人。アリエルは父親はイスラエル人で本人もイスラエルで生まれているが生後数ヶ月でフランスに移住し、1999 年に 25 歳を過ぎて文字通り帰還している。そのため、正確にはオレーではないのだがウルパンでは同じ教室だった。現在は IT 会社に勤めながらラホボットに住んでいるが、今回の訪問では両親と国内旅行をしているから会えそうもない。

アリエルと話をしていると、ロシア系の女性、アラブ系の男性などが乗り込み 9 人いっぱいになるのでいざ出発。昼間ほどの車の量はない。過ぎ越しの晩餐にむけて徐々に準備に入っているのか。ちょうど大晦日になると、何となく外が静かになる感じとにている。タクシーやバスに乗るとよくラジオが流れている。ここもガルガラッツが流れる。ニュースを 30 分に一度流すことと、ポップミュージックがあるので、視聴率は高い。全てヘブライ語だがアラブ人運転手が運転するこの車にも流れている。

軽快に飛ばして南に向かう。交差点には各所花束が売られている。アッコーに近づくと、少年が「ドライバー、橋の下で止まってくれる？」と告げる。乗り合いタクシーは基本的な停留所は決まっているものの、自分で運転手に告げれば交通違反をしない範囲でどこでも止めてもらえる。

タクシーはアッコーのアラブ人街を通過し、新市街を通ってまたハイファへのメイン道路に入っていくが、アラブ人街も祝日ムードで店などは閉まっている。旧市街はきっと関係ないのだろうけど、この辺はユダヤの祭りでも店が閉まる。アパートにはついこの間の国会総選挙の名残だろう、アラビア語で書かれたアラブ党の選挙キャンペーンの横断幕が垂れ下がる。

20 分くらい乗ってキリヨンでタクシーを降り、キリヤット・ヤム行きのタクシーを待つがどうももう動いてないらしい。反対車線にもハイファから来るタクシーは見えない。乗り合いではない普通のタクシーが一台「乗るか？」としつこく言ってくるけど、まだ 7 時までには時間があるのでかたくなに拒否。イスラエルの祖母マザールにはどこで過ぎ越しの晩餐を過ごすのかきちんと知らせてなかったのと、携帯を手にしたので電話をする。「あんたどこにいるの、連絡ないから心配したわよ」どこでもおばあちゃんは一緒だ。「まあ明日帰ってきたら家によってよ、今日パンを買っておいたから」と言ってくれる。それは助かった！過ぎ越し祭に入るとパ

ンが手に入らなくなるのだが事前に買い込むのを忘れてどうしようかと思っていた。過ぎ越し祭期間中クラッカーのようなマツァー以外は小麦製品を口にするのは禁じられているので、パン屋もパンは売らない。今日の昼間それに気づき、昼ごろナハリヤのスーパー、パン屋を駆けずり回ったけど時すでに遅く、一週間はパンなしだと覚悟していたので、マザールの一言は天使の一声に聞こえた。マツァーはクラッカーのようなもので、最初の一日はものめずらしくていいのだが、その単調な味にすぐに飽きてしまうし、食べるとずっしりとおなかにたまって気持ちも悪い。マザールには感謝の言葉を繰り返しながら、今夜遅くてもタクシーで帰ることを告げ電話を切る。

メルカズ・クリターに向かうにはまだ早いので大学院時代の仲間タリにも電話する。タリは2000年人類学修士課程に入学した同級生5人のうちの一人。もう一人、サファというベドウィン女性がいて、タリの大親友。彼女にもぜひ会いたいと思い、タリに次回ベエルシェバに行ったときにサファと一緒に会おうと提案をする。「私はベエルシェバにいる旦那の両親家族と過ぎ越し祭をするんだけどヨシは？」「エチオピムのところに今から行くところ」と答えると、「それは絶対特別な経験だね、楽しんで」と送り出されるように電話を切る。薄暗くなりかけてきてので、今頃ならもうメルカズに向かういい時間、と乗り合いタクシーはあきらめて普通のタクシーに乗ることにする。

タクシーを止めて「キリヤット・ヤムのメルカズ・クリターまで」と告げる。「ああ、エチオピムのだね」「メーターにする？」「はい」イスラエルのタクシー運転手は普通(というのも勝手な解釈だが)ガンガンとおしゃべりが多いが、彼は物静かで、メーター使うかどうかも聞いてくれるし、ちょっと空気が違う。せっかくなら「何エチオピムのところに行く？おい、ちょっと耳かせ」とエチオピア出身オリムの受け入れ政策について演説を始める威勢のいい運転手を捕まえて、過ぎ越しの晩餐前のジャブを食らっておきたいところだったが、彼は柔らかに「あそこはエチオピムのところだね」と行き先の確認だけでそれ以上は語らなかった。ヘブライ語をあまりしゃべりたがらない感じがしたので、「過ぎ越しの晩餐は家で？」と伺うと「もちろん」。

「私はモスクワ出身でね、15年前にアリヤーした」とロシア出身であることが予感的中した。「僕は三年ぶりに来ているんだけどどう？何か変わったことは？」と彼に聞くと「何も変わってない、むしろ悪くなるくらい。日本にアリヤーしなかったのが悔やまれる」と私の方を見てニヤニヤした。そうこうしているうちに目の前にメルカズ・クリター・サピールが見えてくる。ゲートの外には多くのサピールの住人が集まっていて、その目の前に車止めて降りるのは何となく躊躇して、ちょっと先に止めてもらう。表示されている料金は20.8シケル。「20シケルでいいよ」と運転手。21シケル渡すと、「祝日だから20でいいよ」と一シケル私の手に返すので20シケルだけ払って車を降りる。最後まで柔らかな物腰のタクシー運ちゃん。念のため帰りにタクシーがなかったら電話で呼べるように名刺をもらうと、ヘブライ語とロシア語で書いてある。この辺りはロシア人が多いからだろうな。

降り立って、そこにはゲートに囲まれたメルカズ・クリター・サピールがあった(巻末資料「メルカズ・クリター・サピール入口」「メルカズ・クリター・サピール外観」)

第四章　メルカズ・クリターでの生活：過程と課程

メルカズ・クリターで生活するオリムに求められる目標は主に二つに集約できる。一つは、メルカズ・クリターを出た後にアパートで生活するイスラエルでの「一人立ち」に向けた準備、そしてもう一つは、国籍取得のための改宗の課程を修了することである。

真の一人立ちはメルカズクリターを出てアパートでの生活が始まってから、とスタッフは口をそろえるように前者は始まりに向けて進み、一方後者はラビ法廷での改宗合格と国籍取得という終わりに向けて進む。

これら二つの過程と課程を経験するのはエチオピアからアリヤーするファラシュムラに限られており、エチオピア出身でも80年代から90年代にアリヤーしたベタ・イスラエルは経験していないし、ロシアやその他の国/地域出身のオリムには全く該当しない。

本章は2006年4月7日から5月4日に補充調査を実施したイスラエル北部のキリヤット・ヤム市メルカズ・クリター・サピール(以下サピール)での参与観察を軸に展開している。1999年から2002年にかけて実施したベエルシェバ市メルカズ・クリター・ヌリットゥとメルカズ・クリター・カリシャールで得た資料を使用する場合にはその旨注記する。

第一節：初めての家

オリムとスタッフ

メルカズ・クリターはアリヤーしてきたオリムを受け入れることを目的とした機関であり、アリヤーしたばかりのオリムまたは居住者(ダヤリム)と、それを受け入れるスタッフまたは労働者(オブディム)という対比関係に基づいた呼称が存在する。この呼称はエチオピア出身オリム専用であろうが、それ以外の国や地域出身であろうが関係ない。サピールのように、エチオピア出身オリム専用のメルカズ・クリターのスタッフの中には80年代から90年代にかけてエチオピアからアリヤーしたベタ・イスラエルも含まれるが、居住者とスタッフにいるエチオピア出身オリムもあわせて「私たちエチオピム」「彼らエチオピム」という時には言語(アムハラ語)や食事(それから、無意識的に肌の色)などを共有していることを表す場面に限られている。そのため、本章でオリムという時にはこれまで議論してきたような一般的にイスラエルへアリヤーするオリムの総称としてではなく、サピールに居住している過去1年半以内にエチオピアからアリヤーしたファラシュムラを指している。

イスラエルのユダヤ人人口の30%以上は国外出身なので、厳密には約30%は少な

くともオレー(オリムの男性単数)かオラー(女性単数)ということになるが、実際には30年前にアリヤーした人にオレーとは言わず本人も「私もかつてはオレーだった」と過去形でいうだけで今やオレーとは認識されない。一方、サピールの居住者のようにアリヤーして1年半位だと明らかにオレーと言われるし、かといってメルカズ・クリターを出てアパートで一人立ちしたらオレーと言われないわけではない。では一体いつからオレーと認識されなくなるのか、というのは私の大きな関心の一つであるがまだ回答を得ていない。一般的にはそのような曖昧さがあることを確認し、本章ではサピールに居住するファラシュムラに対して限定して使用することを確認したい。

*エチオピム*という言説が*エチオピム*"自身"にとってはありがたくない意味合いを含んでいることは第二章で明らかにしたが、メルカズ・クリターの中で*エチオピム*といった表現を耳にすることは上記のような言語(アムハラ語)や食事(それから、無意識的に肌の色)などの共有を表す場合に限られている。それは、*エチオピム*という言説が*エチオピム*を目の前にして語られるのではなく、多くの場合にその場にいないときに発せられていることにも関係する。メルカズ・クリターにはそこにエチオピア出身オリムがいるので、*エチオピム*という単純なカテゴリー化は行なわれない。しかしながら、それでもメルカズ・クリターの中でカテゴリー化した*エチオピム*と発せられる場面に遭遇した時には、それはこれまで通りイタリックでその異質感を本文中でも残した。なお、現在エチオピアからアリヤーするのはファラシュムラであるが、メルカズ・クリターではファラシュムラであるかないか、すなわち改宗をしなければ国籍を得られない立場であるか否かは関係なく受け入れ業務がされるので、「彼らファラシュムラ」という呼称も国籍に関する事務手続きについて語る他はあまり耳にしない。

スタッフの構成

サピールのスタッフは多くをイスラエル生まれ、その他にロシア出身、ブルガリア出身、エチオピア出身で構成されているが、1999年のヘブライ語教育で招かれた「アムハラ語教師」がそうであったように、エチオピア出身のスタッフはサポート的位置づけにいる(巻末資料:「スタッフ組織図」参照。出典はユダヤ機関作成プレゼン資料)。

スタッフ組織はメルカズ・クリターを運営しているユダヤ機関が決定しているので現在エチオピアからアリヤーするオリムを受け入れるイスラエル中のメルカズ・クリターが同じ組織図に従っている。それぞれの仕事分担は以下本文中に紹介するが、まず確認

したいのはスタッフの多くが女性であるということ。エチオピア出身のスタッフには男性も含まれるが、この傾向はウルパンにおいても同様で基本的にヘブライ語教員は女性で構成され、男性は時々「アムハラ語教師」に見るという構成であった。サピールでは館長も女性であった。

さて、エチオピアからイスラエルの空港に到着するとすぐにいずれかのメルカズ・クリターに送られてイスラエルでの生活が始まるのであるが、それを受け入れるスタッフは「初めての家」(バイト・リショーン)であるメルカズ・クリターでくつろげるようにアリヤーの前から準備を始める。

エチオピアからイスラエルへ

アジスアベバ、ゴンダールでアリヤーを待機しているファラシュムラは現在も多く[1]、それぞれの都市に事務所を構えるユダヤ機関と内務省の決定に従い集団でイスラエルへ移送される。内務省職員がエチオピアへ行っているのは、言うまでもなく彼らがユダヤ人であるかどうかを審査するためである。ラビ庁もエチオピアにいると言われているが常駐なのか逐次なのかは不明である。

現在、ファラシュムラを除いて集団移送という形でのアリヤーは存在せず、また入国法でアリヤーをする特異な例はファラシュムラ以外に見られない。エチオピアの支所に駐在するユダヤ機関と内務省の職員が、イスラエル国内 19 箇所(2006 年 4 月時点:巻末資料「メルカズ・クリターの位置」参照)に点在するメルカズクリターの空室状況と照らし合わせながらアリヤーを決定し、順番に移送する。移送の際は家族単位となるが、兄弟姉妹、両親や叔父や叔母(エチオピアでは家族の範囲が夫婦とその子どもからなる核家族に限らない)がエチオピアに残らざるを得ないケースも少なくなく、度々家族離散の状態となり問題が発生する。

実際に受け入れるメルカズ・クリターの現場では、約一週間前にエルサレムのユダヤ機関から送られる新しく到着するリスト(核家族毎)に従い、ガイド、サポーター[2]達が空室を掃除した後で人数分のベッド、コップ、シーツ、椅子、食器など全てを配置し「こ

---

1 1999 年に発表されたエフラット報告では 27,596 人。ただし数字は一向に減少せず正確には不明

2 ソムホート:女性サポーターを意味するソメヘットの複数形。男性形はソメッヘであるがサポーターの仕事は女性のためソメッヘまたはその複数形ソムヒムと呼ばれることはない

こに来てよかったと思ってもらえるように、まるでホテルに到着した時のような感覚を持ってもらうために」(オーラ)[3]受け入れの準備を整える。

サピールではオリムがメルカズ・クリターに到着した直後はお金もないので最低限の食べ物も用意しておく。かつてはスタッフがケータリングを頼んでいたが、誰も知らない味でおいしくないので食べないことが分かり、「私たち、同じエダー(エチオピア出身者のグループの意。詳しくは第一章)の一員として、私たちが気に入られると分かるものを用意するようになった」(オーラ)と言うように、エチオピア出身のスタッフは、こんな味の橋渡しの役割も果たす。アリヤーが行われる日はガイドまたはスタッフの誰か一人が空港までバスで迎えに行くが、サピールで2006年2月に新しいグループを受け入れた際は男性ガイドのハイル(84年にエチオピアからスーダンへ徒歩でその後モーセ作戦によってアリヤー)が迎えにいった。空港では内務省、アリヤー受け入れ省の職員、看護士がそれぞれ待機しており、到着と同時に身分証明書番号が発行され(証明書は約3ヶ月後発行)、その後バスでメルカズ・クリターまで移送されて諸手続きが始まる。

メルカズ・クリターの初日

到着したらまずメルカズ・クリターにあるホールに集まってもらい、到着したメルカズ・クリターの名前や位置を地図で紹介した後、電気の使い方、ガスの使い方、水の使い方、それにドアに鍵をかけるというところまで、「とにかく住む家の使い方の基本全て、何から何まで教え」(オーラ)、その後でそれぞれの部屋に入居してイスラエルでの生活が始まる。オーラは1983年にアリヤーをしたが、その時の記憶を振り返りながら「私は11歳だったけど、一週間誰も私たちのことを見に来てくれなかったことをよく覚えている。水曜日について次の水曜日までだれも見に来てくれなかった、このまま終わるんじゃないかと不安に思ったあの時のことは忘れられない」と現在「何から何まで教え」る受け入れ態勢がどれだけ特別なのかを語ってくれた。

翌日は、ビトゥーアハ・レウミ[National Insurance]、身分証明書のための写真撮影[4]、健康診断、学校の入学手続き[5]、銀行口座開設、ウルパン[オリムのための短期ヘブラ

3　実際に準備を担当するガイドの一人オーラとのインタビュー2006年5月1日での発言、以下(オーラ)と注記のあるものは全て同じ

4　身分証明書番号だけが空港到着時に発行され、身分証明書の授与はそれから約3ヵ月後

5　かつて小学校の選択肢はあったが、現在は「改宗」のために世俗的な学校にはい

イ語集中学習施設]の登録と開始、改宗の課程であるユダヤ教信仰の学習の登録と開始、基礎生活補助支援金[ドゥメイ・キユーム][6]の受領、とメルカズでの生活はあわただしく始まる。

メルカズ・クリターの一日

メルカズ・クリターでの生活はあわただしい。日曜日から木曜日の毎日朝8時半から13時までヘブライ語を勉強し、授業が終わったらすぐに保育園に子どもを迎えに行き、夕方は女性が16時から18時、男性が18時から20時それぞれ二時間ユダヤ教信仰を勉強する[7]という、合宿のような生活はその日から定住アパートを購入して引越しの日まで少なくとも一年間は続く。

サピールは2006年4月30日時点で64世帯307人が居住し、2004年9月から2006年1月の間にアリヤーした時期毎に9つのグループに分けることができ、ヘブライ語力も改宗の課程の進行具合もその到着時期によってまちまちである。多くは一世帯5人から6人で構成されるが、一つのアパートは多くても三部屋なのでリビングに子ども用のベッドを置くなどして工夫をするしかなく、各部屋を訪問しても子どもが普段寝ているベットがソファー代わりになる。メルカズ・クリターを出て定住アパートへ引越しをする時期は自発性に任されているが、ヘブライ語学習と改宗の課程を修了するまでには最低一年間は必要で、時には二年近く滞在する。

第二節：「公的な家」

母のようなスタッフ

メルカズ・クリターのスタッフの間ではそこがオリムにとっての初めての家[バイト・リショーン]であることが何度も強調される。

スタッフのほとんどは女性で、サピールで男性のスタッフと言えば、建物管理(日

けず全て宗教的な学校に通わせないといけない

6　通常オリムにはサル・クリターと呼ばれる生活補助金が家族毎に支給されるが、ファラシュムラは多額の住宅購入補助金を受け取るために、サル・クリターではなく生活に必要な必要最低限金額のドゥメイ・キユーム[ドゥメイは手当てなど小額の金銭・キユームは生存、存在の意]

7　女性がこの時間に学ぶように設定されているのは、夕食の準備と子どもの世話ができるようにとの配慮

本ではボイラーのおじさんというところか)を担当するモーリスとエチオピア出身で男性ガイドのハイルの二人だけ。例えば病人が出た時にタクシーを手配したり、病院に連絡したり、日ごろの健康状態や、家族の状態などを面倒見るのは寮母[エム・バイト]、サポーターもソムホットと女性形複数名詞と、女性しかそれらの職に就かないことが前提となっている。メルカズ・クリターは女性中心の家ということになる。それは、オリム達がソーシャルワーカー達を時に「母のようだ」などと呼ぶところにも表れる。エチオピアからのアリヤーを長年受け入れた経験を持つソーシャルワーカーのプニーナは「私たちのことを、確かに母とか呼ぶけど、よく考えるとそれはある問題があって、うまく対処した時なんかにお礼を込めて言う感じかもしれないわね」と振り返りながら語る。

一方、スタッフたちもどこか母のような視線でオリムに接する。メルカズ・クリターの目標は？と聞けば「彼らがイスラエル社会で一人立ちできるように後ろ盾をすること」とはかなり多く聞く表現だ。そしてすぐに「でも、私達の仕事は大きなパラドックスがあって、彼らにとって見ればアリヤーしていきなりここで生活するわけだから、少しでもくつろげる場を提供したいけど[8]、でもあまりに居心地がよくなってしまってここに腰をすえて定住アパートへの引越しができなくなるのも困るのよ」と、まるで可愛い娘が家にいるのはうれしい反面、嫁にいかなくなるのは心配、という親の心境のような言葉が続く。

公の空間にある個人の家

スタッフがどれだけ家のようだと言ってもメルカズ・クリターは職場であって家ではない。現に、メルカズ・クリターには 8 時から 20 時の間しかスタッフがいない。週末や祝日も当番のスタッフが一名日中の時間いるだけである。それに、オリムにとって寮母、トレーナー、サポーターがいる部屋は事務所であって決して家にはならない。オリムにとって家はあくまで自分で鍵を閉めることのできる自分の部屋である。その中であれば、インジャラ(通称エチオピアのピタパン:巻末資料「インジャラ」参照)を食べてもいいし、ブナ(コーヒーを飲む娯楽:巻末資料「ブナ」参照)をしてもいい、エチオピアのダンス DVD を鑑賞してもいい、そここそが自分の家なのだ。

そこへ、ズカズカと寮母やトレーナー、サポーターが入ってくることがある。その訪問は当然「母」が来たとは受け取られない。サピールは三つの棟が一つの玄関でつながる建物の構造だが、それぞれ各棟約 20 世帯毎に一人のトレーナーが担当者となり、ソー

8　マルギシュ・バ・バイト[Feel at home]が実際の表現

シャルワーカーや他のトレーナー、サポーターが二人で(必ず一人はアムハラ語通訳、二人ともアムハラ語母語の場合もある)定期的にオリムの部屋を訪問して様子を伺っている。ガスがきちんと使えるようになったか(簡単な試験制度を設けている)、水道はちゃんと使えるのか、夫婦の間でトラブルはないのか、子どもの教育、その他何か困っていることはないか聞きにいく。それを家族毎のファイルに記録する。ファイルには名前[9]やアリヤーの日付、誕生日[10]、ガスが使えるようになったかどうか等、設定した進行具合が一目で把握できる。寮母は特定の棟の担当はせず、それら3棟の状況を総合的に管理する。「ほら、こうやってすぐに家族がどんな状況にいるのかが分かるのよ」と調査日の最後の最後にファイルを手にしながら寮母のイレナは私にシステムの効率性を見せてくれた。部屋に入る場合には必ず事前にアポをとるべきとの決め事があるが、ほとんどそれは実行できていないという。オリムにとっては自分の部屋なのであるが、スタッフにとってはそこは仕事場だからだ。

サピールの館長ルティに初めて会ったときに、今回の調査のテーマが「ホーム」であることを伝えている時、その事務所にゾロゾロとオリムが入ってくる様子を指差して「ほら、見てよ、ここはホームみたいなものだと思ってるのよ、好きなときに部屋に入ってきて、なんでも好きなことを依頼するのよ」と全く逆の立場から逆のことを言っていたが、やはりスタッフにとってメルカズ・クリターはホームではありえず、職場でしかない。

何でも屋のガイド

スタッフの仕事分担はスタッフ同士ではクリアーに仕切られているが、オリムにとってはほとんど意識されていない。調査中もガイドのオラとハイルの事務所にはいつも列ができていた。「全てわたし、彼らは仕事分担を理解していないから、言葉の分かる私たちに全てまかされる」(オーラ)と言っているように、メルカズ・クリターではアムハラ語を母語とするスタッフが引っ張りだこだ。寮母の事務所に一人で来るオリムはいつも決まった一人で、あそこが痛いとか、ここが痛いであって、細かい相談や、銀行口座の話、病院

9　今では本名だが、かつては、ダビッドやイツィックなどアリヤーと同時に一方的に名前を与えられた。現在、メルカズ・クリター・サピールのスタッフであるオーラ、アビバなどもおそらくイスラエルで与えられた名前である

10　エチオピアでは誕生日の概念がなくアリヤー毎に皆同じ誕生日であった。現在もないものが多い。エチオピアでは住民登録がない(そうなので)ので、誕生日を管理する必要性がないのかもしれない。文化担当ルティの話では、誕生日会は好評なのでサピールではいつも家族向けにいろいろと企画をしているが、その後は自分達でやるようになるそうだ。まさに「創られた伝統」である。

へのアポ取りなどは全てオラとハイルの事務所に押し流される。

オーラとハイルの仕事はここに記載でききれないほど多彩であるが、後で紹介するように定住アパート購入手続きへのサポートは中でも大きな比重を占めていると言ってもいい。特に、エチオピアの村から直接アリヤーした人は銀行とは何かを知らないし、おそらく村人にとって銀行はポケットであったかもしれない。そんな彼らにアリヤーしてすぐに住宅購入補助金マシュカンタが支払われる。それこそポケットには入りきれない多額の金額を受け取るのであるが、受け取るとはいっても現金ではなく数字だけが出たり入ったりする仕組みはそれまでのお金という概念からは全くかけ離れてしまって理解しにくいし、それがお金だとは信じがたい(そうだ)。それに、要所要所で求められる書類上の名前、番号の欄の区別がつかなかったり、一つ一つの書類を確認したり提出したり、銀行の窓口に行ったり、とても一人ではできずに全ての行程でガイドのオーラとハイルの出番が求められる。

警備員

イスラエルではスーパー、大学キャンパス、レストランといたるところ入り口には警備員が座っている。そこでかばんを開けて、ハンディータイプの金属探知器でサッと体を撫でて怪しくないことが彼の任務として証明されるとようやく建物、敷地の中に入れる。2006年4月に訪問した時に友人のモシェとスーパーに向かっていた時も入り口にエチオピア出身と分かる警備員が目に入り、モシェが「警備の仕事はすっかりエチオピムになっちまったよ」「確かに警備の仕事は男だけじゃなくて女もエチオピムで占められているのが目に付くようになった」とモシェに返答していると、「シャローム、にいちゃんどこから来た？」とその警備員が私たちを止めた。「シャローム、ベイト・アヒムだ」というと「オッケイ」と通してくれた。「俺はアラブっぽい顔しているから止めるんだ。そんでヘブライ語の訛りを聞くんだよ、アラブっぽい訛りがないか」と言うとおり、モシェはトルコ系(両親がトルコ出身)なのでアラブっぽい、日本の社会ニュースで言うところの中東系の顔をしている。

イスラエルを歩くとそんな風に今や警備員といえばエチオピア出身者が随分と占めるようになったことが目に付くのだが、メルカズ･クリターにも必ず警備員がいる。そして、彼らは民間の警備会社の派遣ではなく、ユダヤ機関の職員として働く。そのため、スタッフリストにも一員として含まれている(巻末資料「スタッフ組織図」)。2006年4月は4

名の警備員がいた。そのうち二人が80年代、90年代にエチオピアから、他二人が90年代にロシアからアリヤーしたという90年代の大規模アリヤーをそのまま反映したような構成だった。メルカズ・クリターには日中大勢の人々がやってくる。医者、メンテナンス業者、不動産業者、ヘブライ語を学ぶためだけにやってくるロシア出身のオリム、そして私のような調査者[11]。しかし、大抵は顔見知りの訪問者がほとんどなので、スーパーなどのようにかばんを開けることも金属探知器でのチェックもない。ちなみに私が初めて訪問した時には、まずパスポートを見せて、館長のルティとアポがあることを告げて、パスポート番号と名前、入館時間を記入した後にかばんを見せて彼の任務上怪しくないと認められた後でパスポートを彼に預けてそのまま彼がオフィスに誘導してくれた。二日目以降は顔パスとなった。

さて、彼らの任務は時々やってくる全く見たこともない部外者をチェックすることよりも、日々の訪問者の確認、それにメルカズクリターの玄関をあけたり閉めたりすることにある。メルカズ・クリターの入り口の鍵は彼らが持っているからだ。メルカズ・クリターが決してだれかの私的な家ではなく「公的な家」であることを象徴している。メルカズ・クリターは夜11時から朝6時まで鍵かかかる。つまり門限があるのだ。メルカズ・クリターに住むオリムが友だちや親戚を週末呼びたい、という時には事前に警備員に伝えておかなければならない。自分の家であればどうぞどうぞ、の一言でいいのだが、メルカズ・クリターは自分の家ではないので自由には泊められないのだ(巻末資料「訪問者規定」参照)。

このように、メルカズ・クリターは居心地のいいものにしたいと願いながらもそこはスタッフにとっては職場であり、公的な空間でしかない。玄関は閉められてしまうし、家族毎にファイルで管理される。その公的な空間としてのメルカズ・クリターの機能と目的はどこにあるのか、新たに共通の歴史や記憶を書き込む場として見てみたい。

第三節：新たに書き込まれる記憶

補充調査を実施したこの時期は「イスラエルの一員となるには必要不可欠」(メルカズのスタッフでの複数回答)を理解するためには欠かせないと言っていい記念日が続く。

11　私は調査者との自覚であるが、オリムの一部からはしばらくスタッフの一員だと思われていた。子ども達からは「ほら、中国人」と呼ばれていたし、どのように見られていたのかは未だに定かではない。

3000年以上前に奴隷だったユダヤ人がエジプトを脱出したことを記念するユダヤ三大祭の一つ過ぎ越し祭［ペサハ:Passover]、ホロコーストの惨劇を二度と繰り返さないと誓うホロコースト記念日[正式にはホロコーストとその犠牲者及び英雄を記念する日:Holocaust Martyrs' and Heroes' Remembrance Day:יום הזיכרון לשואה וגבאורה]、周辺諸国/地域との戦争で命を落としたイスラエル国防軍兵士を追憶する戦没者記念日[正式には、独立戦争及びイスラエル国防軍の戦没者記念日:Memorial Day for those fallen in the war of Independence and the Israel Defense Force: יום הזיכרון לכללי לחללי מערכות ישראל)[1963年法制化:巻末資料参照)そして1948年の国家樹立を祝うイスラエル国家樹立記念日[正式には、独立記念日:Independence Day:)[יום עצמאות1949年法制化:巻末資料参照)、と過去から現在に向けて一気にイスラエルの歴史を振り返る記念日がこの一ヶ月に集中する[12]。言うまでもなく、それらは全てユダヤ人の歴史である。それぞれの記念日には全国ネットでテレビ中継される政府主催の式典はもちろん、地方自治体、メルカズ・クリター、学校、キブツなど公的機関、コミュニティで同じ時刻に記念式典が行われる。これらの式典を通して「イスラエルの一員となるには必要不可欠」(メルカズのスタッフでの複数回答)な単一の時間感覚[Homogeneous sense of time](アンダーソン)が演出され、*エチオピ*ムにその単一の時間感覚を共有することが求められる。

この記念日続きの時期は季節的には春先にあたり、世界中から家族が帰って来たりまた最近では連休を利用して国外旅行に出かけたり、まるでゴールデンウィーク、お盆、正月が一度にやって来るような雰囲気となる。メルカズ・クリターでも子どもたちが式典の出し物のための準備、飾りつけ、式典とあわただしくなる。2006年は4月12日から5月3日がその期間となり、サピールでも式典、課外授業などが行なわれた。式典そのものも興味深いのであるが、イスラエルが出エジプト、離散そして戦没者の犠牲、国家樹立に至るまでの「シオニズム的なユダヤ民族史」[13]が、これらの記念日の連続シリーズを通してどう記録され、どう再利用され、誤用され、そしてどのようにエチオピアからアリヤーしたばかりのオリム達の記憶と化していくのか、その過程に公的な家がどう機能するのかに私の関心はあった（ピエール,2001:28)。

12　全ての記念日はユダヤ暦に基づくために西暦上は毎年日程がずれるが2006年は4月中旬から5月初旬にあたった

13　臼杵,2004:231、同氏も議論するシオニズムとディアスポラの否定(Shelilat ha-galut)についてはPiterberg,1996:129がほぼ同じ見解を示している

1)過ぎ越し祭

過ぎ越し祭は古代エジプトで奴隷の民であったユダヤ人がエジプトを脱してカナンの地に向かったことを記念する祝日で、ユダヤ三大祭の一つ。教育機関は二週間近く休みとなり、街中では過ぎ越し祭セールが開催され賑やかな日々が続く。他の祝日同様日時はユダヤ暦で決まっているために西暦では毎年日時が変わるが、雨季から夏季への花が咲き誇る短い春に収まるので春を告げる祭りともとらえられる。ペサハでは初日のイブ[14]にライラ・セデルと呼ばれる出エジプトの物語を朗読したり、歌ったりのハガダーと呼ばれる式次第に従った晩餐が家庭で行なわれる(ライラ・セデルは以下過ぎ越しの晩餐、または晩餐)。普段はイスラエル国内、国外に離れて暮らす家族もその時ばかりは一堂に会して同じひと時を共有したり、近しい友人家族と合同で行なったり、キブツではダイニングホールでメンバー、住人(トシャブ)が集まって盛大に行なったり[15]形式は様々であるが過ぎ越し祭の晩餐の時間を共有する。ハガダーは完全にその通りに従うとかなり長時間を要するが、よほど宗教的に敬虔でなければ簡易なもの、さらに簡易なキブツでの形式などバージョンは様々である。豪勢な食事を目の前に長いハガダーを読むのはまるで罰を受けているようで、家庭によっては父親が「まあこの箇所は重要じゃないから飛ばしちゃおう」[16]と現実的に柔軟に対応する。

サピールでは、アリヤー間もなく初めてイスラエルで過ぎ越しの晩餐を経験するグループと、昨年に続いてメルカズ・クリターで過ごすグループとに分かれて過ぎ越しの晩餐は行なわれた。初めて経験するグループは実際の晩餐の二日前の日中にリハーサルを実施した。過ぎ越しの晩餐をリハーサル、*エチオピ*ムがイスラエルで初めて、といずれも十分にニュースバリューを満たしたできごとは翌日写真入で『Jerusalem Post』(イスラエル最大の英字日刊紙)に掲載された。晩餐は全てハガダーに従うために、事前に全体の流れが分からなければ一体何が行なわれているのかが全くわからないので本番前に一度つかんでおいてもらおう、との文化担当ルティの配慮で行われた(巻末資料「晩餐のリハーサル」参照)。

---

14 ユダヤ暦の祝日は夕方から始まるので、カレンダー上はその前夜が第一日目となる

15 最近ではキブツの晩餐を経験してみよう!と家庭では味わえない雰囲気を売りにして部外者の参加を募るキブツもある。一方、「毎年マンネリで食べ物もおいしくないから自宅で友人と」というキブツのメンバー、住人もいる

16 2006年4月9日モシェ宅で*エチオピ*ムの晩餐はさぞ興味深いであろうとの話題から始まった彼の家庭でのセデルの様子

私はイスラエルで過ぎ越し祭を二回目に過ごすグループに参加することになったが、食事が来ないという事件が発生したために(詳しくは次節参照)始まったのがすでに 21 時と異例の遅さで、そのために子ども達はグズつき、泣いたり喧嘩をしたりで大騒ぎのまま行なわれた。これまで参加したことのあるキブツでの晩餐でも同様に小さな子どもを含めて大勢がホールに集まり、就学前から小学校低学年までの子どもたちがクラス毎に踊ったり、歌を歌ったり、また声に自信のあるメンバーは独唱したり、詩の朗読をしたり、それら出し物の度に拍手が響き、親たちは子どもたちの晴れ姿をしっかり収めようとカメラを持って舞台に駆け寄ったり、祝賀ムードがあった。そんな賑やかな晩餐を経験していたことと、友人たちから「エチオピムだったらきっと歌あり踊りありの特別な晩餐のはずだ、羨ましい」と言われながら大きな期待を膨らませながら参加したために、目の前の乾いた雰囲気とのギャップはあまりに大きすぎた。

一言でいえば、参加するようサピールのスタッフから言われているので参加している、子どもたちもグズッているしできるならば各自で行いたい、という雰囲気が会場を覆っていた、、、ように感じられた。家庭であれば一家の主が執り行うところ、その日はまだ 30 代前半と若く白いシャツを着た男性(以下、白シャツの男)が執り行っていた。晩餐が開始してすぐに、高校生の男子 5 名だけが集まったテーブルにしばらく座っていたが白シャツの男性の声が小さく、晩餐を取り仕切っているという威厳にも乏しく、何が行なわれているのかが分からない、と感じるのは私だけではないようで祈祷の場面でも口を開く人は見られず、全部で 4 回の乾杯も揃わなかった。

ワインを飲む場面では「ワインを飲むときは、こうして飲むんだ」と、ダラ〜っと体を横にして肘をついて飲む姿を同席していた高校生男子が見せてくれた。そんな格好でワインを飲むのははじめてみたので最初は高校生が私をからかっているのか、と真剣に聞いていなかったが、確かに一番前に座る白シャツの男も同じ格好をしているので目を疑う。キブツの晩餐では見たことがなかったが、正統派ユダヤ教の教えでこのような格好で飲むことが正しいとされており、確かにその日配られたハガダーにもその格好でワインを飲むイラストが挿絵になっていた。

そのハガダーの表紙には、モーセ作戦が実施された時のものだろうか、随分古いが飛行機のタラップをエチオピムが降りてくる写真と、エチオピアでマツァ(ペサハ期間中に食べる種無しパン)を焼く写真が使われていた。その写真を見て同席していた高校生が「エチオピアではこうやってマツァは焼いていたんだ」と指差した。表紙をめくるとそこには

ヘブライ語とアムハラ語が併記されていた。

セデルでは何度も歌を歌う場面があるが、サピールでは保育園や小学校に通う子どもたちは学校ですでに知っている歌がありそこだけは元気に声を出し、親たちは知らないという様子でただ眺めていた。その姿がエチオピムであれば特別なセデルのはず、との期待と想像からはあまりにかけ離れていて返って印象に強く残った。

盛り上がる場面もなく、子どもたちの泣き声やざわめきが続く中で、帽子をかぶりジャケットを着た70歳は超えているであろう深くしわを刻みゆったりとした動きで男性が立ち上がり挨拶をすると、一同その男性の話に耳を傾けるようにその時は静かになった。晩餐中は声が小さかっただけではなく、ヘブライ語の祈祷が多かったことに比べれば、長老によるアムハラ語の挨拶は一人一人の耳に入っていくようでもあった。この長老はサピールでは最年長で「エチオピアでは年長者を敬う」(あらゆる場面で耳にする言説)ために晩餐の最後に代表して簡単な挨拶をしたのである。

年長者を敬うエチオピムの間ではシュマギロチと呼ばれる長老が地域のアドバイザー的役割を果たし、サピールのソーシャルワーカーも「家庭の問題や、家族同士の問題などで私たちには解決できないようなことでもシュマギロチが介入することで解決できることがある」と私に話す。シュマギロチの存在とその役割については80年代エチオピムがイスラエルに登場した直後に、宗教的指導者ケスと並んでイスラエルには見られないエチオピア社会の特徴として随分と研究され、現在もエチオピアの社会組織をイスラエルと比較する際に必ず取り上げられる(第二章四節参照)。

ユダヤ教信仰[17]の教員

晩餐が終わりサピールまでの道のりを、晩餐を執り行った白シャツの男と二人で歩いた。彼はアリヤーをしてまだ 8 年、サピールに住む男性たちに改宗の課程のためのユダヤ教法規の内容や祝日の執り行い方などを教えるユダヤ教信仰の教員[モレー・レ・ヤハドゥートゥ]であると自己紹介してきた。ユダヤ教信仰の教員とは宗教的指導者ではなく、教員免許と同じく高等教育機関で単位を取得することで教育省から得られる正統派ユダヤ教の信仰、具体的には食事規定、安息日、過ぎ越し祭などの「正統な」手続きを改修"希望

17　ヤハドゥートゥ,Judaism。ヤハドゥートゥを学ぶ、ヤハドゥートゥの教員という表現にピッタリくる訳語を模索した結果、ユダヤ主義でもユダヤ教でもあてはまらず、学ぶ内容、教員の任務を考えると儀式の形式、律法の内容、ユダヤ教法規ハラハーのルールであるので本稿では全てユダヤ教信仰で落ち着かせることとしている。

者”に教える資格がある者を指す。ユダヤ教信仰の教員の任務は改宗の課程の一部かつ最大を占める毎日夕方行なわれるユダヤ教信仰の授業を教えることであり、ヘブライ語を教えるウルパンの教員のような職業である。

「なぜ改宗をしなければいけないんですか？」ズバリ単刀直入に聞いてみると「改宗は義務ではない、個人の意志[ラツォン]がなければいけない」と何かをつまんだような手を胸に向け、微笑みながら私に説明した。政府決定によりファラシュムラは改宗しないと国籍が得られないと理解していた私にはどうも納得ができずに、しつこく「それでも改宗しないといけないと決められているんじゃ」と食い下がると「彼らは忘れてしまった、忘れたから思い出さなければいけない、かつては知っていたんだ。重要なのは全てにおいてユダヤ人[18]になることなんだ」「知識だけつめこんじゃいけない、頭で学ぶような、そういう改宗では意味がない」と今度はつまんだような手を耳の上辺りに突きつけ、また微笑みながら私に語った。帰還法での改宗の位置づけに最大の関心がある私は、もう一歩「改宗しなければ国籍がないのでは」と言うと「私たちの任務はユダヤ教信仰を教えてラビ法廷に推薦をするまで、あとはラビ庁が決めること」とそれまで知らなかったユダヤ教信仰の教員とラビ、ラビ庁、ラビ法廷との明確な任務の違いを教えてくれた。改宗はラビが全て行なうと思い込んでいたが、信仰の手続きに関する知識を教えるのは教育省で資格を得る教員で、審査をするラビ法廷とは明確にその任務が分担されている。

晩餐は全く期待はずれであったが、改宗の課程におけるユダヤ教信仰の教員という存在そしてラビ法廷との役割分担、またそもそも晩餐の盛り上がらない雰囲気は白シャツの男性に儀式を執り行う主としての威厳が見られなかったからだった。しかし、その理由は、彼がどれだけ否定していても、白シャツの男は知識としての信仰を教えているユダヤ教信仰の教師であったからなのだ、と思うと全てが納得できてすっきりとした気分で帰路に着いた。

ミムナ

過ぎ越し祭期間中の一週間は小麦製品を口にしてはいけない。というのは敬虔な信仰を重んじる少数派であるが、スーパーからもパン屋からもパン、それにビールなど小麦製品が市場から姿を消すので、アラブ村のスーパーやレストランに行かない限り実際に

18　改宗に関してよく聞く言葉。伝統的、歴史的、だけではなく宗教的に全ての面でユダヤ人にならなければならないという宗教派の視点。

小麦製品を手に入れるのも口に入れるのも困難となる。メルカズ・クリターではオリム全員が改宗の課程にあるためにユダヤ法規ハラハーを厳重に守らなければならず、エチオピアのピタパンと呼ばれるテフでできたインジャラも食べられない。過ぎ越し祭が明けた翌日の朝はやっとパンが食べられるというある種の開放感をいつも感じるが、サピールで見た過ぎ越し祭明けの朝の光景は、やっとインジャラが食べれる、という開放感を伴った20キロくらいの大きな麻袋に入ったテフをいくつもカートで部屋に運ぶ男性達の姿であった。

さて、過ぎ越し祭明けの朝はミムナと呼ばれるお祭りがモロッコ出身オリムを中心に盛大に行われる。ミムナはWeingrodが「60年代中頃にイスラエルにおいて文化的な多元的共存が「危険」とみなされなくなった時にエスニックなフェスティバルが盛んになってきた(Weingrod 1979:61)」と分析するエスニックなフェスティバルの代表であり、年を追うごとにイスラエルにおいて認知度も祭りの規模も上昇している。2006年ミムナ当日朝7時の全国ラジオニュースは「おはようございます、そしてミムナおめでとうございます」との掛け声で始まり、ペレス元首相も「今日はイスラエル人全員がマロカイム(モロッコ出身オリムのヘブライ語)」とコメントして、今や「危険」という雰囲気どころか全国に祝福ムードを与えるお祭りとなっている。しかし、過ぎ越し祭のようにミムナでは何を食べるのか、何をするのかが知られているわけではない。

メルカズ・クリター・サピールの職員でモロッコ出身者(両親がモロッコ出身で本人はイスラエル生まれだが、自身は"私はマロカイ(モロッコ人)"と自称)のタリがスタッフの皆に「ほんとうのミムナを見せたい」から集まって欲しい、と10時に館長ルティのオフィスに集合となった。テーブルには小麦に突き刺さった豆や、蜂蜜たっぷりの揚げ菓子などが並び、彼女が一つ一つ食べ物を指しながら「白と甘さをふんだんに使って、豊穣と幸福がたくさん訪れることを祈るのがミムナの祭りなの、これ指でつけるのが本当なのよ」と前日の両親の家での模様もあわせてミムナについて説明する。誰かが、「何て言うんだっけ、なんか言うでしょミムナの時に幸せにとかそういう意味で」と聞くと「Tarbach wa tas'ad」(アラビア語)ね、と教えてくれる。参加した他のスタッフは「この食べ物って何ていうの?」「この食べ物の意味は?」とタリに何度も質問をするように、過ぎ越し祭の食べ物と違って馴染みがなく初めて目にするのは私だけではない(巻末資料「ミムナの様子」参照)。

2)ヨム・ショアー[ホロコースト記念日]

イスラエルでホロコーストの日が設定されたのは 1951 年である。1943 年の過ぎ越し祭にワルシャワゲットーでユダヤ人が蜂起したことを記念して、過ぎ越し祭終了 5 日後、国家樹立記念の一週間前となるニサン月 27 日(2006 年は 4 月 25 日)に設定された。しかし、記念日として設定されたもののそれから数年間は現在ほど大規模な式典は実施されなかった。特に 1950 年代はホロコーストサバイバーに対して「どうして逃げなかったのか」「あなたが生き残ったのはなにか不道徳なことをしたからだろうか」といった言葉を向けることがあったり、また手助けできなかった罪悪感といった複雑な感情がイスラエル社会にあったり、またサバイバー自身がホロコーストの事実について語ろうとしなかったこともあり、ホロコーストを理解する社会的また政治的な合意がなされてなかった(澤田,2005:79)。

しかし、1959 年に「ホロコーストと英雄達の日の法」[Holocaust and Heroism Day law]が成立し、また 1961 年にアイヒマン裁判がエルサレムで実施されたことにより、ホロコーストはイスラエルのユダヤ人の歴史の中心的テーマへと変遷していった(Weitz,1995:129;臼杵,2004:249,Ben-Amos and Bet-El,2005:174)。1950 年代後半から 60 年代にかけてユダヤ人定義を巡る「誰がユダヤ人か」問題があったことも忘れてはならない。すなわち、イスラエルにおけるホロコーストの位置づけが、公的なホロコーストの日と位置づけを変えてユダヤ人の歴史の中心的テーマへと変化した経緯そのものが、記憶が国家によって記録され、式典を通して記念され、決して忘れてはならない歴史的過去として継承されるようになったプロセスと言える。そして、1963 年には教育省より学校に対してホロコースト記念式典の実施とホロコーストをテーマとした授業の実施が求められるようになり現在の形式が成立した(Ben-Amos and Bet-El,2005:174)(巻末資料「ホロコーストの日前の街の看板」参照)。

「記憶せよ」はイスラエルでホロコーストを語る際のキーワードとなる。エルサレムにあるホロコースト記念館ヤッドバシェムのあらゆる掲示や、毎年行われるホロコーストの日の式典でのメッセージや看板には「記憶せよ」という言葉が繰り返し使われる。実際にホロコーストから 60 年以上が経過した現在、ホロコースト記念日の内容や参加者を

見れば、実際のサバイバー[19]自身がホロコーストの記憶を振り返るだけではなく、いやそのことよりもむしろ、サバイバーの第二世代、孫などの若い世代さらにエチオピムなど実際にはホロコーストを経験していない世代やオリムが、新たに記憶を書き込む「記憶の場」(ピエール・ノラ)としての意味合いのほうが強い。

サピールでのホロコースト式典「ろっぴゃくまん」

2006年のホロコーストの日は4月25日。当日10時にイスラエル国内でサイレンが鳴り響き、学校や会社、歩いている人はもちろん電車や車も一時停止して黙祷をすることで始まる。ちなみに、ホロコーストとは無関係のアラブ人にこのサイレンは迷惑なので点在するアラブ人村にはサイレンが流されない。そのため国内一斉放送の音響システムが整備されていないのだが、まさに全体的な意味での国民にあたるヘブライ語が存在しないことを表している。このことは、2006年夏のヒズボラとの戦争の際にイスラエル北部のアラブ村で警報が鳴り響かずに犠牲者が出たときに初めて認知されて問題となった。

さて、その日は集合時間が早かったこともあり、サピールの館長ルティと7時半に待ち合わせて車に乗せてもらった。ついでに車に乗せてもらうことをイスラエルでは"トランプする"というが、最近アリヤーするファラシュムラが優遇されていることに対して80年代90年代にアリヤーをしたベタ・イスラエルが皮肉って言うときにも「彼らはトランピスト(ヒッチハイカー)」と言う[20]。

私はルティにトランプしてもらいサピールに向かう道中、ホロコースト記念館のあるロハメイ・ハゲタオットの前を通ると式典準備がすでに行なわれている様子で大型のバスやら車やらが混雑していた。その様子を見てホロコースト記念日であることを私から話題にあげようとすると「私はホロコーストサバイバーの第三世代なんだ」とルティが話し始め、「祖母と祖父は全て行方不明のままでね、だから私はルーツ[ショレシュ]が切れている感覚があるんだ」とホロコーストが身近であることを打ち明けてくれる。そうしたルティ自身の身近な感覚に対して、「記憶の場」いわばその記念日のうさんくささのようなも

---

19 「各種収容所を生き残った人は言うまでもなく、ゲットーを生き延びた者、森林でパルチザン活動などをしながら隠れていたもの、あるいは、民家に匿われたり、納屋など場所を転々と移動して逃げていた者、あるいは、キリスト教徒になりすましながら生活し難を逃れた者、さらには地下組織に加わって反ナチ抵抗運動をして生き延びた者など」(澤田,2005:71))

20 2006年4月26日マルカ・シャブタイとの会話で

のばかりに関心を寄せていた私は返答の言葉を探しても見つからず、沈黙のままサピールに到着した。

サピールでのホロコースト式典は10時にラジオで流れるサイレンをそのまま音響システムに流すところから開始された。主催したのはウルパンなので(オリムのための短期ヘブライ語集中学習施設)ユダヤ機関ではなく教育省の管轄となり、ヘブライ語の教員、オリムのほかヘブライ語だけを勉強しに来ている近くに住むロシア出身オリムも含めて総勢約200名がメルカズのホールに集まった。(巻末資料「サピールでのホロコースト式典」参照)

式典では常にシシャー・ミリオン[ろっぴゃくまん]という想像もできない数字が何度も繰り返されながらホロコーストは語られる。ホロコーストの悲惨さを語るメッセージを朗読していた女性が100でもない、200でもない、と数字を読み上げ最後にシェシュ・ミリオン[ろっぴゃくまん]の命と口にした瞬間、そこに同席していた私も普段活字で見る「600万」という三桁だけの数字ではなく、「ろっぴゃくまん」というその数が想像を絶することであることを実感した。

参加した教師達は涙を流したり、沈痛な面持ちをしたりとホロコーストの悲惨さを反芻している。そのような姿は「記憶の場」にいることを意識した私にとっては、自らが経験していないホロコーストの歴史を式典に参加することで個人の記憶として新たに刻み、それがユダヤ人の歴史として共有されていく過程のサンプルのように明白に映った。

一方アリヤーして間もないオリムは授業の一環としてその場に参加しているのであって、初めて経験する場に出席することへの感情的な距離感があった。しかし、数日たってその場に出席していたオリムの一人ダイカンマン氏とホロコーストの式典に参加したことについて話を聞くと「シシャーミリオン[ろっぴゃくまん]、カシェー[つらい]、ロー・トーブ[よくない]」とまだ馴染んでいないヘブライ語を並べて語り、真っ先に口から飛び出した"シシャーミリオン[ろっぴゃくまん]"という数字に「記憶の場」としてのホロコースト記念日の機能を読み取った。

ホロコーストはイスラエルの一部

ホロコースト記念日の夜、テレビでは『Beautiful Life』『シンドラーのリスト』などホロコースト関連の映画が上映されるのが常であるが、その日は『戦場のピアニスト』

が放映されていた。すでに日本にいたときに映画館で見た映画であったが、イスラエルでホロコーストの日に見ると、現在のこの瞬間と私の身近にいる人たちと映画の中が線で結ばれているような日本では感じ得なかった不思議な感覚を得た。その横でホストマザーであるローニーとサピールでの式典で感じたことなど話をした時、彼女は「ホロコーストについて、エチオピムにはどうしているの？興味あるんだけど」と私に聞いてきた。ホールで式典があって、キャンドルをともしたり、詩を朗読したりしながらホロコーストを学ぶんだ、と報告すると彼女は「そうね、ホロコーストが分からなければね、イスラエル社会の一部［ヘレック］になるんだったら」と語った。

サピールでの観察で明らかだったのは、ホロコーストがユダヤ人の歴史として語られる式典は、ホロコーストを理解すること、経験することが「イスラエル社会の一部」となること、言い換えればイスラエル社会の一員になるためにはホロコーストの記憶を経験することが求められていることは明らかだった。

オリムはホロコーストを経験していない。ルティのようにルーツが断絶されているような身近な感覚もない。しかし、「記憶せよ」と記念式典への出席が求められる。ホロコーストはユダヤ人にとって辛いことであり、二度とそれを繰り返してはならない、そのメッセージが式典へ出席するという行為で新たな個人の記憶として書き込まれていく。記憶する、という行為は何かを引き出すのではなく、書き込むという行為として意味を成す。その時に、式典に参加すること、その場にいること、そして「ろっぴゃくまん」という音や数字ではない意味づけられた言説が書き込みの際のペンであり、データであり、力となる。

ホロコースト記念の前後(といっても過ぎ越し祭、国家樹立記念とあるので忙しい狭間)にはサピールの子ども達が放課後トレナーやスタッフ達と共に作成したホロコーストを紹介するコーナーがサピールを入ってすぐの場所に設置される。6,000,000 や Jude の星、「記憶せよ」とあり、その横にイスラエルの国旗が掲げられる（巻末資料「ホロコーストを紹介するコーナー」参照)。そこを拝むわけでも、その前で式典をするわけでもないのだが、子ども達がスタッフや地域からやってくる高校生達と共に作る、そして否が応でも目にする場に置く、そしてそれを他のオリムが目にする。記憶を書き込む努力はそれが「イスラエルの一員となるには必要不可欠」であり、言い換えればイスラエルで一人立ちするためには欠かせないため、メルカズ・クリターでは積極的に、むしろ人道的な後ろ盾として行われる。

この一連の「記憶の場」に私が出席することは求められない。私にはホロコーストの歴史を新たな記憶として書き込むことが求められない、「あなた達にはヒロシマがあるじゃないか」と言われるがそれは違う。日本の一員になるためにはヒロシマは必要ではない。それに、私がイスラエル社会の一部になることは求められていない。

3)戦没者記念日から国家樹立記念:宗教派小学校での式典参加

2006年戦没者記念日の朝

5月1日夕方から2日にかけては戦没者記念日となり1948年の国家樹立宣言直後の戦争以降犠牲となった国防軍兵士を追悼する式典が首相他国家指導者の出席する墓地ヘルツェルの丘をはじめ地方自治体、キブツなどで開催される。テレビでは遺族が在りし日の夫、父親、兄弟、息子の思い出話に豊富な映像を交えた番組が一日中放映される。

その日の朝は滞在していたキブツ・カブリのバス停でヒッチハイクの車を待っていると、カブリに住む老夫婦ボクシーとハナが拾ってくれる。ボクシーとハナは80歳近くになっているだろうか、ホロコーストの生存者であることは間接的に知っているものの直接そのことについて話をしたことはない。今回の滞在ではその日まで彼らの姿を見ることはできなかったのでどうしているか、もうこの世にはいないのではないかと思っていた矢先だったので嬉しかった。ナハリヤまでのほんの5キロほどの道中を走る車中からは、道路の両サイドにはイスラエルの国旗がたなびいているのが見える。三年ぶりにこの光景を見たが明らかに旗の数が三年前よりも増えている。戦没者記念日前から国家樹立記念日にかけてあちこちに国旗が掲揚されたり、路上で子ども達が車につける国旗を売る光景は私が最初に見た93年から変わらない、ただ数が明らかに増えた。と、その時、運転していたボクシーが「(国)旗が多いのは好きじゃない、やりすぎだ」と一言。私の感じていた違和感を代弁してもらい「ええ、確かに」と告げるとちょうど降車の場所に到着となり、そのまま一人で乗り合いタクシーに乗り換えてサピールに向かった。

国立宗教小学校と改宗の課程

2006年5月2日サピールに住む子ども達が通うミツペ国立宗教小学校[21]で行われ

21　参考までに、イスラエル中央統計局が発表した中等教育学校別生徒数では、ヘブライ教育を受ける(イスラエルでは母語により大きくヘブライ語、アラブ語二つの教育課

た戦没者記念式典に参加した。サピールの子ども達はキリヤット・ヤム市を含め周辺の市にある六ヶ所の小学校に散在する。サピールの館長ルティは私の滞在中だけでも何度もキリヤット・ヤム市長へ面談に行っていたが、帰って来る度に「*エチオピ*ムはいらない、その姿勢は変わらず全然協力する気がない、学校のレベルが下がるから嫌なのよ」と嘆き、ある時は「金髪美人だったら歓迎するのにさ」とあからさまに直面している人種的差別を代弁した。

キリヤット・ヤム市は一校数名ずつ二校のみエチオピア出身オリム[22]の受け入れを認めているがサピールに居住する就学児童数には全く足りない。そのため、サピールはキリヤット・ヤム市周辺の自治体にも受け入れを依頼して何とかまかなっている。受け入れ小学校が不足している問題は、ファラシュムラに対して改宗の課程が義務付けられるようになってから(ユダヤ教信仰の教師が言うように確かに公式には義務ではないが実質義務)特に深刻となった。「以前は小学校の選択肢があったが、今や改宗のために世俗派の普通学校には行けずプニミヤー[23]まで全て宗教派のところにいかなければならない」と各小学校とサピールの連絡係である文化担当のルティは話した。宗教派の学校は普通学校と必須科目は同じであるが、聖書の授業や祈祷の時間などが追加されているために改宗の課程にあるファラシュムラは必然的に国立宗教学校への入学が求められる。

"非イスラエル的"空間：初の宗教小学校へ

サピールの朝は賑やかに始まる。毎朝小学生を乗せた大型バスが朝 7 時サピールを出発して六箇所の小学校を点々と回りながら子どもたちをおろしていく。バスには毎朝当番で父兄の一人が乗車して子ども達のマナーを注意する。「当番は毎日変わるんだけど、自分の当番が来るという概念がないからそれを身につけるまで時間がかかるのよ」とガイドのオーラが言うように、スタッフは当番表を作成し次の当番には「明日当番だからバスに乗ってね」と促すことを忘れない。「*エチオピ*ムは自分の子どもにも他人の子どもにも注意するという習慣がなくてそこからまず教えないといけない」とソーシャルワーカーのニ

程に分かれる)計 329,920 人のうち約 17.6%の 58,137 人が国立宗教学校に通う。他普通国立学校は 233,246 人(約 70.7%)、私立学校が 38,537 人(約 11.7%)(2000 年発表)

22　学校にとってファラシュムラかどうかは関係ない。エチオピア出身であるかどうかが問題なのだ。

23　中高生のオリムがヘブライ語のほか全ての教科を共に学ぶ寄宿舎。プニミヤーは高校生だけの寮の様でもあり、*エチオピ*ムに限らないのでメルカズ・クリターとは異なる。

ツィは子どもの保護者という考え方が欠けていることを、このバス当番のことを例にしても説明した。乗車した父兄は最後の小学校で降車し教室の一番後ろに座って一日子ども達と一緒に過ごす。下校時は朝とは逆順で各学校によって子ども達を集めながらサピールに帰る。これがサピールから通う小学生の登下校である。

さて、2006年5月2日。大型バスが出発した後7時15分に文化担当ルティの車でサピールを出発して宗教小学校ミツペに向かう。まず頭に帽子をかぶり長袖ロングスカートの宗教派女性の校長に挨拶すると、「祈祷の時間だけど見る？」と二階の北部一番奥の部屋にシナゴーグに案内される。シナゴーグに向かう途中で過ぎ去る教室を覗くと女子児童も長袖にロングスカートで体がすっぽり覆われているのに、ある種の違和感、カルチャーショックを受ける。年齢をかまわずタンクトップやキャミソール、へそ出しなど肌の露出の激しい"イスラエル人女性"[24]という私の持っているイメージとは対極に、肌を覆う帽子、衣服がまさに十人十色の光景を目にして新鮮って言うべきか異様と言うべきか適当な言葉が見つからないまま校舎を歩く。壁にかかった子どもたちが描いた女性の絵も全てロングスカートを履いている。廊下の壁には国家樹立記念のためにイスラエル国旗に使われる水色の模造紙、画用紙で作られた掲示が多く、画用紙で作った文字が「独立 58 周年」「ユダヤ人のアリヤーのための国になりますように」といったフレーズを作り出している。シナゴーグでは4年生から6年生100名弱程の男子児童だけが集まって祈りの文句を大きな声で口にし、頭にはキッパが乗せられている。全員が目を開けて前を向いて元気に祈祷の文句を発する姿からは、クラス毎に開かれていた「朝の会」で朝の歌を歌った私の小学生時代を想いだす。祈祷の時間は4年生から6年生が7時35分、1年生から3年生が7時50分それぞれ男女に分かれて始める。祈祷の時間が終わった後に、日本の学校で言う日直の児童が朝の会をクラス毎に行う。

そのミツペ学校に通うサピールから通う児童達はヘブライ語はもちろん、歴史やヤハドゥートゥなど授業内容が異なるために祈祷も朝の会も全て別の教室で行うが、エチオピア出身でもすでに数年前にアリヤーをした子ども達は別クラスではなく各学年毎に通常通り一緒に学んでいる。シナゴーグを出て階段を上り西の方に歩いていくと端の教室に4年生と5年生の合同クラスがあり、男子5人、女子6人とサピールですでに見慣れた顔が

24　2006年9月に国会議長が女性国会職員に対してタンクトップやキャミソールなどの着用を禁止。ドレスコードがないと言っていいイスラエルで異例の規制がされた

並び、横には軍服を来た女性アビガイが教師として教室に立っていた。

兵役としての教師

イスラエルでは高校を卒業すると男性は約三年、女性は約二年徴兵につくことが義務付けられている。徴兵期間中は戦場に行くだけではなく、アビガイのようにオリムの受け入れ過程などいわゆる軍事とは関係のない任務に就く場合も少なくない。アビガイはサピールからミツペに通う小学生のクラスを担当しており、授業が終わればそのまま放課後サピールを訪問して文化担当ルティやトレーナー、また徴兵前に一年間ボランティアとしてエチオピム(この場合彼らは明らかにそう言う)の受け入れの体験を希望する 10 代の若者達と共に、工作(ホロコーストを紹介するコーナーなども)をしたり遊んだりと放課後活動を担当する。軍服のズボンではなく長いスカートをはき、休み時間に時々聖書を読んでいる姿は、律法や信仰に関心がなく軍服でも脚線美を意識してきちんとズボンをはきこなし、電車やデパートの中であろうと人目をはばかることなくボーイフレンドと腕を組んで歩いたり、抱擁をしたりする世俗的な女性と全く対照的だ。

戦没者記念式典を前にアビガイは 1948 年イスラエル国家樹立と 1967 年六日戦争などイスラエル建国にかかわる歴史の授業を行った。その授業は私がキブツ滞在中や大学院時代とそれまでイスラエルの友人たちとの会話で感じ取った歴史観とは随分異なっていることに驚いた。特に、「1967 年に"私たちの領域"[ハ・シェタハ・シェラヌ]を全て手に入れることができた」など戦争や被害よりもイデオロギー的に必要とする領土が与えられたという意味合いが強調されたことには嫌悪感に近い違和感を感じた。あまりの違和感にキブツ・カブリに帰宅後ホストマザーであるローニーにその話をすると「宗教学校は行ったことないけど、へえそんなこと言っているの、嫌ね～」と「私たちの領域」という表現に露骨に嫌悪感を表した。その直後、ローニーからカブリの高校でも戦没者記念式典が行われ高校生自らが入隊という人生の劇的な展開や、最初は手にするのも怖かった武器が身近なものへと見方が変わってしまうことなどをテーマに独自の演劇を上演したことを教えてくれた。その横ではローニーの夫ハマリヤオはイスラエル-アラブ人の友人と電話中で、三歳半の娘が前回のハイキングで大喜びだったのでどこか他に川や池など水のあるところへ連れて行きたいがどこかお勧めの場所はないか？という相談を受けていた(巻末資料「ミツペ宗教小学校内」参照)。

追悼から祝福へ

アビガイの"歴史"の授業が終わり、ルティと一階下の2年生と3年生のクラスに入ると、イスラエルの国旗が印刷された画用紙を切り取り思い思いに色を塗ったり、紙を切って貼ったりと工作をしているところだった。壁を見ればユダヤ暦で書かれた月の名前の一覧や、安息日の祈祷の仕方、ろうそくの点灯の仕方などキドゥーシュの方法一覧が写真で説明されているなど宗教学校であることを象徴する掲示ばかりが目に付いた。教室の後方に立っていた歴史教師ヨナタンに自己紹介と私の調査の目的を話すと「ほら見てごらん、まず彼らはせっかくこの国に来ているというのに子どもたち同士ではヘブライ語で話そうとしないんだ」と初対面の私に対していきなり愚痴っぽく吐き出したのが強烈に残ってしまい、返答の言葉を捜しているうちに彼は別の教員と話を始め吐き出された言葉だけが居心地悪くその場に残った。戦没者記念式典が始まる時間が近づき、出来上がった子どもは自由時間となり果物を食べたり、ピタパンを食べたり、中には机の下に顔をうずめてビニール袋に入れてきたインジャラを食べている子までいた。教室の一番後ろを見れば身分証明書授与式で挨拶をしたその日のバス当番ラタが座っていた。彼は初めて会ったときにエチオピアから16,000人アリヤーさせたプロジェクトの責任者であったことを真っ先に語ってくれたのであるが、そんな彼が小学校で一日何をするでもなく過ごさなければならない、というのはどんな心境だろうかと思わず目が止まってしまった。

教室を出て中庭に出ると白地のシャツを着た児童たちが校舎の真ん中にある広場に集まってくる。が、よく見るとサピールから通う子ども達は赤だったりグレーだったり白地のシャツを身につけていない。前日の夕方サピールで式典を行ったときに保護者に対して「明日は必ず子どもたちに白地のシャツを着せて登校させるように」と言っていたが忘れてしまったのだろうか。文化のルティが「白いシャツはどうしたの？」と聞いても「忘れた」と一言返ってくるだけでそれ以上は続かなかった。舞台付近には小学校5年生の児童たちが集まり、担任の先生がマイクで席に着くように促す。校長先生は学校で行われる式典は各学年が順番に担当し、ユダヤの新年(西暦では毎年9月頃)では小学校一年生が担当したので今回は五年生の担当と説明してくれる。特に過ぎ越し祭など長期で学校休みが多い合間を縫っての練習なので高学年でないと無理なのだそうだ。全校生徒と保護者総勢200名ほどが集まり席についたところ、五年生の担任の先生の司会で式典ははじまった。

哀愁漂うBGMが流れ、舞台の児童によって半旗が掲げられ、校長の挨拶、学校付

ラビの挨拶(普通校にはいない)が終わると、毎年戦没者記念に流れるお決まりの曲にあわせて五年生の児童が踊りを披露したり、歌を歌ったり詩の朗読をしたり、静かで時にさびしげな曲が流れる中で坦々と進んだ。カレンダー的な暦ではその日の夜から翌日にかけて国家樹立を祝う記念日へ急転し街中でも花火が上がったり、若者たちはパブに飲みに出かけたりと一気に祝福ムードへ突入するのだが、小学校は翌日休日で登校日ではないために同じ式典の中で戦没者記念という暗いムードから独立記念の祝賀ムードへと BGM も舞台の振り付けも全て急転する。

しばらく続いていた静かな曲調の歌が流れ終わると、ファンファーレが鳴り響き舞台では「エッグロール[春巻]」「クスクス[北アフリカの家庭料理]」などイスラエルでも認知されている世界中の食品名を書いた画用紙を頭上に掲げた児童たちが次々に舞台に上がっていき「ほらほら、インジャラもあるわよ」とルティが発見してサピールの子どもたちに教えると「あれあれ」と指をさしている子どもたち。その横で私は「スシ」をあることを見つけて、ちょっと嬉しい気分に。手品で鳩が飛び出す前のようにドラムが徐々にボリュームを上げながらリズムをあげていき最後にシンバルがバーッンと響いた瞬間、舞台の五年生全員が「アニ・イスラエリ![私はイスラエル人!]」と大声で叫ぶと、私の横に座っていたサピールから通う児童の一人が「ガム・アニ![俺も!]」と反射的に反応した。インジャラもスシもイスラエル人の中に入っていた。

BGM がテンポいい曲に変わり、会場内はざわめき手拍子なども始まるなか、それまで座っていた児童たちが舞台の方へ向かい歩いている。舞台に集まった各クラスの代表一人一人が舞台に上がりマイクで「テロがなく平安な国になりますように」「貧しい人たちがいなくなりますように」などと希望を伝え、メッセージが終わるたびにそのクラスが歓声をあげて式典も終盤にむかった。サピールから通うクラスを代表して 5 年生のヨシも舞台に上がると、私の横にいた文化担当のルティとその隣に座っていたサピールから通う子どもたちが歓声をあげた(内容は歓声でよく聞き取れず)。そして最後に各クラスの代表が国旗を持って輪を作り踊る場面でボルテージは最高潮に達しそのまま式典は終了し解散帰宅となった。帰宅途中「ねえ、中国語で名前書いて」などと鉛筆と紙を持った子どもたちにせがまれるなかを抜け出しでルティと車でサピールに戻った(以上は、巻末資料「ミツペ宗教小学校戦没者/国家樹立式典」参照)。

学校での記念式典

これら学校での記念式典はイスラエル建国前19世紀後半のユダヤ人学校で始まったとされている。当時はイシューブと呼ばれる集落毎にユダヤ人社会が存在したが、シオニズム運動が離散状態から新たな国家を担うユダヤ人形成を目指す中で National Fund Teachers' Association(1927 年シオニストの学校教育導入を目的として設立)が中心となり過ぎ越し祭やユダヤの新年など主にユダヤ祝日の他、1920年3月3日にTel-Haiにおける戦闘で戦死したトゥルンペルドールとその戦士をたたえるテル・ハイの日を新たな記念日として導入して学校で実施したこともあった。1948年国家樹立後はTeachers' Associationから教育文化省とユダヤ民族基金(Jewish National Fund)へと主催機関が移行し、初めて国家樹立を記念する日に教育文化省は各学校に対して戦闘に倒れた兵士への追悼も忘れないように指導するなどより中央中心的で統一的な内容となった(Ben-Amos and Bet-El,2005:172)。

現在のような戦没者記念日から国家樹立記念日への流れができたのは建国後の1951年である。建国直後設定されたメモリアルデーはその後国家樹立記念日と統合されるが、1951年に樹立記念日の前日に戦没者記念日が設定されたことで、イスラエルでは追悼と勝利の記憶が一つに統合された。樹立記念日は祝日で学校は休日となるため戦没者への追悼と国家樹立の祝福を戦没者記念の式典内で実施する現在の形式が確立された経緯がある(Ben-Amos and Bet-El,173)。

過ぎ越し祭から国家樹立記念まで連続する記念日の数々をオリムはイスラエルで初めて経験する。特に国家樹立記念直前には放課後に国旗を作ったり、飾ったり、また祝福を表現するダンスなど、まさに新しく経験することが身体化される過程が露骨過ぎるほど求められている(巻末資料「記念日期間中の放課後の様子」参照)。

イスラエルで生きていく限りこれらの歴史を知ることは不可欠、とスタッフは何度も記念日の度に口にしていたように全ての記念日に関する式典は、オリムの受け入れ過程で重要な役割としてスタッフはとらえる。ホロコースト記念の式典がそうであったように、記念日に関する式典ではエチオピアとルシムという区別は一切見られない。「記憶の場」としてのメルカズでの式典の役割を語るには、その場に参加するオリムがそれらの式典をどのように新しい経験として取り込んでいくのかという参加する者の視点が本稿では不足

しているが、それはアムハラ語の習得を必要とする今後の大きな課題である。

第四節：全てにおいてユダヤ人[25]になる：改宗の課程

1)明言しないが義務

サピールのスタッフに「メルカズ・クリターの役割、目標は何だと思いますか？」という直球質問を投げかけると「オリムが一人立ちできるように後押しすること」と模範的な回答が多く返ってくる。首相府とオリム受入省がまとめた改宗に関するパンフレット(Prime Minister Office and Ministry of Aliyah and Klitah,2004)でも、改宗は「とても重要な決断[ハハラター・ハシュバー・メオッド]」と改宗をする本人の意志に基づく選択と決断の自由が与えられていることが繰り返し強調されている。本稿でも使用しているユダヤ機関が作成したエチオピア出身オリムの受け入れ過程についてまとめたプレゼンテーションでは、フォーマルな教育課程として保育園、ウルパン、学校教育が並ぶが、その横にフォーマルではない教育課程として改宗が挙げられている[26]。

2003 年 2 月 16 日の政府決定によってファラシュムラは帰還法ではなく入国法でアリヤーする手続きがとられ、正統派ユダヤ教の宗教法規ハラハーに基づいてユダヤ教信仰を約一年間勉強した後、ラビ法廷のもとで試験と儀式を終えるまでの改宗の課程を全て修了しない限り国籍が取得できない現実がある。

2003 年の政府決定の際にアマールチーフラビがシャロン首相(当時)に宛てた書簡(クネセットプロトコルより)の中で「ファラシュムラは完全なるユダヤ人である。ユダヤ教法規によれば、改宗したがユダヤ人と認められるもの(ファラシュムラの場合がそれに該当する)で、ユダヤ教信仰に回帰することを希望する場合は、ユダヤ教法規に従ってユダヤ教信仰に回帰する必要がある。((中略))彼ら(ファラシュムラ)をイスラエルへアリヤーさせた後にあらゆる疑念を払拭するために完全なる改宗手続きが必要である」(チーフラビ庁事務

25　イェフディ・レ・コール・ダバル、歴史、記憶だけではなくユダヤ教徒に基づいたユダヤ人こそがユダヤ人との意

26　その他にはセミナーや講義、文化活動、イスラエルの伝統

次官のオデッド・バニル氏が 2003 年 6 月 16 日に開かれたイスラエル国会のアリヤー/クリター及びディアスポラ問題検討委員会で発言の際に朗読:クネセットプロトコル#23,2003)とファラシュムラのギユールを勧告している。アマールチーフラビの勧告で繰り返し強調される「ファラシュムラは完全なるユダヤ人である」とする断定と、ユダヤ教法規定に従って「ユダヤ教信仰に回帰することを希望する場合は、ユダヤ教法規に準拠したユダヤ教法規に回帰する必要がある」とする解釈は、いずれも政府やユダヤ機関のアリヤーや受け入れ政策とは全く別のユダヤ教正統派の解釈のみに依拠している。しかし、「ユダヤ教信仰に回帰」の手続きがファラシュムラのアリヤーとその後の受け入れという世俗的な手続きに組み込まれた。

改宗の課程を修了し、国籍が発行されるまでファラシュムラは「一時的住民」[トシャブ・アライ]の立場であり、従来またエチオピア以外の国からアリヤーしたオリムがイスラエル到着と同時に国籍を与えられるアリヤーと帰還の原則からすれば全く異例の手続きとなる。

実際に改宗の課程を担当するユダヤ教信仰の教員やラビは改宗が義務であることを否定する。過ぎ越しの晩餐の帰り道に白シャツの男でユダヤ教信仰の教員に改宗をしなければならないことをどう思うのか、と質問をした時にまず最初に「改宗は全然義務ではない。内面からの意思(ラツォン)に従って改宗しなければ意味がない。紙の上だけの勉強で内面に届かないのであれば全然意味がないし、そのような改宗やユダヤ教信仰こそ望んでいない」と義務ではないことを強調した。この見解はイスラエルにおけるユダヤ教に関する全ての権限を持つチーフラビ庁をはじめとした全てのユダヤ教機関、ラビ達にも共通しており、そもそも宗教的観点から見れば義務で改宗するという考え方が存在せず、改宗は個人の意思に基づくべきである、とまっとうな説明によって改宗が義務であることは宗教的立場から否定される。

改宗の課程の大半を占めるユダヤ教信仰の学習はサピールを含めメルカズ・クリターで実施されるが、メルカズ・クリターの目標には含まれていない。改宗のことについてさらに突っ込んだ話を聞こうとサピールの館長ルティに聞くと「誰も言わないけど、どこにも書いてないけど、改宗は義務、それは確かに現実。でもそれは私たちの仕事とは関係がない」と改宗とメルカズ・クリターの任務とは一線を画していることを明確にする。

空港に降り立つ前から人数に合わせて室内の準備や食器の準備をするオーラは「政府が決めること、内務省が決めることは彼らが決めるのであって、私たちは彼らを受け入れるために働くだけ」と自らの仕事の目標をハッキリとさせ、イスラエル北部のソーシャルワーカーのとりまとめを行うプニナは「改宗のことは微妙な問題だから彼らには直接聞けない。でも私たちのオリム受け入れの任務と目標は改宗しなければいけないかどうかという宗教的な問題とは関係なくイスラエルで一人立ちできるよう、最低限の生活ができるように後押しするだけ」と宗教的判断や国籍のあるなしにかかわらずにこれまで通りしっかり受け入れられるように働くことを強調する。

改宗の課程がメルカズ・クリターにとってどのような意味を持っているのか、このように表面的な観察やインタビューだけでは把握しきれなかった。しかし、過ぎ越し祭の晩餐当日の事件で証言が聞こえた。

2)「改宗のためにいるようなもの」

ユダヤ教法規ハラハーによれば、太陽が沈みハレの日[ハグ]に入った後に労働を行うことは禁忌事項であり、車を運転することも調理をすることも許されない。毎週金曜日にやってくる安息日も同様に労働は禁忌事項なのでイスラエルでは公共の交通機関(イスラエルのエルアル航空の飛行も含む)の運行や商店の営業はご法度とされている(最近は現実思考で世俗的な街テルアビブをはじめ営業している商店や飲食店は随分増えたが)。ユダヤ三大祭りの一つ過ぎ越し祭では特に食事規定も過ぎ越し祭に限定した一年に一回しか使われない厳しい過ぎ越し祭専用食事規定があり、それに準拠しないものはハメツゥ(直訳は「発酵したもの」の意)と呼ばれて信仰を重んじる者は口にしない。主食も所定の資格を持った者が所定の調理方法で調理したマツァーというクラッカーのような種無しパンを除く全ての小麦製品が不浄の食べ物[ハメツゥ]となり、目に触れることも禁忌となるためスーパーの小麦製品売り場には白いビニールシートがかけられパン屋からはパンが消える(巻末資料「ペサハ期間中のスーパー」参照)。イスラエルの多数を信仰や律法とは無関係の生活を送る世俗的な人々は過ぎ越し祭に入る前にパンを買い込んで冷凍庫に保存したり、ビールをまとめ買いして保管するなどして食べ物に不自由する一週間を乗り切る。別にそれをだれかが取り締まるわけでもない。過ぎ越し祭期間中にスーパーへ行き、もしそこで子どもが「ヤダヤダどうしてもクッキーが食べたい～」などと泣き喚いた時にはこっそりとビニールに手を入れて店員に「この通り、子どもが、、、」といえば店員は売ってくれる。信仰を重

んじずに生活をする人々にとってはユダヤ教法規ハラハーは全くと言っていいほど関係のないことなのであるが、ハラハーを守って生活している信仰深い人々にとっては生活そのものの重要な規定である。特に、国籍獲得のために改宗の課程にあるファラシュムラにとっては様々な規定、中でも過ぎ越し祭の食事規定を守ることは国籍の有無に直結する死活問題となる。

2006 年 4 月 12 日のセデルの当日に事件は起きた。黄昏時となり、空はオレンジがかり、もうすぐ祝日に入ろうとするそのとき、晩餐用の料理を運んでいた車がパンクして立ち往生しているという連絡が当番のオーラの携帯に入ってきた。晩餐が始まるまでに時間はなく、オーラをはじめとしてスタッフたちは「今日はご飯なしだわ」と大騒ぎになり、その騒ぎを聞いてオリムたちもザワザワとしはじめ、一体どうなるんだという雰囲気が漂い始めた。そんな空気の変化を感じて何が起こったのだろうか？と私は待機していた部屋を出ようとすると「エレベーターが動かなくなった～」と誰かからの報告が入り「まるで今日は映画だわ」とオーラがその部屋に嘆きながら入ってきた。

部屋に入ってくるなりオーラの口からは「オリムにとっては改宗［ギユール］が一番大切、ヘブライ語よりも何よりも、そのためにここにいるようなものなのよ」とポロリとこぼれた。「日が沈む前に全部テーブルの上にセッティングしないといけないのに」とその時にエチオピア出身と分かる外見でヘブライ語が流暢な女性がオーラに怒りつけるような口調で入ってきた。ユダヤ教信仰の教師であるその女性イレナは「どういうこと！」「ちゃんとこういうことがないように 6 時半には準備してもらえるようにしておいたのよ。私達はそうお願いしておいたのよ」とオーラに一方的に口激をして、オーラは「車がパンクしたからしょうがないでしょ」と説明するがイレナは納得でききれない様子のまま部屋を出て行く。イレナが部屋を出た後、もう言いたいことは言わせておけばという仕草でオーラが私の方を向くと、ちょうどそこに入ってきた寮母のイラナも「彼女をなだめておけばいいのよ」と言いながらオーラとあれこれと策を考える。結局は「車がパンクしているならしょうがない」という現状を納得することに落ち着くしかなかったのだがそれまでの攻防はユダヤ教信仰教師のヒステリックな対応に、ハラハーとは無関係な生活をするサピールのスタッフオーラとイラナが電話連絡はきちんとした、こちらのミスとは関係ないということを何度も説明することの繰り返しだった。

イレナは納得いかない様子で再び部屋に入ってきて「子ども達がお腹を空かせて

いるんだけど、どうするのよ、ハメツゥを晩餐で食べさせる気？」とガンガン言ってくる。イレナにはイスラエルにアリヤーして15年という貫禄が、言わなければいけないことはしっかり言うわ、言いたいことはしっかり言うわ、という強さからメラメラと伝わってきた。サピールの他のスタッフは信仰を重んじる人たちではないから、きっと家に帰ればハメツゥでも何でも食べる人たちだろう、イレナはサピールの中で孤軍奮闘していた。それから約一時間後すっかり暗くなってから、着ている服や顔形、髪の毛、またヘブライ語に聞き取れるロシア訛りから明らかにロシア出身オリムと分かるTシャツとズボンの作業着姿の男女二人が、何事もなかったかのようにと食事を運び込み、ようやくようやく晩餐の準備が始まった。オーラは「やっと来たけど、運転手はのんびりしていて、何が問題なんだ、しょうがないじゃないかって全然あせった様子が見られないのよ。全くイスラエル人のこういうのって理解できる？」といきなり私に同意が求められた。

謙虚で誠実なエチオピムと横柄なイスラエル人

「イスラエル人のこういうのって」というのは、イスラエル人は無礼、イスラエル人は横柄[27]というよく聞きなれたイスラエル人の自己表現であって、これはイスラエル人同士も使うしよく耳にする表現だ。ある日サピールのゲートの外で車に乗ったエチオピア出身の若いにーちゃんが、私の隣に立っていた同じくエチオピア出身の男性に向かって一瞬突進の素振りを見せて目の前でブレーキをかけたとき、「おい、見たか、全く、こいつイスラエル人だよな～まったく」と車を蹴っ飛ばしていたシーンなど、例を挙げようと思ったら枚挙に暇がない。

一方、*エチオピム*の語られ方の中に「*エチオピム*は物静かで謙虚」「*エチオピム*は誠実」という全く逆の言説がある。私が*エチオピム*の調査をしていると言うと、「彼らは謙虚でしょ、イスラエル人と違って」「昔は誠実で謙虚という印象があったけど、最近の犯罪の話を聞くとイスラエルに来てからあれちゃっているのかもね」という誠実さ、謙虚さを基準として*エチオピム*を語る表現が返ってくる。物静か、謙虚、誠実その対極にある無礼、横柄という対比がイスラエル人と*エチオピム*の間にあることを充分想定しながらオーラが私に求めたのは、そんな物差しだったら私はイスラエル人に含まれないけど、ねえイスラエル人にも*エチオピム*にも含まれないあんたどう思う?という同意なのだ。ここで「うん、

27　フツパーイスラエリット、イスラエル人の横柄さ、またはイスラエル人は横柄という表現がいたるところにある

オーラ、君もイスラエル人だよ」なんて言うのは全く褒め言葉にはならないのだ。「ほんと、まったくだよ」と同意するのが期待通りの答えになる。

ただ、この表現はエチオピムとイスラエル人が排他的に交差しないことを言っているのではない。横柄も無礼も誠実も謙虚も、互いにそう言い合っているのではなく、エチオピムという言説がそうであるようにイスラエルにおける関係性の中でエチオピムが与えられた表現だからだ。エチオピム"自身"がエチオピムとはあまり言わないように、エチオピム"自身"がエチオピムは誠実だとか謙虚だとか言ったのを耳にしたことがない。

海外旅行から帰ってくると「ニューヨークを歩いていても、50m位先からでもイスラエル人ってのは分かるんだよな～、こうしぐさで。なんていうのかな、声は大きいし、身振りも回りの目なんか気にしちゃいないし、目立つんだよ」という話を初めて聞いた時には、すごく鋭い視点じゃないか、と感心したことがあった。しかし、かなりの頻度でそれを耳にするようになると、どうもその視点を確認するのもイスラエル人の海外旅行に含まれているのではないかと思わざるをえなくなってきた。エチオピアに20年ぶりに「帰国」[28]した友人と話をした時には「エチオピアのある村でカフェに座っているときだったんだけど、小さな村だよ町じゃなくて、でもそこで反対側に何か声がでかくてやけに目障りだな、という雰囲気の男がいたんだけど、イスラエル人ってすぐピピっと来たよ」と彼が嬉しそうに言っている姿を見ると、自分は横柄でも無礼でもないけど、そういうネイティブの視点を持っている、それが分かるイスラエル人なんだと言っているようで、横柄も無礼も誠実も謙虚もすべて同じ直線上にあるのだということを学ばせてくれた。

晩餐の夜に食事が来ない時に孤軍奮闘していたのはイレナであって、実際に改宗の課程にある、国籍をとるために日々奮闘しているオリムたちは怒鳴り込むわけでもなく、現状を受け止めなければならないといった様子で冷静に待ち続けていたのが強く印象的だった。イレナがそこまで神経を尖らせるのは、まず15年というイスラエルでの生活で身につけた、言うことは言うという生きるすべであることも一つであろうが、そうさせるもう一つの大きな理由に改宗の課程はイレナの一任ではなく、最終的にはラビ法廷という国家の干渉を受けない別の機関に委ねられていることがあげられる。一年間ユダヤ教信仰を学んだ後にラビ法廷に出向いて最終手続きが行われ、ダメだったら再挑戦しなければならな

28　彼にとってはイスラエルもエチオピアもホームで、でも生活しているのはイスラエルという表現は明確にされていた。

い。予備校の先生がとにかくどこかの大学に合格してもらわなければ困る、という同じ立場にユダヤ教信仰の教師は立たされている。大学受験であれば不合格でも「まあ、別の人生があるさ」「また一年この予備校でがんばれ」と激励できるが、改宗は国籍取得に直結するのでそんな簡単ではない。国籍取得できなければメルカズ・クリターを出て一人立ちすることさえできないからだ。しかも、改宗が国籍に直結しているにもかかわらず、ラビ法廷は世俗的な国籍とは関係ない、また国家には干渉されずに独自の宗教的基準があるので事態はより複雑である。

3)ユダヤ教信仰学習合宿とラビ庁の目

整備された課程

改宗の課程はタハリッヒ・ギユール(ギユールのプロセス)と呼ばれるように、プロセスであり数段階からなる。そして、最終的に改宗が承認されれば終了する終わりの明確なプロセスである。改宗の課程はユダヤ教信仰の学習とその後ラビ法廷に出向いて承認を得る二つの段階があるが、最も時間を必要とするのはユダヤ教信仰の教師から学ぶユダヤ教信仰の学習で約 10 ヶ月で約 500 時間[29]とされている。

ユダヤ教信仰の知識、ユダヤ教信仰のルーツ、ユダヤ民族の歴史は学習時間が明確に設定され、その後試験があるという課程が表すように学んで身につけるもの(頭にいれるもの)である。サピールに滞在するオリム達は日中はヘブライ語の授業が毎日あるために、ユダヤ教信仰の授業は夕方、男女別々に行われており[30]、イレナは女性担当の教員であった。改宗のためのユダヤ教信仰の担当教員は教育省管轄の下で所定の単位を取得して教員資格を持って教員となる。ちなみに、ウルパンの教員も教育省の管轄下に入るが教員資格を求める規定はなく、実際に教えるのにふさわしいと現場の責任者に認められればそのまま教員になれる。実際「アムハラ語教師」として招かれたエチオピア出身オリムはだれも教員資格は持っていなかった。つまり、ユダヤ教信仰の教員は初等教育、中等教育の教員と同様の課程を修了すればよく、その課程にはラビ法廷やチーフラビ庁は関与しない。

29　ウルパンでの調査でも、二箇所とも第一回目のインタビューでは大学の単位計算と同様に期間と学習時間が最初に説明された。改宗についてのパンフレット(17)にも、ラビ法廷の概要(HP)にもその旨記載されているように、課程となる学習時間は明確である。尚、一時間は一授業 45 分で計算

30　2000 年から 2002 年に調査をしたベエルシェバのメルカズ・カリシャール、メルカズ・ヌリィットでも同様に午前中はヘブライ語、ユダヤ教信仰の授業は夕方行われていた

サピールではウルパンの教室でユダヤ教信仰の学習が行われていたが、その教室の内部での調査はまだ実施できていない。「一体あの中で何が行われているのか全くわからない」とはエチオピア出身オリムの受け入れ過程に関する研究の第一人者でユダヤ機関や政府の受入政策に関するアドバイザーでもあるマルカ・シャブタイ氏の言葉だが(2006 年 4 月 26 日のインタビュー)、ユダヤ教信仰の学習とは具体的に何が、どのように行われているのかまだ誰にも知られていない。

ラビ庁の目

サピールでの展示物の観察やオリムの言動から伺い知れるユダヤ教信仰の学習とは、それが学習時間と試験という明確な課程であるように、祈祷の方法、祝日の過ごし方、食事規定の内容、その守り方など実践的な手法を学ぶことが求められている。学習時間、試験に向かう緊張感などさながら受験合宿のようでもある。2000 年メルカズ・カリシャールで初めてウルパンの見学をした時には、一人一人が必ずしっかりとメズザ(聖句が書かれた紙を入れた縦長の容器で玄関の他部屋の入り口にもかけられている)を触わり、だれかがうっかりと忘れてしまったときには「あ、忘れた！」と慌てて触りに行きそれを見ていた教室にいた友人たちが笑いながら「おいおい、大変だぞ」といった場面があった。

改宗の課程の間ラビ庁(ラバヌートゥ)からメルカズ・クリターに抜き打ちの訪問があるので、彼らはいつもその目を気にしている。どれだけ勉強しても、ラビ庁の係官からこれは違う、これではユダヤ人とは認められないと言われれば全て水の泡になってしまうからだ。そのことはメルカズ・クリターのスタッフにとってどれだけ意識的なのかは分からないが、エルサレムのユダヤ機関の職員にとっては常に懸念事項の一つである。2006 年 4 月に滞在中にエチオピアからアリヤーして二年ほどのイスラエル中央部の町に住むある家族で、父親と母親が無理心中し中学生以下 5 名の子どもだけが残されるという事件が起こった。その子どもたちには、現在アリヤーの資格を得るためにエチオピアに待機中の 21 歳になる姉がいることが判明し、子どもたちの母親代わりとしてユダヤ機関が彼女をイスラエルへ「移送」させる手続きをとった。その担当をしていたユダヤ機関エチオピア出身オリム受け入れ担当局長のシュロモ・ムラ氏は、その妹が空港に到着する当日あるメディアと電話越しに「それは感動的なのは再会のところ」と伝えた後「でも彼らはとにかくラビ庁を怖がっているから、それだけは」と言うのを忘れなかった。姉を人道的理由により「移送」させるのはユダヤ機関、内務省であるが、彼女がユダヤ教法規ハラハー上のユダヤ人

であるかどうか、つまり国籍に繋がる手続きについてはラビ庁が独自に行うからだ。

サピールでもオリムたちが建物に入る時には列を作ってでもしっかりとメズザに触っている様子は、初心者のような、どうも身につききれていないぎこちない姿だった。また、サピールには建物に入ってすぐに、キッパやメノラーなどユダヤ教信仰の基礎的な道具と思える品々がその名前と共に展示したガラスケースがあった(巻末資料「ガラスケース」参照)。ユダヤ教信仰を基礎から学ぶ学習塾のような雰囲気を醸し出すガラスケースの中身は、過ぎ越し祭の期間は過ぎ越し祭に関連するものに変更になった。

過ぎ越し祭の期間中行なわれた野外パーティーで、そこに来ていた高校生の男性が踊りながらも手にはブラハー(祈りの言葉)の一覧が書かれたガイドブックを握っていた。音楽にあわせて踊りながらも「覚えるのが大変なんだ」と時々本を開いては覚えていた。ベエルシェバのメルカズ・クリター・カリシャールに行ったときにも私を囲った高校生の男性たちが「これがツィツィット、これはキッパ、、、」と一つ一つ身につけていたものを教えてくれ、途中で「それはツィツィットじゃなくてあれだろあれ」と突込みが入ると「あ、そうそう」と訂正しあう様子などは受験生を思い出した。

食事規定

ユダヤ教信仰の学習ではカシュルート[ユダヤ教による食事規定]の内容も学ぶ。2001年10月、メルカズ・クリター・カリシャールに居住していたカサウ(アリヤー後10ヶ月位だったがヘブライ語が随分上達して会話ができるようになっていた)と安息日に入る金曜日の昼にスーパーに行ったときにそのことが分かった[31]。カサウはワイン売り場で一本一本ラベルの裏側を見ながら、「ここにキドゥーシュと書いてあるか？」と私に聞いてくる。恥ずかしながら、私はそれまでキドゥーシュとは何なのか知らなかった。それまでのイスラエルの生活でキドゥーシュという単語の必然性がなかった。カサウの様子と選んでいるワインの様子から、時々口にする甘ったるいワインのことで、安息日に入る儀式カバラットシャバットで使うワインであることが分かった。キブツや多くのハラハーには従わない家庭ではキドゥーシュのワインを飲む習慣はない(ワインというよりも甘く味付けたジュースのような浅い味なので)。そのラベルの裏には確かにキドゥーシュと読める「קידוש」のヘ

31　現在の政府決定は2003年だがすでに1999年頃からファラシュムラがアリヤー後に改宗の課程を必須とする過程は行われていた。

ブライ語の文字を確認したので、「うん、確かにキドゥーシュと書いてある」とカサウに告げると安心してそのボトルをかごの中に入れていた。そのスーパーを出てすぐ向かいにあるロシア語が並び、豚肉も売っているスーパーは肉もチーズもおいしいのだが、カサウと入り口までいきドアに「この店は食事規定外」という文字を見ると「絶対ダメ、入らない」と全く予想もしていなかった拒否反応に思わず驚いてしまい帰宅することにした。

4)ラビ法廷

改宗の課程の最終段階はラビ法廷[32]での試験、承認である。改宗のためのラビ法廷がチーフラビ庁改宗担当局によって設置されたのは 1995 年。ラビ法廷の「改宗の監査機関」の説明によれば、その対象はエチオピア、旧ソ連出身のオリムであって、ゼフート(同一性)の問題を解決するために設けられたとしているが[33]何の同一性かは名言がない。改宗のためのラビ法廷が設置された 1995 年は、多くの非ユダヤ人を含んだ大規模アリヤー1990 年代を意味する。ラビ法廷はチーフラビ庁によって認可を受けておりユダヤ法規に準拠しているかどうかの監査を含め、改宗の最終的な決定権が託されている。2004 年に組織上は改宗のための法廷が一般的なラビ法廷の一部から首相府に設置された改宗部門の一部へと変更になったが(そのため本章で参照しているパンフレットの編集元に首相府が含まれる)、改宗監査機関がラビ法廷であることは変わらず現在に至る。

ラビ法廷では一年間ユダヤ教信仰の学習を終えた改宗候補者を受け入れて試験や割礼、ミクベでの洗礼などの儀式を行う。ユダヤ教信仰の教員は 500 時間の課程を終るところまで責任があり、その課程が修了するとラビ法廷に対して推薦書のようなものを手渡す(と聞いたが確認とれず)。その後は全て改宗の最終段階は宗教的な判断だけをするラビ法廷のみに任される。

ラビ法廷での試験は家族毎に部屋に入りラビとの口頭試問となる。その試験内容

32　法廷といっても裁判所があるわけではなく、ラビが個人で出向いたり、個人の部屋であったりする。サピールのオリムはハイファのラビ法廷へいく

33　同じパンフレットに記されているある統計によれば、ここ数年の平均で改宗をするのは 4000-4500 人/年でその内 95%がイスラエル「国民」(エズラッハ)または国籍有資格者(すなわち入国法でアリヤーをしているエチオピム)となっている。その中でも過半数以上の 60%を占めるのがエチオピア出身オリムで、20%が旧ソ連出身、20%がその他の国出身者となっている。この数値が示すように改宗の課程はエチオピア出身オリムが対象となっていることは明らかであり、他のオリムには課されない特異なクリターの過程であるということができる

まではまだ明らかにされていない。サピールの館長ルティはファラシュムラは家族単位でラビ法廷に行くが、どういうわけだかその中の一人は不合格となってくる、と嘆いていたが一回では合格しない(させない)傾向があるようだ。その非寛容な姿勢が現実国籍取得に繋がっているところで問題となる。

2006年4月27日、イスラエルの日刊紙ハ・アレツの一面に「宗教法廷、世俗機関での改宗を認めず」と題する記事が写真つきで掲載された。その記事によれば、安息日を守らないプニミヤで生活する改宗の課程をまだ終えていないファラシュムラに対して、ラビ法廷が改宗は認められないと拒否した。ラビ法廷は、チーフラビのシュロモアマールが「彼らが完全なるユダヤ人であることは疑いない」と上記見解を繰り返し述べながらも、「ユダヤ教信仰へ回帰」する過程は不可避であることを付け加えたコメントを載せた。改宗副担当長によれば「改宗を希望するものが、このような最低限の生活様式(安息日)を守ること)ができない機関に滞在してはならない」のであるが、改宗が課せられているオリムにとっては「私たちは改宗しないと国籍が得られない」わけでありどうすればいいのか、というメッセージが紹介されていた。

ラビ法廷がこのようにユダヤ教法規に基づき独自の権限を持てるのは、イスラエルでは個人の身分を国家不干渉の下で宗教法廷が決定する権限を持っていることに基づく(ラビ法廷法1953年)。そのために、改宗の課程が排他的で「宗教勢力の生産工場のようで民主国家に相応しくない」[34]とどれだけ批判されても、独立した機関として宗教的見解に基づき判断を下せる決定権を持つ。

5)改宗課程修了後

改宗の課程が義務であることはどこに明言されなくとも実質義務であるのと同様、「全てにおいてユダヤ人」「ユダヤ教信仰への回帰」という宗教的見解を述べてもその課程が国籍取得の手段であり、国籍取得で終わりであることは周知の事実である。チーフラビ庁もはっきり「改宗の課程が修了した後のことまでは知らない」(クネセット・プロトコル#23,2003)と言い切っている。改宗の課程を終えて国籍を取得し、メルカズ・クリターを「一人立ち」してアパートで生活を始めれば、そこにラビ庁の目はないし、キッパを頭からは

34　クネセット議員マリナ・ソロドゥキン氏の2003年6月16日に開かれたクネセットのアリヤー/クリター及びディアスポラ問題検討委員会での発言:イスラエル国会プロトコル#23,2003

ずし、ロングスカートから脚線美を強調するパンツに履き替えようがそれは個人の自由だ。事実、アリヤーから数年が経過したオリムがそうしたユダヤ教法規ハラハーに従わない格好をしていることは珍しくない。改宗も建前上は個人の自由と決断で行なわれることになっているのだから、改宗後だけその自由と決断が奪われるのも確かに辻褄があわない。

つまり、改宗の課程は一度修了すればそれで終わりなのだ。合格してすぐに受験勉強に戻るのは稀なのと同様、改宗に合格して国籍を取得したら目的達成で後戻りはしない。食事規定に従わないからと国籍を剥奪されることはないように、ユダヤ教法規ハラハーに従わないことは国籍を剥奪することにはつながらない。ちなみに、イスラエルの国籍は抜くのが大変だ(Shachar,2000:422)[35]

第五節：定住アパート[36]への自発的な引越し

ファラシュムラはアリヤーをして一年以内には分譲アパートを購入して引越しをする。アリヤー後約三ヶ月で身分証明書と住宅ローン受領資格を手にすると、マシュカンタと呼ばれる住宅ローンが国土建設省から融資される資格を手にする。ファラシュムラに限っては住宅費用全額を支払う必要はなく、住宅ローンといっても大部分はマアナックと呼ばれる返済不要の補助金でカバーされるので他のイスラエル「国民」からすれば「ありえない格安価格」(不動産業)でアパートを手に入れることになる。サピールのスタッフの間では購入する住宅をディユール・ケバ[定住アパート]と呼ぶが、一時的な滞在地メルカズ・クリターを出て「自立した生活」を始める上での定まった「新しい家」であることを表している。この定住アパートを購入するまでの過程は、住宅を所有した経験も、契約書も交わした経験もない多くのエチオピア出身オリムとってはそれこそ一大決心となる。

住宅購入支援金のランク

モーセ作戦前の 1983 年にアリヤーをし、現在サピールのガイドとしてオリムの住

---

35 This legal rule of membership may in practice have a negative effect on Israeli citizens who wish to sever their ties with the country...Even if an Israeli national renounces his or her citizenship and the minister of the interior consents to the renunciation(as is often the case when the person emigrates from Israel), the loss of citizenship does not release a person from duties and responsibilities created before the loss of citizenship, hence a former Israeli citizen might still be obliged to serve in the Israeli military(This duty can be activated only when the person sets foot in Israel).)

36 ディユール・ケバ。ケバはPermanentの意

宅購入のサポートを努めるオーラは「私たちの頃はこんな優遇はなかった」と証言するように、住宅購入を促す政府の援助は1992年に政権が変わり、エチオピア出身オリムに対する優遇政策開始以降の新しい政策だ(Horowitz, 1996:521)。補助金による優遇政策は、経済的支援に留まらず「イスラエル国内にエチオピムが満遍なく点在すること」[37]も目的としている。80年代、90年代は経済的理由でベエルシェバ、キリヤット・マラヒなど家賃の安い経済的に低い地域に流入し、さらに両親とその子どもから成る核家族だけではなくオジ、オバなどの親戚を含んだ大家族を家族として近隣に居住するために、イスラエル各地に「エチオピムゲットー」[38]を作り出した。その反省から、1993年にエチオピア出身オリムを中央に居住させる奨励政策が実施され、現在ではテルアビブなど中心地域を含めて全国にエチオピア出身オリムが分散するよう都市毎に住宅購入支援金のランク付けを設定している(Horowitz, 1996:524)(巻末資料「住宅補助金ランク/金額」参照)。

(25歳以下で両親と共にアリヤーをすると両親の子ども扱いとなるために住宅購入支援金は受けられない。エチオピア出身オリムの中には10代で結婚し子どもを生んでいるケースが少なくないが、両親と共にアリヤーすると本人は親でありながら、子どもにカウントされてしまうことが問題となる)

表のように、住宅購入支援金は都市によって高い地域と低い地域にランク付けされている。例えば、2005年の表によればテルアビブやラマット・ガンなど都市圏は補助金が高い都市にランクされ、ナタニヤやアシュドッドなどエチオピア出身オリムが総人口に占める割合が高いとされている地域は低い都市にランクされている(ナタニヤは2006年で廃止)[39]。オリムは補助金が高く家賃が低く、さらに親戚と近隣で住める場所を探す。ただ、補助金が高くてもテルアビブや・ラマット・ガンは家賃が高いために現実的に購入できない。一方、ナタニヤには先にアリヤーをした親戚が住んでいる場合が多く住宅購入場所として希望者は多いが、これ以上のエチオピア出身オリム人口増加を望まない政府、ユダヤ機関が補助金を低く設定しているために実際の支払い金額が高くなるために足踏みせざる

---

37 ユダヤ機関エチオピア出身オリム受け入れ担当局長シュロモとのインタビューで2006年4月26日

38 マルカ・シャブタイ氏はエチオピア出身オリム居住区を「ゲタオット：ゲットーの複数系」と呼ばれているといった2006年4月26日)

39

を得ない[40]。

この表による住宅購入支援金のシステムは次の通り。例えば、五人までの家族(子ども三人まで)がナタニヤにアパートを探す場合、住宅購入支援金はランク C となるので 193,000 シケル(約 579 万円;30 円/シケルで換算)まで融資を受けられる。ただし、その内 125,800 シケル(約 370 万円)はマアナックと呼ばれて返済不要なので実質返済が必要なのは 38,400 シケル(約 110 万円)。それを 28 年間年率 4%で返していくことになる。以上は融資の返済。

実際に住宅購入をする際に分譲費用が 193,000 シケル(約 579 万円)でおさまることはなく、仮に住宅が 300,000 シケル(約 900 万円)とすれば、融資額 193,000 シケル(約 579 万円)との差額 107,000 シケル(約 320 万円)も返済必要金額となる。融資の返済と住宅費用の差額が住宅購入費となるが、この場合で計算すると合計 145,400 シケル(約 436 万円)で住宅が購入できることになる。ファラシュムラでなければ返済不要の融資は受けられないので、まさに破格の値段だ。ただし、この住宅補助が支払われるために、通常オリムに毎月支払われるサル・クリターと呼ばれる補助金はファラシュムラには支払われない。ファラシュムラには、サル・クリターの代わりにドゥメイ・キユームと呼ばれる基礎生活補助支援金が家族構成に応じて支払われている。

さて、そんな住宅購入支援金のシステムの中で 2006 年 4 月サピールを訪問した際に聞いた中で人気の高い都市は中心部リション・レツィオンやホロン、ペタハ・ティクバで補助金ランクはどちらも A と高く家賃も比較的安い地域で、すでに先にアリヤーした家族の一員(といっても核家族ではなく、兄弟姉妹、オジ、オバまたはイトコだったりする)が住んでいる地域からそれほど遠くないために優先順位は高い。「どの辺に住みたい?」と聞けば上記三つ都市名が常に返ってきた。補助金ランク付けはユダヤ機関によって提案されるが、ユダヤ機関エチオピア出身オリム受け入れ担当局長シュロモは「もうナタニヤにはエチオピムが十分すぎるくらいいる、だから閉鎖した」(2006 年 4 月 26 日インタビュー)と発言していたように、人口調整に補助金のランク付けが機能している。

ナタニヤのような補助金が支払われない街は現在ベエルシェバ、キリヤット・マ

40　ナタニヤはその典型例で 1999 年のランク付けではランクAで補助金が高かったのが、2005 年発表の一覧にはランクCに下がって現在はもはや補助金はない。

ラヒ、ロッドなどがあり、ベエルシェバは2001年時点で一覧にも含まれていない。キリヤット・マラヒ、ロッドはそれぞれ2001年にはランクB、Cであったのが2005年にはランク一覧から削除されている。これらの都市はいずれも人口比率が高く、少年犯罪や薬物事件などが多発する地域として強いマイナスイメージで知られている。そのような街の治安維持とイメージのためにエチオピア出身オリム人口の調整に補助金のランクが使われるのである。

住宅購入にかかわる複数の機関

住宅購入はオリムと不動産業者間の直接交渉によるため、ユダヤ機関やメルカズ・クリターのスタッフが住宅斡旋することはない。サピールを例にあげれば、ガイドのオーラとハイルが住宅購入に関係するアリヤー受け入れ省、国土省、銀行などの複数機関の窓口となり住宅購入支援金がきちんと支払われるように手続きを進めるなど住宅購入のための補佐的な役割を一通り担う。

まず、身分証明書が発行されると、国土省から有資格証明書(テウダット・ザカウート)も発行されて住宅購入の手続きが始められる。国土省は身分証明書とアリヤーの日付からメルカズ・クリター在住の融資を受けられるオリムであることを確認する。現在ファラシュムラに支払われる上記リストによる住宅購入支援金は、イスラエルに住むエチオピア出身オリム全員を対象とするのではなくまだアリヤーしたばかり(表では三年以内)のメルカズクリターに住むオリムのみが該当する。サピールで担当しているオーラも優遇対象には入らないが、国土省はその有資格者とそれ以外のエチオピア出身オリムを識別して証明書を発行する。身分証明書が発行され、有資格証明書が発行された後でそれらの書類を手にして銀行に行き融資を受けるための口座を開き、具体的に住宅を探し始めることができる。気に入った住宅が見つかり不動産業者と契約書が交わされる際には本人が署名する前に契約書内容に不正な箇所がないか確認して問題が見つからなければ署名を許可し、契約書に住宅所有者と購入者の署名が記入された後、それをアリヤー受け入れ省に送る。アリヤー受け入れ省はその契約書を確認し、融資金を銀行経由で支払われることを許可する。オーラとハイルはこれらの事務手続きを全て行う。その他に、購入を予定している地域周辺にスーパー、学校などがあることを確認するようにアドバイスをしたり、どんな点を注意してみればいいのか等オリムの保護者代わりの役割も果たす。複数家族が同じ街にアパートを探している場合には、街の雰囲気をつかむために車で案内をすることもあるという。

定住アパートの探し方

どんなアパートを探すのか？アパートを探しているダガン(約一年前にアリヤーした 30 歳前半の男性。二児の父)は、1)階段が大変なので最上階ではないこと(エレベーター付アパートは予算を超えるため)、2)泥棒が入るから一階[41]ではないことなどをあげた。

ダガンに物件を紹介していた不動産業を営むビアリック(旧ソ連から 20 年以上前にアリヤーし現在アッコに在住)はホロンの物件について話をしながら、「エチオピムは細かすぎる。ちょっとした塗料の傷も壁のヒビといって断っちゃうし、最上階はダメ、一階もダメ。ホロンの物件は一階といったって、鉄格子があって庭に窓が開けているわけじゃないんだから二階と同じなのに」と言っても、ダガンは「一階はダメ」と譲らない。ビアリックが「それならヤッフォにもあるぞ、子ども二人だから二部屋あればいいよな」と新しい物件の紹介をすると、

「うちはお父さんもいるから、できれば近くにもう一軒欲しい。でもヤッフォは、、、」

「なんだヤッフォは嫌なのか？」

「アラブ人がいる」

「イスラエルにアラブ人がいないところなんていないんだぞ、そんなこと言ったらどこにも住めんぞ」と言うと私の方を向いて、

「あいつらはラビ[42]にそう教えられているんだ、困ったもんだよ、ヤッフォなんて今や結構いいのにさ」と私に漏らした。

「じゃあホロンの方見てみるか？」とビアリックが言うと

「うん」

「じゃあ、来週の日曜日、ウルパンが終わったあとの 12 時半に迎えに来るから」

(さすがメルカズ・クリターでの生活スケジュールをちゃんと把握している)

「そん時に奥さんも連れて来いよ」とダガンに確認をすると。

「それだけは絶対ダメ」とそれまでよりさらに語調を強めて否定した。

「ほら出たよ(と私を向いて)エチオピムはこっちがサービスで物件まで車で連れ

41　イスラエルではイギリス同様日本の一階が地上階で日本で言う二階が一階なのだが、本稿では混乱を招かないために日本で馴染みのある数え方にあわせる

42　正確にはラビではなくて改宗の課程でユダヤ教信仰を教える教員。ただ、改宗手続きのための授業なのでラビが教えていると誤解されていることは理解できる

て行くって言うのに絶対かみさん同伴しないんだよ、そんで旦那が一人で行って、「気に入りました」なんて言うからすっかりその気になってるから、次回確認までになんてかみさんを連れて行くと「家内が気に入らないもんで」ということが何度あったことか、わっかんないよ、行くだけで大変なんだから一回にして欲しいよ、まあいい来週の日曜日12時半、入り口で待っているから」とその場はひとまず収まった。

ダガンのようにアリヤーして一年で会話ができるエチオピア出身オリムはなかなかいない。言語がままならず、土地勘などもないままに国土省、アリヤー受け入れ省、ユダヤ機関、銀行、不動産屋という複数の機関、事務所、窓口と直面しながら新天地での一人立ちした生活を始めるプロセスはかなりの勇気とエネルギーが求められることは想像に難くない。初めて目にする大金、見たことのない多くの数字の並び、経験したことのない長期ローン、住宅所有という世界の最貧国の一つエチオピアでは経験し得なかった初めての経験はそのまま家族が直面する大きな決断を求める。

ヘブライ語学習が修了し、改宗の課程が修了し、アパート購入契約が終わればいつでもメルカズ・クリターから引越していいよいよ「一人立ちした生活」へと向かう。アリヤーから自立した生活までの期間は完全に個人の判断と決断に任されているが、事務手続き上不可欠なヘブライ語学習と、改宗の課程が修了するまでには最低でも一年は必要となる。親代わりとなるスタッフは、ガイドや寮母などを中心に親が子どもを送り出すようにメルカズ・クリターからアパートまでの引越しもしっかりサポートする。

一人立ち:自立した生活へ

「居心地のいい空間を作ることを目指すが、あまり居心地がよくて居座ってしまっては困る」と親のような心境を語るスタッフは、オリムがアパートへ引越していく過程を喜ばしき出発として歓迎する。ガイドや寮母は引越し先まで出向いて子どもの学校移転手続き、最寄の支店での銀行口座開設、登録住所変更手続き、そして郵便物の転送手続きと何から何まで、メルカズ・クリターから定住アパートへの移行手続きが行われていることを確認する。まるで親、いや郵便の転送手続き、銀行口座の変更までする親がいるだろうか。口座を開き忘れてお金が振り込まれないことになったり、子どもが転校できなかったり、メルカズ・クリターでは起こらなかった問題が発生しないよう「とにかくすべて問題が起こらないように」(オーラ)事務手続きをする。親というよりも、引越し後に問題が起こ

ってその都度また近くはない引越し先に出向く時間と手間を考えると、引越し前にしっかり仕事を終えておく、親の愛情というよりも仕事の効率性と理解した方がいいのかもしれない。引越し当日は、ガイドまたはだれかスタッフが引越し先まで同行し問題がないか確認すると、オリムのメルカズ・クリターでの生活は修了し、「新しい家」での生活がはじまる。スタッフはまた新たなオリムを受け入れて、ガスの使い方、家の鍵を閉めること、、、と「また0から始めなければなくちゃ、その繰り返しが私たちの仕事」(館長ルティ)と受け入れの過程は続く。

第六節:イスラエルでの「一人立ち」

メルカズ・クリター：同一化空間

スタッフにとってのメルカズ・クリターの任務は、イスラエルで一人立ちできる知識、能力、所属意識を少しでも持ってもらうことであり、それがファラシュムラであろうがなかろうが、エチオピア出身であろうがなかろうが、もう少し極端なことを言えばユダヤ人であろうがなかろうが関係はない。それは「政治的なこと」「政府と内務省が決めること」(オーラ)であり、彼女たち(と少しの彼ら)の任務でもなければ関心もない。メルカズ・クリターの任務と政治性についてスタッフははっきり切り離す。

スタッフ達は確かに献身的に仕事をし、そしてオリムにとっての「初めての家」として少しでもくつろげる環境作りを目指す。しかし、その家は「公的な家」であって、母親や父親にはなりきれない。「公的な家」の管理人が目指す一人立ちは、死なずに食べて元気に生きてくれさえいればいいという親の視線ではなく、イスラエル社会で生きていく上で必要な国家への所属意識、言語、歴史、記憶といった「象徴資源」の共有、イスラエルで求められる近代性の取得、それらを身につけた上での「一人立ち」であって、親から離れていくことではない。むしろ、メルカズ・クリターで言われる「一人立ち」は、立って一人で歩いていけ、ではなく、一人でこっちに歩いてこい、という受け入れの激励、一種の「呼びかけ」だ。

その受け入れ過程は、空港で身分証明書番号を発行し、身分証明書用写真の顔写真を撮影し、健康診断をして公共の衛生維持に脅威ではないか確認し、エチオピアでの家族構成とは異なるイスラエルで受け入れられる家族単位での部屋へと取り込んでいく。この一連の「市民管理システム」に登録される過程は、一本の杖さえあればそこに腰をかけ

たり、歩いたり、犬を追い払って過ごし、水道も使ったことがなく車も知らずに夕方には子どもと水を汲みにいく生活をしていたある一人の男性が(これも与えられた勝手な視点でしかないのだが)、イスラエルに到着するやまずエチオピア出身として振り分けられ、誕生日が与えられ[43]、番号が与えられ、決まったフォーマットに基づいて登録され「同一化した個体」(渡辺,2003:395)へと変えられる。

80 年代はこの登録の段階で聞きなれない名前に対応しきれずに内務省の職員が氏名を与えて、その与えられた名前でエチオピア出身オリム達は生きざるを得なくなった。そのような露骨な削除と同化は今ではなくなり、80 年代 90 年代に一度は名前を失ったエチオピア出身オリム達が「自分を取り戻すために」[44]本名で名乗るようになる傾向も見られるようになった[45]。しかし、名前は変えられなくても、一定のフォーマットの中で住民登録され個体が同一化されることには変わらない。住民登録は優しい顔をしていながら国家のイデオロギーが込められた、優れたイデオロギー装置、抑圧装置だからだ。そして、「お前は何者だ」という呼びかけに「はい私はこういうものです」という同一性を確認する身分証明書を配布する。そこには番号、顔写真、名前というかつてパリ警察が夢見た効率化された管理方法が完成されている。

そして、同一化された個体に対して、価値観、言語、歴史、記憶といった「象徴資源」を共有することを「必要不可欠」と半ば強制し、そして初めて経験する歴史や記憶は新たに記憶として書き込む。同一化された個体は、同一の「象徴資源」を共有しながら、国家につなぎとめていく。この過程はメルカズ・クリター、特に記念日シリーズの続く過ぎ越し祭から国家樹立記念にかけては露骨だ。

これらの過程に個性や差異は求められない。エチオピアから到着してすぐに 10 万人いるエチオピア出身オリム社会で生活しヘブライ語を身に付けずに生きぬくことはできる。しかし、それでは困るのだ。それでよければ、ルシムは何年たってもヘブライ語がうまくならない、という言説は成立しないし、ミツペ宗教小学校の"歴史"の教師が「彼らはこの国に来ているというのにヘブライ語を話さない」と愚痴をこぼさない。

---

43 多くのエチオピア出身オリムにはない

44 「アムハラ語教師」で 85 年アリヤーしたウリの証言。彼はカサウだった。インタビュー当時からカサウに変え始めていたが、私にはウリと紹介した。ヘブライ語を教える教室ではカサウと呼ばれ、教員達からはウリと呼ばれていた。

45 現在、小学校に通う子ども達は学校でダビデ、ヨッシィなどユダヤ的な名前を与えられ使い分けているので、何度か会わないと顔と名前が一致しない(一致させなければならないのは私の都合なのだが)

イスラエル社会での同一化

エチオピア出身オリムへの補助金による優遇政策が、経済的支援に留まらず「イスラエル国内にエチオピムが満遍なく点在すること」[46]であるのは同一化空間としての使命であり目標であり、その意味で補助金の表による「ランク付け」という方法はれっきとした同定装置である。そして、エチオピアから1983年に16歳でアリヤーし、現在ユダヤ機関エチオピア出身オリム担当局長としてその政策ランク付けを作成し、受け入れの政策を指揮するシュロモ・ムラ氏が「アシュケナジーと結婚してどんどん世代を超えて肌の色が混ざっていけば」と語るように、究極は肌の色さえも同一化することが求められる。それも黒への同一化ではなく、より白へ近づく同一化だ。近代、植民地といったすでに使い回しされた言葉がそこには露骨に見える。

改宗の課程「一人立ち」への許可証

改宗の課程を修了することが、同一化空間イスラエルへ参加するための手段である。それは単に国籍取得だけではなく、共有した歴史や過去を身につけていくこと、新たにメモリを書き込んでいくことだと首相府改宗組織部とアリヤー受け入れ省改宗部(改宗修了の最終権限はチーフラビ庁)が作成した小冊子『イスラエルでの改宗:その歴史的、実践的、法的内容について』で明確に述べている。

あなた方の目の前にある改宗はイスラエルの民[47]、その兄弟/姉妹達の共通の歴史へ参加することの旅路である。すなわちあなた方は新たな未来だけではなく、新しい過去を形成するのである[48]

序章に明記されたこの文は、同じページで丁寧に囲いをつけて目立つように繰り

46　ユダヤ機関エチオピア出身オリム受け入れ担当局長シュロモとのインタビューで2006年4月26日

47　完全に裏づけがされたわけではないが、アム・イスラエルは宗教的視点から見た時のユダヤ人の本質を示す表現。アム・イェフディは独立宣言に象徴されるように宗教的概念を抜いたシオニズム的視点に基づいたユダヤ民族であり、改宗がイスラエル社会へ参加する入り口であることを主張するこの小冊子では世俗的なユダヤ民族ではないより本質的なイスラエルの民という表現を使用したと思われる)

48　Prime Minister Office and Ministry of Aliyah and Klitah,2004:3)

返されている。

この文は本章で見てきたサピールで観察されるメルカズ・クリターでのオリム受け入れの過程をうまく代弁している。改宗、ファラシュムラにとっての国籍取得は、そのあとの「旅路」への許可証のようなものに過ぎないのだ。一度改宗の課程さえ修了し歩み出せば、あとは新しい未来が待っている。旅路を歩み出したら振り返る必要はない。しかし、その先に見える「新しい未来」とは記憶の書き込みという「新しい過去」を形成することが求められており、「共通の歴史」を共有するように同一化を目指した歩むべき路が決まった「旅路」なのである。

改宗の課程を修了し国籍を取得するのは、同一化空間イスラエル社会へ参加する「旅路」の始まりであって、それこそが「真の一人立ち」への出発点なのだ。もう一度2006年度のアリヤー受け入れ省の業務目標を確認しておこう。「オリムのイスラエル人同一性強化はオリムをイスラエルへ受け入れる礎である」。改宗すること、全てにおいてユダヤ人になることはイスラエル人同一性へ向かう手段に過ぎないのだ。

4. ヘブライ語の強化

ヘブライ語はオレーにとって、教育を受けるため、職に就くため、所属意識を感じるため、そしてイスラエル社会へ参加する上で最も基本的な手段である。

かつてのウルパン(ヘブライ語学習施設)学習を改善する新しいテクノロジーやアリヤー受け入れ省によるプロジェクトなど様々な方法を取り入れて言語力が上達するよう指導すること。

5.イスラエル人への同一性

オリムのイスラエル人同一性強化はオリムをイスラエルへ受け入れる礎である。

(業務)計画はイスラエルへの所属の意味、またイスラエル人、イスラエル生まれの子ども、新しくアリヤーしたオリムと共通する分野について強調する必要がある。

・効果的な計画

a) イスラエルの地、光景を知る旅行

b) イスラエル文化との出会い

c) レクチャーやセミナー

d) シオニズム歴史博物館への訪問

・計画上強調すべき基礎

a) 国家樹立の展望、ヘルツェルやシオニスト運動

b) 初期のアリヤー

c) イシューブ時代[49]

d) 英国政府との対立

e) ヨーロッパでのユダヤ人崩壊

f) ナチドイツとの戦争そして勝利

g) 国家樹立

h) イスラエルを巡る戦争

i) イスラエル国家独立の達成

j) 離散民の集合体(キブーツ・ガルヨット)

6.ユダヤ人への同一性

・ユダヤの祝日の実施と日程

・イスラエルの民[50]の遺産と歴史、イスラエルの民の歴史に関する知識の強化、ユダヤの同一性に関する活動

・改宗に関する情報提供と広報活動

・同伴家族の改宗

---

49 イスラエル国家樹立前、英国委任統治時代のユダヤ人集落

50 アム・イスラエル。国家樹立宣言では使われていない、宗教的要素を含む表現。

結論　同一化空間で生きる

メルカズ･クリターは極めてイデオロギーに満ちた同一化空間である。センターを意味するメルカズと、同化に近い受け入れを意味するクリターからなるその機関の名前が表すように、アリヤーしてきたオリムをイスラエルで効率的に一斉に「一人立ち」するために一箇所に集め、言語、歴史といった「象徴資源」を共有するように与え[1]、記念日に出席させることで記憶の書き込みを行う。さらに、本稿では描けなかったが、エルサレム、ベングリオンの墓地、ディアスポラ博物館を訪問しながらイスラエルの光景や土地にも同一化する。ファラシュムラに対する改宗の課程の是非を巡って、国会委員会の議論で宗教派勢力に対して「まるで宗教家の製造工場」と呼んだように、メルカズ・クリターは「イスラエル人の製造工場」それも近代化、アシュケナジー化、「全てにおいてユダヤ人」になるためのユダヤ教徒化、と現在も「50年代の間違い」を繰り返している同化工場にすぎないという解釈が真っ当に成立する。

しかし、である。

この解釈は結局は同一化を目指す国家の論理に沿っているに過ぎない。この解釈は、メルカズ・クリターにいる同一化を求められているオリムの視点が抜け落ちているからだ。国籍取得のために合宿のような改宗の課程に励み、ヘブライ語を身につけようと勉強し、記念日シリーズに出席し、子どもの成功を願って価値観の修正を受け入れ、改宗が修了すればあめを投げあって祝福し、身分証明書を喜びながら受け取ったあのオリム達の姿をその解釈でどう位置づければいいのか。「50年代の間違いの繰り返し」という言説は、そうしたオリムの姿を見なかったことにしなければ成立しない。

スタッフや首相府・アリヤー受け入れ省にとって国籍は「共通の歴史へ参加」し、「新しい過去を形成」するような所属意識や感情を伴うことは当然である。しかし、オリム達にとっては国籍は参加するための権利であって、所属意識や感情とは完全に切り離されている。国籍が参加の権利であることはスタッフも首相府・アリヤー受け入れ省も認め

1　ヘブライ語を与えるלתת、という表現はヘブライ語授業が行われるウルパンでよく使われる

ているが、その後イスラエルに取り込もうとするスタッフや政府と、その枠にはおさまろうとしないオリムでは方向性に大きな違いがある。

今やイスラエルに10万人以上のエチオピア出身オリムが生活する中、音楽、食事、それにアムハラ語といったエチオピアとの感情的な接点を維持することが充分可能であり、イスラエルにだけ所属意識を求め一直線に同一化されるような動きは幻想でしかない。メルカズ・クリターにもエチオピア出身のアムハラ語で話ができるスタッフがいるので身近にエチオピアを感じられる。

イスラエルが絶対的なホームであるとしたいのは、シオニズム的な願望、またはその他のイデオロギー的な願望であって、オリムにとっては今いるイスラエルだけではなく、エチオピアもまたホームなのだ。オリムはイスラエルにいながらにして感情的、また身体的にエチオピアとかかわり、複数のホームをダイナミックに行ったり来たりする中で安定した同一性を見出そうとしている。その中で、改宗であろうと、言語の習得であろうと、価値観の修正であろうとイスラエルで生活を始めるにあたって実際問題必要、有利な権利であれば手にいれようとするのは当然だと理解した方がより現実的ではないか。そして、実際問題必要な権利を見極める際に、イデオロギーや感情、所属意識といった同一化の側が望んでいるようなものは神話であることをあっさり見破っている。

改宗の課程の途中でラビ法廷が独占しているために滞る手続きや、それに伴う国籍取得手続きの遅延に対して「これではイスラエルで最低の国籍さえも与えられない」と基本的な権利の欠如を訴えるが、「新しい過去の形成」ができない、「全てにおいてユダヤ人」になれないなどと訴える者はいない。

新たに記憶を書き込む場である記念日やその式典に出席するオリムがどのようにそれを受け入れているのか。実は今回の補充調査で大きな壁に直面した。アムハラ語から始めなければならないのかもしれない。なぜならば、ヘブライ語でインタビューをして返ってくる「シシャーミリオン(600万)、カシェ(つらい)、ロートーブ(よくない)」という言葉は、記憶を書き込む側の願望を前提とした成果であって、それがどのように受け止められているのか彼ら自身の受け止め方を表しているわけではない。私がヘブライ語で質問をした時点で、すでにその言語が回答を聞きだしている可能性があるからだ。シシャーミリオンにはカシェーやロートーブが続くという力が込められている。そういった支配的な言語がイデオロギー的であることの調査法の限界は乗り越えなければならない今後の大きな課

題である。記憶の書き込み、という表現も記憶を書き込む側、書き込みたい側の願望であって、そこに出席するオリムにすれば立て続けに続くイベントの一つくらいの位置づけなのかもしれない、がこれは全く想像の範疇である。

改宗の課程を終えたオリムは国籍という権利を手に入れると、同一化空間に取り込もうとする国家やスタッフの意図に反して、自由に空間を移動しながら同一性を見出そうとする。国民であることは神話であると知り、そこに所属意識などを求めることが想像でしかないことを見抜いている。身分証明書に所属意識など求めずに、自由への許可書として空高く掲げる。

しかし、いみじくもスタッフが言うように、真の意味での「一人立ち」とはその後に試される。メルカズ・クリターを出て「新しい家」で生活をし、ヘブライ語がやがて私の言語になり、一人で立っていると実感した時。スタッフの目標であった"他と同じ"「一人立ち」を実感した時にどれだけその神話性を見抜けるであろうか。"他と同じ"「一人立ち」をしてもそれが神話であることを見抜く力を持ち続けること、それが同一化空間で生きる時代に求められている真の意味での「一人立ち」ではないだろうか。

エピローグ

2006年5月4日タシュケント。補充調査を終えてイスラエルを出た後、帰りのタシュケント空港では4時間の待ち時間、というのに待合室もなく床に荷物を置いてべったりとただ搭乗時間が来るのを待った。生まれた場所、育った場所、学んだ場所でもなく、今の私にとってのホームは妻と娘との小さな家族。断たれた一ヶ月を少しでも早く取り戻したい、そんな焦る気持ちとの間にできた隙間の時間だった。

2006年に売れたアンジェラ・アキの『Home』の歌詞に思わず眼を奪われた。「Home is Calling」。ホームが「心の中で今でもやさしく響いている」。そして「Home is calling」「あなたを呼んでいる」。「いつの日にか帰らん」「忘れがたき」『ふるさと』とは対照的に、そこにはホームとわたしとの対話関係が歌われている。そうだ、ホームとはそうした対話関係、往復関係にあるはずだ。「過去と今のあいだのとばりをそっと開いてみると/空の割れ目から零れる光が巡る時代を指していた」ディアスポラ論などというお堅い言葉よりも、すがすがしく言い表している歌詞が新鮮だった。

待ち時間の間、それまでキブツ・カブリの"ロシアの家族"と呼んでいたヤコブとバリヤに今回ウズベキスタン経由で帰ると言ったところ、「うわ～懐かしい、タシュケントに10年いてそこから私たちアリヤーしたのよ」と大きな発見があったことを思い出す。1992年の夏に初めてカブリに滞在した時に、互いにつたないヘブライ語ながらも会話が成立し、いつもカブリ訪問時には必ず足を運ぶ仲だ。あの時はプレハブだった家もキブツの中の立派な家へ移り、あの時ちょうど今の私と同じ位の年齢だったヤコブとバリヤは直接承認投票を経てキブツのメンバーになった。

「バリヤの方が俺よりも反対票が多かったんだワッハッハ」と二人とも自分が何票獲得したのかしっかり記憶しながら、「キブツはいいよ、人はいいし私たちにはあっている」と行く度に馴染んでいる。当時一番先にヘブライ語を身につけた5歳だった三女も高校を卒業してウェイターのバイトで忙しく過ごしながら、兵役が始まる夏を待っていた。長女はイスラエル屈指の美術大学へ、次女はキブツ内で仕事を見つけ、ヤコブは他のキブツで「悪くない給料」で生計を立て、バリヤはキブツ内の会計の任務に就いている。彼らは90年代以降政府が実施した「直接受け入れ」のため、アリヤーしてすぐにキブツ・カブリで生活を始めてこれまで14年。文字通り一員となり、家族の中の会話は完全にヘブライ語に、夫婦の会話もロシア語訛りはあっても少なくとも私の前ではヘブライ語に、見てい

るニュースもヘブライ語になった。5歳の娘に笑われながら夫婦で勉強していた姿を思い出すと何とも感慨深いものがある。ヤコブは93年のいつの日か突然「ヤコブになったから」と名前を変え、長女もその後ミハルになった。みんな、イスラエル人になっている。家の中にユダヤ教信仰に関するようなものはなく、なんだって食べる。この"ロシアの家族"がユダヤ教法規のハラハーに準拠する 56.4%に含まれているのかいないのか、実はこれまで一度も聞いたことはない。しかし、そこで言うユダヤ人であるかないかということはユダヤ教徒であるかないかということであって、アリヤーの受け入れの姿勢には関係がない。「とにかく私たちがアリヤーした頃はみんな親身になって自分のことのように心配してくれた」のは、彼らがユダヤ人だったことを意味しない。

そんなことを考えていると、横には荷物広げて床に座っているイスラエルから来た若者5人が目に入った。兵役を終えたばかりに見える男性4人と女性1人。まだ20代前半だ。イスラエルでは兵役を終えると数ヶ月、中には一年以上、兵役での断たれた時間を取り戻し次なる人生に向けて、休息のような助走のような旅に出る。インド、ネパールはその中でもメジャーな休息地で、ネパールに行くとヘブライ語で「イスラエル人には割引」と書いてあるそうだ。ニューヨークのユダヤ人に向けていないのは確かだ。あくまでも(兵役を終えた)イスラエル人向けにあえてヘブライ語で書かれている。

そうした旅行から帰ってきた後の武勇伝、自慢話、ホームシック話は聞いたことがあっても、今から旅に出かけるという場面に遭遇するのは初めてだったので、荷物を移動して話しかけることにした。まだ 2 時間近くあるのだ。予想通り兵役を終えてこれからインドへ行くというのでみんな浮き足立っている。「ねえちゃんがサンドイッチ作ってくれたんだけど食う？」と差し出されるので一つもらう。それで、聞いてみた「軍にエチオピムいた？」

「俺は技師の部隊だったからロシアからのはいたけど、エチオピアから来たのはいなかったな」といいながら、「でも彼らは誠実で、そういうの好きだよ。だけどある葬式に出た時にそこに来ていたエチオピアの家族を見たんだけど、俺には理解できない社会だなって感じたよ」といろいろと話を始めてくれた。

「軍には確かにクールヒトゥーフ(Melting Pot)があると思うけど、でも人種蔑視(ギザヌートゥ)もある、これは否定できないよ。まあイスラエルはいろいろそういうバラガン(めちゃくちゃ、未整理な、の意)がある社会だからさ」

「それに、エチオピムの受け入れがうまくいっているかどうかって聞かれたら、そりゃう

まくいってない受け入れだろうな」。
横のヒゲの男が「俺が覚えているのは、*エチオピ*ムは話をするときに目を見ないってことかな、知っている？彼らは目を直視しないんだよ」「そうそう」と周りからも相槌が入る。「そんで、よく聞くのはエチオピアでは家の中で男性が力を持っていたんだけど、イスラエルに来て女性が仕事をするようになって、ダンナよりもヘブライ語もうまくなって、社会進出しちゃうと夫婦の関係が悪くなっちゃうみたいだって」
タシュケントの空港で*エチオピ*ムをここまで聞くとは想像もしなかった。いや、*エチオピ*ムという言説が彼らを目の前にせず第三者が語る中にこそあると思えば、純粋な*エチオピ*ムが語られる場であったのかもしれない。

それまで一言も話していなかった女性が「彼らってファラシュムラって言うの？え？じゃあユダヤ人じゃないの？」。私ははじめた、「ファラシュムラって言うのは、元々はユダヤ人だったんだけど、、、」とその時チェックインが始まるアナウンスが入った。彼女にとってはファラシュムラはユダヤ人なんだろうか、きちんとした回答を得られないまま、私は置き去りにするしかなかった。

誰もいなかった目の前のカウンターが準備に入ると、そこにあるタシュケントでも、そこにはいない"ロシアの家族"、*エチオピ*ムでも、すぐ目の前にいる兵役を終えて旅に出る若者でもなく、そのカウンターの向こうに見えるホームに視線が向いた、
「Home is calling」「あなたを呼んでいる」

あとがき

やっとおわった〜。博士論文書くぞ！と夫婦で誓ってあっという間の一年、多くのことを犠しながら猛進した一年だった。

私は長年学生をした経験があるが、振り返ってもこの一年の集中度に勝る一年はどこにもたらない。「そのうちいつか」という思いと、学生であるという安心からか、全く覚悟がなかったと思う。調査に出かければいわゆる刺激はいくらでも転がっているわけで、それを学問や論文うものに展開させるまでのエネルギーも、そしてやはり覚悟がなかったのだと思う。

働きながらここまでできたのは、新しいスタートのために一度しっかり終わらせる、この先のに踏ん張る、という呼吸が夫婦で常に合っていたことに尽きる。呼吸が乱れていたら途中で簡あきらめることはできた。一緒にいれば幸せで満たされる家族との時間があればあるほど、そ間を犠牲にすることは時に正しくないことのようにも感じるからだ。「一人じゃないんだよ」というしと、今ではないこの先へ、と常に引っ張ってもらえたことで何とかここまで来れた。ありがとう。

それにしても、最後がつらかった。その中でご指導いただいた先生方には心からお礼を申げたい。社会人で研究することのつらさは、議論する相手がいないということ。時間のやりくりまくなる分、広く発展させる可能性は随分と限られていると思う。そうした議論したい、という希かなえるために忙しい時間を割いてくださった方々には本当に感謝したい。

鈴木佳秀先生には、新潟大学修士課程在学中から常に勇気を与えていただきましてありうございます。一度アカデミックの道を離れる時にも、そして今回覚悟をしなおして挑戦する時相談いただき、「覚悟と決意でやりきるしかありませんよ」という励ましのお言葉も頂きここまでくことができました、ありがとうございます。

よし、これで終われる。そして始められる。今日まで応援してくださった皆様、ありがとうございます。そして、いつも「この先を楽しみにしよう」といい続けてくれたかみさん、たまに「寝てない？」話越しで心配してくれた娘に、これで一緒に歩みだせることの喜びとともに、ありがとう。

2007年1月11日

樋口義彦

参考文献

Al-Haj Majid 1985 Ethnic Relations in an Arab Town in Israel in "*Study in Israeli ethnicity: After the ingathering*" edit by Alex Weingrod Gordon and Breach Science Publishers, London.

Anteby-Yemini,Lissa 2005 From Ethiopian Villagers to Global Villagers: Ethiopian Jews in Israel. in Levy Andre and Weingrod Alex eds. *Homelands and Diasporas: Holy Lands and Other Places*, Stanford University Press

Appadurai, Arjun 1996 *Modernity at Large:Cultural Dimensions of Globalizaion*, Minneapolis: University of Minnesota Press

Arent, Hanna 1994(1963) *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil* Penguin Books

Ashkenazi Michael and Weingrod Alex 1984 *Ethipian Immigrants in Beer Sheva:* An Anthropological Study of the Absorption Process (Booklet)

Ben-Amos Avner and Bet-El Ilana 2005 Commemoration and National Identity:Memorial Ceremonies in Israeli Schools in Levy Andre and Weingrod Alex eds. *Homelands and Diasporas: Holy Lands and Other Places*, Stanford University Press

Ben-Zvi Institute for Study of Jewish Communities in the East 1985 『*Pe'Amim*』Studies in the Cultural Heritage of Oriental Jewry(The central topic of this issue is the history and culture of the Jews of Ethiopia)(Hebrew)

Central Bureau of Statistic 2000 *Statistical Abstract of Israel* No.51

Central Bureau of Statistics 2005 *Statistical Abstract of Israel* No.56

Central Bureau of Statistic 2006b *Statistical Abstract of Israel* http://www.cbs.gov.il

Chatzarot Josef edit. 1999 *Ulpan Program for Ethiopian Olim* for Adult Education

Program, Ministry of Education, Culture and Sports, Jerusalem (Not published)

Clifford, James 1997 Diaspora In Routes:Travel and Translation in *Late Twenties Century,* ed. J Clifford, pp.244-77. Cambridge. Mass, and London: Harvard University Press

Cohen Eric. 1983 Ethnicity and Legitimation in Contemporary Israel in Jerusalem Quarterly 24:21-34

Deleve-Gandelman, Tsilli 1989 Ulpan is not *Berlitz* in Social Science Information Vol.28 No.1

Dolverg Lilach 1990 Establishment of listining Center in Ulpan for Ethiopian Immigrants in Basok Idan eds. Hed Ulpan by Adult Education Bureau, Ministry of Education and Culture,Autumn Vol.60:pp68-84 (Hebrew)

Eisenstadt, S.N 1954 *The Absorption of Immigrants.* London

Eisenstadt, S.N. 1983 Some Comments on the "Ethnic" problem in Israel in Israel Social

Eisenstadt, S.N. 1967 *Israeli Society*: Publication Series in the History of Zionism and the Yishuv, The Institute of Contemporary Jewry, The Hebrew University of Jerusalem. Weidenfeld and Nicolson

Friedman, Daniel 1999 The case of the Falas Mura, in Tudor Parfitt and Emanuela Trevisan semi edit. *The Beta Israel in Ethiopia and Israel: The studies on Ethiopian Jews* Curzon Pres

Gilroy Paul 1994 *The Black Atlantic: Modernity and Double consciousness,* London: Verso

Goldstein, Judith L 1985 Iranian Ethnicity in Israel: The Performance of Identity" in "*Study in Israeli ethnicity: After the ingathering*" edit by Alex Weingrod Gordon and Breach Science Publishers, London.

Gorni, Yosef. 2001 The "Melting Pot" in Zionist Thought, Israel Studies 6.3, Fall

Hall,Stuart, and P.Du Gay. 1996 *Questions of Cultural Identity*. London: Sage
(邦訳は宇波彰監訳『カルチュラル・アイデンティティの諸問題』大村書店 2001)

Halper, Jeff 1985 The Absorption of Ethiopian Immigrants: A return to the fifties in Israel Social Science Research, Vol.3(1-2) pp112-139

Handelman Don 1994 Contradictions between Citizenship and Nationality: Their Consequences for Ethnicity and Inequality in Israel in International Journal of Politics, Culture and Society" Vol 7, No. 3, p.441-p459

Holowitz,Ruth Tamar 1977 Immigrants in Transition: The Israeli Absorption Center in International Migration 15(4)

Horowitz, Tamar 1996 Value-Oriented Parameters in Migration Policies in the 1990s: The Israeli Experience. in International Migration 34(4):513-537

Kaplan, Steven 1992 *The Beta Israel(Falasha) in Ethiopia:From earliset times to the twentieth century*New York University Press,New York and London

Leshem Elazar and Shuval Judish T. eds. 1998 *Immigration to Israel Sociological Perspective,* Volume VIII Studies of Israeli Society. Transaction Publisher.

Leshem, Elazar 1994 "The Israeli Public's attitudes toward the new immigrants of the 1990s in Social Security, 3, p164-188"

Levy Andre 1997 Diasporas through Anthropological Lenses: Contexts of Postmodernity in Pattie, Susan P, Faith in *History: Armenians Rebuilding Community*. Washington and London: Smithsonian Institution Press

Levy Andre and Weingrod Alex eds. 2005 *Homelands and Diasporas: Holy Lands and Other Places,* Stanford University Press

Lomsky-Feder Edna and Rapoport Tamar 2001 Homecoming, Immigration and the National Ethos: Russian-Jewish Homecomers reading Zionism in Anthropological

Quarterly, January Vol.74 Number 1

Ministry of Finance, 1991 Absorption Data

Mi-Ami Naami 2005 To accelerate Aliyah of Falashmura Principle Background for committee on Aliyah, Kilitah, and diaspora Knesset Research Information Center (Hebrew)

Oppenheimer Jonathan 1985 The Druze in Israel as Arabs and Non-Arabs: Manipulation of Categories of identity in a Non-Civil state in "*Study in Israeli ethnicity: After the ingathering*" edit by Alex Weingrod Gordon and Breach Science Publishers, London.

Piterberg, Gabriel 1996 "Domestic Orientalism: The Representation of 'Oriental' Jews in Zionist/Israeli Historiography," British Journal of Middle Eastern Studies, Vol.23 (2), 125-145

Prime Minister Office and Ministry of Aliyah and Klitah 2004 *Giyur in Israel*: In the tradition, the practice and the legal issues (Hebrew)

REUBEN Alcalay 1996 *The Complete Hebrew-English Dictionary* MISKAL-Publishing and Distribution Ltd. Tel-Aviv

Safran William 1991 Diasporas in Modern Societies: Myths of Homeland and Return. in Diaspora 1(1):83-99

Salamon, Hagar 1999a Repeating of Racial recognition in Alexander Tamar edit. Jerusalem Research: Jewish Folklore, Hebrew University (Hebrew) pp125-pp146

Salamon, Hagar 1999b *The Hyena People:Ethiopian Jews in Christian Ethiopian* University of California Press

Seeman, Don 1997 One people, One blood: Religious Conversion, Public Health, and the Immigration as Social Experience for Ethiopian Jews Ph.D. Thesis submitted to Harvard University

Shachar Ayelet 2000 "Citizenship and membership in the Israeli polity" in *From migrants to citizens : membership in a changing world* edit by T. Alexander Aleinikoff, Douglas Klusmeyer. Carnegie Endowment for International Peace Washington, D.C. pp.386-433

Smooha Sammy 1972 Black Panthers: The Ethnic Dilemma, in Society, Vol. 9:121-134, Israel: Pluralism and Conflict

Somech, Alex 1998 Decline in Proportion of Jews among Soviet Immigrants, Ha'aretz(イスラエルの日刊紙 12.June

Soysal Yasemin Nuhoglu 2000 Citizenship and identity: living in diasporas in post-war Europe? in Ethnic and Racial Studies Volume 23 Number 1 January pp1-15

Teshome G. Wagaw 1993 *For Our Soul:Ethiopian Jews in Israel*(Jewish Folklore and anthropology series, Wayne State University Press. Detroit,Michigan

The Jewish Agency for Israel 1968 The rights of the Oleh: Laws, directives and facilities concerning olim and temporary residents Aliyah and Absorption Department (Not published)

Toledano, Henry 1973 Time to Stir the Melting Pot, in Curtis and Chertoff eds. *Israel: Structure and change.* New Brunswick: Transaction Books.

Tzahor,Zeev 1995 Ben-Gurion's Mythopoeticsin Robert Wistrich and David Ohana eds.

Weingrod Alex eds 1985 *Study in Israeli ethnicity: After the ingathering* Gordon and Breach Science Publishers, London.

Weinroub, Yehud 1992 *The Jewish Agency and Aliyah*: An Update the Jewish Agency for Israel Press Division Office of Spokesman

Weinroub, Yehud 1993 *The Jewish Agency and Aliyah*: An Update the Jewish Agency for

Israel　Press Division Office of Spokesman

Witz　Yechiam　1995 Political Dimensions of Holocaust memory in Israel During the 1950s, in Robert Wistrich and David Ohana eds. *The Shaping of israeli Identity* London:Frank cass pp 129-145

アキバ・オール(広河隆一・幸松菊子訳)　1984　『誰がユダヤ人か』　話の特集(原題は The unJewish State)

アドルシュタイン・アルノン　2006　「過ちの繰り返し」　Ynet ニュース(5 月 12 日)(Hebrew)

アルチュセール(西川長夫訳)　1975　『国家とイデオロギー』　福村出版

クネセットプロトコル「アリヤー/クリター及びディアスポラ問題検討委員会」2003 年 6 月 19 日 10 時より 12 時「議題：エチオピア出身オリムの改宗について」(Hebrew)

コーヘン・ロビン角谷多佳子訳(駒井洋監)　2001　『グローバルディアスポラ』明石書店

テッサ・モーリス=鈴木(大川正彦訳) 2000　『辺境から眺める:アイヌが経験する近代』三陽社

ピエール・ノラ編(谷川稔訳) 2001『記憶の場:フランス国民意識の文化=社会史』岩波書店(全三巻

マーシャル T.H./ボットモア T.,　1993　『シチズンシップと社会階級』法律文化社

石川准　1992　『アイデンティティ・ゲーム-存在証明の社会学』　新評論

市川裕　1994　「移民の私的身分とイスラエルの宗教法体系ーエチオピア・ユダヤ人の事例を通して」池田明史編『イスラエル国家の諸問題』アジア経済研究所

上野千鶴子　2005　『脱アイデンティティ』剄草書房

上野俊哉 1999 『ディアスポラの思考』 筑摩書房

臼杵陽 1998 『見えざるユダヤ人：イスラエルの東洋』平凡社選書

臼杵陽 1999a 「アシュケナジーム」沼野充義編 『ユダヤ学のすべて』 新書館

臼杵陽 1999b 「イスラエルにおける宗教、国家、そして政治-「誰がユダヤ人か」問題とその法制化をめぐって-」『国際政治』第 121 号「宗教と国際政治」pp95-107

臼杵陽 1999c 「ミズラヒーム」沼野充義編 『ユダヤ学のすべて』 新書館

臼杵陽 2002 「シオニズムからイスラエル建国へ」手島勲矢編『わかるユダヤ学』日本実業出版社

臼杵陽 2004 「現代ディアスポラの諸問題 ユダヤ人とイスラエル人の相克 」『民族の二十世紀：二〇世紀における諸民族文化の伝統と変容』

奥山眞知 2002『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東信堂

岡倉登志 1999 『エチオピアの歴史』明石書店

轡田竜蔵 2002 「レイシズム/エスニシティ」 姜尚中編『ポストコロニアリズム』作品者(思想読本[4]

工藤哲 2006 「戸籍なく２歳に：父親「娘は自分の子」『毎日新聞』 東京版(31)12 月 24 日

栗本英世 2004 「スーダンとエチオピアにおける民族の二〇世紀」『民族の二十世紀：二〇世紀における諸民族文化の伝統と変容』

酒井直樹他編 1996 『ナショナリティの脱構築』 柏書房(パルマケイア叢書 5)

笹川陽平 2006 「比残留２世に日本国籍を」(発言席)『毎日新聞』 東京版(5)(12 月 24 日)

澤田愛子 2005 『夜の記憶:日本人が聴いたホロコースト生還者の証言』創元社

立山良司 1999　『揺れるユダヤ人国家:ポストシオニズム』　文藝春秋出版

谷川稔　1999　『国民国家とナショナリズム』　山川出版社（世界史リブレット 35）

東京都立大学人文学会編　1999　シンポジウム:「国民国家論」・「国民の物語」を考える　討論　『人文学報』第 296 号　歴史学編第 27 号佐々木隆爾教授記念論文集

長沼宗昭 1999　「ユダヤ人という存在と国民国家」『人文学報』第 296 号　歴史学編第 27 号佐々木隆爾教授記念論文集　東京都立大学人文学部

西川長夫 1998　『国民国家論の射程-あるいは〈国民〉という怪物について』　柏書房

西川長夫・松宮秀治編　1995　『幕末明治期の国民国家形成と文化変容』　新曜社

早坂隆　2006　『世界の日本人ジョーク集』　中央公論新社

細見和之 1999　『アイデンティティ/他者性』　岩波書店(思考のフロンティア)

村岡崇光 1982　「エチオピア教会」; 前島信次他編『オリエント講座 3　渦巻く諸宗教』学生社

山森みか 2002　『非日常の国イスラエルの日常生活』新教出版

渡辺公三 2003　『司法的同一性の誕生』　人文書院

判決文

ビニヤミン　シャリット vs 内務大臣、登録局事務員、ハイファ市　最高裁判決文 58/68:1970 年 1 月 23 日(Hebrew)

ラファエル　タムリン　vs　イスラエル国　最高裁判決文：民事上告 630/70　:1972 年 1 月 20 日(Hebrew)

リオラ・ゴールドマン　vs　内務省、アブラハム・ポラズ内務大臣　最高裁判決文 (6539/03):2004 年 9 月 27 日(Hebrew)

巻末資料

資料1　国家樹立宣言1948年

הכרזת העצמאות של ישראל

בארץ-ישראל קם העם היהודי, בה עוצבה דמותו הרוחנית,
הדתית והמדינית, בה חי חיי קוממיות ממלכתית, בה יצר נכסי תרבות
לאומיים וכלל-אנושיים והוריש לעולם כולו את ספר הספרים הנצחי.

לאחר שהוגלה העם היהודי מארצו בכוח הזרוע שמר לה אמונים בכל ארצות
פזוריו, ולא חדל מתפילה ומתקווה לשוב לארצו ולחדש בתוכה את חירותו
המדינית.

מתוך קשר היסטורי ומסורתי זה חתרו היהודים בכל דור לשוב ולהיאחז
במולדתם העתיקה; ובדורות האחרונים שבו לארצם בהמונים, וחלוצים,
מעפילים ומגינים הפריחו נשמות, החיו שפתם העברית, בנו כפרים וערים,
והקימו יישוב גדל והולך השליט על משקו ותרבותו, שוחר שלום ומגן על עצמו,
מביא ברכת הקידמה לכל תושבי הארץ ונושא נפשו לעצמאות
ממלכתית.

בשנת תרנ"ז (1897) נתכנס הקונגרס הציוני לקול קריאתו שלה הוגה חזון
המדינה היהודית תאודור הרצל, והכריז על זכות העם היהודי לתקומה
לאומית בארצו.

זכות זו הוכרה בהצהרת בלפור מיום ב' בנובמבר 1917 ואושרה במנדט
מטעם חבר הלאומים, אשר נתן במיוחד תוקף בין-לאומי לקשר ההיסטורי שבין העם
היהודי לבין ארץ-ישראל ולזכות העם היהודי להקים מחדש את ביתו הלאומי.

השואה שנתחוללה על עם ישראל בזמן האחרון, בה הוכרעו לטבח מיליונים
יהודים באירופה, הוכיחה מחדש בעליל את ההכרח בפתרון בעיית העם היהודי
מחוסר המולדת והעצמאות על-ידי חידוש המדינה היהודית בארץ-ישראל,
אשר תפתח לרווחה את שערי המולדת לכל יהודי ותעניק לעם היהודי
מעמד של אומה שוות-זכויות בתוך משפחת העמים.

שארית הפליטה שניצלה מהטבח הנאצי האיום באירופה, ויהודי ארצות
אחרות לא חדלו להעפיל לארץ-ישראל, על אף כל קושי, מניעה וסכנה, ולא
פסקו לתבוע את זכותם לחיי כבוד, חירות ועמל-ישרים במולדת עמם.

במלחמת העולם השנייה תרם היישוב העברי בארץ את מלוא חלקו למאבק
האומות השוחרות חירות ושלום נגד כוחות הרשע הנאצי, ובדם חייליו
ובמאמצו המלחמתי קנה לו את הזכות להימנות עם העמים מייסדי ברית
האומות המאוחדות.
ב-29 בנובמבר 1947 קיבלה עצרת האומות המאוחדות החלטה המחייבת
הקמת מדינה יהודית בארץ-ישראל; העצרת תבעה מאת תושבי
ארץ-ישראל לאחוז בעצמם בכל הצעדים הנדרשים מצדם הם לביצוע
ההחלטה. הכרזה זו של האומות המאוחדות בזכות העם היהודי להקים את
מדינתו אינה ניתנת להפקעה.

זוהי זכותו הטבעית של העם היהודי להיות ככל עם ועם עומד ברשות
עצמו במדינתו הריבונית.

לפיכך נתכנסנו, אנו חברי מועצת העם, נציגי היישוב העברי
והתנועה הציונית, ביום סיום המנדט הבריטי על ארץ-ישראל,
ובתוקף זכותנו הטבעית וההיסטורית ועל יסוד החלטת

国家樹立宣言

עצרת האומות המאוחדות אנו מכריזים בזאת על הקמת
מדינה יהודית בארץ-ישראל, היא **מדינת ישראל**.

אנו קובעים שהחל מרגע סיום המנדט, הלילה, אור ליום שבת ו'
אייר תש"ח, 15 במאי 1948, ועד להקמת השלטונות הנבחרים והסדירים
של המדינה בהתאם לחוקה שתיקבע על-ידי האספה המכוננת הנבחרת
לא יאוחר מ-1 באוקטובר 1948 – תפעל מועצת העם כמועצת מדינה
זמנית, ומוסד הביצוע שלה, מנהלת העם, יהווה את הממשלה הזמנית
של המדינה היהודית, אשר תיקרא בשם **ישראל**.

מדינת ישראל תהא פתוחה לעלייה היהודית ולקיבוץ גלויות;
תשקוד על פיתוח הארץ לטובת כל תושביה; תהא מושתתת על
יסודות החירות, הצד והשלום לאור חזונם של נביאי ישראל; תקיים
שוויון זכויות חברתי ומדיני גמור לכל אזרחיה בלי הבדל דת, גזע ומין;
תבטיח חופש דת, מצפון, לשון, חינוך ותרבות; תשמור על המקומות
הקדושים של כל הדתות; ותהיה נאמנה לעקרונותיה של מגילת
האומות המאוחדות.

מדינת ישראל תהא מוכנה לשתף פעולה עם המוסדות והנציגים
של האומות המאוחדות בהגשמת החלטת העצרת מיום 29 בנובמבר
1947 ותפעל להקמת האחדות הכלכלית של ארץ-ישראל בשלמותה.

אנו קוראים לאומות המאוחדות לתת יד לעם היהודי בבניין
מדינתו ולקבל את מדינת ישראל לתוך משפחת העמים.

אנו קוראים – גם בתוך התקפת-הדמים, הנערכת עלינו זה
חודשים – לבני העם הערבי תושבי מדינת ישראל לשמור על השלום
וליטול חלקם בבניין המדינה על יסוד אזרחות מלאה ושווה ועל יסוד
נציגות מתאימה בכל מוסדותיה, הזמניים והקבועים.

אנו מושיטים יד שלום ושכנות טובה לכל המדינות השכנות
ועמיהן, וקוראים להם לשיתוף פעולה ועזרה הדדית עם העם העברי
העצמאי בארצו. מדינת ישראל מוכנה לתרום חלקה במאמץ המשותף
לקידמת המזרח התיכון כולו.

אנו קוראים אל העם היהודי בכל התפוצות להתלכד סביב
היישוב בעלייה ובבניין ולעמוד לימינו במערכה הגדולה על הגשמת
שאיפת הדורות לגאולת ישראל.

מתוך ביטחון בצור ישראל הננו חותמים בחתימת ידינו
לעדות על הכרזה זו, במושב מועצת המדינה הזמנית
על אדמת המולדת, בעיר תל-אביב, היום הזה, ערב שבת,
ה' אייר תש"ח, 14 במאי 1948.

דוד בן-גוריון

דניאל אוסטר, מרדכי בנטוב, יצחק בן-צבי, אליהו ברלין, פריץ ברנשטיין, הרב וולף גולד, מאיר גרבובסקי, יצחק גרינבוים, ד"ר אברהם גרנובסקי, אליהו דוברין, מאיר וילנר-קובנר, זרח ורהפטיג, הרצל ורדי, רחל כהן, הרב קלמן כהנא, סעדיה כובאשי, הרב יצחק מאיר לוין, מאיר דוד לוינשטיין, צבי לוריא, גולדה מאירסון, נחום ניר, צבי סגל, הרב יהודה ליב הכהן פישמן, דוד צבי פנקס, אהרן ציזלינג משה קולודני, אליעזר קפלן, אברהם קצנלסון, פליכס רוזנבליט, דוד רמז, ברל רפטור, מרדכי שטנר, בן-ציון שטרנברג, בכור שיטרית, משה שפירא, משה שרתוק.

* חוק השבות, תש"י - 1950

1. הזכות לעליה

כל יהודי זכאי לעלות ארצה.

2. אשרת עולה

(א) העליה תהיה על פי אשרת עולה

(ב) אשרת עולה תינתן לכל יהודי שהביע את רצונו להשתקע בישראל, חוץ

אם נוכח שר העליה שהמבקש -

(1) פועל נגד העם היהודי; או

(2) עלול לסכן בריאות הציבור או בטחון המדינה.

3. תעודת עולה

(א) יהודי שבא לישראל ולאחר בואו הביע את רצונו להשתקע בה, רשאי, בעודו בישראל, לקבל תעודת עולה.

(ב) הסייגים המפורשים בסעיף 2 (ב) יחולו גם על מתן תעודת עולה, אלא לא ייחשב אדם למסכן בריאות הציבור לרגל מחלה שלקה בה אחרי בואו לישראל.

4. תושבים וילדים

כל יהודי שעלה לארץ לפני תחילת תקפו של חוק זה, וכל יהודי שנולד בארץ

בין לפני תחילת תקפו של חוק זה ובין לאחריה, דינו כדין מי שעלה לפי חוק זה.

5. ביצוע ותקנות

שר העליה ממונה על ביצוע חוק זה, והוא רשאי להתקין תקנות בכל הנוגע לביצועו וכן למתן אשרות עולה ותעודות עולה לקטינים עד גיל 18.

---

* נתקבל בכנסת ביום כ' בתמוז תש"י (5 ביולי 1950), הצעת החוק ודברי הסבר נתפרסמו בהצעות חוק 48 מיום י"ב בתמוז תש"י (27.5.50), עמ' 189.

חוק השבות (תיקון), תשי"ד - 1954 *

1. תיקון סעיף 2

בסעיף 2 (ב) לחוק השבות, תש"י - 1950[1]

(ב) (1) בסוף פסקה (2), במקום הנקודה יבוא נקודה-ופסיק ואחריהם המלה "או";

(2) אחרי פסקה (2) תיווסף פסקה זו:

"(3) בעל עבר פלילי העלול לסכן את שלום הציבור".

בסעיף 2 ובסעיף 5 לחוק, במקום "שר העליה" יבוא "שר הפנים". 2. תיקון סעיפים 2 ו-5

---

* נתקבל בכנסת ביום כ"ד באב תשי"ד (23 באוגוסט 1954);
הצעת החוק ודברי הסבר נתפרסמו בה"ח 192, תשי"ד, עמ' 88.

[1] ס"ח 51, תש"י, עמ' 159.

חוק השבות (תיקון מס' 2), תש"ל - 1970 *

בחוק השבות תש"י - 1950[1], אחרי סעיף 4 יבוא: 1. הוספת סעיפים 4א ו-4ב

4א. (א) הזכויות של יהודי לפי חוק זה והזכויות של עולה לפי חוק האזרחות, תשי"ב - 1952 [2], וכן הזכויות של עולה לפי כל חיקוק אחר, מוקנות גם לילד ולנכד של יהודי, לבן זוג של יהודי ולבן זוג של ילד ושל נכד של יהודי; להוציא אדם שהיה יהודי והמיר דתו מרצון. "זכויות בני משפחה

(ב) אין נפקא מינה אם יהודי שמכוחו נתבעת זכות לפי סעיף קטן (א), בעודו בחיים או לאו ואם עלה ארצה או לאו.

(ג) הסייגים והתנאים הקבועים לגבי יהודי או עולה בחוק זה או על פיו או בחיקוקים כאמור בסעיף קטן (א), יחולו גם על מי שתובע זכות זכות לפי סעיף קטן (א).

4ב. לענין חוק זה, "יהודי" - מי שנולד לאם יהודיה או שנתגייר, והוא אינו בן דת אחרת". הגדרה

בסעיף 5 לחוק השבות, תש"י - 1950, בסופו יבוא "תקנות לענין 2. תיקון

סעיפים 4א ו-4ב טעונות אישור ועדת החוקה, חוק ומשפט של הכנסת". סעיף 5

3. תיקון חוק מרשם האוכלוסין תשכ"ה - 1965

בחוק מרשם האוכלוסין, תשכ"ה - 1965 [3], אחרי סעיף 3 יבוא:

"סמכות רישום והגדרה

3א. (א) לא יירשם אדם כיהודי לפי לאומו או דתו אם הודעה לפי חוק זה או רישום אחר שבמרשם או תעודה ציבורית מראים כי הוא אינו יהודי, כל עוד לא נסתרו ההודעה, הרישום או התעודה האמורים לנחת דעתו של פקיד הרישום הראשי או כל עוד לא נקבע אחרת בפסק-הדין הצהרתי של בית משפט או בית דין מוסמך.

(ב) לענין חוק זה וכל רישום או תעודה לפיו, "יהודי" - כמשמעותו בסעיף 4ב לחוק השבות, תש"י - 1950.

(ג) אין בסעיף זה כדי לגרוע מרישום שנעשה לפני תחילתו."

---

* נתקבל בכנסת ביום ב' תש"ל (10 במרס 1970); הצעת החוק ודברי הסבר פורסמו בה"ח 866, תש"ל, עמ' 36.

[1] ס"ח תש"י, עמ' 159; ס"ח תשי"ד, עמ' 174.

[2] ס"ח תשי"ב, עמ' 146.

[3] ס"ח תשכ"ה, עמ' 270.

Law of Return 5710-1950

*Right of aliyah***

1. Every Jew has the right to come to this country as an oleh**.

Oleh's visa

2. (a) Aliyah shall be by oleh's visa.

(b) An oleh's visa shall be granted to every Jew who has expressed his desire to settle in Israel, unless the Minister of Immigration is satisfied that the applicant

(1) is engaged in an activity directed against the Jewish people; or

(2) is likely to endanger public health or the security of the State.

Oleh's certificate

3. (a) A Jew who has come to Israel and subsequent to his arrival has expressed his desire to settle in Israel may, while still in Israel, receive an oleh's certificate.

(b) The restrictions specified in section 2(b) shall apply also to the grant of an oleh's certificate, but a person shall not be regarded as endangering public health on account of an illness contracted after his arrival in Israel.

Residents and persons born in this country

4. Every Jew who has immigrated into this country before the coming into force of this Law, and every Jew who was born in this country, whether before or after the coming into force of this Law, shall be deemed to be a person who has come to this country as an oleh under this Law.

Implementation and regulations

5. The Minister of Immigration is charged with the implementation of this Law and may make regulations as to any matter relating to such implementation and also as to the grant of oleh's visas and oleh's certificates to minors up to the age of 18 years.

DAVID BEN-GURION
Prime Minister

MOSHE SHAPIRA
Minister of Immigration

YOSEF SPRINZAK
Acting President of the State
Chairman of the Knesset

* Passed by the Knesset on the 20th Tammuz, 5710 (5th July, 1950) and published in Sefer Ha-Chukkim No. 51 of the 21st Tammuz, 5710 (5th July. 1950), p. 159; the Bill and an Explanatory Note were published in Hatza'ot Chok No. 48 of the 12th Tammuz, 5710 (27th June, 1950), p. 189.

** Translator's Note: Aliyah means immigration of Jews, and oleh (plural: olim) means a Jew immigrating, into Israel.

Law of Return (Amendment 5714-1954)*

Amendment of section 2(b)

1. In section 2 (b) of the Law of Return, 5710-1950** -

(1) the full stop at the end of paragraph (2) shall be replaced by a semi-colon, and the word "or" shall be inserted thereafter ;

(2) the following paragraph shall be inserted after paragraph (2):

"(3) is a person with a criminal past, likely to endanger public welfare.".

Amendment of sections 2 and 5

2. In sections 2 and 5 of the Law, the words "the Minister of Immigration" shall be replaced by the words "the Minister of the Interior".

MOSHE SHARETT
Prime Minister

YOSEF SERLIN
Minister of Health
Acting Minister of the Interior

YITZCHAK BEN-ZVI
President of the State

* Passed by the Knesset on the 24th Av, 5714 (23rd August, 1954) and published in Sefer Ha-Chukkim No. 163 of the 3rd Elul, 5714 (1st September, 1954) p. 174; the Bill and an Explanatory Note were published in Hatza'ot Chok No. 192 of 5714, p. 88.

** Sefer Ha-Chukkim No. 51 of 5710, p. 159, LSI vol. IV, 114.

Law of Return (Amendment No. 2) 5730-1970*

Addition of sections 4A and 4B

1. In the Law of Return, 5710-1950**, the following sections shall be inserted after section 4:

"Rights of members of family

4A. (a) The rights of a Jew under this Law and the rights of an oleh under the Nationality Law, 5712-1952***, as well as the rights of an oleh under any other enactment, are also vested in a child and a grandchild of a Jew, the spouse of a Jew, the spouse of a child of a Jew and the spouse of a grandchild of a Jew, except for a person who has been a Jew and has voluntarily changed his religion.

(b) It shall be immaterial whether or not a Jew by whose right a right under subsection (a) is claimed is still alive and whether or not he has immigrated to Israel.

(c) The restrictions and conditions prescribed in respect of a Jew or an oleh by or under this Law or by the enactments referred to in subsection (a) shall also apply to a person who

claims a right under subsection (a).

Definition

4B. For the purposes of this Law, "Jew" means a person who was born of a Jewish mother or has become converted to Judaism and who is not a member of another religion."

Amendment of section 5

2. In section 5 of the Law of Return, 5710-1950, the following shall be added at the end: "Regulations for the purposes of sections 4A and 4B require the approval of the Constitution, Legislation and Juridical Committee of the Knesset.".

Amendment of the Population Registry Law, 5725-1965

3. In the Population Registry Law, 5725-1965****, the following section shall be inserted after section 3:

"Power of registration and definition

3A. (a) A person shall not be registered as a Jew by ethnic affiliation or religion if a notification under this Law or another entry in the Registry or a public document indicates that he is not a Jew, so long as the said notification, entry or document has not been controverted to the satisfaction of the Chief Registration Officer or so long as declaratory judgment of a competent court or tribunal has not otherwise determined.

(b) For the purposes of this Law and of any registration or document thereunder, "Jew" has the same meaning as in section 4B of the Law of Return, 5710-1950.

(c) This section shall not derogate from a registration effected before its coming into force.".

GOLDA MEIR
Prime Minister
Acting Minister of the Interior

帰還法 (1950)

SHNEUR ZALMAN SHAZAR
President of the State

* Passed by the Knesset on 2nd Adar Bet, 5730 (10th March, 1970) and published in Sefer Ha-Chukkim No. 586 of the 11th Adar Bet, 5730 (19th March, 1970), p. 34; the Bill and an Explanatory Note were published in Hatza'ot Chok No. 866 of 5730, p. 36.

** Sefer Ha-Chukkim of 5710 p. 159 - LSI vol. IV, p. 114; Sefer Ha-Chukkim No. 5714, p. 174 - LSI vol. VIII, p. 144.

*** Sefer Ha-Chukkim of 5712, p. 146 ; LSI vol. VI, p. 50.

**** Sefer Ha-Chukkim of 5725, p. 270 ; LSI vol. XIX, p. 288.

חוק מרשם האוכלוסין, תשכ"ה - 1965

פרק א': מרשם

1. פרשנות ותחולה (תיקון: תשכ"ח)

(א) בחוק זה -

"תושב" - מי שנמצא בישראל כאזרח ישראלי או על פי אשרת-עולה או תעודת-עולה, או על פי רשיון לישיבת-קבע.

(ב) לענין חוק זה יראו כתושב גם אדם אחר הנמצא כחוק בישראל, אך לא יראו כתושב את מי שנמצא בה על פ רשיון לישיבת-מעבר או לישיבת-ביקור או על פי דרכון-חוץ דיפלומטי.

(ג) הוראות חוק זה המקנות זכויות לתושב או המטילות עליו חובות או הנוגעות לתושב יחולו גם על אזרח ישראלי שאיננו תושב.

2. המרשם ופרטי הרישום

(א) במרשם האוכלוסין יירשמו הפרטים הבאים הנוגעים לתושב וכל שינוי בהם:

(1) שם המשפחה, השם הפרטי והשמות הקודמים;

(2) שמות ההורים;

(3) תאריך הלידה ומקומה;

(4) המין;

(5) הלאום;

(6) הדת;

(7) המצב האישי (רווק, נשוי, גרוש או אלמן);

(8) שם בן-הזוג;

(9) שמות הילדים, תאריכי לידתם ומינם;

(10) אזרחות או אזרחויות, של עכשיו ושקדמו;

(11) המען;

(12) תאריך הכניסה לישראל;

(13) התאריך שבו נהיה לתושב כאמור בסעיף 1(א).

(ב) תושב שנרשם לראשונה ייקבע לרישומו מספר-זהות.

3. המרשם ראיה לכאורה

הרישום במרשם, כל העתק תמצית ממנו וכן כל תעודה שניתנה לפי חוק זה יהיו ראיה לכאורה לנכונות פרטי הרישום המפורטים בפיסקאות (1) עד (4) ו-(9) עד (13) לסעיף 2.

3א. סמכות רישום והגדרה (תיקון: תש"ל)

(א) לא יירשם אדם כיהודי לפי לאומו או דתו אם הודעה לפי חוק זה או רישום אחר שבמרשם או תעודה ציבורית מראים כי הוא אינו יהודי, כל עוד לא נסתרו ההודעה, הרישום או התעודה האמורים להנחת-דעתו של פקיד-הרישום הראשי או כל עוד לא נקבע אחרת בפסק-דין הצהרתי של בית-משפט או בית-דין מוסמך.

(ב) לענין חוק זה וכל רישום או תעודה לפיו, "יהודי" - כמשמעותו בסעיף 4ב לחוק השבות, תש"י-1950.

(ג) אין בסעיף זה כדי לגרוע מרישום שנעשה לפני תחילתו.

4. פקידי רישום ^3^

שר הפנים ימנה פקיד-רישום ראשי ופקיד-רישום לניהול המרשם לפי הוראות חוק זה.

פרק ב': מסירת הודעות

5. חובה להודיע פרטי רישום

כל תושב חייב למסור לפקיד-רישום תוך שלושים יום מיום כניסתו לישראל לראשונה, ואם היה לתושב לאחר כניסתו לישראל - מיום שהיה לתושב, הודעה על פרטי הרישום שלו לפי סעיף 2, ואם נכנס או היה לתושב כשבחסותו קטין או בגיר שאינו מסוגל למלא חובתו לפי סעיף זה, ימסור גם הודעה על פרטי הרישום שלהם.

6. הודעה על לידה בישראל

הודעה על לידה שאירעה בישראל תימסר לפקיד-רישום תוך עשרה ימים; ההודעה תימסר על ידי האחראי על המוסד שבו אירעה הלידה, או - על ידי הורי הילוד, הרופא והמיילדת שטיפלו בלידה - אם אירעה במקום אחר; ההודעה תכלול את פרטי הרישום של הילוד ופרטים אחרים שייקבעו בתקנות, באישור ועדת הפנים של הכנסת.

7. הודעה על פטירה בישראל (תיקון: תש"ם)

הודעה על פטירה בישראל תימסר תוך 48 שעות למי שהוסמך להוציא את רשיון הקבורה לפי פי פקודת בריאות

העם, 1940, ואם לא נדרש רשיון קבורה - לפקיד רישום; ההודעה תימסר על ידי האחראי על המוסד שבו אירעה הפטירה, על ידי הרופא שקבע את דבר המוות, ובאין רופא - על ידי מי היה נוכח בזמן הפטירה; ההודעה תכלול את פרטי הרישום של הנפטר ופרטים אחרים שייקבעו בתקנות, באישור ועדת הפנים של הכנסת.

8. הגדרת "מוסד"
"מוסד", לענין סעיפים 6 ו-7 - לרבות בית-חולים, בית-סוהר, מוסד ציבורי או דתי, מוסד צדקה, מעון כמשמעותו בחוק הפיקוח על מעונות, תשכ"ה-1965, ובית-מלון; ודינם של כלי-רכב, כלי-שיט או של כלי-טיס ציבוריים, כדין מוסד.

9. אסופי
תינוק שנמצא עזוב, כל אדם שהתינוק הגיע לרשותו לראשונה חייב למסור לפקיד-רישום, תוך עשרה ימים הודעה על פרטי הרישום של התינוק הידועים לו וכל ידיעה שברשותו בענין לידתו של התינוק.

10. מציאת חלל
קיבלה המשטרה הודעה על מציאת חלל, לפי סעיף 21 לחוק לתיקון סדרי הדין הפלילי (חקירת פשעים וסיבות-מוות), תשי"ח-1958, תמסור לפקיד-רישום כל ידיעה שבידה בענין פרטי הרישום של החלל.

11. לידה בחוץ-לארץ
תושב שנולד לו ילד בחוץ-לארץ חייב למסור לפקיד-רישום תוך שלושים יום הודעה על פרטי הרישום של ילדו.

12. פטירה בחוץ-לארץ
תושב שנפטר בחוץ-לארץ, חייבים בן-זוגו, בניו והוריו, שהם תושבים, למסור הודעה על כך לפקיד- רישום תוך שלושים יום מהיום שבו נודע להם דבר הפטירה.

13. אימוץ
תושב שאימץ ילד בחוץ-לארץ חייב למסור לפקיד-רישום תוך שלושים יום הודעה על פרטי הרישום של הילד ולהמציא לפקיד הרישום את האסמכתה לאימוץ; והוא הדין אם בוטל אימוץ של ילד בחוץ- לארץ.

14. עזיבת הארץ
תושב בגיר היוצא את הארץ כדי להשתקע בחוץ-לארץ יודיע כל כך לפקיד-רישום; ההודעה תכלול גם את ילדיו הקטינים היוצאים עמו.

15. מסירת מסמכים על פעולות רשמיות (תיקון: תש"ם) בפעולות המנויות להלן תמסור הרשות הנוגעת בדבר לפקיד-רישום תוך 14 יום מיום הפעולה, העתק המסמך המעיד עליה, בצירוף פרטים שיפורסמו בתקנות הדרושים לזיהוי הנוגע בדבר; ואלה הפעולות:
(1) שינוי שם, בחירת שם או קביעת שם לפי חוק השמות, תשט"ז-1956;
(2) נישואין שנרשמו לפי פקודת הנישואין והגירושין (רישום);
(3) המרת דת שנרשמה לפי פקודת העדה הדתית (המרה);
(4) התאזרחות או ויתור על האזרחות לפי חוק האזרחות, תשי"ב-1952;
(5) (בוטל).

16. מסירת העתקים של פסקי דין והצהרות
נתן בית-משפט או בית-דין דתי החלטה המצהירה על שינוי בפרטי הרישום של אדם או החלטה שיש בה שינוי כאמור, ימסור בית-המשפט או בית-הדין העתק מהחלטתו לפקיד-הרישום הראשי; וכן ייעשה בהעתק של צו-אימוץ, תעודת-גירושין והצהרת-מוות.

17. חובה להודיע על שינויים
חל שינוי שלא כאמור בסעיפים 15 ו-16 בפרטי הרישום של תושב, חייב הוא למסור לפקיד-רישום הודעה על השינוי תוך שלושים יום; ואם היה בחסותו קטין או בגיר שאינו מסוגל למלא תובתו לפי סעיף זה - ימסור גם הודעה על שינוי פרטי הרישום שלהם.

18. שחרור מחובת הודעה
(א) מסירת הודעה לפי סעיף מסעיפי פרק זה על ידי אחד החייבים במסירתה פוטר את השאר.
(ב) מסירת הודעה לפי סעיף 7 שיש בה פרטים על בן-זוגו של הנפטר פוטר את בן-הזוג מחובת מסירת הודעה על התאלמנותו.

פרק ג': סמכויות פקיד-רישום

19. דרישת ידיעות והצהרות
פקיד-רישום רשאי לדרוש ממי שמסר הודעה לפי פרק ב' ומכל אדם אחר שהיה חייב במסירתה, אף אם הוא פטור מכוח סעיף 18 או שעברה התקופה הקבועה למסירת ההודעה - (1) למסור לו כל ידיעה או מסמך שברשותו הנוגעים לפרטי הרישום שאליו מתייחסת ההודעה, זולת אם היה בידיעה או במסמך כדי להפלילו;

(2) לתת הצהרה בכתב או בעל-פה על אמיתות ידיעה או מסמך שמסר.

19א. הגדרה (תיקון: תשכ"ז) בסעיפים 19ב עד 19ה, "תעודה ציבורית" כמשמעותה בפקודת העדות.

19ב. **רישום ראשון** (תיקון: תשכ"ז)

(א) פרט רישום של תושב הנרשם לראשונה יירשם על פי תעודה ציבורית שהוצגה לפקיד הרישום, ובאין תעודה כזאת - על פי הודעה שנמסרה לפי הסעיפים 5 עד 14.

(ב) נתבקש פקיד הרישום לרשום פרט-רישום על פי הודעה בלבד, ואחרי שהפעיל סמכויותיו לפי סעיף 19 היה לו יסוד סביר להניח שההודעה אינה נכונה, יסרב לרשום על פיה; אולם לגבי המצב האישי לא יסרב כאמור אלא אם עמדה ההודעה בסתירה לרישום אחר שבמרשם או לתעודה ציבורית המעידה על הפרט הנדון.

19ג. רישום שינויים (תיקון: תשכ"ז) שינוי בפרט-רישום של תושב יירשם על פי מסמך שנמסר לפי הסעיפים 15 או 16 או על פי הודעה לפי סעיף 17 שהציגו יחד אתה תעודה ציבורית המעידה על השינוי; ואולם שינוי של מען יירשם גם על פי הודעה בלבד.

19ד. תיקון רישום (תיקון: תשכ"ז) מבלי לפגוע כאמור בסעיף 19ה או בסעיף 23, לא יתוקן רישום במרשם אלא לבקשת התושב שהרישום מתייחס אליו ועל פי תעודה ציבורית המעידה שהרישום לא היה נכון.

19ה. רישום על פי יזמת פקיד הרישום הראשי (תיקון: תשכ"ז, תשנ"ה)

(א) נוכח פקיד-הרישום הראשי כי פרט או שינוי של פרט החייב רישום לא נרשם או שרישומו או תיקון רישומו אינו שלם או עומד בסתירה לרישום אחר שבמרשם או לתעודה ציבורית, רשאי הוא, מיזמתו ולאחר שברר את הדבר ונתן לכל מי שהפרט מתייחס אליו הזדמנות להשמיע טענותיו ולהביא ראיותיו - לרשום את הפרט או את שינוי הפרט או להשלים או לתקן את הרישום ובלבד שרישום שנעשה על פי תעודה ציבורית לא ישונה, לא יושלם ולא יתוקן לפי סעיף-קטן זה אלא על פי תעודה ציבורית המעידה על אותו פרט.

(ב) לגבי הלאום, הדת או המצב האישי לא יעשה פקיד-הרישום הראשי כאמור בסעיף-קטן (א) אלא בהסכמת מי שהפרט מתייחס אליו, או על פי פסק-דין הצהרתי של בית-המשפט לעניני משפחה שניתן לבקשתו של פקיד-הרישום הראשי; הבקשה תוגש לבית-המשפט לעניני משפחה שבתחום-שיפוטו נמצא מען האדם שהפרט מתייחס אליו; היא תוגש ותתברר בבקשה בדרך המרצה, וכל מי שהפרט מתייחס אליו יהיה משיב.

(ג) פקיד-הרישום הראשי או פקיד-רישום רשאי, אם ראה צורך דחוף לעשות כן, לרשום מיזמתו מענו של תושב, לשנותו או לתקנו, על אף האמור בסעיף-קטן (א), ובלבד שנתן לתושב הודעה מוקדמת של שבעה ימים.

19ו. ציון אסמכתה (תיקון: תשכ"ז) במרשם תצויין האסמכתה לכל רישום של המצב האישי ושל פרט-רישום אחר שנקבע בתקנות.

20. רישום אימוץ

אומץ ילד, יירשמו במרשם ובכל תעודה לפי חוק זה מאמציו כהוריו והמאומץ כילדם של מאמציו, ובשם שנקבע לו בצו האימוץ.

20א. רישום ילד על פי הסכם לנשיאת עוברים (תיקון: תשנ"ו)

(א) ניתן צו לפי חוק הסכמים לנשיאת עוברים (אישור הסכם ומעמד היילוד), התשנ"ו-1996, יירשמו במרשם פרטי הרישום הקבועים בצו.

(ב) שר הפנים רשאי לקבוע הוראו בתקנות לגבי הליכי הרישום לרבות רישום זמני עד למתן צו על ידי בית המשפט.

21. שם האב כשהאשה פנויה

שם אביו של ילד שנולד לאשה פנויה יירשם על פי הודעת האב והאם כאחד, או על פי פסק-דין של בית משפט או בית-דין מוסמך.

22. שם האב כשהאשה נשואה

לא יירשם אדם כאביו של ילד שנולד לאשה שהיתה נשואה לאדם זולתו בתוך 300 יום שלפני יום הלידה, אלא על פי פסק-דין של בית-משפט או בית-דין מוסמך.

23. תיקון טעויות סופר

פקיד-רישום ראשי רשאי להורות על תיקון טעות-סופר והשמטת-סופר שחלו במרשם או בכל תעודה שניתנה לפי חוק זה.

פרק ד': תעודות זהות

24. זכות לקבל תעודת זהות (תיקון: תשמ"ג)

תושב הנמצא בישראל שמלאו לו 16 שנה חייב לקבל תעודת זהות; לא מלאו לו 16 שנה רשאי הוא לקבלה

בהסכמת נציגו כמשמעותו בסעיף 80 לחוק הכשרות המשפטית והאפוטרופסות, תשכ"ב-1962, או באישור פקיד-הרישום הראשי.

25. תוכנה של תעודת זהות (תיקון: תש"ל)
תעודת-זהות תכיל את פרטי הרישום שיקבע שר הפנים באישור ועדת החוקה, חוק ומשפט של הכנסת ופרטים נוספים שייקבעו ויאושרו כאמור; שמות הילדים יירשמו הן בתעודת-הזהות של אביהם והן בתעודת-הזהות של אמם; לכל תעודה יוצמד תצלום של בעל התעודה, חוץ מתעודה של אשה שהצהירה שאינה מצטלמת מטעמי דת; תעודת-הזהות תיחתם בחתימת-ידו של בעל התעודה או בטביעת-אצבעו.

26. תקופת תוקפן של תעודות זהות (תיקון: תש"ל)
שר הפנים רשאי לקבוע בתקנות את תקופת תקפן של תעודות-זהות ומועדים לעדכונן, להחלפתן ולפקיעת תקפן, והוא רשאי לעשות כן דרך כלל, או לסוגים לפי מועד הוצאתן של תעודות או גילם של בעליהן, או לפי מבחן אחר שיאושר על ידי ועדת החוקה, חוק ומשפט של הכנסת.

27. איסור רישום בתעודת זהות
לא יירשם דבר בתעודת-זהות אלא על פי הוראה שבחוק או בתקנות שהותקנו על ידי שר הפנים.

28. סמכות ליטול תעודת זהות
(א) פקיד-רישום רשאי לדרוש מבעל תעודת-זהות שימציא אותה לו לשם ציון של שינוי בפרט- רישום, או כשהתעודה נתבלתה או פקע תקפה, או כשהתצלום שוב אינו מתאר כנכון את בעל התעודה.
(ב) היה פקיד-רישום סבור, אגב טיפול בתעודת-זהות, שנעשה בה שינוי, תיקון, הוספה או מחיקה שלא כדין, רשאי הוא לעכבה תחת ידו עד לגמר הבדיקה.

פרק ה': קבלת ידיעות

29. ידיעות
(א) כל אדם רשאי לקבל ידיעה בנוגע לרישום לגביו במרשם וכן העתק או תמצית מן הרישום.
(ב) כל אדם רשאי לקבל ידיעה על שמו ומענו של כל אדם הרשום במרשם.
(ג) אדם שיש לו לכאורה ענין בדבר רשאי לקבל ידיעה על תאריך לידתו של אדם הרשום במרשם ועל פרטי-רישום אחרים שייקבעו בתקנות.

30. תעודות לידה ופטירה
(א) מי שנולד בישראל והוא רשום במרשם, רשאי לקבל תעודת-לידה.
(ב) מי שיש לו לכאורה ענין בדבר רשאי לקבל תעודת-לידה או תעודת-פטירה של זולתו הרשום במרשם, אם הלידה או הפטירה אירעה בישראל.

31. עיון במרשם ^2^
המרשם והמסמכים שבו לא יהיו פתוחים לעיון אלא למפורטים להלן ולצורך מילוי תפקידם:

(1) שר הפנים או מי שהשר הסמיכו לכך;
(2) שר הבטחון או מי שהשר הסמיכו לכך;
(3) היועץ המשפטי לממשלה או נציגו;
(4) המפקח הכללי של המשטרה או מי שהמפקח הסמיכו לכך;
(5) מי שבית-משפט או בית-דין דתי הסמיכו לכך לענין פלוני העומד ותלוי לפניהם;
(6) רושם-נישואין או מי שהרושם הסמיכו לכך.

32. ידיעות על אימוץ

אין בסעיפים 29 עד 31 כדי לגרוע מהוראות סעיף 27 לחוק אימוץ ילדים, תש"ך-1960, ופרטים העשויים להביא לזיהויו של מאמץ, של מאומץ או של הוריו וקרוביו האחרים לא ייגלו אלא לאנשים הנקובים באותו סעיף; שר הפנים יתן הוראות שמטרתן לאפשר לרושם-נישואין, או לאדם פלוני שידיעת אותן הוראות דרושה לו למילוי תפקידו ברישום-נישואין, להיוודע אם מועמד-לנישואין פלוני הוא מאומץ.

פרק ו': עבירות

33. שימוש פלילי בתעודת זהות מי שעשה אחת מאלה, דינו - מאסר שנה אחת:
(1) מסר את תעודת-הזהות שלו או חלק ממנה לאדם אחר למטרה בלתי-חוקית;
(2) שינה, תיקן, הוסיף או מחק שלא כדין רישום בתעודת-זהות;
(3) השמיד במזיד תעודת-זהות או חלק ממנה.

34. החזקת תעודת זהות שנעשה בה שינוי

המחזיק תעודת-זהות שלו לאחר שנעשה בו שינוי, תיקון, הוספה או מחיקה שלא כדין ולא הוכיח כי ההחזקה היתה בתום-לב, דינו - מאסר ששה חדשים.

35. עבירות שונות (תיקון: תשמ"ג)

(א) מי שגילה תכנן של הוראות שר הפנים, כאמור בסעיף 32, לאדם שאינו רושם - נישואין, או אדם שידיעת אותן הוראות דרושה לו למילוי תפקידו ברישום-נישואין, דינו - אם הוא עובד-ציבור - מאסר שלוש שנים ואם הוא איננו עובד-ציבור - מאסר שלושה חדשים.

(ב) מי שעשה אחת מאלה, דינו - מאסר שלושה חדשים:

(1) הציג לזיהויו תעודת-זהות של אדם אחר כאילו היתה שלו;

(2) מסר לענין חוק זה ידיעה, מסמך או הודעה ביודעין שאינם נכונים;

(3) סירב שלא כדין לדרישת פקיד-רישום לפי סעיף 19;

(4) נדרש על ידי פקיד-רישום להמציא לו תעודת-הזהות שלו לפי סעיף 28(א), ולא עשה כן במועד שנקבע לכך בדרישה.

(5) לא קיבל תעודת זהות לפי סעיף 24.

(ג) מי שלא מסר, במועד שנקבע לכך, הודעה שהיה חייב למסרה לפי הסעיפים 5-7, 9, 11-13 ו-17, דינו - מאסר שבועיים או קנס 100 לירות.

36. (שולב בחוק לתיקון דיני עונשין (עבירות חוץ), תשט"ז-1955).

פרק ז': שונות

37. חידוש רישומים שאבדו

שר הפנים רשאי להתקין תקנות בדבר חידוש רישומים במרשם, בפנקס-לידות או בפנקס-פטירות שאבדו או נשמדו; לצורך חידוש כאמור תינתן ככל האפשר הזדמנות לכל הנוגע בדבר להשמיע טענותיו.

38. הטלת תפקידים על רשות מקומית

שר הפנים רשאי, בצו, להסמיך רשות מקומית פלונית לבצע תפקיד לפי חוק זה.

39. תקנות בענין רישום לידות ופטירות

(א) שר הפנים רשאי, בהסכמת שר הבריאות, להתקין תקנות בכל הנוגע לרישום לידות ופטירות, לרבות תקנות בדבר -

(1) הטפסים להודעת לידה או פטירה;

(2) צורתם של פנקסי הלידות והפטירות;

(3) צורתן של תעודות לידה ופטירה;

(4) רישום מאוחר של לידות ופטירות, לרבות לידות של תושבים שנולדו בקפריסין או במאוריציוס ועלו לישראל עד יום כ"ט באלול תש"ט (23 בספטמבר 1949).

(ב) תקנות לפי סעיף-קטן (א) בדבר לידות ופטירות שאירעו בכלי-שיט או כלי-טיס רשומים בישראל יותקנו גם בהסכמת שר התחבורה; תקנות בדבר רישום פטירות של חיילים יותקנו גם בהסכמת שר הבטחון.

40. שמירת דינים

רישום לפי חוק זה אינו פוגע בדיני איסור והיתר לעניני נישואין וגירושין.

41. פטור

שר הפנים רשאי לפטור סוגי בני-אדם מקיום הוראות חוק זה, כולן או מקצתן, במידה והדבר נראה לו דרוש לשם ביצוע אמנות בין-לאומיות שישראל צד להן.

42. (שולב בפקודת בריאות העם, 1940)

43. ביטול

פקודת מרשם התושבים, תש"ט-1949 - בטלה.

44. הוראות מעבר (תיקון: תש"ל)

(א) רישום התושבים שהתנהל לפי פקודת מרשם התושבים, תש"ט-1949, יהיה מתחילת תקפו של חוק זה חלק מן המרשם לפי חוק זה.

(ב) בהוראת כל דין שמדובר בה על רישום לפי פקודת מרשם התושבים, תש"ט-1949, קרי: לפי חוק מרשם האוכלוסין, תשכ"ה-1965, אם אין כוונה אחרת משתמעת.

(ג) פנקס-זיהוי שניתן לפי תקנות-שעת-חירום (רישום תושבים), תש"ח-1948, תעודת-זהות וכל תעודה אחרת שניתנו לפי פקודת מרשם התושבים, תש"ט-1949, או פקודת בריאות העם, 1940, יראו אותם כתעודות

(24) קצינת תנאי שירות זרועית;
(25) קצין ביקורת ההתייצבות במינהל הגיוס;
(26) קצין ביקורת ההתייצבות בלשכת גיוס אזורית;
(27) מש"ק תנאי שירות במדור הפרט במינהל הגיוס;
(28) מש"ק דיווח במינהל הגיוס;
(29) מש"ק תנאי שירות במדור הפרט בלשכת גיוס אזורית;
(30) מש"ק חוקר בלשכת גיוס אזורית;
(31) מש"ק דיווח וסימול בלשכת גיוס אזורית.

ההסמכה לעיין במרשם - בטלה.

^3^ פורסמו הודעות (י"פ תשנ"ה, 3737; תשנ"ו, 2044) בדבר מינוי פקיד רישום ראשי ופקידי רישום לפי סעיף 4 לחוק.

חוק החזקת תעודת זהות והצגתה, תשמ"ג-1982

ס"ח תשמ"ג, 20.

הגדרות **1.** בחוק זה –

"חייל" – כמשמעותו בחוק השיפוט הצבאי, תשט"ו-1955;

"קצין משטרה בכיר" ו"ראש רשות מקומית" – לרבות אדם שהוסמך על ידי אחד מהם בכתב לצורך חוק זה;

"תושב" ו"תעודת זהות" – כאמור בחוק מרשם האוכלוסין, תשכ"ה-1965.

החזקת תעודת זהות והצגתה **2.** תושב שמלאו לו 16 שנים חייב לשאת עמו תמיד תעודת זהות ולהציגה בפני קצין משטרה בכיר, ראש רשות מקומית, שוטר או חייל במילוי תפקידם, כשידרשו זאת ממנו.

תעודה של מי שאינו תושב **3.** מי שאינו תושב ומלאו לו 16 שנים ישא עמו תעודה רשמית המעידה על זהותו והנושאת את תצלומו, והוא חייב להציגה לפי דרישה כאמור בסעיף 2.

עונשין **4.** העובר על הוראות חוק זה, דינו – קנס 5,000 שקלים, ובלבד שלא יועמד אדם לדין על אי הצגת תעודה אם תוך חמישה ימים לאחר שנדרש לכך הוצגה התעודה לפני מי שדרש את הצגתה, או לפני שוטר בתחנת המשטרה, ונקבעה זהותו של האדם על פיה; נקבעה זהותו כאמור, יינתן לו, על פי דרישתו, אישור בכתב על כך בתחנת המשטרה.

תיקון חוק מרשם האוכלוסין **5.** הנוסח שולב בחוק מרשם האוכלוסין, תשכ"ה-1965.

ביצוע ותקנות **6.** **(א)** שר הפנים ממונה על ביצוע חוק זה והוא רשאי להתקין תקנות לביצועו.

(ב) לענין החובה לפי סעיפים 2 ו-3, רשאי שר הפנים לקבוע בתקנות, באישור ועדת הפנים

ואיכות הסביבה של הכנסת, תעודה רשמית אחרת כתעודה מזהה.

תחילה **7.** תחילתו של חוק זה ביום ט"ז בטבת תשמ"ג (1 בינואר 1983).

יצחק נבון	**מנחם בגין**	**יוסף בורג**
נשיא המדינה	ראש הממשלה	שר הפנים

מדינת ישראל

הלשכה המרכזית לסטטיסטיקה

הודעה לעיתונות

פקס' 02-6521340 http://www.cbs.gov.il info@cbs.gov.il

ירושלים, ג' בטבת תשס"ז
1 במאי 2006

ערב יום העצמאות ה-58:
למעלה מ-7 מיליון תושבים במדינת ישראל
Eve of 58th Independence Day:
Over 7 Million Residents in the State of Israel

מיום העצמאות ה-57 ועד ליום העצמאות ה-58:

- **אוכלוסיית ישראל גדלה בכ-118 אלף איש**
- **נולדו 138 אלף תינוקות**
- **הגיעו לישראל כ-21 אלף עולים**

שמות הקשורים ליום העצמאות:

- **השם "עצמאות" ניתן ל-7 ילדים בעיקר בתחילת שנות ה-50**
- **השמות: "מדינה" "תקווה" "ניצחונה" "דרור" ו"דרורה" ניתנו בשנים הראשונות למדינה לילדי יום העצמאות יותר מאשר לילדי יתר ימות השנה.**

ערב יום העצמאות ה-58 מונה אוכלוסיית מדינת ישראל כ- 7,026,000 תושבים[1]. אוכלוסיית ישראל גדולה כיום פי 8.7 מהאוכלוסייה בזמן הקמת המדינה – אז היו כ-806 אלף תושבים (כמחציתם חיים היום בארץ).

כ- 5,639,000 תושבים הם **"יהודים ואחרים"** שהם 80% מכלל האוכלוסייה: מתוכם 5,333,000 **יהודים** המהווים 76% מכלל האוכלוסייה, ועוד כ- 306,000 **"אחרים" שהם עולים וצאצאיהם אשר אינם רשומים כיהודים במשרד הפנים**, המהווים 4% מכלל האוכלוסייה. **האוכלוסייה הערבית** מונה כ- 1,387,000 תושבים שהם כ- 20% מכלל אוכלוסיית ישראל.

במהלך השנה האחרונה (מיום העצמאות ה-57 ועד ליום העצמאות ה-58) **גדלה אוכלוסיית ישראל בכ-118,000 תושבים**. רוב הגידול (104,000) נבע **מריבוי טבעי** (לידות פחות פטירות) של האוכלוסייה.
בתקופה זו נולדו בישראל **כ-138,000 תינוקות**.

---

[1] **אומדן אוכלוסייה זה אינו כולל את אוכלוסיית הזרים המתגוררת בישראל. אוכלוסייה זו נאמדה בסוף שנת 2004 בכ-179,000 נפש (חלקם שהו בישראל תקופה קצרה משנה).**

כתבו: ליאת רחבי וסופי פראן

הודעה זו מתפרסמת גם באתר הלמ"ס באינטרנט, בכתובת:
www1.cbs.gov.il/reader/newhodaot/hodaa_template.html?hodaa=200611092
לקבלת הסברים ניתן לפנות אל יחידת המידע בטל' 02-6592666, 050-6235124

כמו כן, הגיעו ארצה **כ-21,000 עולים**. מתוכם 9,300 עולים ממדינות בריה"מ (לשעבר), עוד כ-3,700 מאתיופיה, 2,500 מצרפת ו-2,000 מארה"ב.

נתונים אלו מתבססים על אומדנים ארעיים אשר עובדו בלשכה המרכזית לסטטיסטיקה במיוחד לקראת יום העצמאות ה-58.

תושבים ביישובים גדולים [2]

בשנת 1948 הייתה תל אביב העיר היחידה במדינה שמנתה מעל 100,000 תושבים – התגוררו בה 248,500 תושבים.

כיום 44% מסך כל האוכלוסייה בישראל מתגוררת בערים המונות 100,000 תושבים ומעלה – כ- 3,102,200 תושבים.

בישראל **חמש ערים גדולות המונות מעל 200,000 תושבים** כל אחת: ירושלים, תל אביב-יפו, חיפה, ראשון לציון ואשדוד. בחמש ערים אלו גרה רבע מכלל אוכלוסיית ישראל (1,786,000 נפש).

העיר	מספר תושבים ב-1948 [3]	מספר תושבים ב- 2005
ירושלים	84,000	718,900
תל-אביב-יפו	248,500	378,800
חיפה	98,600	267,700
ראשון לציון	11,100	219,800
אשדוד	-	200,800

האוכלוסייה הכפרית בישראל מונה 571,600 תושבים, שהם 8% מכלל האוכלוסייה. מתוכה, אוכלוסיית **הקיבוצים** מונה כ-118 אלף תושבים שהם פחות מ-2% מסך כל האוכלוסייה. בעת הקמת המדינה התגוררו בקיבוצים 6% מכלל האוכלוסייה.

שמות הקשורים ליום העצמאות

השם **עצמאות** ניתן ל-7 ילדים בעיקר בתחילת שנות החמישים. בשנים הראשונות למדינת ישראל ניתנו לילדי יום העצמאות שמות הקשורים ליום לידתם, השמות: **מדינה, תקווה, ניצחונה, דרור ודרורה** ניתנו לילדי יום העצמאות יותר מאשר לילדי יתר ימות השנה.

השם **עשור** ניתן ב-1958 ל-12 ילדים **ועשורה** ל-5 ילדות. השמות **ניצחון וניצחונה** ניתנו ל-13 ילדים ול-361 ילדות בהתאמה, שמות אלה ניתנו בעיקר ב-1967 אך גם ב-1956. השם צהל ניתן בעיקר ב-1967 שבה קיבלו 11 ילדים את השם, ובסך הכל ישנם 40 אנשים שזה שמם.

---

[2] על פי אומדני האוכלוסייה הארעיים לסוף 2005.

[3] נכון ל- 8.11.48 - תאריך המפקד. העיר אשדוד נוסדה בשנת 1955, ושנה לאחר היווסדה מנתה כ- 200 איש.

מדינת ישראל – משרד הפנים
מינהל האוכלוסין

בקשה לשינויים, השלמות ותיקונים בפרטי מרשם האוכלוסין

「住民登録情報変更願い」

פרטי האדם אודותיו מבוקשת הבקשה

מספר הזהות	

שם המשפחה	השם הפרטי	שם האב	שם האם	תאריך הלידה			ארץ הלידה	המצב האישי	המין
				שנה	חודש	יום		☐ רווק ☐ נשוי ☐ גרוש ☐ אלמן	☐ זכר ☐ נקבה

המען					מספר הטלפון
הישוב	הרחוב	מספר הבית	מספר הדירה	המיקוד	

אבקש לתקן / לשנות / להשלים את הפרט / הפרטים הרשומים להלן

הפרט	הפרט לפני התיקון	התיקון המבוקש	לשימוש המשרד תוקן ל-
שם המשפחה			
השם הפרטי			
שם האב			
שם האם			
המצב האישי			
תאריך הלידה			
מקום הלידה			
הדת			
הלאום			
אחר			

האסמכתאות המצורפות: _____

תאריך _____ שם המבקש _____ **מספר הזהות** | | | | | | | | |

חתימה _____

לשימוש המשרד

מר / 3

הלשכה האזורית ב- _____ **תאריך** _____ **שם מקבל הבקשה** _____

הבקשה אושרה / נדחתה ע"י _____ **תאריך** _____

האוכלוסייה בישראל, לפי שנים נבחרות, דת וקבוצת אוכלוסייה

THE POPULATION IN ISRAEL, BY SELECTED YEARS, RELIGION AND POPULATION GROUP

Thousands, Population at end of year — אלפים, אוכלוסייה בסוף השנה

קבוצת אוכלוסייה Population group		Religion								
אוכלוסייה ערבית Arab population	יהודים ואחרים(3) Jews and others(3)	ללא סיווג דת Religion unclassified	דרוזים Druze	Christians(2) נוצרים לא ערבים non Arab Christians	Christians(2) נוצרים ערבים Arab Christians	נוצרים(2) סך הכל Total	מוסלמים Moslems	יהודים Jews	סך כולל (1) Grand total (1)	
					156.0			716.7	872.7	(4)8 XI 1948
			14.5			34.0	111.5	1,013.9	1,173.9	1949
			15.0			36.0	116.1	1,203.0	1,370.1	1950
			15.5			39.0	118.9	1,404.4	1,577.8	1951
			26.3			51.3	174.9	1,981.7	2,234.2	(5)1961
			37.8			73.8	360.6	2,752.7	3,225.0	(5)1972
			68.0			95.9	542.2	3,412.5	4,118.6	(5)1983
1,004.9	4,607.4	66.0	92.2	19.1	101.4	120.6	811.2	4,522.3	5,612.3	(5)1995
1,037.7	4,720.2	84.0	94.5	20.1	103.3	123.4	839.9	4,616.1	5,757.9	1996
1,069.4	4,830.5	107.7	96.7	21.3	104.8	126.1	867.9	4,701.6	5,900.0	1997
1,105.4	4,936.0	128.7	99.0	22.1	106.6	128.7	899.8	4,785.1	6,041.4	1998
1,143.9	5,065.2	169.2	101.2	23.2	108.6	131.8	934.1	4,872.8	6,209.1	1999
1,188.7	5,180.6	201.5	103.8	23.7	111.4	135.1	970.0	4,955.4	6,369.3	(6)2000
1,227.5	5,281.3	230.9	106.3	25.4	113.1	138.5	1,004.6	5,025.0	6,508.8	2001
1,263.9	5,367.2	246.9	108.5	26.1	114.3	140.4	1,038.3	5,094.2	6,631.1	2002
1,301.6	5,446.8	254.6	110.8	26.7	115.7	142.4	1,072.5	5,165.4	6,748.4	2003
1,340.2	5,529.3	264.6	113.0	27.1	117.3	144.3	1,107.4	5,237.6	6,869.5	2004

Notes:

1. Population estimates do not include the foreign population residing in Israel. This population is estimated at the end of 2004, at approximately188,000 people (some stay in Israel for a period of less than a year).
2. Until 1994, the Christians also included persons not classified by religion in the Ministry of Interior.
3. The "Jews and others" population includes Jews, non-Arab Christians and those not classified by religion, since 1995 and over.
4. Date of population registration.
5. Census year.
6. Total population and Arab population since 2000 also includes Lebanese residents not classified by religion by the Ministry of Interior (2,500 residents at the end of 2004),

הערות:

1. הנתונים אינם כוללים עובדים זרים, שמספרם נאמד בכ- 188 אלף נפש בסוף שנת 2004 (חלקם שהו בישראל פחות משנה).
2. עד שנת 1994 נכללו בין הנוצרים גם מי שלא סווגו לפי דת במשרד הפנים.
3. אוכלוסיית "יהודים ואחרים" כוללת יהודים, נוצרים לא-ערבים ואוכלוסייה ללא סיווג דת, החל משנת 1995 ואילך.
4. תאריך רישום התושבים.
5. שנת מפקד.
6. סך כל האוכלוסייה והאוכלוסייה הערבית החל בשנת 2000 כוללים גם תושבים לבנונים אשר דתם לא סווגה במשרד הפנים (2,500 תושבים בסוף שנת 2004).

「メルカズ・クリターの位置

מרכזי קליטה

☆がエルサレム専用

קטגוריות עלייה על פי סוגי אשרה 1999-2003

1976-1973
1973
1984
1988
1990
1991
5/1992
6/1992
11/1992
6/1997
5/1998
12/1998
3/1999
6/1999
11/1999
8/2001
2/2002
2/2003

「伝統的社会エチオピアと近代的社会イスラエル」

近代的社会イスラエル	伝統的社会エチオピア
多くの住民は都市で生活	多くの住民は村で生活
核家族が独立し、大家族ではない	親戚が同じ村に居住
異なる職業に就き、多くは給与で生活を賄う	他人に頼ることなく、独自の家計を営む
	ケス、シュマギロッチ(長老)が婚姻を取り持つ権利を持つ
個人主義：家族内の境界がはっきりとしている	教育は相互責任のもとに行われる 問題に遭遇した際には集団的に解決する
生活の中心はシナゴーグではない	シナゴーグを中心に生活を営む
平等主義	年長者に対して尊敬の念をあらわす
子どもが中心 学習及び子どもの教育に重点をおく	年長者が中心。子どもは両親を手伝うことが求められる。勉強の代わりに、小さい頃から家計を支える仕事に従事する
間違いは生じる、生活のリズムは早く、変化はよく起こる	あせることなく、落ち着き耐える
直接的表現	文化・会話ともに間接的
感情表現を表す	謙虚な姿勢

身分証明書授与の式典

「身分証明書を受け取り喜ぶ少女達」

Jewish Agency Website より

「メルカズ・クリター・サピール入口」

と

「メルカズ・クリター・サピール外観」

警備員

トレーナー
(エチオピア出身)

ガイド・通訳
(エチオピア出身)

サポーター
(エチオピア出身)

社会福祉サービス

ボランティア

スタッフ組織図

スタッフの役割：オリム一人立ちへの準備

インジャラ

ブナ

訪問者規定

P1010017.JPG (2048x1536x16M jpeg)

左上から”モロッコ出身”のタリ、その右、説明するタリ、
下はミムナ”体験”のメルカズ・クリターのスタッフ

「ホロコーストの日前の街の看板」

「サピールでのホロコースト式典

「ミツペ宗教小学校内」

「ペサハ期間中のスーパー」

「国家樹立記念日前の放課後の様子」

2005年ランク一覧

集落	ランク	集落	ランク	集落	ランク
エベン・イェフダ	A	イェクナアム・エリット	B	キリヤット・ビアリック	B
エゾール	B	ヤブネ	C	キ・ティブオン	B
オール・イェフダ	A	イェフダ	A	キリヤット・ヤム	B
アシュドッド	C	エルサレム	A	(1999年キ・マラヒC)	
ブネイ・バラク	A	クファルサーバ	A	キ・モツキン	B
ベエル・ヤコブ	B	クファル・ヨナ	B	キ・イカロン	C
ベイト・シェメシュ	B	(1999年ロッドB)		リション・レツィオン	A
ビニヤミナ	C	ミグダル・ハエメック	C	ローシュ・ハアイン	A
バット・ヤム	A	モディイン	A	ラホボット	C
ガン・ヤブネ	B	マズケレット・バティヤ	B	ラムレ	C
ギブアット・ゼエブ	A	マアレ・アドミム	A	ラマット・ガン	A
ギバタイム	A	メバツェレット・ツィオン	A	ラマット・ハシャロン	A
ギブアット・シュムエル	A	ネス・ツィヨナ	A	ラアナナ	A
(1999年ガデラB)		ネシェル	B	テル・アビブ	A
ガネイ・ティクバ	A	ナタニヤ(1999年はA)	C		
ヘルツェリヤ	A	ナハリヤ	B		
ホッド・ハシャロン	A	アッコ	B		
ズィカロン・ヤコブ	B	パルデス・ハナ	C		
ハイファ	A	ペタハティクバ	A		
ハデラ	C	カディマ	B		
ホロン	A	キリヤット・オノ	A		
ティラット・カルメル	B	キリヤット・アタ	B		

※(1999年ガデラB)は1999年はBだが2005年は補助なしの意
※ナタニヤは2006年に補助なしへ

「キ・」はキリヤット

1999年アリヤー受け入れ省住宅部作成より

資料:2005住宅補助金ランク

アリヤー日付より二年以内のオリム家族

2005年

	マシュカンタ合計	マアナック 返済不要分	貸付金額 28年間で年率4%
ランク　A 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 274600 337,000 399,400	 235200 297,600 360,000	 39,400 39,400 39,400
ランク　B 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 231,400 289,000 346,600	 196,800 254,400 312,000	 34,600 34,600 34,600
ランクC 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 164,200 193,000 250,600	 125,800 154,600 212,200	 38,400 38,400 38,400
その他有資格者 オリムの家族 単身	 145,000 97,000	 111,400 87,400	 33,600 9,600

単位はシケル

その他有資格者は25歳以上が該当、アリヤーした息子の両親、独身など

資料:2005住宅補助金(アリヤー二年以内)

アリヤー日付より三年目のオリム家族

2005年

	マシュカンタ合計	マアナック 返済不要分	貸付金額 28年間で年率4%
ランク　A			
子どもなし家族	260,200	222,800	37,400
子ども3人まで	322,600	285,200	37,400
子ども4人以上	385,000	347,600	37,400
ランク　B			
子どもなし家族	217,000	185,300	31,700
子ども3人まで	274,600	242,900	31,700
子ども4人以上	332,200	300,500	31,700
ランクC			
子どもなし家族	149,800	115,200	34,600
子ども3人まで	187,600	144,000	34,600
子ども4人以上	236,200	201,600	34,600
その他有資格者			
オリムの家族	145,000	111,400	33,600
単身	97,000	87,400	9,600

単位はシケル

その他有資格者は25歳以上が該当、アリヤーした息子の両親、独身など

資料:2005住宅補助金(アリヤー三年目)

1999年ランク一覧

集落	ランク	集落	ランク	集落	ランク
エベン・イェフダ	A	イェクナアム・エリット	B	キリヤット・ビアリック	B
エゾール	B	ヤブネ	C	キ・ティブオン	B
オール・イェフダ	A	イェフダ	A	キリヤット・ヤム	B
アシュドッド	C	エルサレム	A	キ・マラヒ	C
ブネイ・バラク	A	クファルサーバ	A	キ・モツキン	B
ベエル・ヤコブ	B	クファル・ヨナ	B	キ・イカロン	C
ベイト・シェメシュ	B	ロッド	B	リション・レツィオン	A
ビニヤミナ	C	ミグダル・ハエメック	C	ローシュ・ハアイン	A
バット・ヤム	A	モディイン	A	ラホボット	C
ガン・ヤブネ	B	マズケレット・バティヤ	B	ラムレ	C
ギブアット・ゼエブ	A	マアレ・アドミム	A	ラマット・ガン	A
ギバタイム	A	メバツェレット・ツィオン	A	ラマット・ハシャロン	A
ギブアット・シュムエル	A	ネス・ツィヨナ	A	ラアナナ	A
ガデラ	B	ネシェル	B	テル・アビブ	A
ガネイ・ティクバ	A	ナタニヤ	A		
ヘルツェリヤ	A	ナハリヤ	B		
ホッド・ハシャロン	A	アッコ	B		
ズィカロン・ヤコブ	B	パルデス・ハナ	C		
ハイファ	A	ペタハティクバ	A		
ハデラ	C	カディマ	B		
ホロン	A	キリヤット・オノ	A		
ティラット・カルメル	B	キリヤット・アタ	B		

「キ・」はキリヤット

1999年アリヤー受け入れ省住宅部作成より

資料：1999年住宅補助金ランク

アリヤー日より三年以内メルカズクリター居住エチオピア出身オリム用

1999年

	マシュカンタ合計	マアナック 返済不要分	貸付金額 28年間で年率4%
ランク　A 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 286,000 351,000 416,000	 245,000 310,00 375,000	 41,000 41,000 41,000
ランク　B 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 241,000 301,000 361,000	 205,000 265,000 325,000	 36,000 36,000 36,000
ランクC 子どもなし家族 子ども3人まで 子ども4人以上	 171,000 201,000 261,000	 131,000 161,000 121,000	 40,000 40,000 40,000
その他有資格者 オリムの家族 単身	 151,000 101,000	 116,000 91,000	 35,000 10,000

単位はシケル

その他有資格者は25歳以上が該当、アリヤーした息子の両親、独身など

資料:1999年住宅補助金額